

総合オープン通信網サービス契約約款

令和6年4月1日

KDDI株式会社

目 次

第 1 章 総則

- 第 1 条 約款の適用
- 第 2 条 約款の変更
- 第 3 条 用語の定義

第 2 章 総合オープン通信網サービスの種類等

- 第 4 条 総合オープン通信網サービスの種類
- 第 5 条 総合オープン通信網サービスの品目等
- 第 6 条 外国における取扱制限

第 3 章 総合オープン通信網サービスの提供区間等

- 第 7 条 総合オープン通信網サービスの提供区間等

第 4 章 総合オープン通信網契約

第 1 節 第 1 種総合オープン通信網契約

- 第 8 条 削除
- 第 9 条 契約の単位
- 第 10 条 第 1 種総合オープン通信網契約申込の方法
- 第 11 条 第 1 種総合オープン通信網契約申込の承諾
- 第 11 条の 2 基本機能
- 第 12 条 端末回線の終端
- 第 13 条 端末回線の収容
- 第 14 条 第 1 種総合オープン通信網サービスの品目等の変更
- 第 15 条 加入契約回線又は端末回線の移転
- 第 16 条 削除
- 第 17 条 加入契約回線と当社の電気通信回線との接続
- 第 18 条～第 20 条 削除
- 第 21 条 第 1 種総合オープン通信網サービスの利用の一時中断
- 第 22 条 第 1 種総合オープン通信網サービス利用権の譲渡
- 第 23 条 第 1 種総合オープン通信網契約者が行う第 1 種総合オープン通信網契約の解除
- 第 24 条 当社が行う第 1 種総合オープン通信網契約の解除
- 第 25 条 その他の契約内容の変更
- 第 26 条 その他の提供条件

第 2 節 削除

第27条～第31条 削除

第3節 削除

第32条～第40条 削除

第4節 削除

第41条～第46条 削除

第5節 第5種総合オープン通信網契約

第47条 契約の単位

第48条 第5種総合オープン通信網契約申込の方法

第49条 第5種総合オープン通信網契約申込の承諾

第49条の2 第5種総合オープン通信網契約に基づく権利の譲渡の禁止

第50条 その他の契約内容の変更

第51条 その他の提供条件

第6節 削除

第52条～第57条 削除

第7節 第7種総合オープン通信網契約

第57条の2 契約の種別

第58条 第7種総合オープン通信網契約申込の方法

第59条 第7種総合オープン通信網契約申込の承諾

第59条の2 他社接続回線との接続

第59条の3 他社接続回線接続変更

第60条 その他の契約内容の変更

第61条 その他の提供条件

第8節 第8種総合オープン通信網契約

第62条 第8種総合オープン通信網契約申込の方法

第62条の2 契約の単位

第63条 第8種総合オープン通信網契約申込の承諾

第64条 その他の契約内容の変更

第64条の2 当社契約者回線の終端

第64条の3 当社契約者回線の収容

第64条の4 当社契約者回線の移転

第65条 その他の提供条件

第9節 第9種総合オープン通信網契約

第66条 契約の単位

第66条の2 第9種総合オープン通信網契約申込の方法

第67条 第9種総合オープン通信網契約申込の承諾

第68条 その他の契約内容の変更

第69条 その他の提供条件

第70条～第71条 削除

第10節 削除

第72条～第74条 削除

第11節 削除

第75条～第79条 削除

第5章 付加機能

第80条 付加機能の提供

第81条 付加機能の利用の一時中断

第82条 付加機能の接続休止

第6章 利用中止等

第83条 総合オープン通信網サービスの利用中止

第84条 総合オープン通信網サービスの利用停止

第85条 総合オープン通信網サービスの接続休止

第7章 通信

第1節 通信利用の制限等

第86条 通信利用の制限等

第86条の2 同上

第87条 当社又は協定事業者の契約約款等による制約

第88条 音声通信の品質

第2節 利用速度又は接続通信時間の測定等

第89条 利用速度又は接続通信時間の測定等

第3節 発信電気通信番号通知

第90条 発信電気通信番号通知

第8章 削除

第91条～第93条 削除

第9章 回線相互接続

第94条 回線相互接続

第10章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

第95条 料金及び工事に関する費用

第2節 料金等の支払義務

第96条 定額利用料の支払義務

第96条の2 ユニバーサルサービス料の支払義務

第96条の3 電話リレーサービス料の支払義務

第97条 利用料の支払義務

第98条 工事費の支払義務

第3節 料金の計算方法等

第99条 料金の計算方法等

第4節 割増金及び延滞利息

第100条 割増金

第101条 延滞利息

第5節 協定事業者に係る債権の譲受等

第102条 協定事業者に係る債権の譲受等

第11章 最低利用期間

第103条 最低利用期間

第12章 保守

- 第104条 総合オープン通信網契約者の維持責任
- 第105条 総合オープン通信網契約者の切分責任
- 第106条 修理又は復旧の順位

第13章 損害賠償

- 第107条 責任の制限
- 第108条 免責

第14章 雑則

- 第109条 承諾の限界
- 第110条 利用に係る総合オープン通信網契約者の義務
- 第111条 総合オープン通信網契約者からの端末回線等又は当社契約者回線の設置場所の提供等
- 第112条 総合オープン通信網契約者からの通知
- 第112条の2 総合オープン通信網契約者に係る情報の取得
- 第113条 総合オープン通信網契約者の氏名等の通知
- 第114条 協定事業者からの通知
- 第114条の2 注意喚起
- 第114条の3 送信型対電気通信設備サイバー攻撃への対処
- 第115条 総合オープン通信網契約者に係る情報の利用
- 第116条 協定事業者の電気通信サービスに係る料金等の回収代行
- 第117条 協定事業者による総合オープン通信網サービスに係る料金の回収代行
- 第118条 総合オープン通信網サービスの技術的事項及び技術資料の閲覧
- 第119条 法令に規定する事項
- 第120条 閲覧

第15章 附帯サービス

- 第121条 附帯サービス

別記

- 1 総合オープン通信網サービスの提供区間
- 2 加入契約回線と接続することができる当社が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線
- 3 削除
- 4 総合オープン通信網契約者の地位の継承
- 5 総合オープン通信網契約者の氏名等の変更
- 6 総合オープン通信網契約者の禁止行為
- 7 総合オープン通信網契約者からの端末回線等又は当社契約者回線の設置場所の提供等
- 8 自営端末設備の接続
- 9 自営端末設備に異常がある場合等の検査
- 10 削除
- 11 削除
- 12 自営電気通信設備の接続
- 13 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査
- 14 削除
- 15 削除
- 16 当社の維持責任
- 17 IPアドレス又はドメイン名に係る申請手続きの代行等
- 18 削除
- 19 利用明細書等の発行
- 20 協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行
- 21 端末設備の提供
- 22 新聞社等の基準
- 23 総合オープン通信網サービスに係る技術資料の項目
- 24 削除
- 25 カスタマコントロールの提供

料金表 通則

- 第1 基本利用料
 - 1 第1種総合オープン通信網サービスに係るもの
 - 2～4 削除
 - 5 第5種総合オープン通信網サービスに係るもの
 - 6 削除
 - 7 第7種総合オープン通信網サービスに係るもの
 - 8 第8種総合オープン通信網サービスに係るもの
 - 9 第9種総合オープン通信網サービスに係るもの
- 第2 付加機能利用料
- 第3 削除
- 第4 工事費
- 第5 附帯サービスに関する料金等

第6 ユニバーサルサービス料

第7 電話リレーサービス料

料金表別表 削除

別表1 総合オープン通信網サービスにおける基本的な技術的事項

別表2 削除

別表3 音声通信サービスⅠにおける本邦外又は特定衛星端末への通信に係る取扱い地域等

別表4 削除

別表5 削除

別表6 基本機能

別表7 当社が別に定める電気通信回線（番号変換サービスに係るもの）

別表8 当社が提供する端末設備の提供条件

附則

附則別表 削除

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、この総合オープン通信網サービス契約約款（以下「約款」といいます。）を定め、これにより総合オープン通信網サービス（当社がこの約款以外の契約約款等を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。

(注) 本条のほか、当社は、総合オープン通信網サービスに附帯するサービス（当社が別に定めるものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。）をこの約款により提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、民法の定めに従い、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。なお、当社は、変更後の約款及びその効力発生時期を、当社指定のホームページその他相当の方法において周知するものとし、変更後の約款は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。

2 当社は、事業法施行規則第22条の2の3第2項第1号に該当する場合であって、当社からの申出により提供条件の変更を行う場合、個別の通知及び説明に代え、当社の指定するホームページにその内容を掲示します。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 総合オープン通信網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号、音響又は影像の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備（7の2欄に定める契約事業者の卸電気通信役務に係る伝送路設備等を含みます。）をいいます。以下同じとします。）
4 総合オープン通信網サービス	総合オープン通信網を使用して行う電気通信サービス
5 総合オープン通信網サービス取扱所	総合オープン通信網サービスに関する業務を行う当社の事業所
6 総合オープン通信網契約	当社から総合オープン通信網サービスの提供を受けるための契約
7 総合オープン通信網契約者	当社と総合オープン通信網契約を締結しているもの
7の2 契約事業者	電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第29条第1項第10号に規定する卸電気通

	信役務を当社に提供する電気通信事業者（事業法第9条の登録を受けたもの又は事業法第16条第1項の届出をしたものをいいます。以下同じとします。）
8 相互接続点	<p>(1) 当社（契約事業者を含みます。以下この(1)において同じとします。）と当社以外の電気通信事業者との間の相互接続協定（事業法第33条第9項若しくは同条第10項又は第34条第4項の規定に基づき当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定を含みます。以下同じとします。）に基づく相互接続に係る電気通信設備の接続点</p> <p>(2) 当社のパワードイーサネットサービスに係るアクセス回線に係る電気通信設備と総合オープン通信網との接続点</p>
9 協定事業者	当社（別に定める場合に限りです。）又は当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
10 特定事業者	特定の協定事業者
11 携帯・自動車電話事業者	無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）第3条第1号に規定する携帯無線通信による電気通信サービスを提供する電気通信事業者
12 削除	削除
13 他社接続回線	加入契約回線（第7種総合オープン通信網サービスに係るものに限りです。）と接続する当社のイーサネット通信サービス契約約款に定めるイーサネットアクセス回線又は加入契約回線（第5種総合オープン通信網サービスのコースIに係るもの若しくは第9種総合オープン通信網サービスの帯域確保型に係るものに限りです。）と相互接続点を介して相互に接続する電気通信回線であって、協定事業者の専用サービス、デジタルデータ伝送サービス、DSLサービス、LAN型通信網サービス、データ伝送サービス、高速IPネットワークサービス、高速イーサネット専用サービス、イーサネット通信網サービス、高速イーサネット網サービス、イーサネット網サービス又はIP通信網サービスに係る契約に基づいて相互接続点と当該契約の申込者が指定する場所との間に設置されるもの
14 特定他社接続回線	特定事業者に係る他社接続回線であって、当社がその料金を設定するもの
15 取扱所交換設備	電気通信回線を收容するために総合オープン通信網サービス取扱所に設置される交換設備
16 端末回線	総合オープン通信網契約に基づいて設置される電気通信回線であって、その電気通信回線の終端（加入契約回線と接続するものを除きます。以下「端末回線の終端」といいます。）とその直近の総合オープン通信網サービス

	取扱所に設置する電気通信設備との間の電気通信回線
17 端局	端末回線を収容する総合オープン通信網サービス取扱所
18～19 削除	削除
20 第3種端末回線	1の部分の設置場所が収容される端局と同一の地域内にある端末回線（別表1（総合オープン通信網サービスにおける基本的な技術的事項）4（第8種総合オープン通信網サービス）に規定する技術的条件に係るものに限ります。）
21 加入契約回線	（1）相互接続点を介して他社接続回線と取扱所交換設備とを相互に接続するための電気通信設備 （2）端局を介して端末回線と取扱所交換設備とを相互に接続するための電気通信設備 （3）アクセスポイント（料金表第1（基本利用料）5（第5種総合オープン通信網サービスに係るもの）に定める特定通信限定利用型に係るものを除きます。）を介して別記2に定める当社が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線と取扱所交換設備とを相互に接続するための電気通信設備
22 当社契約者回線	取扱所交換設備とその取扱所交換設備が設置されている総合オープン通信網サービス取扱所内の当社が指定する場所（以下「当社契約者回線の終端」といいます。）との間に設置される電気通信回線
23 加入契約回線等	加入契約回線又は当社契約者回線
24 イーサネット回線	当社が別に定める電気通信事業者の電気通信設備を使用して当社が総合オープン通信網サービスの提供を行うために設置する電気通信回線
25 他社契約者回線	相互接続点を介して総合オープン通信網と相互に接続する電気通信回線であって、協定事業者の電話サービス、総合デジタル通信サービスに係る契約に基づいて当該協定事業者の事業所に設置される交換設備と当該契約の申込者が指定する場所との間に設置されるもの
26 利用回線	相互接続点を介して総合オープン通信網と相互に接続する電気通信回線であって、協定事業者のIP通信網サービスに係る契約に基づいて当該協定事業者の事業所に設置される交換設備と当該契約の申込者が指定する場所との間に設置されるもの
26の2 au契約者回線	当社又は沖縄セルラー電話株式会社のpov01.0通信サービス契約約款若しくはpov02.0通信サービス契約約款、au(5G)通信サービス契約約款又はau(LTE)通信サービス契約約款（以下あわせて「au約款」といいます。）に定める契約者回線（pov01.0通信サービス若しくはpov02.0通信サービス、5Gサービス、LTEサービス又はローミングに係るものであって5Gシングル及びLTEシングルのを除き

	ます。)注)ここに定める「契約者回線」には、当社又は沖縄セルラー電話株式会社より電気通信役務の提供を受けて提供するMVNOサービス（電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号。以下「報告規則」といいます。）に定める仮想移動電気通信サービスをいいます。以下同じとします。）に係る電気通信回線を含みます。
26の3 UQm契約者回線	当社又は沖縄セルラー電話株式会社のUQ Mobile通信サービス契約約款及びUQ Mobile通信サービスⅡ契約約款（以下「UQm約款」といいます。）に定める契約者回線（UQ Mobile通信サービス契約約款に定める契約者回線については、デュアルサービス又はローミングに係るものに限ります。）
27 公衆電話	協定事業者が街頭その他の場所に電話機等（電話機及びそれに付随する設備をいいます。以下同じとします。）を設置して公衆の利用に供する協定事業者の電気通信サービス
28 第1種総合オープン通信網契約	当社から第1種総合オープン通信網サービスの提供を受けるための総合オープン通信網契約
29 削除	削除
30 第1種総合オープン通信網契約者	当社と第1種総合オープン通信網契約を締結している総合オープン通信網契約者
31～36 削除	削除
37 第5種総合オープン通信網契約	当社から第5種総合オープン通信網サービスの提供を受けるための総合オープン通信網契約
38 第5種総合オープン通信網契約者	当社と第5種総合オープン通信網契約を締結している総合オープン通信網契約者
39～40 削除	削除
41 第7種総合オープン通信網契約	当社から第7種総合オープン通信網サービスの提供を受けるための総合オープン通信網契約（臨時第7種総合オープン通信網契約となるものを除きます。）
42 臨時第7種総合オープン通信網契約	30日以内の利用期間を指定して当社から第7種総合オープン通信網サービスの提供を受けるための総合オープン通信網契約
43 第7種総合オープン通信網契約者	当社と第7種総合オープン通信網契約又は臨時第7種総合オープン通信網契約を締結している総合オープン通信網契約者
44 第8種総合オープン通信網契約	当社から第8種総合オープン通信網サービスの提供を受けるための総合オープン通信網契約（臨時第8種総合オープン通信網契約となるものを除きます。）
45 臨時第8種総合オープン通信網契約	30日以内の利用期間を指定して当社から第8種総合オープン通信網サービスの提供を受けるための総合オープン通信網契約
46 第8種総合オープン	当社と第8種総合オープン通信網契約又は臨時第8種総

通信網契約者	合オープン通信網契約を締結している総合オープン通信網契約者
47 第9種総合オープン通信網契約	当社から第9種総合オープン通信網サービスの提供を受けるための総合オープン通信網契約
48 第9種総合オープン通信網契約者	当社と第9種総合オープン通信網契約を締結している総合オープン通信網契約者
49～52 削除	削除
53 特定装置	総合オープン通信網サービス取扱所に設置された特定のドメイン名管理装置及び情報の蓄積又は転送等を行う装置等
54 アクセスポイント	総合オープン通信網と当社の他の電気通信サービスに係る電気通信回線との接続点
55 ユーザID	第5種総合オープン通信網契約者を識別するための英字及び数字の組み合わせであって、当社が第5種総合オープン通信網契約に基づいて当該総合オープン通信網契約者に割当ててるもの
55の2 お客様ID	第5種総合オープン通信網契約者を識別するための英字及び数字の組み合わせであって、協定事業者が第5種総合オープン通信網契約に基づいて当該総合オープン通信網契約者に割当ててるもの
56 パスワード	第5種総合オープン通信網契約者を識別するための英字及び数字の組み合わせであって、当該総合オープン通信網契約者が当社に通知するもの
57 接続通信時間	他社契約者回線を使用して相互接続点又はアクセスポイントに接続し、通信を行った時間
58 月間累積接続通信時間	1ユーザIDごとに接続通信時間を料金月（1の暦月の起算日（当社が総合オープン通信網契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。以下同じとします。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）単位に通信が開始された順に累積したもの
59 他社接続通信	相互接続点を介して総合オープン通信網と相互に接続する協定事業者の電気通信設備を利用して行う通信
60 音声通信	インターネットプロトコルにより音響を伝送交換する通信
61 請求者	当社が提供する音声通信サービス（料金表第2（付加機能利用料）に定める音声通信サービスIをいいます。以下同じとします。）に係る音声通信を行う者
62 対話者	請求者が当社の提供する音声通信サービスに係る音声通信を行おうとする相手
63 ケーブル陸揚局	複数地点間の電気通信のために用いられる海底ケーブルの陸揚げを行う事業所
64 船舶地球局	当社の海事衛星通信サービス契約約款に定める海事衛星通信を取り扱う船舶に設置された地球局
65 削除	削除

66 携帯移動地球局	当社の携帯移動衛星通信サービス契約約款に定める携帯移動衛星通信を取り扱うために設置された地球局
67 固定衛星地球局	複数地点間の電気通信のために用いられる衛星回線（当社が指定する人工衛星を経由して設定される電気通信回線をいいます。以下同じとします。）の設定に係る地球局であって、船舶地球局及び携帯移動地球局以外のもの
68 独自ドメイン名	総合オープン通信網契約者が所有するドメイン名（株式会社日本レジストリサービス（以下「JPRS」といいます。）等によって割当てられる組織を示す名称をいいます。以下同じとします。）
69 IPアドレス	インターネットプロトコルバージョン4で定められているアドレス（インターネットで利用可能なものに限りません。）
70 IPv6アドレス	インターネットプロトコルバージョン6で定められているアドレス（インターネットで利用可能なものに限りません。）
71 端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
72 端末回線等	端末回線及び当社が設置する端末設備
73 自営端末設備	総合オープン通信網契約者が設置する端末設備
74 自営電気通信設備	電気通信事業者（電気通信回線設備を設置するものに限りません。）以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
75 技術基準等	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）、IPルーティングサービスに係る端末設備等の接続の技術的条件
76 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
77～78 削除	削除
79 ユニバーサルサービス料	電気通信事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務に係る交付金及び負担金算定等規則（平成14年6月19日総務省令第64号）により算出された額に基づいて、当社が定める料金
79の2 電話リレーサービス料	聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和2年法律第53号）に定める電話リレーサービスの提供の確保のための負担金に充てるために、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行規則（令和2年総務省令第110号）により算出された額に基づいて、当社が定める料金
80 IPv4／IPv6	取扱所交換設備において、IPv4パケットとIPv6

デュアルスタック機能	パケットの識別を行い、それぞれのパケットに係る通信を行うことができるようにする機能をいいます。
81 国際ネットワーク番号	ITU-T勧告E.164及びITU-T勧告E.164.1に基づきITUが割り当てる番号
82 国際ネットワーク	複数国に跨って提供されることを目的として国際ネットワーク番号を用いる電気通信サービス

第2章 総合オープン通信網サービスの種類等

(総合オープン通信網サービスの種類)

第4条 総合オープン通信網サービスには、次の種類があります。

<p>第1種総合オープン通信網サービス (商品名：KDDIインターネット イーサシェアライト、KDDIインターネット イーサシェア、KDDI WVS Virtualデータセンターセキュア・インターネット)</p>	<p>加入契約回線を使用して提供する総合オープン通信網サービスであって、かつその総合オープン通信網内の通信について通信帯域を確保しないもの</p>
<p>第5種総合オープン通信網サービス (商品名：KDDIインターネット Business-ISDNエコノミー、KDDIインターネット Business-DSLエコノミー又はKDDIインターネット イーサエコノミー)</p>	<p>利用回線又は端末回線(利用回線に相当するものに限ります。)を使用して行う総合オープン通信網サービスであって、かつその総合オープン通信網内の通信について通信帯域を確保しないもの</p>
<p>第7種総合オープン通信網サービス (商品名：KDDIインターネットゲートウェイ(専用線接続))</p>	<p>次のいずれかの電気通信回線を使用して提供する総合オープン通信網サービスであって、かつその総合オープン通信網内の通信について通信帯域を確保することができるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 削除 (2) 端末回線 (3) 別記2に定める当社が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線
<p>第8種総合オープン通信網サービス (商品名：KDDIインターネットゲートウェイ(データセンター接続))</p>	<p>当社契約者回線を使用して行う総合オープン通信網サービスであって、かつその総合オープン通信網内の通信について通信帯域を確保することができるもの</p>
<p>第9種総合オープン通信網サービス (商品名：KDDI Flexible Internet)</p>	<p>契約者が次のいずれかの接続方式のものを選択することにより提供される総合オープン通信網サービス(料金表第1(基本利用料)9に定めるものに限ります。)</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 帯域共有型FTTHアクセス (2) 帯域共有型フレッツアクセス (3) 帯域確保型

(総合オープン通信網サービスの品目等)

第5条 総合オープン通信網サービスには、料金表第1(基本利用料)に定める品目又は通信の態様による細目等があります。

(外国における取扱制限)

第6条 総合オープン通信網サービスの取扱いについては、外国の法令、外国の電気通信事業者の定める契約約款等により制限されることがあります。

第3章 総合オープン通信網サービスの提供区間等

(総合オープン通信網サービスの提供区間等)

第7条 当社の総合オープン通信網サービスは、別記1に定める提供区間において提供します。

- 2 総合オープン通信網サービスには、サービスが提供できる地域に限り（以下「サービス提供地域」といいます。）があります。
- 3 当社は、当社が指定する総合オープン通信網サービス取扱所において、総合オープン通信網サービスのサービス提供地域を閲覧に供します。

第4章 総合オープン通信網契約

第1節 第1種総合オープン通信網契約

第8条 削除

(契約の単位)

第9条 当社は、加入契約回線1回線ごとに1の第1種総合オープン通信網契約を締結します。この場合において、第1種総合オープン通信網契約者は、1の第1種総合オープン通信網契約につき1人に限ります。

(第1種総合オープン通信網契約申込の方法)

第10条 第1種総合オープン通信網契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を、契約事務を行う総合オープン通信網サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 総合オープン通信網サービスの種類
- (2) 第1種総合オープン通信網サービスの品目等
- (3) 削除
- (4) 削除
- (5) 端末回線の終端の設置場所（端末回線を使用する場合に限り。）
- (6) その他第1種総合オープン通信網契約の申込みの内容を特定するための事項

(第1種総合オープン通信網契約申込の承諾)

第11条 当社は、第1種総合オープン通信網契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 削除

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、その第1種総合オープン通信網契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 申込みのあった第1種総合オープン通信網サービスを提供するために必要な電気通信設備の設置又は保守が技術上著しく困難なとき。
- (2) 第1種総合オープン通信網契約の申込みをしたものが総合オープン通信網サービスに係る料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) 削除
- (4) 第1種総合オープン通信網契約の申込みをしたものが第84条（総合オープン通信網サービスの利用停止）の規定により総合オープン通信網サービスの利用を停止されたことがあるとき、又は当社が行う総合オープン通信網契約の解除を受けたことがあるとき。
- (5) 第1種総合オープン通信網契約の申込みをしたものがその申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
- (6) 第110条（利用に係る総合オープン通信網契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
- (7) その申込みを承諾することにより、この約款又はその申込みに係る総合オープン通信網と相互に接続する当社の他の電気通信サービスに係る契約約款等の規定に反することとなるとき、又はそのおそれがあるとき。
- (8) その他第1種総合オープン通信網サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障が

あるとき。

- 4 当社は、その申込みが料金表 第1（基本利用料）1（第1種総合オープン通信網サービスに係るもの）（1）適用（2）に規定するタイプI aに係るもの（以下、第4章第1節内において「タイプI a」とします。）であるときは、その申込みが当社の光ダイレクトサービス契約約款に規定する光ダイレクト接続回線（タイプS a）に係る契約からの移行である場合を除き、前3項の規定にかかわらずその申込みを承諾しません。

（基本機能）

第11条の2 当社は、第1種総合オープン通信網サービス契約者（料金表第1（基本利用料）に定めるタイプIVのものに限ります。）に対し、別表6に定める基本機能を提供します。

（端末回線の終端）

第12条 その加入契約者回線が端局を介して端末回線と接続するものである場合、当社は、端局（第1種総合オープン通信網契約者との協議により当社が指定した端局とします。）と同一の構内、同一の建物内又は同一の地域内の第1種総合オープン通信網契約者が指定した建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあつて、堅固に施設できる地点に保安器又は配線盤等を設置し、これを端末回線の終端とします。

- 2 前項の地点は、第1種総合オープン通信網契約者との協議により当社が定めます。

（端末回線の収容）

第13条 端末回線は、その端末回線の終端のある場所に基づき当社が指定する端局に収容します。なお、通常の経路以外の経路により設置する異経路の扱いは行いません。

- 2 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、端末回線を収容する端局を変更することがあります。

（注）当社は、本条の規定によるほか、第106条（修理又は復旧の順位）の規定による場合は、端末回線を収容する端局を変更することがあります。

（第1種総合オープン通信網サービスの品目等の変更）

第14条 第1種総合オープン通信網契約者は、第1種総合オープン通信網サービスの品目等の変更の請求をすることができます。

ただし、料金表第1（基本利用料）に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第11条（第1種総合オープン通信網契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（加入契約回線又は端末回線の移転）

第15条 第1種総合オープン通信網契約者（その第1種総合オープン通信網サービスのタイプがタイプI aに係るものは除きます。）は、加入契約回線又は端末回線の移転の請求をすることができます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第11条（第1種総合オープン通信網契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

第16条 削除

(加入契約回線と当社の電気通信回線との接続)

第17条 第1種総合オープン通信網契約者は、その加入契約回線と別記2に定める電気通信回線（当社が提供する電気通信サービスに係るものに限り、）との接続の請求をすることができます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第11条（第1種総合オープン通信網契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。
- 3 当社は、第1項の請求を承諾したときは、指定のあった加入契約回線と指定のあった電気通信サービスに係る電気通信回線との接続を行います。

第18条～第20条 削除

(第1種総合オープン通信網サービスの利用の一時中断)

第21条 当社は、第1種総合オープン通信網契約者（その第1種総合オープン通信網サービスのタイプがタイプI aに係るものは除きます。）から請求があったときは、第1種総合オープン通信網サービスの利用の一時中断（当該第1種総合オープン通信網契約に基づいて利用する第1種総合オープン通信網サービスに係る設備等を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

(第1種総合オープン通信網サービス利用権の譲渡)

第22条 第1種総合オープン通信網サービス利用権（第1種総合オープン通信網契約者が第1種総合オープン通信網契約に基づいて第1種総合オープン通信網サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

- 2 第1種総合オープン通信網サービス利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により総合オープン通信網サービス取扱所に請求していただきます。
- 3 当社は、前項の規定により第1種総合オープン通信網サービス利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。
 - (1) 第1種総合オープン通信網サービス利用権を譲り受けようとするものが第1種総合オープン通信網サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠る恐れがあるとき。
 - (2) その他第1種総合オープン通信網サービスに関する当社の業務遂行上著しい支障があるとき。
- 4 第1種総合オープン通信網サービス利用権の譲渡があったときは、譲受人は、第1種総合オープン通信網契約者の有していた一切の権利及び義務を承継します。

(第1種総合オープン通信網契約者が行う第1種総合オープン通信網契約の解除)

第23条 第1種総合オープン通信網契約者は、第1種総合オープン通信網契約を解除しようとするときは、あらかじめそのことを、契約事務を行う総合オープン通信網サービス取扱所に書面により通知していただきます。

(当社が行う第1種総合オープン通信網契約の解除)

第24条 当社は、第84条（総合オープン通信網サービスの利用停止）の規定により総合オープン通信網サービスの利用停止をされた第1種総合オープン通信網契約者がなおその事実を解消しない場合は、その第1種総合オープン通信網契約を解除することがあります。

2 当社は、第1種総合オープン通信網契約者が第84条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、総合オープン通信網サービスの利用停止をしないでその第1種総合オープン通信網契約を解除することがあります。

3 当社は、当社及び第1種総合オープン通信網契約者の責めによらない理由により、端末回線の撤去を行わなければならない場合であって、回線収容替え（その端末回線に係る伝送路設備を当社が指定する他の伝送路設備に変更することをいいます。）を行うことができないうときは、その第1種総合オープン通信網契約（その第1種総合オープン通信網サービスのタイプがタイプI aに係るものに限ります。）を解除することがあります。

4 当社は、前3項の規定により、その第1種総合オープン通信網契約を解除しようとするときは、あらかじめ、そのことを第1種総合オープン通信網契約者に通知します。

（その他の契約内容の変更）

第25条 当社は、第1種総合オープン通信網契約者から請求があったときは、第10条（第1種総合オープン通信網契約申込の方法）第6号に規定する契約内容の変更を行います。

2 当社は、前項の請求があったときは、第11条（第1種総合オープン通信網契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（その他の提供条件）

第26条 第1種総合オープン通信網契約に係るその他の提供条件については、別記5及び6に定めるところによります。

第2節 削除

第27条～第31条 削除

第3節 削除

第32条～第40条 削除

第4節 削除

第41条～第46条 削除

第5節 第5種総合オープン通信網契約

(契約の単位)

第47条 当社は、1のユーザID又はお客様IDごとに1の第5種総合オープン通信網契約を締結します。この場合において、第5種総合オープン通信網契約者は、1の第5種総合オープン通信網契約につき1人に限ります。

(第5種総合オープン通信網契約申込の方法)

第48条 第5種総合オープン通信網契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を、契約事務を行う総合オープン通信網サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 総合オープン通信網サービスの種類
- (2) 利用回線に係る契約者回線番号(タイプ(料金表第1(基本利用料)5(第5種総合オープン通信網サービスに係るもの)(1)適用の表(2)欄に定めるタイプをいいます。以下この条において同じとします。))がタイプIの場合に限ります。)
- (3) 同表(3)の2に定める通信の利用に係る細目(タイプの種類がタイプII、タイプV、タイプVI又はタイプVIIの場合に限ります。)
- (4) 利用回線又は端末回線に係る終端の場所
- (5) その他第5種総合オープン通信網契約の申込みの内容を特定するための事項

(第5種総合オープン通信網契約申込の承諾)

第49条 当社は、第5種総合オープン通信網契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第5種総合オープン通信網契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 申込みのあった第5種総合オープン通信網サービスを提供するために必要な電気通信設備の設置又は保守が技術上著しく困難なとき。
- (2) 第5種総合オープン通信網契約の申込みをしたものが総合オープン通信網サービスに係る料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) その利用回線と総合オープン通信網との相互接続に関し、その利用回線に係る協定事業者の承諾が得られないとき、その他その申込内容が相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。
- (4) 第5種総合オープン通信網契約の申込みをしたものが第84条(総合オープン通信網サービスの利用停止)の規定により総合オープン通信網サービスの利用を停止されたことがあるとき、又は当社が行う総合オープン通信網契約の解除を受けたことがあるとき。
- (5) 第5種総合オープン通信網契約の申込みをしたものがその申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
- (6) 第110条(利用に係る総合オープン通信網契約者の義務)の規定に違反するおそれがあるとき。
- (7) その申込みを承諾することにより、この約款又はその申込みに係る総合オープン通信網と相互に接続する当社の他の電気通信サービスに係る契約約款等の規定に反することとなるとき、又はそのおそれがあるとき。
- (8) その他第5種総合オープン通信網サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障が

あるとき。

- 3 前2項の規定にかかわらず、その第5種総合オープン通信網契約の申込みが、料金表第1（基本利用料）5（第5種総合オープン通信網サービスに係るもの）（1）適用の表（2）欄に定めるタイプⅠ又はタイプⅡを選択するものであるときは、当社は、その申込みを承諾しません。

（第5種総合オープン通信網契約に基づく権利の譲渡の禁止）

第49条の2 第5種総合オープン通信網契約者が第5種総合オープン通信網契約に基づいて第5種総合オープン通信網サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

（その他の契約内容の変更）

第50条 当社は、第5種総合オープン通信網契約者から請求があったときは、第48条（第5種総合オープン通信網契約申込の方法）第5号に規定する契約内容の変更を行います。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第49条（第5種総合オープン通信網契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（その他の提供条件）

第51条 第5種総合オープン通信網サービスの品目等の変更、加入契約回線又は端末回線の移転、第5種総合オープン通信網サービスの利用の一時中断、第5種総合オープン通信網契約者が行う第5種総合オープン通信網契約の解除及び当社が行う第5種総合オープン通信網契約の解除については、第1種総合オープン通信網契約の場合に準じて取り扱います。

- 2 削除

- 3 前2項に規定するほか、第5種総合オープン通信網契約に係るその他の提供条件については、別記5及び6に定めるところによります。

第6節 削除

第52条～第57条 削除

第7節 第7種総合オープン通信網契約

(契約の種別)

第57条の2 第7種総合オープン通信網サービスに係る契約には、次の種別があります。

- (1) 第7種総合オープン通信網契約
 - (2) 臨時第7種総合オープン通信網契約
- 2 前項の規定にかかわらず、その契約に係る加入契約回線が当社のワイドエリアバーチャルスイッチサービス契約約款に規定する第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスのインターネット接続専用型に係る電気通信回線（以下「第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービス」といいます。）と接続している場合は、当社は臨時第7種総合オープン通信網契約を提供しません。
- 3 前各項の規定にかかわらず、料金表第1（基本利用料）に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(第7種総合オープン通信網契約申込の方法)

第58条 第7種総合オープン通信網契約（臨時第7種総合オープン通信網契約を含みます。以下同じとします。）の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を、契約事務を行う総合オープン通信網サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 総合オープン通信網サービスの種類
- (2) 第7種総合オープン通信網サービスの品目等
- (3) 相互接続点の所在場所（当社が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を使用する場合を除きます。）
- (4) 他社接続回線に係る協定事業者の電気通信サービスの種類、品目及び通信若しくは保守の態様による細目、区間並びに協定事業者の氏名又は名称（当社が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を使用する場合を除きます。）
- (5) 端末回線の終端の設置場所（端末回線を使用する場合に限ります。）
- (6) その他第7種総合オープン通信網契約の申込みの内容を特定するための事項

(第7種総合オープン通信網契約申込の承諾)

第59条 当社は、第7種総合オープン通信網契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

- 2 当社は、臨時第7種総合オープン通信網契約の申込みがあった場合は、申込みのあった第7種総合オープン通信網サービスを提供するために必要な電気通信設備に余裕があるときに限り、その臨時第7種総合オープン通信網契約の申込みを承諾します。
- 3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、その第7種総合オープン通信網契約の申込みを承諾しないことがあります。
- (1) 申込みのあった第7種総合オープン通信網サービスを提供するために必要な電気通信設備の設置又は保守が技術上著しく困難なとき。
 - (2) 第7種総合オープン通信網契約の申込みをしたものが総合オープン通信網サービスに係る料金又は工事に関する費用（特定他社接続回線の料金又は工事に関する費用であって、当社が設定するものを含みます。）の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

- (3) その契約回線に係るイーサネット通信サービス契約約款に定めるイーサネットアクセス回線と相互に接続する他社接続回線との相互接続に関し、その他社接続回線に係る協定事業者の承諾が得られないとき、その他その申込内容が相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。
 - (4) 第7種総合オープン通信網契約の申込みをしたものが第84条（総合オープン通信網サービスの利用停止）の規定により総合オープン通信網サービスの利用を停止されたことがあるとき、又は当社が行う総合オープン通信網契約の解除を受けたことがあるとき。
 - (5) 第7種総合オープン通信網契約の申込みをしたものがその申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
 - (6) 第110条（利用に係る総合オープン通信網契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
 - (7) その申込みを承諾することにより、この約款又はその申込みに係る総合オープン通信網と相互に接続する当社の他の電気通信サービスに係る契約約款等の規定に反することとなるとき、又はそのおそれがあるとき。
 - (8) その他第7種総合オープン通信網サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
- 4 当社は、前3項の規定にかかわらず、次の場合には、その第7種総合オープン通信網契約の申込みを承諾しません。
- (1) 第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスに係る第7種総合オープン通信網契約の申込みをしたものが、その申込みにあたり当社の指定するグローバルIPアドレス以外のグローバルIPアドレスの使用を請求したとき。

（他社接続回線との接続）

第59条の2 当社は、第7種総合オープン通信網契約の申込みをしたときは、第7種総合オープン通信網契約の申込みをしたもの又は第7種総合オープン通信網契約者から指定のあった相互接続点を介して、指定のあった他社接続回線と総合オープン通信網との接続を行います。

（他社接続回線接続変更）

第59条の3 当社は、第7種総合オープン通信網契約者から請求があったときは、その第7種総合オープン通信網サービスに係る相互接続点の現在の所在場所において、現在接続されている他社接続回線以外の他社接続回線への接続の変更（以下「他社接続回線接続変更」といいます。）を行います。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第59条（第7種総合オープン通信網契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（その他の契約内容の変更）

第60条 当社は、第7種総合オープン通信網契約者から請求があったときは、第58条（第7種総合オープン通信網契約申込の方法）第5号に規定する契約内容の変更を行います。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、前条の規定に準じて取り扱います。

（その他の提供条件）

第61条 契約の単位、端末回線の終端、端末回線の収容、第7種総合オープン通信網サービスの品目等の変更、加入契約回線又は端末回線の移転、加入契約回線と当社の電気通信回

線との接続、第7種総合オープン通信網サービスの利用の一時中断、第7種総合オープン通信網サービス利用権の譲渡、第7種総合オープン通信網契約者が行う第7種総合オープン通信網契約の解除及び当社が行う第7種総合オープン通信網契約の解除については、第1種総合オープン通信網契約の場合に準じて取り扱います。

2 前項に規定するほか、第7種総合オープン通信網契約に係るその他の提供条件については、別記5及び6に定めるところによります。

第8節 第8種総合オープン通信網契約

(第8種総合オープン通信網契約申込の方法)

第62条 第8種総合オープン通信網契約（臨時第8種総合オープン通信網を含みます。以下同じとします。）の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を、契約事務を行う総合オープン通信網サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 総合オープン通信網サービスの種類
- (2) 第8種総合オープン通信網サービスの品目等
- (3) 取扱所交換設備の所在場所
- (4) 当社契約者回線の終端の設置場所
- (5) その他第8種総合オープン通信網契約の申込みの内容を特定するための事項

(契約の単位)

第62条の2 当社は、当社契約者回線1回線ごとに1の第8種総合オープン通信網契約を締結します。この場合において、第8種総合オープン通信網契約者は、1の第8種総合オープン通信網契約につき1人に限ります。

(第8種総合オープン通信網契約申込の承諾)

第63条 当社は、第8種総合オープン通信網契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

- 2 当社は、臨時第8種総合オープン通信網契約の申込みがあった場合は、申込みのあった第8種総合オープン通信網サービスを提供するために必要な電気通信設備に余裕があるときに限り、その臨時第8種総合オープン通信網契約の申込みを承諾します。
- 3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、その第8種総合オープン通信網契約の申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 申込みのあった第8種総合オープン通信網サービスを提供するために必要な電気通信設備の設置又は保守が技術上著しく困難なとき。
 - (2) 第8種総合オープン通信網契約の申込みをしたものが総合オープン通信網サービスに係る料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (3) 第8種総合オープン通信網契約の申込みをしたものが第84条（総合オープン通信網サービスの利用停止）の規定により総合オープン通信網サービスの利用を停止されたことがあるとき、又は当社が行う総合オープン通信網契約の解除を受けたことがあるとき。
 - (4) 第8種総合オープン通信網契約の申込みをしたものがその申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
 - (5) 第110条（利用に係る総合オープン通信網契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
 - (6) その申込みを承諾することにより、この約款又はその申込みに係る総合オープン通信網と相互に接続する当社の他の電気通信サービスに係る契約約款等の規定に反することとなるとき、又はそのおそれがあるとき。
 - (7) その他第8種総合オープン通信網サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(その他の契約内容の変更)

第64条 当社は、第8種総合オープン通信網契約者から請求があったときは、第62条(第8種総合オープン通信網契約申込の方法)第5号に規定する契約内容の変更を行います。

2 当社は、前項の請求があったときは、前条の規定に準じて取り扱います。

(当社契約者回線の終端)

第64条の2 当社は、総合オープン通信網サービス取扱所(第8種総合オープン通信網契約者との協議により当社が指定した総合オープン通信網サービス取扱所とします。)内の建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあつて、堅固に施設できる地点に保安器又は配線盤等を設置し、これを当社契約者回線の終端とします。

2 前項の地点は、第8種総合オープン通信網契約者との協議により当社が定めます。

(当社契約者回線の収容)

第64条の3 当社契約者回線は、その当社契約者回線の終端のある総合オープン通信網サービス取扱所の取扱所交換設備に収容します。

2 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、当社契約者回線を収容する総合オープン通信網サービス取扱所を変更することがあります。

(当社契約者回線の移転)

第64条の4 第8種総合オープン通信網契約者は、当社契約者回線の移転を請求することができます。

2 当社は前項の請求があったときは、第63条(第8種総合オープン通信網契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(その他の提供条件)

第65条 第8種総合オープン通信網サービスの品目の変更、第8種総合オープン通信網サービスの利用の一時中断、第8種総合オープン通信網サービス利用権の譲渡、第8種総合オープン通信網契約者が行う第8種総合オープン通信網契約の解除及び当社が行う第8種総合オープン通信網契約の解除については、第1種総合オープン通信網契約の場合に準じて取り扱います。

2 契約の種別については、第7種総合オープン通信網契約の場合に準じて取り扱います。

3 前2項に規定するほか、第8種総合オープン通信網契約に係るその他の提供条件については、別記5及び6に定めるところによります。

第9節 第9種総合オープン通信網契約

(契約の単位)

第66条 当社は、加入契約回線1回線ごとに1の第9種総合オープン通信網契約を締結します。この場合において、第9種総合オープン通信網契約者は、1の第9種総合オープン通信網契約につき1人に限ります。

(第9種総合オープン通信網契約申込の方法)

第66条の2 第9種総合オープン通信網契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を、契約事務を行う総合オープン通信網サービス取扱所に提出していただきます。

<p>帯域共有型FTTHアクセス</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 帯域共有型FTTHアクセスに係る総合オープン通信網サービスの種類、品目等 (2) 端末回線の終端の設置場所（端末回線を使用する場合には限ります。） (3) その他第9種総合オープン通信網契約の申込みの内容を特定するための事項
<p>帯域共有型フレッツアクセス</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 帯域共有型フレッツアクセスに係る総合オープン通信網サービスの種類 (2) 利用回線に係る契約者回線番号（タイプ（料金表第1（基本利用料）9（第9種総合オープン通信網サービスに係るもの）イ 帯域共有型フレッツアクセスに係るもの（1）適用の表（2）に定める通信の利用に係る細目 (3) 利用回線又は端末回線に係る終端の場所 (4) その他第9種総合オープン通信網契約の申込みの内容を特定するための事項
<p>帯域確保型</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 帯域共有型FTTHアクセスに係る総合オープン通信網サービスの種類、品目等 (2) 相互接続点の所在場所（当社が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を使用する場合を除きます。） (3) その他社接続回線に係る協定事業者の電気通信サービスの種類、品目及び通信若しくは保守の態様による細目、区間並びに協定事業者の氏名又は名称（当社が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を使用する場合を除きます。） (4) 端末回線の終端の設置場所（端末回線を使用する場合には限ります。） (5) その他第9種総合オープン通信網契約の申込みの内容を特定するための事項

(第9種総合オープン通信網契約申込の承諾)

第67条 当社は、第9種総合オープン通信網契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、その第9種総合オープン通信網契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 申込みのあった第9種総合オープン通信網サービスを提供するために必要な電気通信設備の設置又は保守が技術上著しく困難なとき。
- (2) 第9種総合オープン通信網契約の申込みをしたものが総合オープン通信網サービスに係る料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) 第9種総合オープン通信網契約の申込をしたもの(帯域共有型フレッツアクセスに係るものに限り、)において、その利用回線と総合オープン通信網の相互接続に関し、その利用回線に係る協定事業者の承諾が得られないとき、その他その申込内容が相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。
- (4) 第9種総合オープン通信網契約の申込をしたもの(帯域確保型に係るものに限り、)において、その契約回線に係るイーサネット通信サービス契約約款に定めるイーサネットアクセス回線と相互に接続する他社接続回線に関し、その他社接続回線に係る協定事業者の承諾が得られないとき、その他その申込内容が相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。
- (5) 第9種総合オープン通信網契約の申込みをしたものが第84条(総合オープン通信網サービスの利用停止)の規定により総合オープン通信網サービスの利用を停止されたことがあるとき、又は当社が行う総合オープン通信網契約の解除を受けたことがあるとき。
- (6) 第9種総合オープン通信網契約の申込みをしたものがその申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
- (7) 第110条(利用に係る総合オープン通信網契約者の義務)の規定に違反するおそれがあるとき。
- (8) その申込みを承諾することにより、この約款又はその申込みに係る総合オープン通信網と相互に接続する当社の他の電気通信サービスに係る契約約款等の規定に反することとなるとき、又はそのおそれがあるとき。
- (9) その他第9種総合オープン通信網サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(その他の契約内容の変更)

第68条 当社は、第9種総合オープン通信網契約者から請求があったときは、第66条の2(第9種総合オープン通信網契約申込の方法)に規定する契約内容の変更を行います。

2 当社は、前項の請求があったときは、前条の規定に準じて取り扱います。

(その他の提供条件)

第69条 端末回線の終端、端末回線の収容及び加入契約回線、端末回線の移転、他社接続回線との接続、他社接続回線接続変更、第9種総合オープン通信網サービスの品目の変更、第9種総合オープン通信網サービスの利用の一時中断、第9種総合オープン通信網サービス利用権の譲渡、第9種総合オープン通信網契約者が行う第9種総合オープン通信網契約の解除及び当社が行う第9種総合オープン通信網契約の解除については、帯域共有型FTTHアクセスに係るものにおいては第1種総合オープン通信網契約、帯域共有型フレッツアク

セスに係るものにおいては第5種総合オープン通信網契約、帯域確保型にかかるものにおいては第7種総合オープン通信網契約の場合に準じて取り扱います。

2 第9種総合オープン通信網契約に係るその他の提供条件については、別記5及び6に定めるところによります。

第70条～第71条 削除

第10節 削除

第72条～第74条 削除

第11節 削除

第75条～第79条 削除

第5章 付加機能

(付加機能の提供)

第80条 当社は、総合オープン通信網契約者から請求があったときは、次の場合を除いて、料金表第2（付加機能利用料）に定めるところにより、付加機能を提供します。

- (1) 付加機能の提供を請求した総合オープン通信網契約者が、料金表第2（付加機能利用料）に定める付加機能利用料の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) 付加機能の提供を請求した総合オープン通信網契約者が、本条第2項の規定により、その付加機能の利用の停止をされている、又はその付加機能の廃止を受けたことがあるとき。
- (3) 付加機能の提供を請求した総合オープン通信網契約者が、虚偽の内容を含む請求を行ったとき。
- (4) 付加機能の提供が技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき。

2 当社は、料金表第2（付加機能利用料）に特段の定めがあるときは、その付加機能の利用の停止又は廃止を行うことがあります。

(注) 臨時付加機能（総合オープン通信網契約者が30日以内の利用期間を指定して提供を受ける付加機能をいいます。以下同じとします。）は、その加入契約回線等、端末回線又は特定装置が臨時総合オープン通信網契約（臨時第7種総合オープン通信網契約又は臨時第8種総合オープン通信網契約をいいます。以下同じとします。）により提供されるものであるときに限り提供します。

(付加機能の利用の一時中断)

第81条 当社は、総合オープン通信網契約者から請求があったときは、その付加機能の利用の一時中断（その付加機能に係る設備等を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

ただし、料金表第2（付加機能利用料）に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(付加機能の接続休止)

第82条 当社は、付加機能を提供している総合オープン通信網サービスの接続休止（第85条（総合オープン通信網サービスの接続休止）第1項の接続休止をいいます。）があったときは、その付加機能の接続休止を行います。

2 当社は、前項の規定により付加機能の接続休止をするときは、第85条第2項及び第3項の規定に準じて取り扱います。

第6章 利用中止等

(総合オープン通信網サービスの利用中止)

第83条 当社は、次の場合には、総合オープン通信網サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社又は契約事業者の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - (2) 第86条(通信利用の制限等)の規定により、通信利用を中止するとき。
 - (3) 第5種総合オープン通信網サービス又は第9種総合通信網サービス(帯域共有型フレックスアクセスに係るものの場合に限ります。)にあっては、ユーザID、パスワード又はお客様IDの漏洩が想定される事態を発見したとき。
 - (4) 相互接続協定に基づき、相互接続点の所在場所を変更するとき。
- 2 当社は、前項の規定により総合オープン通信網サービスの利用を中止するときは、あらかじめ、そのことを総合オープン通信網契約者にお知らせします。
ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(総合オープン通信網サービスの利用停止)

第84条 当社は、総合オープン通信網契約者が次のいずれかに該当する場合は、6か月以内で当社が定める期間(その総合オープン通信網サービスに係る料金その他の債務(当社の契約約款等の規定により支払いを要することとなった電気通信サービスに係る料金(当社が総合オープン通信網サービスに係る料金と料金月単位で一括して請求するものに限ります。))をいいます。以下この条において同じとします。))を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間)、その総合オープン通信網サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、当社が請求したものについては、当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) 第110条(利用に係る総合オープン通信網契約者の義務)の規定に違反したとき。
- (3) 総合オープン通信網契約者(その総合オープン通信網サービスが第1種総合オープン通信網サービスのタイプI aに係るものである場合に限ります。)が当社と契約を締結している他の電気通信サービス(他の総合オープン通信網サービスを含みます。以下本条において同じとします。))又は締結していた他の電気通信サービスに係る料金その他の債務(その契約により支払いを要することとなったものをいいます。))について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (4) 当社の承諾を得ずに、端末回線又は当社契約者回線に、自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
- (5) 端末回線等又は当社契約者回線に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を端末回線等又は当社契約者回線から取り外さなかったとき。
- (6) 前各号のほか、この約款の規定に反する行為であって、総合オープン通信網サービスに関する当社の業務の遂行若しくは当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。

2 当社は、複数の総合オープン通信網契約を締結している総合オープン通信網契約者が、

そのいずれかの総合オープン通信網契約において、第110条（利用に係る総合オープン通信網契約者の義務）の規定に違反したときは、6ヶ月以内で当社が定める期間、その全ての総合オープン通信網契約に係る総合オープン通信網サービスの利用を停止することがあります。

- 3 当社は、前2項の規定により総合オープン通信網サービスの利用停止をするときは、あらかじめ、その理由、利用停止をする日及び期間を総合オープン通信網契約者に通知します。

ただし、第1項第2号若しくは前項の規定により総合オープン通信網サービスの利用停止をする場合は、この限りではありません。

- 4 総合オープン通信網契約者が送信した電子メール（当社以外の者が割当てを行ったメールアドレスを使用するものを含みます。以下この条において同じとします。）について、他の電気通信事業者等から異議申立てがあり、その総合オープン通信網契約者の電子メールの転送を継続して行うことが総合オープン通信網サービスの提供に重大な支障を及ぼすと当社が認めるときは、当社は、その総合オープン通信網契約者からの電子メールの転送を停止することがあります。

（総合オープン通信網サービスの接続休止）

第85条 当社は、相互接続協定に基づく相互接続の一時停止若しくは相互接続協定の解除又は協定事業者における電気通信事業の休止により、総合オープン通信網契約者が総合オープン通信網サービスを全く利用することができなくなったときは、総合オープン通信網サービスの接続休止（総合オープン通信網サービスを利用して行う通信と他社接続通信との接続を休止することをいいます。以下同じとします。）を行います。

ただし、その総合オープン通信網サービスについて、総合オープン通信網契約者から総合オープン通信網サービスの利用の一時中断若しくは他社接続回線接続変更の請求又は総合オープン通信網契約の解除の通知があったときは、この限りではありません。

- 2 当社は、前項の規定により総合オープン通信網サービスの接続休止をするときは、あらかじめ、そのことを総合オープン通信網契約者にお知らせします。
- 3 第1項に規定する接続休止の期間は、その接続休止をした日から起算して1年間とし、その接続休止の期間を経過した日において、その総合オープン通信網サービスに係る総合オープン通信網契約は解除されたものとして取り扱います。この場合には、当社は、そのことを総合オープン通信網契約者にお知らせします。
- 4 前3項の規定は、第7種総合オープン通信網契約に係る第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスが当社のワイドエリアバーチャルスイッチサービス契約約款に規定するワイドエリアバーチャルスイッチサービスの接続休止又は当社の電気通信事業の休止により、第7種総合オープン通信網契約者が第7種総合オープン通信網サービスを全く利用できなくなったときにも準用します。

第7章 通信

第1節 通信利用の制限等

(通信利用の制限等)

第86条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている加入契約回線等（加入契約回線にあっては、その加入契約回線と相互に接続する他社接続回線又は端末回線とします。）であって、当社がそれらの機関との協議により定めたもの以外のものによる通信の利用を中止する措置を執ることがあります。

機関名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
秩序の維持に直接関係がある機関
防衛に直接関係がある機関
海上の保安に直接関係がある機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信役務の提供に直接関係がある機関
電力の供給に直接関係がある機関
水道の供給に直接関係がある機関
ガスの供給に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記22に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関

- 2 当社は、外国又は特定衛星端末（固定衛星地球局との間に衛星回線を設定することのできる端末設備をいいます。以下同じとします。）との音声通信が第三者によって不正に使用されていると判断された場合は、外国又は特定衛星端末との音声通信の全部又は一部の利用を制限又は中止する措置を執ることがあります。
- 3 通信が著しくふくそうしたとき、又はその通信が発信者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなるときは、通信が相手先に着信しないことがあります。
- 4 当社は、第5種総合オープン通信網サービス又は第9種総合通信網サービス（帯域共有型フレッツアクセスに係るものに限り、）に係る利用者が利用回線を使用して相互接続点に接続又は端末回線を使用した場合において、次のいずれかに該当するときは、その接続を切断することがあります。
 - (1) 同一のユーザIDにより同時に2以上の通信を行うとき。
 - (2) 第85条（総合オープン通信網サービスの利用停止）の規定により第5種総合オープン通信網サービス又は第9種総合通信網サービス（帯域共有型フレッツアクセスに係るものに限り、）の利用停止があったとき。

(3) 削除

- 5 第5種総合オープン通信網サービス（料金表第1（基本利用料）に定めるタイプIのものに限ります。）に係る利用者が利用回線を使用して相互接続点に接続する場合において、発信者番号通知（その利用回線に係る契約者回線番号を総合オープン通信網へ送出することをいいます。）を行わないときは、その接続を行いません。
 - 6 当社は、音声通信が著しくふくそうするときは、その音声通信の通信時間又は特定の地域への音声通信の利用を制限することがあります。
 - 7 第1種総合オープン通信網サービス、第5種総合オープン通信網サービス又は第9種総合通信網サービス（帯域共有型FTTHアクセス又は帯域共有型フレッツアクセスに係るものに限ります。）に係る利用者が、一定時間内に基準値を超える大量の符号を送受信しようとしたときは、その伝送速度を一時的に制限し、又はその超過した符号の全部若しくは一部を破棄します。
 - 7の2 通信のふくそうを発生させることにより、第5種総合オープン通信網サービス（IPoE接続型に係るものに限ります。）又は第9種総合通信網サービス（帯域共有型フレッツアクセスに係るものに限ります。）を利用するものの当該利用に対し重大な支障を与える、又は与えるおそれのある態様において、その通信を行う回線の通信速度を制限することがあります。この場合において、当社がその行為を認知したときは、利用の公平性を確保するため、その通信を行う回線を検知し、その回線の通信速度を制限します。
 - 8 当社は、総合オープン通信網の通信帯域が逼迫する等して、当社の電気通信サービスの円滑な提供に支障が生じ、及びひいては総合オープン通信網サービスに係る利用者の総合オープン通信網サービスの利用に支障が生じることを防止するため、総合オープン通信網で取り扱う通信について、大量に受信させる等によって総合オープン通信網その他の当社の電気通信サービスに係る電気通信設備の通信帯域を不当に逼迫させる等の目的で送信されるIPパケット（以下「特定目的通信」といいます。）の検知を行うとともに、総合オープン通信網で取り扱う通信が特定目的通信であると判断したときは、その通信を破棄することがあります。
- 第86条の2 当社は、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が児童ポルノの流通を防止するために作成した児童ポルノアドレスリスト（同協会が定める児童ポルノアドレスリスト提供規約に基づき当社が提供を受けたインターネット上の接続先情報をいいます。）において指定された接続先との通信を制限することがあります。

（当社又は協定事業者の契約約款等による制約）

第87条 総合オープン通信網契約者は、当社又は協定事業者の電気通信サービスに関する契約約款等の規定により、総合オープン通信網サービスに係る協定事業者の電気通信回線を使用し、又は総合オープン通信網サービスと一体的に利用する当社の電気通信サービスを利用することができない場合においては、総合オープン通信網サービスに係る通信を行うことはできません。

（音声通信の品質）

第88条 音声通信の品質については、総合オープン通信網サービスの利用形態等により変動する場合があります。

第2節 利用速度又は接続通信時間の測定等

(利用速度又は接続通信時間の測定等)

第89条 利用速度(料金表第1(基本利用料)に規定する平均利用速度又は最大利用速度をいいます。以下第97条(利用料の支払義務)において同じとします。)、接続通信時間等(接続通信時間、音声通信に係る通信時間又は制御時間(料金表第2(付加機能利用料)に規定する制御時間をいいます。))をいいます。以下第97条(利用料の支払義務)において同じとします。)、圧縮映像等情報量又は音声通信番号の数の測定等については、料金表第1(基本利用料)又は料金表第2(付加機能利用料)に定めるところによります。

第3節 発信電気通信番号通知

(発信電気通信番号通知)

第90条 音声通信番号(総合オープン通信網契約者を識別するための電気通信番号であって、電気通信番号規則(令和元年総務省令第4号。以下「番号規則」といいます。))別表第6号に定める電気通信役務の種類又は内容を識別するためのものをいいます。以下同じとします。)を利用して行う音声通信(当社が別に定める電気通信回線への音声通信を除きます。)については、その音声通信番号を着信先の電気通信回線へ通知します。

ただし、次の音声通信については、この限りではありません。

(1) 音声通信の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う音声通信

(2) 料金表第2(付加機能利用料)に規定する発信電気通信番号非通知サービスの提供を受けている電気通信回線から行う音声通信(当社が別に定める方法により行う音声通信を除きます。)

2 当社は、音声通信番号を着信先の電気通信回線へ通知し、又は通知しないことに伴い発生する損害については、この約款中の責任の制限の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。

(注) 総合オープン通信網契約者は、本条の規定等により通知を受けた音声通信番号等の利用にあたっては、総務省の定める「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重していただきます。

第8章 削除

第91条～第93条 削除

第9章 回線相互接続

(回線相互接続)

- 第94条 総合オープン通信網契約者は、その端末回線又は当社契約者回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その端末回線又は当社契約者回線と当社が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線又は当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線との相互接続の請求をすることができます。この場合には、その相互接続に係る電気通信回線の名称、その相互接続を行う場所、その相互接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その相互接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を、契約事務を行う総合オープン通信網サービス取扱所に提出していただきます。
- 2 当社は、前項の請求があったときは、その接続に関して、その電気通信事業者の承諾が得られない場合を除いて、相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証するものでないことを条件として、その請求を承諾します。
 - 3 総合オープン通信網契約者は、その接続について、第1項の規定により契約事務を行う総合オープン通信網サービス取扱所に提出した書面に記載した事項について変更しようとするときは、当社所定の書面によりその変更の請求をしていただきます。この場合には、当社は、前項の規定に準じて取り扱います。
 - 4 総合オープン通信網契約者は、その接続を終了しようとするときは、あらかじめ、そのことを書面により契約事務を行う総合オープン通信網サービス取扱所に通知していただきます。

第10章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

第95条 当社が提供する総合オープン通信網サービスに係る料金は、基本利用料（料金表第1（基本利用料）に定める料金をいいます。以下同じとします。）、付加機能利用料（料金表第2（付加機能利用料）に定める料金をいいます。以下同じとします。）、ユニバーサルサービス料（料金表第6（ユニバーサルサービス料）に定める料金をいいます。以下同じとします。）、電話リレーサービス料（料金表第7（電話リレーサービス料）に定める料金をいいます。以下同じとします。）及び付帯サービスに関する料金等（料金表第5（付帯サービスに関する料金等）に定める料金をいいます。）とし、料金表に定めるところによります。

2 当社が提供する総合オープン通信網サービスに係る工事に関する費用は、工事費（料金表第4（工事費）に定める工事費をいいます。以下同じとします。）及び付帯サービスに関する料金等（料金表第5（付帯サービスに関する料金等）に定める工事に関する費用をいいます。）とし、料金表に定めるところによります。

第2節 料金等の支払義務

(定額利用料の支払義務)

第96条 総合オープン通信網契約者は、その総合オープン通信網契約に基づいて当社が総合オープン通信網サービスの提供を開始した日から起算して総合オープン通信網契約の解除又は付加機能の廃止があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、その日）について、当社が提供する総合オープン通信網サービスの態様に応じて、定額利用料（料金表第1（基本利用料）又は料金表第2（付加機能利用料）に定める料金のうち、定額料金であるものをいいます。以下同じとします。）の支払いを要します。

ただし、下表左欄に定める付加機能については、下表右欄に定める期間について、定額利用料の支払いを要するものとします。

付加機能	定額利用料の支払いを要する期間
セキュリティサービス（プラン10のものに限ります。）又はDMZサービス	当社が付加機能の提供を開始した日（提供を開始した日が料金月の初日でない場合は、提供を開始した日の属する料金月の翌料金月の初日）から起算して付加機能の廃止があった日の属する料金月の末日までの期間（提供を開始した日の属する料金月と解除のあった日の属する料金月が同一の料金月である場合は、その料金月の初日から末日までの期間）

2 前項の期間において、利用の一時中断等により総合オープン通信網サービスを利用することができない状態が生じたときの定額利用料の支払いは、次によります。

(1) 利用の一時中断をしたときは、総合オープン通信網契約者は、その期間中の定額利用料の支払いを要します。

(2) 利用停止があったときは、総合オープン通信網契約者は、その期間中の定額利用料の

支払いを要します。

- (3) 前2号の規定によるほか、総合オープン通信網契約者は、次の場合を除いて、総合オープン通信網サービスを利用できなかった期間中の定額利用料の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
<p>1 総合オープン通信網契約者の責めによらない理由により、総合オープン通信網サービスを全く利用できない状態（総合オープン通信網サービスに係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じた場合（2欄から4欄までに該当する場合及びDSL方式に起因する事象（その他社接続回線に係る電気通信設備の回線距離若しくは設備状況、他の電気通信サービスに係る電気通信設備等からの信号の漏洩又は他社接続回線の終端（加入契約回線と接続するものを除きます。以下「他社接続回線の終端」といいます。）に接続される電気通信設備の態様等により、その他社接続回線による通信の伝送速度が低下若しくは変動する状態、符号誤りが発生する状態又は通信が全く利用できない状態（通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。）となる場合をいいます。以下同じとします。）により全く利用できない状態となる場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したとき。</p>	<p>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する定額利用料</p>
<p>2 当社の故意又は重過失により、その総合オープン通信網サービスを全く利用できない状態が生じたとき。</p>	<p>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応する定額利用料</p>
<p>3 加入契約回線等、端末回線等、利用契約回線若しくは他社接続回線の移転、他社接続回線接続変更又は相互接続点の所在場所の変更に伴って、総合オープン通信網サービスを利用できなくなった期間が生じたとき（総合オープン通信網契約者の都合により、総合オープン通信網サービスを利用しなかった場合であって、総合オープン通信網サービスに係る電気通信設備等を保留したときを除きます）。</p>	<p>利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応する定額利用料</p>

)。	
4 総合オープン通信網サービスの接続休止をしたとき。	接続休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応する定額利用料

3 第1項の期間において、他社接続通信又は第7種総合オープン通信網契約に係る第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスとの通信を行うことができないため、総合オープン通信網サービスを利用できない状態が生じたときの定額利用料の支払いは、次によります。

- (1) 協定事業者若しくは当社の定める契約約款等の規定による利用の一時中断、利用停止又は協定事業者若しくは当社との契約の解除その他総合オープン通信網契約者に帰する理由により、他社接続通信を行うことができなくなった場合であっても、総合オープン通信網契約者は、その期間中の定額利用料の支払いを要します。
- (2) 前号の規定によるほか、総合オープン通信網契約者は、次の場合を除いて、他社接続通信又は第7種総合オープン通信網契約に係る第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスとの通信を行うことができないため、総合オープン通信網サービスを全く利用できなかった期間中の定額利用料の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 総合オープン通信網契約者の責めによらない理由により、他社接続通信又は第7種総合オープン通信網契約に係る第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスとの通信を全く行うことができない状態（その他社接続回線若しくは加入契約回線等による全ての他社接続通信又は全ての第7種総合オープン通信網契約に係る第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスとの通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じたため、総合オープン通信網サービスを全く利用できなくなった場合（2欄に該当する場合及びDSL方式に起因する事象により全く利用できない状態となる場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する定額利用料
2 他社接続通信に係る協定事業者又は第7種総合オープン通信網契約に係る第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスとの通信に係る当社の故意又は重過失により、当該他社接続通信又は第7種総合オープン通信網契約に係る第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービス	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応する定額利用料

との通信を行うことができない状態が生じたため、当社の総合オープン通信網サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	
---	--

- 4 前3項の規定にかかわらず、当社が別に定める定額利用料の扱いについて、料金表第1（基本利用料）にサービス品質に係る定めがある場合は、その定めるところによります。
- 5 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

（ユニバーサルサービス料の支払義務）

第96条の2 料金表第2（付加機能利用料）に定める音声通信サービスIに係る総合オープン通信網契約者は、料金表第2（付加機能利用料）の音声通信サービスIの備考（イ）の規定により、当社が定めた電気通信番号について、料金表第6（ユニバーサルサービス料）の規定に基づいて算定したユニバーサルサービス料の支払いを要します。

（電話リレーサービス料の支払義務）

第96条の3 料金表第2（付加機能利用料）に定める音声通信サービスIに係る総合オープン通信網契約者は、料金表第2（付加機能利用料）の音声通信サービスIの備考（イ）の規定により、当社が定めた電気通信番号について、料金表第7（電話リレーサービス料）の規定に基づいて算定した電話リレーサービス料の支払いを要します。

（利用料の支払義務）

第97条 総合オープン通信網契約者は、当社が測定した利用速度、接続通信時間等、圧縮映像等情報量又は音声通信番号の数（その総合オープン通信網契約者以外の者が、当該総合オープン通信網契約者に係るユーザID又はパスワードを送信した場合の接続通信時間を含みます。）と料金表第1（基本利用料）又は料金表第2（付加機能利用料）の定めとに基づいて算定した利用料（料金表第1（基本利用料）又は料金表第2（付加機能利用料）に定める料金のうち、従量料金であるものをいいます。以下同じとします。）の支払いを要します。

- 2 総合オープン通信網契約者は、利用料について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表第1（基本利用料）又は料金表第2（付加機能利用料）に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、当社は、当該総合オープン通信網契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。
- 3 前2項の規定にかかわらず、当社が別に定める利用料の扱いについて、料金表第1（基本利用料）にサービス品質に係る定めがある場合は、その定めるところによります。
- 4 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

（工事費の支払義務）

第98条 総合オープン通信網契約者は、工事を要する申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第4（工事費）に定める工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にその総合オープン通信網契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があったときは、この限りでありませ

ん。この場合において、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

- 2 総合オープン通信網契約者は、工事の着手後完了前に解除等があったときは、前項の規定にかかわらず、解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第3節 料金の計算方法等

(料金の計算方法等)

第99条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

第4節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第100条 総合オープン通信網契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

(延滞利息)

第101条 総合オープン通信網契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について年14.5%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第5節 協定事業者に係る債権の譲受等

(協定事業者に係る債権の譲受等)

第102条 協定事業者と電気通信サービスに係る契約を締結している総合オープン通信網契約者は、その契約約款等に定めるところにより当社に譲り渡すこととされた協定事業者の債権を譲り受け、当社が請求することを承認していただきます。この場合、当社及び協定事業者は、総合オープン通信網契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

- 2 前項の場合において、当社は、譲り受けた債権を当社が提供する総合オープン通信網サービスの料金とみなして取り扱います。

第11章 最低利用期間

(最低利用期間)

第103条 総合オープン通信網サービスについては、料金表通則に定めるところにより、最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、その契約に基づいて当社が総合オープン通信網サービスの提供を開始した日から起算して次のとおりとします。

ただし、料金表通則に特段の定めがあるときは、その定めるところによります。

区 分		最低利用期間
第1種総合オープン通信網サービス		1年間
第5種総合オープン通信網サービス		1月間
第7種総合オープン通信網サービス		1年間
第8種総合オープン通信網サービス		1年間
第9種総合オープン通信網サービス	帯域共有型FTTHアクセス	1年間
	帯域共有型フレッツアクセス	1月間
	帯域確保型	1年間

3 総合オープン通信網契約者は、当社が特に認めた場合を除き前項の最低利用期間内に総合オープン通信網契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに、料金表通則に定める額を支払っていただきます。

4 下表の左欄に定めるサービスから右欄に定めるサービスに契約を移行した場合、第9種総合オープン通信網サービスに係る最低利用期間の起算日は、当該左欄に定めるサービスの提供を開始した日から変更がないものとします。

第1種総合オープン通信網サービス (タイプIのものに限ります。)	第9種総合オープン通信網サービス (帯域共有型FTTHアクセスのものに限ります。)
第5種総合オープン通信網サービス (タイプV(フレッツ光ネクスト マンション・ギガラインタイプ又はギガマンション・スマートのものに限ります。)又はタイプVII(ファミリー・ギガライン、ギガファミリースマート、光クロス、ファミリー・スーパーハイスピード 隼又は光クロスファミリーのものに限ります。))のものに限ります。)	第9種総合オープン通信網サービス (帯域共有型フレッツアクセスのものに限ります。)
第7種総合オープン通信網サービス	第9種総合オープン通信網サービス (帯域確保型のものに限ります。)

第12章 保守

(総合オープン通信網契約者の維持責任)

第104条 総合オープン通信網契約者は、その端末回線等、当社契約者回線又は他社接続回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備を技術基準等に適合するよう維持していただきます。

(総合オープン通信網契約者の切分責任)

第105条 総合オープン通信網契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が端末回線等、当社契約者回線又は他社接続回線に接続されている場合であって、総合オープン通信網サービスを利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、総合オープン通信網契約者から要請があったときは、当社は、総合オープン通信網サービス取扱所において試験を行い、その結果を総合オープン通信網契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験により、当社又は契約事業者の設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、総合オープン通信網契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、総合オープン通信網契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(注) 当社と保守契約を締結している自営端末設備又は自営電気通信設備については、本条の規定は適用がないものとします。

(修理又は復旧の順位)

第106条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第86条（通信利用の制限等）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りません。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 秩序の維持に直接関係がある機関に設置されるもの 防衛に直接関係がある機関に設置されるもの 海上の保安に直接関係がある機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信役務の提供に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給に直接関係がある機関に設置されるもの
2	水道の供給に直接関係がある機関に設置されるもの ガスの供給に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記22に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

第13章 損害賠償

(責任の制限)

第107条 当社は、総合オープン通信網サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき（当社が当社の提供区間と協定事業者の提供区間とを合わせて料金を設定している場合は、その協定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときを含みます。）は、その総合オープン通信網サービスが全く利用できない状態（当該総合オープン通信網契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、当該総合オープン通信網契約者の損害を賠償します。

ただし、協定事業者が当該協定事業者の契約約款等に定めるところにより、その損害を賠償する場合は、この限りではありません。

2 第1項の場合において、当社は、総合オープン通信網サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する当該総合オープン通信網サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。

(1) 料金表第1（基本利用料）又は料金表第2（付加機能利用料）に定める定額利用料

(2) 料金表第1（基本利用料）又は料金表第2（付加機能利用料）に定める利用料（総合オープン通信網サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1日当たりの平均利用料（前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）

3 前2項の規定にかかわらず、当社は、総合オープン通信網サービスの提供をしなかったことの原因が、DSL方式に起因する事象又は本邦のケーブル陸揚局若しくは固定衛星地球局より外国側若しくは衛星側の電気通信回線設備における障害であるときは、総合オープン通信網サービスの提供をしなかったことにより生じた損害を賠償しません。

4 当社は、総合オープン通信網サービスを提供すべき場合において、当社の故意又は重過失によりその提供をしなかったときは、前3項の規定は適用しません。

5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、損害賠償の取扱いに関し、料金表第1（基本利用料）又は料金表第2（付加機能利用料）に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(注1) 本条第2項に規定する「当社が別に定める方法」により算出した額は、原則として、総合オープン通信網サービスを全く利用できない状態が生じた日より前の実績が把握できる期間における1日当たりの平均の利用に関する料金とします。

(注2) 本条第2項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

(免責)

第108条 当社は、総合オープン通信網サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあたって、総合オープン通信網契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、当社に故意又は重過失がない限り、その損害を賠償しません。

2 当社は、この約款等の変更により、自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更

（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

ただし、IPルーティングサービスに係る端末設備等の接続の技術的条件の規定の変更（取扱所交換設備の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含みます。）により、現に端末回線又は当社契約者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

第14章 雑則

(承諾の限界)

第109条 当社は、総合オープン通信網契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした総合オープン通信網契約者にお知らせします。

ただし、この約款に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(利用に係る総合オープン通信網契約者の義務)

第110条 総合オープン通信網契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 総合オープン通信網契約に基づき設置された電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。
ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
- (2) 故意に電気通信設備を保留したまま放置する等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
- (3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、総合オープン通信網契約に基づき設置された電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
- (4) 総合オープン通信網契約に基づき設置された電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
- (5) 第5種総合オープン通信網サービス又は第9種総合通信網サービス（帯域共有型フレックスアクセスに係るものに限ります。）を利用して同一のユーザIDにより同時に2以上の通信を行わないこと。
- (6) 第7種総合オープン通信網サービス又は第8種総合オープン通信網サービスに係る加入契約回線等と料金表第2（付加機能利用料）に定めるバックアップサービスに係る予備の加入契約回線等を同時に使用して通信を行わないこと。
- (7) ユーザID、パスワード又はお客様IDについて、善良な管理者の注意をもって管理することとし、これらの不正使用が想定される事態を発見したときは、そのことをすみやかに、契約事務を行う総合オープン通信網サービス取扱所に届出ること。
- (8) 違法に、又は公序良俗に反する態様で、総合オープン通信網サービスを利用しないこと。
- (9) 料金表第2（付加機能利用料）に定める音声通信サービスIに係る総合オープン通信網契約者は、音声通信サービスIの全部又は一部を自らの電気通信事業の用に現に供している者及び供しようとする場合は、その旨及び電気通信番号使用計画の認定状況について当社に申告すること。
- (10) 料金表第2（付加機能利用料）に定める音声通信サービスIに係る総合オープン通信網契約者は、音声通信サービスIの全部又は一部を自らの電気通信事業の用に供する場合は、電気通信番号計画（令和元年総務省告示第6号）の電気通信番号の使用に関する条件を遵守すること。
- (11) 当社所定の方法により、料金表第2（付加機能利用料）に定める音声通信サービスIを自らの電気通信事業の用に供している又は供しようとする旨を当社に申告すること及び電気通信番号使用計画の認定を受けた又は認定のための申請を行っている事実を確

認するための書類（当社が別に定めるものに限り。）を当社に提出すること。

- (12) 当社が、番号使用条件の遵守状況について当社が別に定める事項の回答を求めた場合は、その求めに応じること。
 - (13) 前2号の規定により当社に申告、提出又は回答された内容（料金表第2（付加機能利用料）に定める音声通信サービスⅠに係る総合オープン通信網契約者の氏名等の情報及び回答がされない場合は、その事実を含みます。）を、当社が総務省に通知することについて承諾すること。
- 2 当社は、総合オープン通信網契約者の行為が別記6に定める禁止行為のいずれかに該当すると判断した場合は、前項第8号の義務に違反したものとみなします。
 - 3 総合オープン通信網契約者は、前2項の規定に違反してその電気通信設備を忘失し、又は毀損したときは、当社が指定する期日までに、その補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

（総合オープン通信網契約者からの端末回線等又は当社契約者回線の設置場所の提供等）

第111条 総合オープン通信網契約者からの端末回線等又は当社契約者回線の設置場所の提供等については、別記7に定めるところによります。

（総合オープン通信網契約者からの通知）

第112条 総合オープン通信網契約者は、利用する他社接続回線、他社契約者回線又は利用回線について、協定事業者の定める契約約款等の規定による当社が別に定める異動があったときは、その内容について、すみやかに契約事務を行う総合オープン通信網サービス取扱所に通知していただきます。

（注）本条に規定する当社が別に定める異動は、次のとおりとします。

- （1）他社接続回線、他社契約者回線又は利用回線に係る契約を締結しているものの氏名若しくは住所の変更又は地位の承継
- （2）他社接続回線、他社契約者回線又は利用回線に係る契約の解除
- （3）他社接続回線、他社契約者回線又は利用回線に係る品目等の変更その他の変更

（総合オープン通信網契約者に係る情報の取得）

第112条の2 総合オープン通信網契約者は、本サービス提供にかかわるものの氏名若しくは名称、電気通信番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報を当社が取得することを承諾するものとします。

（総合オープン通信網契約者の氏名等の通知）

第113条 当社は、協定事業者から要請があったときは、総合オープン通信網契約者（その協定事業者と総合オープン通信網サービスを利用するうえで必要な契約を締結しているものに限り。）の氏名及び住所等をその協定事業者に通知することがあることについて同意していただきます。

- 2 料金表第2（付加機能利用料）に定める音声通信サービスⅠに係る総合オープン通信網契約者が第110条（利用に係る総合オープン通信網契約者の義務）第1項第10号に違反している又は違反しているおそれのある事実を当社が知った場合には、当社は当該音声通信サービスⅠに係る総合オープン通信網契約者の氏名及び住所などを総務省に通知することがあることについて音声通信サービスⅠに係る総合オープン通信網契約者は同意していただきます。

(協定事業者からの通知)

第114条 総合オープン通信網契約者は、当社が、料金又は工事に関する費用の適用にあたり必要があるときは、協定事業者から料金又は工事に関する費用を適用するために必要な総合オープン通信網契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

(注意喚起)

第114条の2 当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成11年法律第162号。以下「機構法」といいます。）第14条第1項第7号に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」といいます。）がサイバーセキュリティの確保のための措置を十分に講じていないと認められる電気通信設備に関して行う助言及び情報の提供に従って、送信型対電気通信設備サイバー攻撃（事業法の第116条の2第1項第1号に定めるものをいいます。）により当社の電気通信役務の提供に支障が生ずるおそれがある場合に、当社が必要と認める限度で、その電気通信設備のIPアドレス及びその電気通信の通信日時から、その電気通信設備を接続する契約者を確認し、注意喚起を行うことがあります。

2 当社は、機構法の改正により、前項に定める取扱いを終了することがあります。

(送信型対電気通信設備サイバー攻撃への対処)

第114条の3 当社は、当社又は総合オープン通信網契約者の電気通信設備が、送信型対電気通信設備サイバー攻撃の送信先であることが特定された場合において、当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃の送信元の電気通信設備からの通信に関して、当該送信元の電気通信設備の電気通信事業者当該電気通信設備からの送信型対電気通信設備サイバー攻撃又はそのおそれへの対処を求めるために、当社設備で必要な範囲において検知した通信の送信元IPアドレス、ポート番号及び通信時刻を当該電気通信事業者に提供することを事業法第116条の2第2項に定める認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会（以下この条において「認定協会」といいます。）に委託することがあります。

2 当社は、当社又は総合オープン通信網契約者の電気通信設備が送信型対電気通信設備サイバー攻撃の送信先となった場合、認定協会が送信型対電気通信設備サイバー攻撃の送信元の電気通信設備を特定するための調査及び研究を行う目的で、当社設備で必要な範囲において通信の送信元IPアドレス、ポート番号及び通信時刻を検知し、これを認定協会に提供することがあります。

3 前2項の規定は、当社が別に定めるサービスにおいて、総合オープン通信網契約者から個別具体的かつ明確な同意を得られた場合に限り実施するものとします。

(総合オープン通信網契約者に係る情報の利用)

第115条 当社は、第112条の2に定める総合オープン通信網契約者に係る情報を、当社又は協定事業者等の電気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用又は料金の請求その他の当社の契約約款等又は協定事業者等の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。

(注) 業務の遂行上必要な範囲での利用には、総合オープン通信網契約者に係る情報を当社の業務を委託しているものに提供する場合を含みます。

2 第112条の2、第113条及び前項に定めるほか、本サービスに関して取得した総合オープン通信網契約者に関する情報の取扱いについては、別途当社の定める「KDDIプライバシーポリシー (<https://www.kddi.com/corporate/kddi/public/privacy/>)」が適用

されます。

(協定事業者の電気通信サービスに係る料金等の回収代行)

第116条 当社は、総合オープン通信網契約者（第7種総合オープン通信網契約者、第9種総合オープン通信網サービス契約者（帯域確保型に係るものに限ります。）又は音声通信サービスに係る総合オープン通信網契約者に限ります。以下この条において同じとします。）から申出があったときは、次の場合に限り、協定事業者（当社が別に定める協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。）の電気通信サービスに関する契約約款等の規定により協定事業者がその契約者に請求することとした電気通信サービスに係る料金又は工事に関する費用について、その協定事業者の代理人として、当社の請求書により請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

(1) その申出をした総合オープン通信網契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがないとき。

(2) その総合オープン通信網契約者の申出について、協定事業者が承諾するとき。

(3) その他当社の業務の遂行上支障がないとき。

2 前項の規定により、当社が請求した料金又は工事に関する費用について、その総合オープン通信網契約者が当社が定める支払期日を超えてもなお支払わないときは、当社は、その総合オープン通信網契約者に係る前項の取扱いを廃止します。

(協定事業者による総合オープン通信網サービスに係る料金の回収代行)

第117条 当社は、当社がこの約款の規定により総合オープン通信網契約者に請求することとした総合オープン通信網サービスに係る料金について、当社の代理人として、協定事業者（当社が別に定める協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。）が請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

2 前項の規定により、協定事業者が請求した料金について、その総合オープン通信網契約者が協定事業者が定める支払期日を超えてもなおその協定事業者を支払わないときは、当社は、その総合オープン通信網契約者に係る前項の取扱いを廃止します。

(総合オープン通信網サービスの技術的事項及び技術資料の閲覧)

第118条 総合オープン通信網サービスにおける基本的な技術的事項は、別表1のとおりとします。

2 当社は、当社が指定する総合オープン通信網サービス取扱所において、総合オープン通信網サービスを利用するうえで参考となる別記23の事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

(法令に規定する事項)

第119条 総合オープン通信網サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(注) 法令に定めがある事項については、別記8から16までに定めるところによります。

(閲覧)

第120条 この約款において、別に定めることとしている事項については、当社は、閲覧に供します。

第15章 附帯サービス

(附帯サービス)

第121条 総合オープン通信網サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記17、19から21及び25に定めるところによります。

別記

1 総合オープン通信網サービスの提供区間

当社の総合オープン通信網サービスは、下表の区間において提供します。

区 分	提 供 区 間
第1種総合オープン通信網サービス	<ul style="list-style-type: none"> (1) 削除 (2) 削除 (3) 端末回線の終端相互間（1の端末回線の終端に終始する場合を含みます。） (4) 端末回線の終端とアクセスポイント、特定装置、当社契約者回線の終端、相互接続点、NSPIXP（WIDEプロジェクトによる商用インターネットの相互接続に関する研究のために設置された電気通信設備をいいます。以下同じとします。）との接続点又は当社と外国の電気通信事業者との間に設置される電気通信回線の間（以下「分界点」といいます。）との間 (5) アクセスポイント相互間（1のアクセスポイントに終始する場合を含みます。） (6) アクセスポイントと特定装置、当社契約者回線の終端、相互接続点、NSPIXPとの接続点又は分界点との間
第5種総合オープン通信網サービス	<ul style="list-style-type: none"> (1) 相互接続点相互間（1の相互接続点に終始する場合を含みます。） (2) 相互接続点と端末回線の終端、アクセスポイント、特定装置、当社契約者回線の終端、NSPIXPとの接続点又は分界点との間 (3) 端末回線の終端相互間（1の端末回線の終端に終始する場合を含みます。） (4) 端末回線の終端とアクセスポイント、特定装置、当社契約者回線の終端、相互接続点、NSPIXPとの接続点又は分界点との間 (5) アクセスポイント相互間（1のアクセスポイントに終始する場合を含みます。） (6) アクセスポイントと端末回線の終端、特定装置、当社契約者回線の終端、相互接続点、NSPIXPとの接続点又は分界点との間
第7種総合オープン通信網サービス	<ul style="list-style-type: none"> (1) 相互接続点相互間（1の相互接続点に終始する場合を含みます。） (2) 相互接続点と端末回線の終端、アクセスポイント、特定装置、当社契約者回線の終端、NSPIXPとの接続点又は分界点との間 (3) 端末回線の終端相互間（1の端末回線の終端に終始する場合を含みます。） (4) 端末回線の終端とアクセスポイント、特定装置、

	<p>当社契約者回線の終端、相互接続点、NSP I X Pとの接続点又は分界点との間</p> <p>(5) アクセスポイント相互間（1のアクセスポイントに終始する場合を含みます。）</p> <p>(6) アクセスポイントと特定装置、当社契約者回線の終端、相互接続点、NSP I X Pとの接続点又は分界点との間</p>						
第8種総合オープン通信網サービス	<p>(1) 当社契約者回線の終端相互間（1の当社契約者回線の終端に終始する場合を含みます。）</p> <p>(2) 当社契約者回線の終端と相互接続点、端末回線の終端、アクセスポイント、特定装置、NSP I X Pとの接続点又は分界点との間</p>						
第9種総合オープン通信網サービス	<p>(1) 端末回線の終端とアクセスポイント、特定装置、相互接続点、NSP I X Pとの接続点又は分界点との間</p> <p>(2) 端末回線の終端相互間（1の端末回線の終端に終始する場合を含みます。）</p> <p>(3) アクセスポイント相互間（1のアクセスポイントに終始する場合を含みます。）</p> <p>(4) アクセスポイントと特定装置、相互接続点、NSP I X Pとの接続点又は分界点との間</p> <p>(5) 相互接続点相互間（1の相互接続点に終始する場合を含みます。）</p> <p>(6) 相互接続点と端末回線の終端、アクセスポイント、特定装置、NSP I X Pとの接続点又は分界点との間</p>						
<p>備考</p> <p>第5種総合オープン通信網サービス又は第9種総合オープン通信網サービス（帯域共有型フレッツアクセスのものに限ります。）の端末回線に係る提供区域は、次表に掲げる都道府県の区域のうち当社が別に定める区域とします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>都 道 府 県 の 区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>提供区域1</td> <td>北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び長野県</td> </tr> <tr> <td>提供区域2</td> <td>富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	都 道 府 県 の 区 域	提供区域1	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び長野県	提供区域2	富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県
区 分	都 道 府 県 の 区 域						
提供区域1	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び長野県						
提供区域2	富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県						

2 加入契約回線と接続することができる当社が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線

(1) 第1種総合オープン通信網サービスに係るもの

- ア 削除
- イ 削除
- ウ 削除

エ 当社のワイドエリアバーチャルスイッチサービス契約約款に定めるワイドエリアバーチャルスイッチサービス（プラットフォームゲートウェイ機能に係るものに限ります。）に係るもの

(2) 第7種総合オープン通信網サービスに係るもの

- ア イーサネット通信サービスに係るもの
- イ 第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスに係るもの
- ウ 削除

3 削除

4 総合オープン通信網契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併若しくは分割により総合オープン通信網契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、すみやかに契約事務を行う総合オープン通信網サービス取扱所に届出ていただきます。
- (2) (1) の場合において、地位を承継したものが2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、(2) の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継したもののうちの1人を代表者として取り扱います。

5 総合オープン通信網契約者の氏名等の変更

- (1) 総合オープン通信網契約者は、その氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先等に変更があったときは、そのことをすみやかに契約事務を行う総合オープン通信網サービス取扱所に届出ていただきます。
- (2) 当社は、(1) の届出があったときは、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
- (3) 総合オープン通信網契約者が(1) の届出を怠ったとき又は事実と異なる届出を行ったときは、当社がこの約款に規定する通知は、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。

6 総合オープン通信網契約者の禁止行為

総合オープン通信網契約者は、総合オープン通信網サービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。

- (1) 当社若しくは他人の電気通信設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為又はそのおそれのある行為
- (2) 他人に無断で広告、宣伝若しくは勧誘の文書等を送信又は記載する行為
- (3) 他人が嫌悪感を抱く、又はそのおそれのある文書等を送信、記載若しくは掲載する行為

- (4) 他人になりすまして各種サービスを利用する行為
- (5) 他人の知的財産権（特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等）その他の権利を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (6) 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (7) 他人を差別し、誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (8) 猥褻、児童虐待若しくは児童ポルノ等児童及び青少年に悪影響を及ぼす画像、音声、文字又は文書等を送信、記載又は掲載する行為
- (9) 無限連鎖講（ネズミ講）若しくは連鎖販売取引（マルチ商法）等を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (10) 総合オープン通信網サービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為
- (11) 有害なコンピュータープログラム等を送信し、又は掲載する行為
- (12) 売春、暴力、残虐等公序良俗に違反し、又は他人に不利益を与える行為
- (13) 人を自殺に誘引若しくは勧誘する行為、又は第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
- (14) その他法令に違反する行為
- (15) (1) から (14) までの規定のいずれかに該当するコンテンツへのアクセスを助長する行為
- (16) 音声通信の利用において、故意に多数の不完了呼を発生させる等、通信のふくそうを生じさせる行為又はそのおそれのある行為

7 総合オープン通信網契約者からの端末回線等又は当社契約者回線の設置場所の提供等

- (1) 端末回線、当社契約者回線又は他社接続回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、端末回線等又は当社契約者回線その他の電気通信設備の設置に必要な場所は、その総合オープン通信網契約者から提供していただきます。

ただし、総合オープン通信網契約者から要請があったときは、当社は、その端末回線等又は当社契約者回線その他の電気通信設備の設置場所を提供することがあります。

- (2) 当社が総合オープン通信網契約に基づいて設置する端末設備その他の電気通信設備に必要な電気は、総合オープン通信網契約者から提供していただくことがあります。
- (3) 総合オープン通信網契約者は、端末回線、当社契約者回線又は他社接続回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

8 自営端末設備の接続

- (1) 総合オープン通信網契約者は、その端末回線又は当社契約者回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その端末回線又は当社契約者回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年総務省令第15号。以下「技術基準適合認定規則」といいます。）様式第7号の表示が付されている端末機器（技術基準適合認定規則第3条で定める種類の端末設備の機器をいいます。）、技術基準等に適合することについて事業法第86条第1項に規定する登録認定機関又は事業法第104条第2項に規定する承認認定機関の認定を受けた端末設備の機器以外の自営端末設備を接続するときは、その自営端末設備の名称その他その請求の内容を特定するための事項

について記載した当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。

- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続が電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第31条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾にあたっては、次の場合を除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
 - ア 技術基準適合認定規則様式第7号又は第14号の表示が付されている端末機器を接続するとき。
 - イ 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 総合オープン通信網契約者は、工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けているもの（以下「工事担任者」といいます。）に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。

ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) 総合オープン通信網契約者がその自営端末設備を変更したときについても、(1)から(5)までの規定に準じて取り扱います。
- (7) 総合オープン通信網契約者は、その端末回線又は当社契約者回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

9 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、端末回線又は当社契約者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、総合オープン通信網契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合において、総合オープン通信網契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、総合オープン通信網契約者は、その自営端末設備を端末回線等又は当社契約者回線から取りはずしていただきます。

10 削除

11 削除

12 自営電気通信設備の接続

- (1) 総合オープン通信網契約者は、その端末回線又は当社契約者回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その端末回線又は当社契約者回線に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。

ア その接続が技術基準等に適合しないとき。

イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、事業法第70条第1項第2号の規定による総務大臣の認定を受けたとき。

(3) 当社は、(2)の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。

(4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

(5) 総合オープン通信網契約者は、工事担任者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。

ただし、工事担任者規則第3条で定める場合は、この限りではありません。

(6) 総合オープン通信網契約者がその自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(5)までの規定に準じて取り扱います。

(7) 総合オープン通信網契約者は、その端末回線又は当社契約者回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

13 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

端末回線又は当社契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、9（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

14 削除

15 削除

16 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

17 IPアドレス又はドメイン名に係る申請手続きの代行等

(1) 当社は、総合オープン通信網契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、その総合オープン通信網契約者に代わって社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター（以下「JPNIC」といいます。）又はJPRS等にIPアドレスの割当て若しくは返却又はドメイン名の割当て、変更、移転若しくは廃止の申請手続き等を行います。

(2) (1)の場合において、総合オープン通信網契約者は、当社が別に定めるところにより、料金表第5（附帯サービスに関する料金）に定める手数料を支払っていただきます。

(3) 総合オープン通信網契約者は、ドメイン名（当社が別に定めるものに限り）を利用している場合は、当社が別に定めるところにより、料金表第5（附帯サービスに関する料金等）に定める手数料を支払っていただきます。

18 削除

19 利用明細書等の発行

- (1) 当社は、総合オープン通信網契約者から請求があったときは、その契約者に係る総合オープン通信網サービスの支払証明書を発行します。また、料金表第2（付加機能利用料）に定める音声通信サービスⅠに係る総合オープン通信網契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、音声通信サービスⅠの利用に係る明細書（以下「利用明細書」といいます。）を発行します。
- (2) 総合オープン通信網契約者は、前項の請求をし、その支払証明書又は利用明細書の発行を受けたときは、当社が別に定めるところにより、料金表第5（附帯サービスに関する料金等）に定める発行料等を支払っていただきます。

20 協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行

当社は、総合オープン通信網契約の申込みをするもの又は総合オープン通信網契約者から要請があったときは、総合オープン通信網サービスと一体的に利用する協定事業者の電気通信サービスの利用に係る協定事業者に対する申込み、請求、届出その他当社が別に定める事項について、手続きの代行を行います。

21 端末設備の提供

- (1) 当社は、第1種総合オープン通信網契約者（第1種総合オープン通信網サービスのタイプⅠaに係るものである場合に限ります。）、第5種総合オープン通信網契約者又は料金表第2（付加機能利用料）に定める音声通信サービスⅠに係る総合オープン通信網契約者から請求があったときは、別表8に定めるところにより、端末設備（当社がこの約款以外の契約約款等を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。
- (2) 第1種総合オープン通信網契約者（第1種総合オープン通信網サービスのタイプⅠaに係るものである場合に限ります。）、第5種総合オープン通信網契約者又は音声通信サービスⅠに係る総合オープン通信網契約者は、前号の請求をし、その端末設備の提供を受けているときは、この約款に特段の定めがある場合を除き、料金表第5（附帯サービスに関する料金等）に定める端末設備に係る料金を支払っていただきます。
- (3) 第1種総合オープン通信網契約者（第1種総合オープン通信網サービスのタイプⅠaに係るものである場合に限ります。）、第5種総合オープン通信網契約者又は音声通信サービスⅠに係る総合オープン通信網契約者は、第1号に定める請求をし、当社がその端末設備に係る工事を行った場合には、料金表第5（附帯サービスに関する料金等）に定める端末設備に係る工事に関する費用を支払っていただきます。
- (4) 端末設備は、第1種総合オープン通信網契約（第1種総合オープン通信網サービスのタイプⅠaに係るものである場合に限ります。）若しくは第5種総合オープン通信網契約が終了し、又は音声通信サービスⅠの廃止があった場合、当社が別に定める方法ですみやかに返還していただきます。

22 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準の全てを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が、1の題号について8,000部以上であること。
2 放送事業者	電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送局の免許を

	受けたもの
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準の全てを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

23 総合オープン通信網サービスに係る技術資料の項目

自営端末設備又は自営電気通信設備に係る接続条件

- (1) 物理的条件
- (2) 電气的条件
- (3) 論理的条件

24 削除

25 カスタマコントロールの提供

当社は、第1種総合オープン通信網契約者（タイプⅣ（1Gベストエフォートのものに限ります。）に係るものに限ります。以下この25において同じとします。）に対し、カスタマコントロール（その第1種総合オープン通信網契約者の設備を使用して別表6に定める基本機能を利用するための設定又は設定変更等を行うことができるサービスをいいます。以下同じとします。）を提供します。

料金表

通則

(料金等の設定)

- 1 加入契約回線及び加入契約回線と接続する端末回線の料金又は工事に関する費用は当社が設定するものとします。
- 2 第7種総合オープン通信網サービス（当社のイーサネット通信サービス契約約款に定めるイーサネットアクセス回線と接続するものに限り、）において、イーサネット通信サービス契約約款に係る区間の料金又は工事に関する費用は、当社のイーサネット通信サービス契約約款に定めるところによります。
- 3 第7種総合オープン通信網契約に係る第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスに係る区間の種類、品目及び通信、保守の態様による細目、料金又は工事費等は当社のワイドエリアバーチャルスイッチサービス契約約款に定めるところによります。
- 4 第9種総合オープン通信網サービス（帯域確保型に係るものに限り、）において、加入契約回線と相互に接続する特定他社接続回線の料金又は工事に関する費用（当社のパワードイーサネットサービス又は特定事業者の専用サービス、イーサネット通信網サービス、高速イーサネット網サービス、LAN型通信網サービス若しくはイーサネット網サービスに関する契約約款等の規定により、当社又は特定事業者が設定する料金又は工事に関する費用を除きます。）は、当社が設定するものとします。
(注) 1の「特定事業者」は、北海道総合通信網株式会社、株式会社トークネット、北陸通信ネットワーク株式会社、中部テレコミュニケーション株式会社、株式会社オプテージ、株式会社エネコム、株式会社STNet、株式会社QTnet、OTNet株式会社又は当社（加入契約回線と相互に接続する電気通信回線がパワードイーサネットサービスに係るアクセス回線であるときに限り、）とします。
- 5 削除
- 6 音声通信に係る利用料は、当社の提供区間と協定事業者又は外国の電気通信事業者の提供区間とを合わせて、当社が設定するものとします。
- 7 総合オープン通信網サービスの料金のうち、当社と協定事業者が相互接続協定に基づき合意したものの料金は、この約款及び料金表の規定にかかわらず、総合オープン通信網サービスとその協定事業者の電気通信サービスとを合わせて、その協定事業者が定めるものとし、その協定事業者の契約約款等に定めるところによります。
- 8 7の場合において、その料金を設定した協定事業者が請求するものとし、料金に関するその他の取扱いについては、この約款及び料金表の規定にかかわらず、その協定事業者の契約約款等に定めるところによります。
- 8の2 第5種総合オープン通信網サービス（料金表第1（基本利用料）5（第5種総合オープン通信網サービスに係るもの）（1）（適用）に定める特定通信限定利用型のものに限り、）に係る利用回線又は端末設備の終端に接続する端末設備の工事費については、この約款及び料金表の規定にかかわらず、当社のワイドエリアバーチャルスイッチサービス契約約款に定めるところによります。

(料金の計算方法)

- 9 当社は、月額料金（定額利用料のうち、月額で定められている料金をいいます。以下同じとします。）、利用料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料は、料金月に従って計算します。

- 10 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の起算日を変更することがあります。
- 11 当社は、月額料金、利用料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料については、料金月に従って計算したものの合計額により、支払いを請求します。
- 12 当社は、料金その他の計算については、次表に規定するとおりとします。

区 分	計 算 方 法
(1) (2) 以外の料金	この約款に定める税抜価格（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。）により行います。
(2) 24のただし書きに掲げる料金	この約款に定める額により行います。

（月額料金の日割）

- 13 月額料金の日割は、次のとおりとします。

(1) (2) 以外の場合

当社は、次の場合が生じたときに、月額料金をその利用日数に応じて日割します。

- ア 料金月の初日以外の日に総合オープン通信網サービスの提供の開始があったとき。
- イ 料金月の初日以外の日に総合オープン通信網契約の解除又は付加機能若しくは端末設備の廃止があったとき。
- ウ ア及びイの場合を除いて、料金月の初日以外の日に月額料金の額が増加又は減少したとき（この場合において、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。）。
- エ 料金表第1（基本利用料）に定めるプラン又は品目の変更があったとき。
- オ 第96条（定額利用料の支払義務）第2項第3号の表の規定又は同条第3項第2号の表の規定に該当するとき。
- カ 料金月の初日に総合オープン通信網サービスの提供を開始し、その日にその総合オープン通信網契約の解除又は付加機能若しくは端末設備の廃止があったとき。
- キ 起算日の変更があったとき。

- (2) 当社は、料金表第2（付加機能利用料）に定めるセキュリティサービス（プラン10のものに限ります。）又はDMZサービスについては、第96条（定額利用料の支払義務）第2項第3号の表の規定又は同条第3項第2号の表の規定に該当するときに限り、その月額料金をその利用日数に応じて日割します。

- 14 13の規定による月額料金の日割は、料金月の日数により行います。この場合において、第96条（定額利用料の支払義務）第2項第3号の表の1欄又は同条第3項第2号の表に規定する月額料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する日とみなします。

（利用料の日割）

- 15 当社は、次の場合が生じたときは、利用料をその利用日数に応じて日割します。

- (1) 料金月の初日以外の日に総合オープン通信網サービスの提供の開始があったとき。
- (2) 料金月の初日以外の日に総合オープン通信網契約の解除があったとき。
- (3) 料金表第1（基本利用料）に定める品目等の変更があったとき。
- (4) 料金月の初日に総合オープン通信網サービスの提供を開始し、その日にその総合オープン通信網契約の解除があったとき。
- (5) 起算日の変更があったとき。

16 15の規定による利用料の日割は、料金月の日数により行います。

(端数処理)

17 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

ただし、この料金表に特段の定めがある場合は、この限りではありません。

(料金等の支払い)

18 総合オープン通信網契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。

19 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

20 当社は、支払われた金額について、その充当すべき料金等の指定がないときは、当社が別に定める順序で充当します。

(少額料金の翌月払い)

21 当社は、当該月に請求すべき料金の総額が(税抜価格)1,000円未満である場合は、その月に請求すべき料金を翌月に請求する料金に合わせて請求することがあります。

(料金の一括後払い)

22 当社は、21の場合のほか、当社に特別の事情がある場合は、総合オープン通信網契約者(臨時総合オープン通信網契約者(当社と臨時第7種総合オープン通信網契約又は臨時第8種総合オープン通信網契約を締結しているものをいいます。以下同じとします。))を除きます。)の承諾を得て、2か月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

23 当社は、料金又は工事に関する費用について、総合オープン通信網契約者の要請があったときは、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。
(注)23の「当社が別に定める条件」とは、前受金には利息を付さないことを条件として預かることをいいます。

(消費税相当額の加算)

24 第96条(定額利用料の支払義務)から第98条(工事費の支払義務)までの規定その他この約款の規定により、支払いを要するものとされている料金又は工事に関する費用の額は、この約款に定める税抜価格に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

ただし、総合オープン通信網サービスに係る利用料(外国との音声通信に係るものに限ります。)、延滞利息、最低利用期間内に契約の解除があった場合に支払いを要する27に規定する料金、料金表第1基本利用料(3)長期継続利用に係る定額利用料の適用に規定する料金及び料金表第2付加機能利用料(16)最低利用期間内に廃止があった場合の付加機能利用料の適用に規定する料金については、この限りではありません。

(料金等の臨時減免)

25 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、関係の総合オープン通信網サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

(最低利用期間内に契約の解除があった場合の料金等の適用)

26 総合オープン通信網サービスには、臨時総合オープン通信網契約及び長期継続利用に係るものを除いて、最低利用期間があります。

27 総合オープン通信網契約者は、以下に該当する場合を除き最低利用期間内に総合オープン通信網契約の解除があった場合は、第96条（定額利用料の支払義務）、第97条（利用料の支払義務）及び料金表の定めにかかわらず、残余の期間に対応する料金表第1（基本利用料）に定める定額利用料並びに料金表第2（付加機能利用料）に定めのあるバックアップサービスI（第7種総合オープン通信網サービス及び第8種総合オープン通信網サービスに係る契約者に限ります。）及びIPv6トンネリングサービスの定額利用料の額に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。

(1) 総合オープン通信網契約の解除と同時に新たに総合オープン通信網契約の締結を行う場合

(2) その総合オープン通信網契約者（第1種総合オープン通信網サービスのタイプI及びタイプIaに係るものに限ります。）が移設若しくは移転することを目的としてその総合オープン通信網契約の解除と同時に移設先若しくは移転先の総合オープン通信網契約の申込みをする場合又はその総合オープン通信網契約者の責めによらない理由により発生した事態に対処するための措置として行われたものである場合

(3) その他当社が認めた場合

28 削除

(一括請求プランの取扱い)

29の1 当社は、第1種総合オープン通信網契約者（第1種総合オープン通信網サービスのタイプIaに係るものである場合に限り、以下29の1～29の11まで同じとします。）から申出があったときは、29の2に規定される端末回線により構成される回線群（以下この通則において「一括請求プラン回線群」といいます。）ごとに、その端末回線に係る料金その他の債務を29の2の条件を満たす回線群の代表者（以下この通則において「代表契約者」といいます。）に対して、一括して請求する取扱いを行います。

29の2 一括請求プラン回線群は、その一括請求プラン回線群を構成することについて第1種総合オープン通信網契約者が同意した端末回線により構成されるものとします。

29の3 一括請求プランの取扱いを受けようとする第1種総合オープン通信網契約者は、次の条件を満たす者を代表契約者として定め、その代表契約者を通じて一括請求プランの取扱いの申出をしていただきます。一括請求プランの取扱いの終了の申出の場合も同様とします。

(1) 商法（明治32年法律第48条）第52条に規定する会社又は有限会社法（昭和13年法律第74条）第1条に規定する有限会社であって、電気通信事業者であること。

(2) 当社が別に定める経理的基礎を有していること。

(3) 一括請求プランに係る料金その他の債務の支払いを現に怠っていない者、又は怠るおそれがない者であること。

- (4) (1) から (3) までに関し、当社が別に定める書類を提出したものであること。
- 29の4 当社は、代表契約者が29の3に規定する基準に適合するものであることについて、確認することがあります。この場合、代表契約者はその確認に必要な書類を当社の求めに応じて提出していただきます。
- 29の5 当社は、29の1に規定する申出があった場合、次の各号に該当する場合に限り、その申出を承諾します。
- (1) その申出のあった端末回線について、利用料等の明細内訳を記録することについて、その申出のあった第1種総合オープン通信網契約者が承諾したものであるとき。
 - (2) その申出のあった端末回線に係る利用料等の明細情報が、代表契約者に通知されることを、その申出のあった第1種総合オープン通信網契約者が承諾したものであるとき。
 - (3) その申出のあった端末回線について、代表契約者の承諾があるとき。
 - (4) 当社の業務遂行上又は技術上著しい支障がないとき。
- 29の6 第1種総合オープン通信網契約者は、代表契約者を変更するときは、そのことをすみやかに当社に届けていただきます。この場合において、変更後の代表契約者は、29の3の条件を満たす者であることを要します。
- 29の7 当社は、一括請求プランに係る料金その他の債務については、一括請求プラン回線群ごとに一括して、その代表契約者に請求します。代表契約者はその一括請求プランに係る料金その他の債務を一括して当社に支払うものとします。
- 29の8 一括請求プランの取扱いは、次のとおりとします。
- (1) 新たに1の一括請求プラン回線群を構成する場合
新たに1の一括請求プラン回線群を構成する場合は、当社が承諾した日（端末回線の提供を開始するときは、その提供開始日とします。）が属する料金月の翌料金月の初日（第1種総合オープン通信網契約者から特に要請があり、当社の業務遂行上支障がないときは、その申出のあった日が属する料金月の当社が指定する日）から一括請求プランの取扱いを開始することとし、その翌料金月以降においても、第1種総合オープン通信網契約者から一括請求プランの取扱いの終了の申出がない限り、従前と同様の条件により一括請求プランの取扱いは継続するものとします。一括請求プランの取扱いの終了の申出があった場合は、その申出のあった日が属する料金月の末日までの間、一括請求プランの取扱いは継続するものとします。
 - (2) 既存の1の一括請求プラン回線群を指定して端末回線を追加する場合
既存の1の一括請求プラン回線群を指定して追加する端末回線については、当社が承諾した日（端末回線の提供を開始するときは、その提供開始日とします。）が属する料金月の翌料金月の初日（第1種総合オープン通信網契約者から特に要請があり、当社の業務遂行上支障がないときは、その申出のあった日が属する料金月の当社が指定する日）から一括請求プランの取扱いを開始することとし、その翌料金月以降においても、第1種総合オープン通信網契約者から一括請求プランの取扱いの終了の申出がない限り、従前と同様の条件により一括請求プランの取扱いは継続するものとします。
 - (3) 既存の一括請求プラン回線群から、端末回線を指定して一括請求プラン終了の申出があった場合
一括請求プランの取扱い終了の申出があった端末回線については、申出があった日が属する料金月の末日において、一括請求プランの取扱いは終了したものとします。
- 29の9 次の場合は、その端末回線に係る一括請求プランの取扱いは終了したものとします。
- (1) 一括請求プランの取扱いを受けている第1種総合オープン通信網契約の解除があった

とき。

- (2) 一括請求プランの取扱いを受けている第1種総合オープン通信網契約者から、代表契約者を通じて、一括請求プランの終了の申出があったとき。
 - (3) 一括請求プランの取扱いを受けている端末回線について、その第1種総合オープン通信網契約者に係る電気通信番号が変更になったとき。
 - (4) その他、24に規定する承諾条件を満たさなくなったとき。
- 29の10 次の場合は、その一括請求プラン回線群に係る一括請求プランの取扱いは終了したものとします。
- (1) その一括請求プラン回線群を構成する全ての端末回線について、29の9の(1)から(4)までの事由が生じたとき。
 - (2) 代表契約者が、一括請求プラン回線群に係る料金その他の債務について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。
 - (3) 代表契約者が、一括請求プランの取扱いの終了を申出たとき。
 - (4) 代表契約者が、29の3の条件を満たさなくなったとき。
- 29の11 代表契約者が、この一括請求プランの取扱いを終了する場合、取扱い終了日の3ヶ月前までに当社に書面で申出ていただきます。

(特定料金等に関するその他の取扱い)

- 30 特定料金等に関するその他の取扱い(最低利用期間及び責任の制限を含みます。)は、専用サービスに係る契約約款等又はイーサネット通信サービスに係る契約約款等に規定するところによります。
- ただし、特定他社接続回線について、料金表第1(基本利用料)にサービス品質に係る定めがある場合は、その定めるところにより、専用サービスに係る契約約款等又はイーサネット通信サービスに係る契約約款等の適用はないものとします。
- 31 総合オープン通信網契約者は、特定料金等の適用に関しては、専用サービスに係る契約約款等に規定する専用契約者又はイーサネット通信サービスに係る契約約款等に規定するイーサネット通信契約者とみなします。

(KDDI一括請求に係る料金等の取扱い)

- 32 当社は、総合オープン通信網契約者(第5種総合オープン通信網契約者又は音声通信サービスIに係る総合オープン通信網契約者に限ります。以下この32から34までにおいて同じとします。)から申出があったときは、次の割引判定条件の全てを満たすことを条件に、次の割引対象サービス(音声通信サービスIを除きます。)に係る料金等(その請求日の属する料金月の前料金月に生じたものであって、当社が別に定めるものに限ります。)から、その料金等に一括請求額(当社のau(5G)通信サービス契約約款又は当社のau(LTE)通信サービス契約約款(以下この32及び34において「au約款」といいます。))に定めるau判定料金、次の割引判定条件のウに定めるインターネット判定料金及び当社の電話サービス等に係る契約約款等に定める電話判定料金の合計請求額をいいます。以下同じとします。)に応じて定まる下表の割引率を乗じて得た額(1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げます。)を割り引く取扱い又は一括請求額が(税抜価格)10,000円以上の場合に料金表第2(付加機能利用料)コ欄(音声通信サービスI)の備考欄(ツ)に定める定額利用料の支払いを要しないこととする取扱いを行います。
- (1) 割引判定条件
 - ア au約款に定める5G契約者又はLTE契約者(KDDI一括請求の取扱いの適用

を受けているものに限ります。)であること。

イ a u約款に定めるa u判定料金に係る請求があること。

ウ 総合オープン通信網サービス(第5種総合オープン通信網サービス又は音声通信サービスIに限ります。)又は当社のインターネット接続サービスに係る契約約款等に定めるインターネット接続サービス(フレッツ対応サービス、ADSL接続サービス及び高速IPネットワーク対応サービスに限ります。)に係る料金等(その請求日の属する料金月の前料金月に生じたものであって、当社が別に定めるものに限ります。以下「インターネット判定料金」といいます。)の請求又は当社の電話サービス等に係る契約約款等に定める電話判定料金の請求((税抜価格)1,000円以上の請求がある場合に限ります。)があること。

(2) 割引対象サービス

ア 第5種総合オープン通信網サービス

イ 削除

ウ 削除

エ 音声通信サービスI(H.323プロトコルを使用して行うものを除きます。)

(3) 割引率

一括請求額 (税抜価格)	割引率
50,000円以上の場合	4%
20,000円以上の場合	3%
10,000円以上の場合	2%

33 32の取扱いは、総合オープン通信網契約者からの申出があったことを当社が総合オープン通信網サービス取扱所において確認した日(以下この33において「確認日」といいます。)の属する料金月の初日(確認日の属する料金月の末日に総合オープン通信網サービスが開始されていない場合は、当該総合オープン通信網サービスの提供を開始した日の属する料金月の初日)から適用することとし、その次料金月以降においても、従前と同様の条件により、32の取扱いは継続するものとします。

34 当社は、a u約款に定めるKDDI一括請求について、当社が総合オープン通信網サービス取扱所においてその取扱いが終了したことを確認できたときは、その確認ができた日の属する料金月の初日から、32の取扱いは終了したものとします。

(料金等の請求)

35 総合オープン通信網サービスに係る料金その他の債務の請求については、この約款、当社の「WEB de 請求書ご利用規約」又は当社の「KDDIまとめて請求に係る取扱い規約」のほか、当社が別に定めるところによりします。

第1 基本利用料

1 第1種総合オープン通信網サービスに係るもの

(1) 適用

第1種総合オープン通信網サービスに係る基本利用料の適用については、第96条(定額利用料の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

区分	内容
(1) 品目に	当社は、第1種総合オープン通信網サービスに係る料金額を適用する

係る料金の適用	にあたって、下表のとおり、品目を定めます。	
	品目	内容
	100Mベストエフォート	最大100メガビット／秒までの符号伝送が可能なものであって符号伝送速度を保証しないもの
	300Mベストエフォート	最大300メガビット／秒までの符号伝送が可能なものであって符号伝送速度を保証しないもの
	1Gベストエフォート	最大1ギガビット／秒までの符号伝送が可能なものであって符号伝送速度を保証しないもの
	備考 第1種総合オープン通信網サービスに係る通信は、相互接続点、端末回線の終端、特定装置、当社契約者回線の終端、アクセスポイント、NSPIXPとの接続点又は分界点との間で行うことができます。この場合において、当社は、相互接続点、端局、特定装置、取扱所交換設備、アクセスポイント、NSPIXPとの接続点又は分界点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証するものではありません。	
(2) タイプに係る料金の適用	ア 当社は、第1種総合オープン通信網サービスに係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、タイプを定めます。	
	タイプ	内容
	タイプI (KDDIインターネットイ -シェアライト)	端末回線（当社が設置するものに限りま す。） （その端末回線の通信帯域を他の第1種総合 オープン通信網契約者又は第9種総合オープン 通信網契約者（帯域共有型FTTHアクセスに係 るものに限りま す。）に係る通信と共用することがあるものに 限りま す。）を使用して提供する第1種総合オープン 通信網サービスであ って、IPアドレスの数について制限があるもの のうち タイプIa以外 のもの
	タイプIa (KDDIインターネットイ -シェアライト)	端末回線（当社又は別に定める協定事業が 設置するその端末回線の通信帯域を他の第1 種総合オープン通信網契約者又は第9種総合 オープン通信網契約者（帯域共有型FTTHア クセスに係るものに限りま す。）に係る通信と共用することがあるものに 限りま す。）を使用して提供する第1種総合オープン 通信網サービスであ って、IPアドレスの数について制限があるもの
タイプII (KDDIインターネットイ -シェア)	端末回線又は他社接続回線（その端末回線 又は他社接続回線の通信帯域を他の総合オ ープン通信網契約者に係る通信と共用するこ とがあるものを除きま す。）によって提供する第1種総合オープン 通信網サービスであ って、IPアドレ	

	タイプⅣ (KDDI WVS Virtualデータセンタ - セキュア・インターネット)	スの数について制限があるもの 別記2に定める電気通信回線（ワイドエリアバーチャルスイッチサービスに係るものに限ります。）を介した通信により利用することができるもの												
(2) の 2 プランに 係る料金 の適用 I	<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 削除 2 当社は、タイプⅡのものに限り、第1種総合オープン通信網契約者からの申出に応じて、IPv4/IPv6デュアルスタック機能を提供します。 3 タイプⅡのものが利用できるIPアドレスの数は、64個までとします。 4 タイプⅠのものは1Gベストエフォートの品目に限り提供します。 5 タイプⅡ及びタイプⅣのものは100Mベストエフォート及び1Gベストエフォートに限り提供します。 <p>イ 第1種総合オープン通信網契約者は、第1種総合オープン通信網サービスのタイプの変更の請求をすることができます。</p> <p>ウ 当社は、イの請求があったときは、第11条（第1種総合オープン通信網契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。</p> <p>ア 当社は、第1種総合オープン通信網サービス（タイプⅠ及びタイプⅠaのものに限ります。）に係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、プランを定めます。</p> <table border="1" data-bbox="443 1191 1433 1863"> <thead> <tr> <th data-bbox="443 1191 842 1236">プラン</th> <th data-bbox="842 1191 1433 1236">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="443 1236 842 1361">プランⅠ (商品名：固定IP1個)</td> <td data-bbox="842 1236 1433 1361">発信端末を特定するIPアドレスについて、あらかじめ1個のIPアドレスを付与するもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 1361 842 1487">プランⅡ (商品名：固定IP4個)</td> <td data-bbox="842 1361 1433 1487">発信端末を特定するIPアドレスについて、あらかじめ4個のIPアドレスを付与するもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 1487 842 1612">プランⅢ (商品名：固定IP8個)</td> <td data-bbox="842 1487 1433 1612">発信端末を特定するIPアドレスについて、あらかじめ8個のIPアドレスを付与するもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 1612 842 1738">プランⅣ (商品名：固定IP16個)</td> <td data-bbox="842 1612 1433 1738">発信端末を特定するIPアドレスについて、あらかじめ16個のIPアドレスを付与するもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 1738 842 1863">プランⅤ (商品名：固定IP32個)</td> <td data-bbox="842 1738 1433 1863">発信端末を特定するIPアドレスについて、あらかじめ32個のIPアドレスを付与するもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>発信端末を特定するIPアドレスについて、IPv6アドレスのみを利用する旨の申出があったときは、当社はプランⅠに係る申込みがあったとみなして取り扱います。</p>		プラン	内 容	プランⅠ (商品名：固定IP1個)	発信端末を特定するIPアドレスについて、あらかじめ1個のIPアドレスを付与するもの	プランⅡ (商品名：固定IP4個)	発信端末を特定するIPアドレスについて、あらかじめ4個のIPアドレスを付与するもの	プランⅢ (商品名：固定IP8個)	発信端末を特定するIPアドレスについて、あらかじめ8個のIPアドレスを付与するもの	プランⅣ (商品名：固定IP16個)	発信端末を特定するIPアドレスについて、あらかじめ16個のIPアドレスを付与するもの	プランⅤ (商品名：固定IP32個)	発信端末を特定するIPアドレスについて、あらかじめ32個のIPアドレスを付与するもの
プラン	内 容													
プランⅠ (商品名：固定IP1個)	発信端末を特定するIPアドレスについて、あらかじめ1個のIPアドレスを付与するもの													
プランⅡ (商品名：固定IP4個)	発信端末を特定するIPアドレスについて、あらかじめ4個のIPアドレスを付与するもの													
プランⅢ (商品名：固定IP8個)	発信端末を特定するIPアドレスについて、あらかじめ8個のIPアドレスを付与するもの													
プランⅣ (商品名：固定IP16個)	発信端末を特定するIPアドレスについて、あらかじめ16個のIPアドレスを付与するもの													
プランⅤ (商品名：固定IP32個)	発信端末を特定するIPアドレスについて、あらかじめ32個のIPアドレスを付与するもの													

	<p>イ プランIはタイプIに係る第1種総合オープン通信網サービスに限り提供します。</p> <p>ウ 第1種総合オープン通信網契約者は、プランの変更の請求をすることができます。</p> <p>エ 当社は、1の端末回線ごとにIPアドレスを付与します。</p> <p>オ 当社は、イの請求があったときは、第11条（第1種総合オープン通信網契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。</p>								
<p>(2)の3 プランに係る料金の適用II</p>	<p>ア 当社は、第1種総合オープン通信網サービス（タイプIVのものに限ります。以下この欄において同じとします。）に係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、プランを定めます。</p> <table border="1" data-bbox="464 651 1430 1025"> <thead> <tr> <th data-bbox="464 651 804 689">プラン</th> <th data-bbox="809 651 1430 689">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="464 696 804 779">プランI (エントリーアクセス、フルアクセス)</td> <td data-bbox="809 696 1430 779">プランII以外のもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 786 804 869">プランII (DMZアクセス)</td> <td data-bbox="809 786 1430 869">インターネット接続に制限があるもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="464 875 1430 1025"> 備考 ア プランIのものは、品目の変更はできないものとします。 イ プランIIのものは、1Gベストエフォートの品目に限り提供します。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 第1種総合オープン通信網契約者は、第1種総合オープン通信網サービス（1Gベストエフォートのものに限ります。）のプランの変更の請求をすることができます。</p> <p>ウ 当社は、イの請求があったときは、第11条（第1種総合オープン通信網契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。</p>	プラン	内 容	プランI (エントリーアクセス、フルアクセス)	プランII以外のもの	プランII (DMZアクセス)	インターネット接続に制限があるもの	備考 ア プランIのものは、品目の変更はできないものとします。 イ プランIIのものは、1Gベストエフォートの品目に限り提供します。	
プラン	内 容								
プランI (エントリーアクセス、フルアクセス)	プランII以外のもの								
プランII (DMZアクセス)	インターネット接続に制限があるもの								
備考 ア プランIのものは、品目の変更はできないものとします。 イ プランIIのものは、1Gベストエフォートの品目に限り提供します。									
<p>(3) 長期継続利用に係る定額利用料の適用</p>	<p>ア 当社は、第1種総合オープン通信網契約者(タイプI及びタイプIaに係るものを除きます。)から、第1種総合オープン通信網契約に係る加入契約回線（イーサネット回線を含みます。以下この欄において同じとします。）について、下表に定める期間の継続利用（以下この欄において「長期継続利用」といいます。）の申出があった場合には、その期間における定額利用料については、(2)（料金額）に規定する額から下表に規定する額を減額して得た額を適用します。</p> <p style="text-align: right;">月額</p> <table border="1" data-bbox="443 1570 1430 1697"> <thead> <tr> <th data-bbox="443 1570 858 1608">継続して利用する期間</th> <th data-bbox="863 1570 1430 1608">定額利用料の減額（税抜価格）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="443 1615 858 1697">3年間</td> <td data-bbox="863 1615 1430 1697">(2)（料金額）に規定する額に0.1を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 長期継続利用に係る定額利用料については、長期継続利用の申出を当社が承諾した日（第1種総合オープン通信網契約の申込みと同時に長期継続利用の申出があった場合は、その加入契約回線の提供を開始した日）から適用します。</p> <p>ウ 長期継続利用に係る定額利用料の適用の対象となる期間（以下この欄において「長期継続利用期間」といいます。）には、第1種総合オープン通信網サービスの利用の一時中断及び利用停止があった期間を含むものとします。</p>	継続して利用する期間	定額利用料の減額（税抜価格）	3年間	(2)（料金額）に規定する額に0.1を乗じて得た額				
継続して利用する期間	定額利用料の減額（税抜価格）								
3年間	(2)（料金額）に規定する額に0.1を乗じて得た額								

	<p>エ 当社は、長期継続利用に係る加入契約回線について、第1種総合オープン通信網契約の解除があった場合には、長期継続利用を廃止します。</p> <p>オ 長期継続利用に係る第1種総合オープン通信網契約者は、長期継続利用期間満了後も長期継続利用を継続しようとするときは、長期継続利用期間の満了日の10日前までに、その旨を当社に申出てください。</p> <p>カ 長期継続利用に係る第1種総合オープン通信網契約者は、長期継続利用期間の満了前に長期継続利用の廃止があった場合には、残余の期間に対応する廃止前の定額利用料に0.35を乗じて得た額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。</p> <p>ただし、その廃止が、当社又は第1種総合オープン通信網契約者の責めによらない理由により発生した事態に対処するための措置として行われたもの及び以下に該当する場合には、この限りではありません。</p> <p>(ア) 第1種総合オープン通信網契約の解除と同時に新たに総合オープン通信網契約の締結を行う場合</p> <p>(イ) その他当社が認めた場合</p>
<p>(4) サービス品質（遅延時間）に係る料金の適用</p>	<p>当社は、当社が別に定める提供区間の全ての提供区間において当社が別に定める方法により測定した遅延時間（その1の提供区間の一端から送信されたIPパケットのその提供区間の往復に要する時間をいいます。）の料金月単位での平均時間が、2の料金月を連続して40ミリ秒を超えた場合は、その連続する2の料金月のうちの最終料金月における第1種総合オープン通信網サービス（タイプⅡのものに限ります。以下この欄において同じとします。）の基本利用料の額（この表の（3）欄の適用又は料金表通則13若しくは15の規定（第96条（定額利用料の支払義務）第2項第3号及び第3項第2号の規定に係るものを除きます。）による場合は、適用した後の額とします。）に、1/30を乗じて得た額（税抜価格）に消費税相当額を加算した額をその第1種総合オープン通信網契約者に返還します。</p> <p>ただし、その第1種総合オープン通信網サービスについて、その2の料金月を連続して利用中止、利用停止又は接続休止があったときは、この限りではありません。</p>

(2) 料金額

ア タイプIのもの

定額利用料

1 加入契約回線ごとに月額

区 分	料 金 額	
	(税抜価格 (税込価格))	
1Gベストエフォート	プランI	18,850円 (20,735円)
	プランII	24,850円 (27,335円)
	プランIII	28,850円 (31,735円)
	プランIV	48,850円 (53,735円)
	プランV	78,850円 (86,735円)

イ タイプIaのもの

定額利用料

1 加入契約回線ごとに月額

区 分	料 金 額	
	(税抜価格 (税込価格))	
100Mベストエフォート	プランII	6,400円 (7,040円)
	プランIII	24,000円 (26,400円)
	プランIV	39,900円 (43,890円)
	プランV	55,000円 (60,500円)
300Mベストエフォート	プランII	6,400円 (7,040円)
	プランIII	24,000円 (26,400円)
	プランIV	39,900円 (43,890円)
	プランV	55,000円 (60,500円)
1Gベストエフォート	プランII	15,000円 (16,500円)
	プランIII	24,000円 (26,400円)
	プランIV	39,900円 (43,890円)
	プランV	55,000円 (60,500円)

イ タイプIIのもの

定額利用料

1 加入契約回線ごとに月額

区 分	料 金 額 (税抜価格 (税込価格))
100Mベストエフォート	当社の提供するイーサネット通信サービスを使用するもの 176,000円 (193,600円)
	中部テレコミュニケーション株式会社、株式会社オプテージの提供するイーサネット通信サービスを使用するもの 198,000円 (217,800円)
1Gベストエフォート	当社の提供するイーサネット通信サービスを使用するもの 300,000円 (330,000円)

ウ 削除

エ タイプIVのもの

(ア) プランIのもの

定額利用料

1 加入契約回線ごとに月額

区 分	料 金 額 (税抜価格 (税込価格))
100Mベストエフォート (エントリーアクセス)	120,000円 (132,000円)
1Gベストエフォート (フルアクセス)	230,000円 (253,000円)

(イ) プランIIのもの

定額利用料

1 加入契約回線ごとに月額

区 分	料 金 額 (税抜価格 (税込価格))
1Gベストエフォート	130,000円 (143,000円)

2 削除

3 削除

4 削除

5 第5種総合オープン通信網サービスに係るもの

(1) 適用

第5種総合オープン通信網サービスに係る基本利用料の適用については、第96条（定額利用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容	
(1) コースに係る料金の適用	ア 当社は、第5種総合オープン通信網サービスに係る料金額を適用するにあたってコースを定めます。	
	区 分	内 容
	コースI (商品名 :	コースII以外のもの

	プランF)							
	コースⅡ (商品名： with F+)	端末回線を使用して行うもの						
	<p>備考</p> <p>1 コースⅡは、本表(2)タイプに係る料金の適用Aに定めるタイプⅡ、タイプⅥ又はタイプⅦに係る端末回線において、本表(3)の2通信の利用に係る細目の適用に定めるもの限り提供します。</p> <p>2 コースⅡには以下の保守タイプがありいずれか1の種類を選択していただきます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保守タイプ1</td> <td>午前9時から午後5時までの時間帯以外の時刻に、コースⅡの第5種総合オープン通信網契約に係る修理又は復旧の請求を受けたときに、午前9時から午後5時までの時間帯(その受け付けた時刻以後の直近のものとし、)においてその修理又は復旧を行うもの</td> </tr> <tr> <td>保守タイプ2</td> <td>保守タイプ1以外のもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 第5種総合オープン通信網契約者は、保守タイプ2を選択する場合、2(料金額)に定める加算額の支払いを要します。</p>		区 分	内 容	保守タイプ1	午前9時から午後5時までの時間帯以外の時刻に、コースⅡの第5種総合オープン通信網契約に係る修理又は復旧の請求を受けたときに、午前9時から午後5時までの時間帯(その受け付けた時刻以後の直近のものとし、)においてその修理又は復旧を行うもの	保守タイプ2	保守タイプ1以外のもの
区 分	内 容							
保守タイプ1	午前9時から午後5時までの時間帯以外の時刻に、コースⅡの第5種総合オープン通信網契約に係る修理又は復旧の請求を受けたときに、午前9時から午後5時までの時間帯(その受け付けた時刻以後の直近のものとし、)においてその修理又は復旧を行うもの							
保守タイプ2	保守タイプ1以外のもの							
	<p>イ 第5種総合オープン通信網契約者は、第5種総合オープン通信網サービスのコースの変更の請求をすることはできません。</p> <p>ウ 当社は、第5種総合オープン通信網契約者(コースⅡのものに限ります。)に対し、屋内配線を提供します。</p>							
(2)タイプに係る料金の適用	<p>ア 当社は、第5種総合オープン通信網サービスに係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、タイプを定めます。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>タイプⅠ</td> <td>協定事業者の契約約款等に規定するIP通信網サービス(メニュー1(協定事業者のIP通信網サービスの品目が1Mb/sのものを除きます。)のものに限ります。)に係る利用回線を使用して行うもの</td> </tr> <tr> <td>タイプⅡ</td> <td>協定事業者の契約約款等に規定するIP通信網サービス(メニュー4のものに限ります。)に係る利用回線又はそれに相当する端末回線を使用して行うもの</td> </tr> <tr> <td>タイプⅤ</td> <td>協定事業者の契約約款等に規定するIP通信網サービス(メニュー5-2のものに限ります。注)に係る利用回線を使用して行うもの 注 メニュー5-2のもの 1. 東日本電信電話株式会社に係るもの (1) 100Mb/sのⅡ-1型(フレッツ光ネク</td> </tr> </tbody> </table>		タイプⅠ	協定事業者の契約約款等に規定するIP通信網サービス(メニュー1(協定事業者のIP通信網サービスの品目が1Mb/sのものを除きます。)のものに限ります。)に係る利用回線を使用して行うもの	タイプⅡ	協定事業者の契約約款等に規定するIP通信網サービス(メニュー4のものに限ります。)に係る利用回線又はそれに相当する端末回線を使用して行うもの	タイプⅤ	協定事業者の契約約款等に規定するIP通信網サービス(メニュー5-2のものに限ります。注)に係る利用回線を使用して行うもの 注 メニュー5-2のもの 1. 東日本電信電話株式会社に係るもの (1) 100Mb/sのⅡ-1型(フレッツ光ネク
タイプⅠ	協定事業者の契約約款等に規定するIP通信網サービス(メニュー1(協定事業者のIP通信網サービスの品目が1Mb/sのものを除きます。)のものに限ります。)に係る利用回線を使用して行うもの							
タイプⅡ	協定事業者の契約約款等に規定するIP通信網サービス(メニュー4のものに限ります。)に係る利用回線又はそれに相当する端末回線を使用して行うもの							
タイプⅤ	協定事業者の契約約款等に規定するIP通信網サービス(メニュー5-2のものに限ります。注)に係る利用回線を使用して行うもの 注 メニュー5-2のもの 1. 東日本電信電話株式会社に係るもの (1) 100Mb/sのⅡ-1型(フレッツ光ネク							

		<p>スト マンションタイプ) のもの</p> <p>(2) 100Mb/s のⅡ-2型 (フレッツ光ライト マンションタイプ) のもの</p> <p>(3) 200Mb/s (フレッツ光ネクスト マンション・ハイスピードタイプ) のもの</p> <p>(4) 1Gb/s ((5) のものを除きます。) (フレッツ光ネクスト マンション・ギガラインタイプ) のもの</p> <p>(5) 1Gb/s (無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置を利用するものに限ります。) (フレッツ光ネクスト ギガマンション・スマートタイプ) のもの (以下「ギガマンション・スマート」といいます。)</p> <p>(6) 10Gb/s (フレッツ 光クロス (集合住宅)) のもの (以下「光クロス 集合住宅」といいます。)</p> <p>2. 西日本電信電話株式会社に係るもの</p> <p>(1) 削除</p> <p>(2) 削除</p> <p>(3) 100Mb/s のカテゴリ-3-1 (フレッツ光ネクスト マンションタイプ) のもの</p> <p>(4) 100Mb/s のカテゴリ-3-2 (フレッツ光ライト マンションタイプ) のもの</p> <p>(5) 200Mb/s (フレッツ光ネクスト マンション・ハイスピードタイプ) のもの</p> <p>(6) 1Gb/s (フレッツ光ネクスト マンション・スーパーハイスピードタイプ準) のもの</p> <p>(7) 10Gb/s (フレッツ 光クロス マンションタイプ) のもの (以下「光クロス マンション」といいます。)</p>	
	タイプⅥ	<p>協定事業者の契約約款等に規定するIP通信網サービス (メニュー5-1 (当社が別に定めるものに限ります。)) のものに限ります。) に係る利用回線又はそれに相当する端末回線を使用して行うもの</p> <p>注 当社が別に定めるもの</p> <p>1. 東日本電信電話株式会社に係るもの</p> <p>(1) 削除</p> <p>(2) 1Gb/s プラン5 (フレッツ 光ネクスト ビジネスタイプ) のもの</p> <p>(3) 1Gb/s プラン4-2 (フレッツ 光ネクスト プライオ10) のもの</p> <p>2. 西日本電信電話株式会社に係るもの</p> <p>(1) 削除</p> <p>(2) 1Gb/s プラン2 (フレッツ 光ネクス</p>	

	タイプⅦ	<p style="text-align: center;">ト ビジネスタイプ) のもの</p> <p>協定事業者の契約約款等に規定するIP通信網サービス（メニュー5-1（当社が別に定めるものに限ります。）のものに限ります。）に係る利用回線又はそれに相当する端末回線を使用して行うもの</p> <p>注 当社が別に定めるもの</p> <p>1. 東日本電信電話株式会社に係るもの</p> <p>(1) 100Mb/sのⅡ-1型のプラン3-1（フレッツ 光ネクスト ファミリータイプ）のもの</p> <p>(2) 100Mb/sのⅡ-2型（フレッツ 光ライト ファミリータイプ）のもの</p> <p>(3) 削除</p> <p>(4) 200Mb/s（フレッツ 光ネクスト ファミリー・ハイスピードタイプ）のもの</p> <p>(5) 1Gb/sのプラン3-1（（6）のものを除きます。）（フレッツ 光ネクスト ファミリーギガラインタイプ）のもの（以下「ファミリー・ギガライン」といいます。）</p> <p>(6) 1Gb/sのプラン3-1（無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置を利用するものに限ります。）（フレッツ 光ネクスト ギガファミリー・スマートタイプ）のもの（以下「ギガファミリースmart」といいます。）</p> <p>(7) 1Gb/sのプラン4-1（フレッツ 光ネクスト プライオ1）のもの（以下「プライオ1」といいます。）</p> <p>(8) 10Gb/sのプラン3-1（フレッツ 光クロス）のもの（以下「光クロス」といいます。）</p> <p>2. 西日本電信電話株式会社に係るもの</p> <p>(1) 削除</p> <p>(2) 削除</p> <p>(3) 100Mb/sのプラン5-1（フレッツ 光ネクスト ファミリータイプ）のもの（1.（1））のものとあわせて以下「光ネクストファミリー」といいます。）</p> <p>(4) 100Mb/sのプラン5-2型（フレッツ 光ライト ファミリータイプ）のもの（1.（2））のものとあわせて以下「光ライトファミリー」といいます。）</p> <p>(5) 200Mb/s（フレッツ 光ネクスト ファミリー・ハイスピードタイプ）のもの（1.（4））のものとあわせて以下「光ネクスト</p>
--	------	--

		<p>ファミリー・ハイスピード」といいます。)</p> <p>(6) 1Gb/sのプラン3 (フレッツ 光ネクスト ファミリー・スーパーハイスピードタイプ 隼) のもの (以下「ファミリー・スーパーハイスピード 隼」といいます。)</p> <p>(7) 10Gb/sのプラン3 (フレッツ 光クロス ファミリー タイプ) のもの (以下「光クロス ファミリー」といいます。)</p>	
	<p>備考</p>	<p>1 第5種総合オープン通信網サービス (本表 (3) の2 通信の利用に係る細目の適用 イに定めるIPoE接続型に係るものを除きます。) は、当該総合オープン通信網サービスに係る利用者が利用回線又は端末回線 (当社が別に定める協定事業者の付加機能を利用するものを除きます。) を使用して相互接続点又はアクセスポイントに接続した後に、当社が別に定めるところに従って、ユーザID及びパスワードを送信することにより利用することができるものとします。</p> <p>2 第5種総合オープン通信網サービス (本表 (3) の2 通信の利用に係る細目の適用 イに定めるIPoE接続型に係るものに限ります。) は、当該総合オープン通信網サービスに係る利用者が利用回線又は端末回線 (当社が別に定める協定事業者の付加機能を利用するものを除きます。) を使用して相互接続点又はアクセスポイントに接続した後に、当社が別に定めるところに従って、利用することができるものとします。</p> <p>3 第5種総合オープン通信網サービスに係る通信は、相互接続点、端末回線の終端、特定装置、当社契約者回線の終端、アクセスポイント、NSPIXPとの接続点、又は分界点との間で行うことができます。この場合において、当社は、相互接続点、端局、特定装置、取扱所交換設備、アクセスポイント、NSPIXPとの接続点又は分界点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証するものではありません。</p> <p>4 当社は、1の第5種総合オープン通信網契約 (本表 (3) の2 通信の利用に係る細目の適用 イに定めるIPoE接続型に係るものに限ります。) ごとに1のお客様IDを申告していただきます。</p> <p>5 当社は、1の第5種総合オープン通信網契約ごとに1のユーザIDを定め、第5種総合オープン通信網契約者にお知らせします。</p> <p>6 当社は、1のユーザIDまたはお客様IDごとにIPアドレスを付与します。</p> <p>7 当社は、1の第5種総合オープン通信網契約 (本表 (3) の2 通信の利用に係る細目の適用 イに定めるIPoE接続型に係るものを除きます。) ごとに第5種総合オープン通信網契約者が指定する1のパスワードを当社の認証装置に登録します。</p>	

	<p>8 当社は、第5種総合オープン通信網契約者（本表（3）の2通信の利用に係る細目の適用イに定めるIPoE接続型に係るものを除きます。）からパスワードの変更の請求があったときは、当社の認証装置にパスワードの変更の登録を行います。</p> <p>イ タイプII（コースIIのものに限ります。）の端末回線の品目には以下のものがあります。</p> <table border="1" data-bbox="427 443 1401 1193"> <tr> <td data-bbox="427 443 687 566">1.5M</td> <td data-bbox="687 443 1401 566">端末回線の終端への伝送方向については最大1.536Mb/sまで、他の伝送方向については最大512Kb/sまでの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="427 566 687 689">8M</td> <td data-bbox="687 566 1401 689">端末回線の終端への伝送方向については最大概ね8Mb/sまで、他の伝送方向については最大概ね1Mb/sまでの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="427 689 687 813">12M</td> <td data-bbox="687 689 1401 813">端末回線の終端への伝送方向については最大概ね12Mb/sまで、他の伝送方向については最大概ね1Mb/sまでの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="427 813 687 936">24M</td> <td data-bbox="687 813 1401 936">端末回線の終端への伝送方向については最大概ね24Mb/sまで、他の伝送方向については最大概ね1Mb/sまでの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="427 936 687 1059">40M</td> <td data-bbox="687 936 1401 1059">端末回線の終端への伝送方向については最大概ね40Mb/sまで、他の伝送方向については最大概ね1Mb/sまでの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="427 1059 687 1193">47M</td> <td data-bbox="687 1059 1401 1193">端末回線の終端への伝送方向については最大概ね47Mb/sまで、他の伝送方向については最大概ね5Mb/sまでの符号伝送が可能なもの</td> </tr> </table> <p>ウ 第5種総合オープン通信網契約者は、第5種総合オープン通信網サービスのタイプの変更の請求をすることができます。</p> <p>エ 当社は、イの請求があったときは、第49条（第5種総合オープン通信網契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。</p>	1.5M	端末回線の終端への伝送方向については最大1.536Mb/sまで、他の伝送方向については最大512Kb/sまでの符号伝送が可能なもの	8M	端末回線の終端への伝送方向については最大概ね8Mb/sまで、他の伝送方向については最大概ね1Mb/sまでの符号伝送が可能なもの	12M	端末回線の終端への伝送方向については最大概ね12Mb/sまで、他の伝送方向については最大概ね1Mb/sまでの符号伝送が可能なもの	24M	端末回線の終端への伝送方向については最大概ね24Mb/sまで、他の伝送方向については最大概ね1Mb/sまでの符号伝送が可能なもの	40M	端末回線の終端への伝送方向については最大概ね40Mb/sまで、他の伝送方向については最大概ね1Mb/sまでの符号伝送が可能なもの	47M	端末回線の終端への伝送方向については最大概ね47Mb/sまで、他の伝送方向については最大概ね5Mb/sまでの符号伝送が可能なもの
1.5M	端末回線の終端への伝送方向については最大1.536Mb/sまで、他の伝送方向については最大512Kb/sまでの符号伝送が可能なもの												
8M	端末回線の終端への伝送方向については最大概ね8Mb/sまで、他の伝送方向については最大概ね1Mb/sまでの符号伝送が可能なもの												
12M	端末回線の終端への伝送方向については最大概ね12Mb/sまで、他の伝送方向については最大概ね1Mb/sまでの符号伝送が可能なもの												
24M	端末回線の終端への伝送方向については最大概ね24Mb/sまで、他の伝送方向については最大概ね1Mb/sまでの符号伝送が可能なもの												
40M	端末回線の終端への伝送方向については最大概ね40Mb/sまで、他の伝送方向については最大概ね1Mb/sまでの符号伝送が可能なもの												
47M	端末回線の終端への伝送方向については最大概ね47Mb/sまで、他の伝送方向については最大概ね5Mb/sまでの符号伝送が可能なもの												
<p>(3) プランに係る料金の適用</p>	<p>ア 当社は、第5種総合オープン通信網サービスに係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、プランを定めます。</p> <table border="1" data-bbox="427 1451 1401 2027"> <tr> <td data-bbox="427 1451 874 1619">プラン0 (商品名：動的IP)</td> <td data-bbox="874 1451 1401 1619">発信端末を特定するIPアドレスについて、通信の都度、1個のグローバルIPアドレスを動的に付与するもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="427 1619 874 1787">プランI (商品名：1個(／32))</td> <td data-bbox="874 1619 1401 1787">発信端末を特定するIPアドレスについて、あらかじめ1個のグローバルIPアドレスを付与するもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="427 1787 874 1955">プランII (商品名：8個(／29))</td> <td data-bbox="874 1787 1401 1955">発信端末を特定するIPアドレスについて、あらかじめ8個のグローバルIPアドレスを付与するもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="427 1955 874 2027">プランIII (商品名：16個(／28))</td> <td data-bbox="874 1955 1401 2027">発信端末を特定するIPアドレスについて、あらかじめ16個のグ</td> </tr> </table>	プラン0 (商品名：動的IP)	発信端末を特定するIPアドレスについて、通信の都度、1個のグローバルIPアドレスを動的に付与するもの	プランI (商品名：1個(／32))	発信端末を特定するIPアドレスについて、あらかじめ1個のグローバルIPアドレスを付与するもの	プランII (商品名：8個(／29))	発信端末を特定するIPアドレスについて、あらかじめ8個のグローバルIPアドレスを付与するもの	プランIII (商品名：16個(／28))	発信端末を特定するIPアドレスについて、あらかじめ16個のグ				
プラン0 (商品名：動的IP)	発信端末を特定するIPアドレスについて、通信の都度、1個のグローバルIPアドレスを動的に付与するもの												
プランI (商品名：1個(／32))	発信端末を特定するIPアドレスについて、あらかじめ1個のグローバルIPアドレスを付与するもの												
プランII (商品名：8個(／29))	発信端末を特定するIPアドレスについて、あらかじめ8個のグローバルIPアドレスを付与するもの												
プランIII (商品名：16個(／28))	発信端末を特定するIPアドレスについて、あらかじめ16個のグ												

		ローバルIPアドレスを付与するもの														
	プランⅣ (商品名：32個(／27))	発信端末を特定するIPアドレスについて、あらかじめ32個のグローバルIPアドレスを付与するもの														
	プランⅤ (商品名：64個(／26))	発信端末を特定するIPアドレスについて、あらかじめ64個のグローバルIPアドレスを付与するもの														
	備考 ア タイプごとに利用可能なプランの種別は次表のとおりとします。															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>利用可能なプラン</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプⅠ</td> <td>プランⅠ及びプランⅡ</td> </tr> <tr> <td>タイプⅡ</td> <td>プランⅠ、プランⅡ及びプランⅢ</td> </tr> <tr> <td>タイプⅤ(光クロス集合住宅及び光クロスマンションに係るものを除きます。)</td> <td>プランⅠ、プランⅡ及びプランⅢ</td> </tr> <tr> <td>タイプⅤ(光クロス集合住宅及び光クロスマンションに係るものに限ります。)</td> <td>プランⅠ、プランⅡ及びプランⅢ</td> </tr> <tr> <td>タイプⅥ</td> <td>全て</td> </tr> <tr> <td>タイプⅦ</td> <td>プランⅠ、プランⅡ及びプランⅢ</td> </tr> </tbody> </table>		種類	利用可能なプラン	タイプⅠ	プランⅠ及びプランⅡ	タイプⅡ	プランⅠ、プランⅡ及びプランⅢ	タイプⅤ(光クロス集合住宅及び光クロスマンションに係るものを除きます。)	プランⅠ、プランⅡ及びプランⅢ	タイプⅤ(光クロス集合住宅及び光クロスマンションに係るものに限ります。)	プランⅠ、プランⅡ及びプランⅢ	タイプⅥ	全て	タイプⅦ	プランⅠ、プランⅡ及びプランⅢ
種類	利用可能なプラン															
タイプⅠ	プランⅠ及びプランⅡ															
タイプⅡ	プランⅠ、プランⅡ及びプランⅢ															
タイプⅤ(光クロス集合住宅及び光クロスマンションに係るものを除きます。)	プランⅠ、プランⅡ及びプランⅢ															
タイプⅤ(光クロス集合住宅及び光クロスマンションに係るものに限ります。)	プランⅠ、プランⅡ及びプランⅢ															
タイプⅥ	全て															
タイプⅦ	プランⅠ、プランⅡ及びプランⅢ															
	イ 第5種総合オープン通信網契約者は、第5種総合オープン通信網サービスのプランの変更の請求をすることができます。															
	ウ 当社は、イの請求があったときは、第49条(第5種総合オープン通信網契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。															
(3)の2 通信の利用に係る細目の適用	ア 第5種総合オープン通信網サービス(タイプⅡ、タイプⅤ、タイプⅥ又はタイプⅦのものに限ります。)には、下表のとおり通信の利用に係る細目があり、細目に応じて料金を適用します。															
	イ 第5種総合オープン通信網契約者は、あらかじめ、下表からいずれか1の種類を選択していただきます。															
	通常利用型	音声通信限定利用型、特定通信限定利用型以外のもの														
	音声通信限定利用型	音声通信のみの利用に限定するもの														
	特定通信限定利用型	別に定める特定装置等との通信にのみ限定するもの														
	備考															

1 通常利用型（タイプⅤ、タイプⅥ、タイプⅦのものに限ります。）は下表のとおり通信プロトコルにより接続型の区別があり、あらかじめ下表からいずれか1の接続型を選択していただきます。

区別	内容
PPP○E接続型	光アクセス回線に係る通信のプロトコルにIPv4を利用するものであって、IPv4アドレスでの通信を行うことができるもの
IP○E接続型	光アクセス回線に係る通信のプロトコルにIPv4又はIPv6を利用するものであって、IPv4アドレス又はIPv6アドレスでの通信を行うことができるもの

備考

(ア) PPP○E接続型は、利用回線がタイプⅤ（光クロス 集合住宅及び光クロス マンションに係るものを除きます。）タイプⅥ若しくはタイプⅦ（光クロス及び光クロスファミリーのものを除きます。）又は端末回線がタイプⅥ若しくはタイプⅦ（光ネクスト ファミリー、光ネクスト ファミリー・ハイスピード、ファミリー・ギガライン、プライオ1及びファミリー・スーパーハイスピード 集に係るものに限ります。）に係る場合に限り提供します。

(イ) IP○E接続型は、利用回線がタイプⅤ若しくはタイプⅦ（プライオ1に係るものを除きます。）又は端末回線がタイプⅦ（光ネクスト ファミリー、光ネクスト ファミリー・ハイスピード、ファミリー・ギガライン、ファミリー・スーパーハイスピード 集、光クロス及び光クロスファミリーに係るものに限ります。）に係る場合に限り提供します。

(ウ) IP○E接続型（プラン0のものに限ります。）は、IPv4パケットにおいて送信元ポート番号に制限がある場合があります。

(エ) 第5種総合オープン通信網契約者は、第5種総合オープン通信網サービスの接続型の変更の請求をすることができます。

(オ) 当社は、3の請求があったときは、第49条（第5種総合オープン通信網契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

2 音声通信限定利用型に係る音声通信は、料金表第2（付加機能利用料）に定める音声通信サービスⅠを利用して行うものに限ります。

3 別に定める特定装置とは、ワイドエリアバーチャルスイッチサービス契約約款に定める総合オープン通信網サービスを利用する方式のものに係る収容局設備とします。

4 音声通信限定利用型は、利用回線がタイプⅡ（協定事業者のⅠ

	<p>P通信網サービスの品目が1.5Mb/sのものを除きます。) 、若しくはタイプⅦ (プライオ1、光クロス及び光クロス ファミリーに係るものを除きます。) 又は端末回線がタイプⅡ (品目が1.5 Mb/sのものを除きます。) 若しくはタイプⅦ (光ネクスト ファミリー、光ネクスト ファミリー・ハイスピード、ファミリー・ギガライン及びファミリー・スーパーハイスピード 準に係るものに限ります。) に係る場合に、プランⅠに限り提供します。</p> <p>5 削除</p> <p>6 特定通信限定利用型 (ワイドエリアバーチャルスイッチサービス契約約款に定める総合オープン通信網サービスを利用する方式のものに係るものに限ります。) は、利用回線がタイプⅡ、タイプⅤ (ギガマンション・スマート、光クロス 集合住宅及び光クロス マンションに係るものを除きます。) 若しくはタイプⅦ (ギガファミリースマート、プライオ1、光クロス及び光クロス ファミリーに係るものを除きます。) 又は端末回線がタイプⅡ若しくはタイプⅦ (光ネクスト ファミリー、光ネクスト ファミリー・ハイスピード、ファミリー・ギガライン若しくはファミリー・スーパーハイスピード 準に係るものに限ります。) に係る場合に、プランⅠに限り提供します。</p>				
<p>(4) 長期継続利用に係る定額利用料の適用</p>	<p>ア 当社は、第5種総合オープン通信網契約者 (コースⅠに係るものに限ります。) から、第5種総合オープン通信網契約について、下表に定める期間の継続利用 (以下この欄において「長期継続利用」といいます。) の申出があった場合には、その期間における定額利用料については、(2) (料金額) に規定する額から下表に規定する額を減額して得た額を適用します。</p> <table border="1" data-bbox="427 1227 1374 1357"> <thead> <tr> <th data-bbox="427 1227 799 1272">継続して利用する期間</th> <th data-bbox="799 1227 1374 1272">定額利用料の減額 (月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="427 1272 799 1357">3年間</td> <td data-bbox="799 1272 1374 1357">(2) (料金額) に規定する額に0.1を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 長期継続利用に係る定額利用料については、長期継続利用の申出を当社が承諾した日 (第5種総合オープン通信網契約の申込みと同時に長期継続利用の申出があった場合は、その第5種総合オープン通信網サービスの提供を開始した日) から適用します。</p> <p>ウ 長期継続利用に係る定額利用料の適用の対象となる期間 (以下この欄において「長期継続利用期間」といいます。) には、第5種総合オープン通信網サービスの利用の一時中断及び利用停止があった期間を含むものとします。</p> <p>エ 当社は、長期継続利用に係る第5種総合オープン通信網契約の解除があった場合には、長期継続利用を廃止します。</p> <p>オ 長期継続利用に係る第5種総合オープン通信網契約者は、長期継続利用期間満了後も長期継続利用を継続しようとするときは、長期継続利用期間の満了日の10日前までに、その旨を当社に申出てください。</p> <p>カ 長期継続利用に係る第5種総合オープン通信網契約者は、長期継続利用期間の満了前に長期継続利用の廃止があった場合には、残余</p>	継続して利用する期間	定額利用料の減額 (月額)	3年間	(2) (料金額) に規定する額に0.1を乗じて得た額
継続して利用する期間	定額利用料の減額 (月額)				
3年間	(2) (料金額) に規定する額に0.1を乗じて得た額				

	<p>の期間に対応する廃止前の定額利用料に0.35を乗じて得た額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。</p> <p>ただし、その廃止が、当社又は第5種総合オープン通信網契約者の責めによらない理由により発生した事態に対処するための措置として行われたもの及び以下に該当する場合には、この限りではありません。</p> <p>(ア) 第5種総合オープン通信網契約の解除と同時に新たに総合オープン通信網契約の締結を行う場合</p> <p>(イ) その他当社が認めた場合</p>
--	--

(2) 料金額

ア コース I に係るもの

(ア) タイプ I のもの

定額利用料

1 ユーザ ID ごとに月額

区 分	料 金 額 (税抜価格 (税込価格))
プラン I	4,500円 (4,950円)
プラン II	6,800円 (7,480円)

(イ) タイプ II のもの

定額利用料

1 ユーザ ID ごとに月額

区 分	料 金 額 (税抜価格 (税込価格))
プラン I	通常利用型 6,700円 (7,370円)
	音声通信限定利用型 1,600円 (1,760円)
	特定通信限定利用型 2,500円 (2,750円)
プラン II	通常利用型 11,700円 (12,870円)
プラン III	通常利用型 23,000円 (25,300円)

(ウ) 削除

(エ) 削除

(オ) タイプ V のもの

① ② 以外のもの

定額利用料

1 ユーザ ID ごとに月額

区 分	料 金 額 (税抜価格 (税込価格))
プラン 0	通常利用型 3,130円 (3,443円)
プラン I	通常利用型 9,800円 (10,780円)
	特定通信限定利用型 2,500円 (2,750円)
プラン II	通常利用型 18,800円 (20,680円)

② 光クロス 集合住宅及び光クロス マンションに係るもの

定額利用料

1 ユーザ ID ごとに月額

区 分	料 金 額 (税抜価格 (税込価格))
-----	------------------------

プラン0	通常利用型	8,000円 (8,800円)
プランI	通常利用型	18,000円 (19,800円)
プランII	通常利用型	28,000円 (30,800円)
プランIII	通常利用型	38,000円 (41,800円)

(カ) タイプVIのもの

定額利用料

1ユーザIDごとに月額

区 分		料 金 額 (税抜価格(税込価格))
プラン0	通常利用型	25,000円 (27,500円)
プランI	通常利用型	75,000円 (82,500円)
プランII	通常利用型	107,000円 (117,700円)
プランIII	通常利用型	127,000円 (139,700円)
プランIV	通常利用型	160,000円 (176,000円)
プランV	通常利用型	190,000円 (209,000円)

(キ) タイプVIIのもの

① ②、③以外のもの

定額利用料

1ユーザIDごとに月額

区 分		料 金 額 (税抜価格(税込価格))
プラン0	通常利用型	3,130円 (3,443円)
プランI	通常利用型	9,800円 (10,780円)
	音声通信限定利用型	3,130円 (3,443円)
	特定通信限定利用型	2,500円 (2,750円)
プランII	通常利用型	18,800円 (20,680円)
プランIII	通常利用型	18,800円 (20,680円)

② プライオ1に係るもの

定額利用料

1ユーザIDごとに月額

区 分	料 金 額
-----	-------

		(税抜価格 (税込価格))
プラン0	通常利用型	7,300円 (8,030円)
プランI	通常利用型	20,000円 (22,000円)
	音声通信限定利用型	—
	特定通信限定利用型	—
プランII	通常利用型	29,000円 (31,900円)
プランIII	通常利用型	46,000円 (50,600円)

③ 光クロス及び光クロス ファミリーに係るもの

定額利用料 1 ユーザIDごとに月額

区 分		料 金 額 (税抜価格 (税込価格))
プラン0	通常利用型	8,000円 (8,800円)
プランI	通常利用型	18,000円 (19,800円)
プランII	通常利用型	28,000円 (30,800円)
プランIII	通常利用型	38,000円 (41,800円)

イ コースIIに係るもの

(ア) (イ) 以外の部分

① タイプIIのもの

定額利用料 1 ユーザIDごとに月額

区 分		料 金 額 (税抜価格 (税込価格))
プランI	通常利用型	8,200円 (9,020円)
	音声通信限定利用型	3,100円 (3,410円)
	特定通信限定利用型	4,000円 (4,400円)
プランII	通常利用型	13,200円 (14,520円)
プランIII	通常利用型	24,500円 (26,950円)

② 削除

③ タイプVIのもの

定額利用料 1 ユーザIDごとに月額

区 分		料 金 額 (税抜価格 (税込価格))
プラン0	通常利用型	26,500円 (29,150円)
プランI	通常利用型	76,500円 (84,150円)
プランII	通常利用型	108,500円 (119,350円)
プランIII	通常利用型	128,500円 (141,350円)
プランIV	通常利用型	161,500円 (177,650円)
プランV	通常利用型	191,500円 (210,650円)

④ タイプⅦのもの
a b、c以外のもの

定額利用料

1ユーザIDごとに月額

区 分		料 金 額 (税抜価格(税込価格))
プラン0	通常利用型	4,630円 (5,093円)
プランI	通常利用型	11,300円 (12,430円)
	音声通信限定利用型	4,630円 (5,093円)
	特定通信限定利用型	4,000円 (4,400円)
プランII	通常利用型	20,300円 (22,330円)
プランIII	通常利用型	20,300円 (22,330円)

b プライオ1に係るもの

定額利用料

1ユーザIDごとに月額

区 分		料 金 額 (税抜価格(税込価格))
プラン0	通常利用型	8,800円 (9,680円)
プランI	通常利用型	21,500円 (23,650円)
	音声通信限定利用型	—
	特定通信限定利用型	—
プランII	通常利用型	30,500円 (33,550円)
プランIII	通常利用型	47,500円 (52,250円)

c 光クロス及び光クロス ファミリーに係るもの

定額利用料

1ユーザIDごとに月額

区 分		料 金 額 (税抜価格(税込価格))
プラン0	通常利用型	9,500円 (10,450円)
プランI	通常利用型	19,500円 (21,450円)
プランII	通常利用型	29,500円 (32,450円)
プランIII	通常利用型	39,500円 (43,450円)

(イ) 端末回線に係る部分

① 基本額

a 提供区域1に係るもの

定額利用料

1 ユーザIDごとに月額

区 分		料 金 額 (税抜価格 (税込価格))
タイプⅡ	1. 5 M	4, 550円 (5, 005円)
	8 M	4, 750円 (5, 225円)
	1 2 M	4, 850円 (5, 335円)
	2 4 M	4, 950円 (5, 445円)
	4 0 M	4, 950円 (5, 445円)
	4 7 M	5, 050円 (5, 555円)
タイプⅥ		39, 200円 (43, 120円)
タイプⅦ	ファミリー・ギガライン	4, 300円 (4, 730円)
	プライオ1	18, 100円 (19, 910円)
	光クロス	5, 500円 (6, 050円)
	上記以外	4, 100円 (4, 510円)

b 提供区域2に係るもの

定額利用料

1 ユーザIDごとに月額

区 分		料 金 額 (税抜価格 (税込価格))
タイプⅡ	1. 5 M	4, 550円 (5, 005円)
	8 M	4, 750円 (5, 225円)
	1 2 M	4, 850円 (5, 335円)
	2 4 M	4, 920円 (5, 412円)
	4 0 M	4, 950円 (5, 445円)
	4 7 M	4, 950円 (5, 445円)

タイプⅥ		40,000円 (44,000円)
タイプⅦ	光クロス ファミリー	6,300円 (6,930円)
	上記以外	4,300円 (4,730円)

② 保守タイプに係る加算額

		1 ユーザ ID ごとに月額
区 分		料 金 額 (税抜価格 (税込価格))
保守タイプ2		3,000円 (3,300円)

6 削除

7 第7種総合オープン通信網サービスに係るもの

(1) 適用

第7種総合オープン通信網サービスに係る基本利用料の適用については、第96条（定額利用料の支払義務）及び第97条（利用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容	
(1) 品目に係る料金の適用	ア 当社は、第7種総合オープン通信網サービスに係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、品目を定めます。	
	(ア) 削除	
	(イ) LAN型に係る品目	
	① 10メガビット/秒の符号伝送が可能なインターフェースで提供するもの	
	品 目	内 容
	0.5Mb/s	0.5メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
	1Mb/s	1メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
	2Mb/s	2メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
	3Mb/s	3メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
	4Mb/s	4メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
	5Mb/s	5メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
	6Mb/s	6メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
	7Mb/s	7メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
	8Mb/s	8メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
	9Mb/s	9メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
10Mb/s	10メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	
	備考	
	1 LAN型（協定事業者のLAN型通信網サービス（第2種サービスのものに限り、））、高速イーサネット専用サービス、イーサネット通信網サービス、高速イーサネット網サービス若しくはイーサネット網サービスに係る他社接続回線又は別記2に定めるイーサネット通信サービスに係る電気通信回線を使用して行う第7種総合オープン通信網サービスをいいます。以下同じとします。）については、臨時第7種総合オープン通信網契約は締結しません。以下（エ）までにおいて同じとします。	
	2 第7種総合オープン通信網契約者（0.5Mb/s又は1Mb/sの品目に係る第7種総合オープン通信網サービスに係るものを除きます。）は、1Mb/sごとに符号伝送速度に係る上限値を設定することができます。以下（エ）までにおいて同じとします。	
	② 100メガビット/秒の符号伝送が可能なインターフェースで提供するもの	
品 目	内 容	

20Mb/s	20メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
30Mb/s	30メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
40Mb/s	40メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
50Mb/s	50メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
60Mb/s	60メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
70Mb/s	70メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
80Mb/s	80メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
90Mb/s	90メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
100Mb/s	100メガビット/秒の符号伝送が可能なもの

③1000メガビット/秒の符号伝送が可能なインターフェースで提供するもの

品目	内容
200Mb/s	200メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
300Mb/s	300メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
400Mb/s	400メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
500Mb/s	500メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
600Mb/s	600メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
700Mb/s	700メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
800Mb/s	800メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
900Mb/s	900メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
1000Mb/s	1000メガビット/秒の符号伝送が可能なもの

④10ギガビット/秒の符号伝送が可能なインターフェースで提供するもの

品目	内容
10Gb/s	10ギガビット/秒の符号伝送が可能なもの

⑤100ギガビット/秒の符号伝送が可能なインターフェースで提供するもの

品目	内容
100Gb/s	100ギガビット/秒の符号伝送が可能なもの

イ 第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスと接続する第7種総合オープン通信網契約に係る加入契約者回線においては、100Mb/s及び1000Mb/sの品目に限り提供します。

(2) タイプに係る料金の適用	ア 当社は、第7種総合オープン通信網サービス（（3）に定めるプランIのものに限ります。）に係る基本利用料を適用するにあたって、下表のとおり、タイプを定めます。	
	区 分	内 容
	タイプI	第7種総合オープン通信網サービスに係る通信のインターネットプロトコルがバージョン4のもの
	タイプII	第7種総合オープン通信網サービスに係る通信をIPv4/IPv6デュアルスタック機能により提供するもの
	イ 第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスと接続する第7種総合オープン通信網契約に係る加入契約者回線においては、タイプIに限り提供します。	
	ウ タイプの変更は、できないものとします。	
(3) プランに係る料金の適用	ア 当社は、第7種総合オープン通信網サービスに係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、プランを定めます。	
	区 分	内 容
	プランI	基本利用料が定額利用料からなるもの
	プランII	基本利用料が定額利用料と利用料からなるもの
	イ 第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスと接続する第7種総合オープン通信網契約に係る加入契約者回線においては、プランIに限り提供します。	
	ウ 第7種総合オープン通信網契約者は、プランの変更の請求をすることができます。	
	エ 当社は、イの請求があったときは、第59条（第7種総合オープン通信網契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。	
(4) 基本利用料の算定	ア 第7種総合オープン通信網サービス（プランIIのものに限ります。）に係る基本利用料は、下表のとおり算定します。	
	① LAN型のもの	
	区 分	内 容
	10Mb/s	最大利用速度が1Mb/sを超えない部分について定額利用料のみを適用し、最大利用速度が1Mb/sを超える部分について1Mb/sまでごとの利用料を加算して適用します。この場合において、定額利用料に利用料を加算して得た額が税抜価格678,000円（税込価格745,800円）を超える場合は、その税抜価格678,000円（税込価格745,800円）を超える部分は、支払いを要しません。
100Mb/s	最大利用速度が10Mb/sを超えない部分について定額利用料のみを適用し、最大利用速度が10Mb/sを超える部分について5Mb/sまでごとの利用料を加算して適用します。この場合において、定額利用料に利用料を加算して	

		<p>得た額が税抜価格6,000,000円(税込価格6,600,000円)を超える場合は、その税抜価格6,000,000円(税込価格6,600,000円)を超える部分は、支払いを要しません。</p>
	1000Mb/s	<p>最大利用速度が100Mb/sを超えない部分について定額利用料のみを適用し、最大利用速度が100Mb/sを超える部分について5Mb/sまでごとの利用料を加算して適用します。この場合において、定額利用料に利用料を加算して得た額が税抜価格24,275,000円(税込価格26,702,500円)を超える場合は、その税抜価格24,275,000円(税込価格26,702,500円)を超える部分は、支払いを要しません。</p>
	10Gb/s	<p>最大利用速度が1000Mb/sを超えない部分について定額利用料のみを適用し、最大利用速度が1000Mb/sを超える部分について50Mb/sまでごとの利用料を加算して適用します。この場合において、定額利用料に利用料を加算して得た額が税抜価格183,000,000円(税込価格201,300,000円)を超える場合は、その税抜価格183,000,000円(税込価格201,300,000円)を超える部分は、支払いを要しません。</p>
	100Gb/s	<p>最大利用速度が100Gb/sを超えない部分について定額利用料のみを適用し、最大利用速度が100Gb/sを超える部分について500Mb/sまでごとの利用料を加算して適用します。この場合において、定額利用料に利用料を加算して得た額が税抜価格1,078,000,000円(税込価格1,185,800,000円)を超える場合は、その税抜価格1,078,000,000円(税込価格1,185,800,000円)を超える部分は、支払いを要しません。</p>
<p>イ アの最大利用速度(下表に規定する最大発信速度及び最大着信速度のうち、いずれかその数値の大きい速度をいいます。)は、当社の機器により測定します。</p>		
	区 分	内 容
	最大発信速度	<p>1の料金月(臨時第7種総合オープン通信網契約の場合又は料金表通則14に規定する場合は生じたときは利用した期間)において、他社接続回線又は別記2に定めるイーサネット通信サー</p>

		<p>ビスに係る電気通信回線から取扱所交換設備に対して発信される符号の通信速度を一定の時分ごとに測定し、その総測定値から上位5%の測定値を除外した残りの測定値の最大値</p>				
	<p>最大着信速度</p>	<p>1の料金月（臨時第7種総合オープン通信網契約の場合又は料金表通則14に規定する場合は生じたときは利用した期間）において、取扱所交換設備から他社接続回線又は別記2に定めるイーサネット通信サービスに係る電気通信回線に着信する符号の通信速度を一定の時分ごとに測定し、その総測定値から上位5%の測定値を除外した残りの測定値の最大値</p>				
	<p>備考</p> <p>ア この表の「一定の時分」（以下この欄において「測定時間」といいます。）とは、5分とします。</p> <p>イ 当社の機器の故障等により、「取扱所交換設備に対して発信される符号の通信速度」が測定できなかった場合の最大発信速度は次のとおり算定するものとします。</p> <p>（ア）その料金月に属する全ての測定時間について、「取扱所交換設備に対して発信される符号の通信速度」を測定することができなかった場合 その料金月の最大発信速度は0とみなします。</p> <p>（イ）その料金月に属する一部の測定時間について、「取扱所交換設備に対して発信される符号の通信速度」を測定することができなかった場合 測定できた全ての測定時間における測定値をその料金月の総測定値とみなすことにより上欄の規定により算出した最大発信速度を、その料金月の最大発信速度とみなします。</p> <p>ウ イの規定は、当社の機器の故障等により、「取扱所交換設備から他社接続回線又は別記2に定めるイーサネット通信サービスに係る電気通信回線に着信する符号の通信速度」が測定できなかった場合の最大発信速度の計算において準用します。</p>					
<p>(5) 長期継続利用に係る定額利用料又は利用料の適用</p>	<p>ア 当社は、第7種総合オープン通信網契約者から、第7種総合オープン通信網契約に係る加入契約回線（イーサネット回線を含みます。以下この欄において同じとします。また、臨時第7種総合オープン通信網契約に係る加入契約回線を除きます。）について、下表に定める期間の継続利用（以下この欄において「長期継続利用」といいます。）の申出があった場合には、その期間における基本利用料については、(2)（料金額）に規定する額から下表に規定する額を減額して得た額を適用します。</p> <table border="1" data-bbox="485 1935 1420 2018"> <tr> <td data-bbox="485 1935 842 1980">継続して利用する期間</td> <td data-bbox="842 1935 1420 1980">基本利用料の減額（月額）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 1980 842 2018">3年間</td> <td data-bbox="842 1980 1420 2018">(2)（料金額）に規定する額に0.1</td> </tr> </table>		継続して利用する期間	基本利用料の減額（月額）	3年間	(2)（料金額）に規定する額に0.1
継続して利用する期間	基本利用料の減額（月額）					
3年間	(2)（料金額）に規定する額に0.1					

	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%; text-align: center;">を乗じて得た額</td> </tr> </table> <p>イ 長期継続利用に係る基本利用料については、長期継続利用の申出を当社が承諾した日（第7種総合オープン通信網契約の申込みと同時に長期継続利用の申出があった場合は、その加入契約回線の提供を開始した日）から適用します。</p> <p>ウ 長期継続利用に係る基本利用料の適用の対象となる期間（以下この欄において「長期継続利用期間」といいます。）には、第7種総合オープン通信網サービスの利用の一時中断及び利用停止があった期間を含むものとします。</p> <p>エ 当社は、長期継続利用に係る加入契約回線について、第7種総合オープン通信網契約の解除があった場合には、長期継続利用を廃止します。</p> <p>オ 長期継続利用に係る第7種総合オープン通信網契約者は、長期継続利用期間満了後も長期継続利用を継続しようとするときは、長期継続利用期間の満了日の10日前までに、その旨を当社に申出いただきます。</p> <p>カ 長期継続利用に係る第7種総合オープン通信網契約者は、長期継続利用期間の満了前に長期継続利用の廃止があった場合には、残余の期間に対応する廃止前の定額利用料に0.35を乗じて得た額を当社が別に定める期日までに一括して支払っていただきます。</p> <p>ただし、その廃止が、当社又は第7種総合オープン通信網契約者の責めによらない理由により発生した事態に対処するための措置として行われたもの及び以下に該当する場合にはこの限りではありません。</p> <p>（ア）第7種総合オープン通信網契約の解除と同時に新たに総合オープン通信網契約の締結を行う場合</p> <p>（イ）その他当社が認めた場合</p>		を乗じて得た額
	を乗じて得た額		
（6）削除	削除		
（7）サービス品質（故障回復時間）に係る料金の適用	<p>ア 当社は、第7種総合オープン通信網契約者（臨時第7種総合オープン通信網契約者を除きます。）のものに限ります。以下この表の（10）欄までにおいて同じとします。）の責めによらない理由により、その第7種総合オープン通信網サービスを全く利用できない状態（その第7種総合オープン通信網契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下この欄において同じとします。）が生じた場合において、そのことを当社が知った時刻（第105条（総合オープン通信網契約者の切分責任）の規定により、その第7種総合オープン通信網契約者が当社に修理の請求をした時刻（その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その知った時刻とします。）とします。）から起算して15分以上その状態が連続したときは、その料金月における第7種総合オープン通信網サービスの基本利用料の額（この表の（1）欄から（6）欄までの適用又は料金表通則13若しくは15の規定（第96条（定額利用料の支払義務）第2項第3号及び第3項第2号の規定に係るも</p>		

のを除きます。)による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において「故障回復時間返還基準額」といいます。)に、下表に規定する料金返還率を乗じて得た額(以下「故障回復時間返還料金額」といいます。)を返還します。

ただし、次の場合は、この限りでありませぬ。この場合の料金の取扱いについては、当社は、第96条(定額利用料の支払義務)第2項及び第3項の規定を適用します。

(ア) 第83条(総合オープン通信網サービスの利用中止)第1項各号の規定により第7種総合オープン通信網サービスの利用を中止する場合であつて、当社があらかじめそのことを第7種総合オープン通信網契約者に通知したとき。

(イ) 第84条(総合オープン通信網サービスの利用停止)第1項各号の規定により第7種総合オープン通信網サービスの利用を停止したとき。

(ウ) 第85条(総合オープン通信網サービスの接続休止)の規定により第7種総合オープン通信網サービスについて接続休止としたとき。

(エ) その第7種総合オープン通信網契約者の責めによらない理由が次のいずれかの区間以外の区間において生じたものとき。

- ① 別に定める第7種総合オープン通信網サービスの提供区間
- ② 特定他社接続回線に係る区間

全く利用できない状態が連続した時間	料金返還率
15分以上1時間未満	1 / 30
1時間以上2時間未満	1 / 15
2時間以上3時間未満	1 / 10
3時間以上4時間未満	2 / 15
4時間以上5時間未満	1 / 6
5時間以上6時間未満	1 / 5
6時間以上72時間未満	3 / 7
72時間以上	1

イ 当社は、アの規定により算出した故障回復時間返還料金額の返還にあつては、その料金月におけるその第7種総合オープン通信網契約に係る基本利用料(故障回復時間返還基準額に係るもの(その料金月において料金表通則12又は14の規定(第96条(定額利用料の支払義務)第2項第3号及び第3項第2号の規定に係るものを除きます。))による場合は、適用した後の額とします。)に限ります。)の額(以下「故障回復時間返還上限額」といいます。)を上限として返還します。

ウ アの場合において、その第7種総合オープン通信網サービスを全く利用できない状態が連続した場合が1の料金月において複数回となるときは、当社は、それぞれの故障回復時間返還料金額の合計額を返還します。

ただし、その故障回復時間返還料金額の合計額が故障回復時間返還上限額を超える場合は、故障回復時間返還上限額を返還しま

	<p>す。</p> <p>エ この欄の規定による料金の返還とこの表の（８）欄、（９）欄又は（１０）欄の規定による料金の返還を１の料金月に同時に行う場合の故障回復時間返還料金額の取扱いについては、（１０）欄の規定に定めるところによります。</p>						
<p>（８）サービス品質（遅延時間）に係る料金の適用</p>	<p>ア 当社は、下表に定める提供区間の全ての提供区間において当社が別に定める方法により測定した遅延時間（その１の提供区間の一端から送信されたIPパケットのその提供区間の往復に要する時間をいいます。）の料金月単位での平均時間が、下表に規定する時間を超えた場合は、その料金月における第７種総合オープン通信網サービスの基本利用料の額（この表の（１）欄から（６）欄までの適用又は料金表通則13又は15の規定（第96条（定額利用料の支払義務）第２項第３号及び第３項第２号の規定に係るものを除きます。）による場合は、適用した後の額とします。）に、$1/30$を乗じて得た額（以下「遅延時間返還料金額」といいます。）をその第７種総合オープン通信網契約者に返還します。</p> <p>ただし、その第７種総合オープン通信網サービスについて、その２の料金月を連続して利用中止、利用停止又は接続休止があったときは、この限りではありません。</p> <table border="1" data-bbox="488 981 1422 1151"> <thead> <tr> <th>提供区間</th> <th>遅延時間の平均時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当社が別に定める本邦内の提供区間</td> <td>25ミリ秒</td> </tr> <tr> <td>当社が別に定める本邦内アメリカ合衆国内との間の提供区間</td> <td>130ミリ秒</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ この欄の規定による料金の返還を行うこととなる料金月において、この表の（７）欄、（９）欄又（１０）欄の規定による料金の返還を同時に行う場合の遅延時間返還料金額の取扱いについては、（１０）欄の規定に定めるところによります。</p>	提供区間	遅延時間の平均時間	当社が別に定める本邦内の提供区間	25ミリ秒	当社が別に定める本邦内アメリカ合衆国内との間の提供区間	130ミリ秒
提供区間	遅延時間の平均時間						
当社が別に定める本邦内の提供区間	25ミリ秒						
当社が別に定める本邦内アメリカ合衆国内との間の提供区間	130ミリ秒						
<p>（９）サービス品質（故障通知時間）に係る料金の適用</p>	<p>ア 当社は、第７種総合オープン通信網契約に係る電気通信設備の故障又は滅失（以下この欄において「故障等」といいます。）について当社が知った場合であって、第７種総合オープン通信網契約者の責めによらない理由により、その故障等を当社が知った時刻から起算して30分以内にその故障等をその第７種総合オープン通信網契約者があらかじめ指定した連絡先（当社と第７種総合オープン通信網契約者との協議により定めたものに限ります。以下この欄において同じとします。）に通知しなかったときは、その故障等を当社が知った時刻から起算して30分を超えた時点における基本利用料（その第７種総合オープン通信網サービスが特定他社接続回線を使用して行うもの場合は、その特定他社接続回線に係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。）の額（この表の（１）欄から（６）欄までの適用又は料金表通則13若しくは15の規定（第96条（定額利用料の支払義務）第２項第３号及び第３項第２号の規定に係るものを除きます。）による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において「故障通知時間返還基準額」といいます。）に、$1/30$を乗じて得た額（以下</p>						

	<p>「故障通知時間返還料金額」といいます。)をその第7種総合オープン通信網契約者に返還します。</p> <p>ただし、次の場合には、この限りではありません。</p> <p>(ア) その故障等を当社が知った時点において、その第7種総合オープン通信網サービスについて利用中止、利用停止又は接続休止としているとき。</p> <p>(イ) 連絡先に係る電気通信設備の状況により当社からその連絡先に通知できないとき。</p> <p>イ 当社は、アの規定により算出した故障通知時間返還料金額の返還にあたっては、その料金月におけるその第7種総合オープン通信網契約に係る基本利用料（故障通知時間返還基準額に係るもの（その料金月において料金表通則13又は15の規定（第96条（定額利用料の支払義務）第2項第3号及び第3項第2号の規定に係るものを除きます。）による場合は、適用した後の額とします。）に限ります。）の額（以下「故障通知時間返還上限額」といいます。）を上限として返還します。</p> <p>ウ アの場合において、その故障等を当社が知った時刻から起算して30分以内にその故障等をその第7種総合オープン通信網契約者に通知しなかった場合が1の料金月において複数回となる場合は、当社は、それぞれの故障通知時間返還料金額の合計額を返還します。</p> <p>ただし、その故障通知時間返還料金額の合計額が故障通知時間返還上限額を超える場合は、故障通知時間返還上限額を返還します。</p> <p>エ この欄の規定による料金の返還を行うこととなる料金月において、この表の（7）欄、（8）欄又は（10）欄の規定による料金の返還を同時に行う場合の遅延時間返還料金額の取扱いについては、（10）欄の規定に定めるところによります。</p>		
<p>(10) サービス品質（パケット損失率）に係る料金の適用</p>	<p>ア 当社は、下表に定める提供区間の全ての提供区間において当社が別に定める方法により測定したパケット損失率（その1の提供区間の一端から送信されたIPパケットのその提供区間における損失率をいいます。）の料金月単位での平均パケット損失率が、下表に規定する時間を超えた場合は、その料金月における第7種総合オープン通信網サービスの基本利用料の額（この表の（1）欄から（6）欄までの適用又は料金表通則13又は15の規定（第96条（定額利用料の支払義務）第2項第3号及び第3項第2号の規定に係るものを除きます。）による場合は、適用した後の額とします。）に、$1/30$を乗じて得た額（以下「パケット損失率返還料金額」といいます。）をその第7種総合オープン通信網契約者に返還します。</p> <p>ただし、その第7種総合オープン通信網サービスについて、その2の料金月を連続して利用中止、利用停止又は接続休止があったときは、この限りではありません。</p> <table border="1" data-bbox="486 1973 1437 2011"> <tr> <td data-bbox="486 1973 1075 2011">提供区間</td> <td data-bbox="1075 1973 1437 2011">平均パケット損失率</td> </tr> </table>	提供区間	平均パケット損失率
提供区間	平均パケット損失率		

	当社が別に定める本邦内の提供区間	0.3%
	当社が別に定める本邦内とアメリカ合衆国内との間の提供区間	0.3%
<p>イ この表の(7)欄から(10)欄までの規定による料金の返還のいずれかを1の料金月に同時に行う場合は、当社は、故障回復時間返還料金額、遅延時間返還料金額、故障通知時間返還料金額及びパケット損失率返還料金額の合計額を返還します。</p> <p>ただし、その合計額が故障回復時間返還上限額を超える場合は、当社は、故障回復時間返還上限額を返還します。</p>		

(2) 料金額

ア 臨時第7種総合オープン通信網契約以外の契約に関するもの

(ア) 削除

(イ) LAN型

① ②以外のもの

a プランIのもの

(a) (b)以外

定額利用料

1加入契約回線ごとに月額

区 分	料 金 額 (税抜価格 (税込価格))	
	イーサネット回線を使用するもの	イーサネット回線以外の電気通信回線を使用するもの
0.5Mb/s	196,000円 (215,600円)	146,000円 (160,600円)
1Mb/s	212,000円 (233,200円)	162,000円 (178,200円)
2Mb/s	244,000円 (268,400円)	194,000円 (213,400円)
3Mb/s	276,000円 (303,600円)	226,000円 (248,600円)
4Mb/s	308,000円 (338,800円)	258,000円 (283,800円)
5Mb/s	340,000円 (374,000円)	290,000円 (319,000円)
6Mb/s	372,000円 (409,200円)	322,000円 (354,200円)
7Mb/s	404,000円 (444,400円)	354,000円 (389,400円)
8Mb/s	436,000円 (479,600円)	386,000円 (424,600円)
9Mb/s	468,000円 (514,800円)	418,000円 (459,800円)
10Mb/s	500,000円 (550,000円)	450,000円 (495,000円)
20Mb/s	767,000円 (843,700円)	597,000円 (656,700円)
30Mb/s	1,027,000円 (1,129,700円)	857,000円 (942,700円)
40Mb/s	1,287,000円 (1,415,700円)	1,117,000円 (1,228,700円)
50Mb/s	1,547,000円 (1,701,700円)	1,377,000円 (1,514,700円)
60Mb/s	1,787,000円 (1,965,700円)	1,617,000円 (1,778,700円)

70Mb/s	2,027,000円 (2,229,700円)	1,857,000円 (2,042,700円)
80Mb/s	2,267,000円 (2,493,700円)	2,097,000円 (2,306,700円)
90Mb/s	2,507,000円 (2,757,700円)	2,337,000円 (2,570,700円)
100Mb/s	2,747,000円 (3,021,700円)	2,577,000円 (2,834,700円)
200Mb/s	4,400,000円 (4,840,000円)	3,530,000円 (3,883,000円)
300Mb/s	5,900,000円 (6,490,000円)	5,030,000円 (5,533,000円)
400Mb/s	7,400,000円 (8,140,000円)	6,530,000円 (7,183,000円)
500Mb/s	8,900,000円 (9,790,000円)	8,030,000円 (8,833,000円)
600Mb/s	10,400,000円 (11,440,000円)	9,530,000円 (10,483,000円)
700Mb/s	11,900,000円 (13,090,000円)	11,030,000円 (12,133,000円)
800Mb/s	13,400,000円 (14,740,000円)	12,530,000円 (13,783,000円)
900Mb/s	14,900,000円 (16,390,000円)	14,030,000円 (15,433,000円)
1000Mb/s	16,400,000円 (18,040,000円)	15,530,000円 (17,083,000円)

(b) 当社が提供する電気通信サービスであって、当社が別に定める契約に係る電気通信設備又は当社が別に定める電気通信事業者との通信のみを可能にするもの

定額利用料

1加入契約回線ごとに月額

区分	料 金 額 (税抜価格 (税込価格))	
	イーサネット回線を使用するもの	イーサネット回線以外の電気通信回線を使用するもの
100Mb/s	890,000円 (979,000円)	640,000円 (704,000円)
1000Mb/s	2,510,000円 (2,761,000円)	1,640,000円 (1,804,000円)

b プランIIのもの (イーサネット回線の部分を含みます。)

定額利用料

1加入契約回線ごとに月額

区分	料 金 額 (税抜価格 (税込価格))
10Mb/s	228,000円 (250,800円)

100Mb/s	900,000円 (990,000円)
1000Mb/s	5,150,000円 (5,665,000円)
10Gb/s	30,000,000円 (33,000,000円)
100Gb/s	106,000,000円 (116,600,000円)

利用料 1加入契約回線ごと

区分	料金額 (税抜価格(税込価格))
10Mb/s	1Mb/sごとに90,000円 (99,000円)
100Mb/s	5Mb/sごとに300,000円 (330,000円)
1000Mb/s	5Mb/sごとに112,500円 (123,750円)
10Gb/s	50Mb/sごとに900,000円 (990,000円)
100Gb/s	500Mb/sごとに5,400,000円 (5,940,000円)

② 第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスと接続するもの

定額利用料 1加入契約回線ごとに月額

区分	料金額 (税抜価格(税込価格))
100Mb/s	2,577,000円 (2,834,700円)
1000Mb/s	15,530,000円 (17,083,000円)

イ 臨時第7種総合オープン通信網契約に関するもの

定額利用料 加入契約回線又は1端末回線ごとに日額

ア(臨時第7種総合オープン通信網契約以外の契約に関するもの)の料金額の10分の1

8 第8種総合オープン通信網サービスに係るもの

(1) 適用

第8種総合オープン通信網サービスに係る基本利用料の適用については、第96条（定額利用料の支払義務）及び第97条（利用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容																																								
(1) 品目に係る料金の適用	<p>当社は、第8種総合オープン通信網サービスに係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、品目を定めます。</p> <p>ア 10BASE-T接続又は10BASE-FL接続のもの</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">品 目</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1Mb/s</td> <td>1メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>2Mb/s</td> <td>2メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>3Mb/s</td> <td>3メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>4Mb/s</td> <td>4メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>5Mb/s</td> <td>5メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>10Mb/s</td> <td>10メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 第8種総合オープン通信網サービスに係る通信は、相互接続点、端末回線の終端、特定装置、当社契約者回線の終端、アクセスポイント、NSPIXPとの接続点又は分界点との間で行うことができます。この場合において、当社は、相互接続点、端局、特定装置、取扱所交換設備、アクセスポイント、NSPIXPとの接続点又は分界点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証するものではありません。以下エまでにおいて同じとします。</p> <p>2 第8種総合オープン通信網契約者（1Mb/sの品目に係る第8種総合オープン通信網サービスに係るものを除きます。）は、1Mb/sごとに符号伝送速度に係る上限値を定めることができます。以下エまでにおいて同じとします。</p> <p>イ 100BASE-TX接続又は100BASE-FX接続のもの</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">品 目</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5Mb/s</td> <td>5メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>6Mb/s</td> <td>6メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>7Mb/s</td> <td>7メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>8Mb/s</td> <td>8メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>9Mb/s</td> <td>9メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>10Mb/s</td> <td>10メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>15Mb/s</td> <td>15メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>20Mb/s</td> <td>20メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>25Mb/s</td> <td>25メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>30Mb/s</td> <td>30メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>35Mb/s</td> <td>35メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>40Mb/s</td> <td>40メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table>	品 目	内 容	1Mb/s	1メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	2Mb/s	2メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	3Mb/s	3メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	4Mb/s	4メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	5Mb/s	5メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	10Mb/s	10メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	品 目	内 容	5Mb/s	5メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	6Mb/s	6メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	7Mb/s	7メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	8Mb/s	8メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	9Mb/s	9メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	10Mb/s	10メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	15Mb/s	15メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	20Mb/s	20メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	25Mb/s	25メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	30Mb/s	30メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	35Mb/s	35メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	40Mb/s	40メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
	品 目	内 容																																							
	1Mb/s	1メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																							
	2Mb/s	2メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																							
	3Mb/s	3メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																							
	4Mb/s	4メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																							
	5Mb/s	5メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																							
	10Mb/s	10メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																							
	品 目	内 容																																							
	5Mb/s	5メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																							
	6Mb/s	6メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																							
	7Mb/s	7メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																							
	8Mb/s	8メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																							
	9Mb/s	9メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																							
	10Mb/s	10メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																							
	15Mb/s	15メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																							
	20Mb/s	20メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																							
	25Mb/s	25メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																							
	30Mb/s	30メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																							
	35Mb/s	35メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																							
40Mb/s	40メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																								

45Mb/s	45メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
50Mb/s	50メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
55Mb/s	55メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
60Mb/s	60メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
65Mb/s	65メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
100Mb/s	100メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
ウ 1000BASE-SX接続、1000BASE-LX接続 又は1000BASE-ZX接続のもの	
品 目	内 容
100Mb/s	100メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
150Mb/s	150メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
200Mb/s	200メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
250Mb/s	250メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
300Mb/s	300メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
350Mb/s	350メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
400Mb/s	400メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
450Mb/s	450メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
500Mb/s	500メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
550Mb/s	550メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
600Mb/s	600メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
650Mb/s	650メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
700Mb/s	700メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
750Mb/s	750メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
800Mb/s	800メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
850Mb/s	850メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
900Mb/s	900メガビット/秒の符号伝送が可能なもの

	950Mb/s	950メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
	1000Mb/s	1000メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
	エ 10GBASE-LR接続のもの	
	品目	内容
	10Gb/s	10ギガビット/秒の符号伝送が可能なもの
	オ 100GBASE-LR接続のもの	
	品目	内容
	100Gb/s	100ギガビット/秒の符号伝送が可能なもの
(2) タイプに係る料金の適用	当社は、第8種総合オープン通信網サービスに係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、タイプを定めます。	
	区分	内容
	タイプⅠ	第8種総合オープン通信網サービスに係る通信のインターネットプロトコルがバージョン4のもの
	タイプⅡ	第8種総合オープン通信網サービスに係る通信をIPv4/IPv6デュアルスタック機能により提供するもの
	備考 タイプの変更は、できないものとします。	
(3) プランに係る料金の適用	ア 当社は、第8種総合オープン通信網サービスに係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、プランを定めます。	
	区分	内容
	プランⅠ	基本利用料が定額利用料からなるもの
	プランⅡ	基本利用料が定額利用料と利用料からなるもの
	イ 第8種総合オープン通信網契約者は、プランの変更の請求をすることができます。	
	ウ 当社は、イの請求があったときは、第63条（第8種総合オープン通信網契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。	
(4) 基本利用料の算定	ア 第8種総合オープン通信網サービス（プランⅡのものに限ります。）に係る基本利用料は、下表のとおり算定します。	
	品目	内容
	10Mb/s	最大利用速度が1Mb/sを超えない部分について定額利用料のみを適用し、最大利用速度が1Mb/sを超える部分について1Mb/sまでごとの利用料を加算して適用します。この場合において、定額利用料に利用料を加算して得た額が税抜価格510,000円（税込価格561,000円）を超える場合は、その税抜価格510,000円（税込価格561,000円）を超える部分は、支払

		いを要しません。
	100Mb/s	最大利用速度が5Mb/sを超えない部分について定額利用料のみを適用し、最大利用速度が5Mb/sを超える部分について5Mb/sまでごとの利用料を加算して適用します。この場合において、定額利用料に利用料を加算して得た額が税抜価格2,860,000円(税込価格3,146,000円)を超える場合は、その税抜価格2,860,000円(税込価格3,146,000円)を超える部分は、支払いを要しません。
	1000Mb/s	最大利用速度が100Mb/sを超えない部分について定額利用料のみを適用し、最大利用速度が100Mb/sを超える部分について5Mb/sまでごとの利用料を加算して適用します。この場合において、定額利用料に利用料を加算して得た額が税抜価格20,000,000円(税込価格22,000,000円)を超える場合は、その税抜価格20,000,000円(税込価格22,000,000円)を超える部分は、支払いを要しません。
	10Gb/s	最大利用速度が10Gb/sを超えない部分について定額利用料のみを適用し、最大利用速度が10Gb/sを超える部分について50Mb/sまでごとの利用料を加算して適用します。この場合において、定額利用料に利用料を加算して得た額が税抜価格152,000,000円(税込価格167,200,000円)を超える場合は、その税抜価格152,000,000円(税込価格167,200,000円)を超える部分は、支払いを要しません。
	100Gb/s	最大利用速度が100Gb/sを超えない部分について定額利用料のみを適用し、最大利用速度が100Gb/sを超える部分について500Mb/sまでごとの利用料を加算して適用します。この場合において、定額利用料に利用料を加算して得た額が税抜価格1,072,000,000円(税込価格1,179,200,000円)を超える場合は、その税抜価格1,072,000,000円(税込価格1,179,200,000円)を超える部分は、支払いを要しません。

	<p>イ アの最大利用速度（下表に規定する最大発信速度及び最大着信速度のうち、いずれかその数値の大きい速度をいいます。）は、当社の機器により測定します。</p> <table border="1" data-bbox="501 315 1434 943"> <thead> <tr> <th data-bbox="501 315 751 360">区 分</th> <th data-bbox="751 315 1434 360">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="501 360 751 651">最大発信速度</td> <td data-bbox="751 360 1434 651">1の料金月（臨時第8種総合オープン通信網契約の場合又は料金表通則14に規定する場合が生じたときは利用した期間）において、当社契約者回線から発信される符号の通信速度を一定の時分ごとに測定し、その総測定値から上位5%の測定値を除外した残りの測定値の最大値</td> </tr> <tr> <td data-bbox="501 651 751 943">最大着信速度</td> <td data-bbox="751 651 1434 943">1の料金月（臨時第8種総合オープン通信網契約の場合又は料金表通則14に規定する場合が生じたときは利用した期間）において、当社契約者回線に着信する符号の通信速度を一定の時分ごとに測定し、その総測定値から上位5%の測定値を除外した残りの測定値の最大値</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>ア この表の「一定の時分」（以下この欄において「測定時間」といいます。）とは、5分とします。</p> <p>イ 当社の機器の故障等により、「当社契約者回線から発信される符号の通信速度」が測定できなかった場合の最大発信速度は次のとおり算定するものとします。</p> <p>（ア）その料金月に属する全ての測定時間について、「当社契約者回線から発信される符号の通信速度」を測定することができなかった場合 その料金月の最大発信速度は0とみなします。</p> <p>（イ）その料金月に属する一部の測定時間について、「当社契約者回線から発信される符号の通信速度」を測定することができなかった場合 測定できた全ての測定時間における測定値をその料金月の総測定値とみなすことにより上欄の規定により算出した最大発信速度を、その料金月の最大発信速度とみなします。</p> <p>ウ イの規定は、当社の機器の故障等により、「当社契約者回線に着信する符号の通信速度」が測定できなかった場合の最大発信速度の計算において準用します。</p>	区 分	内 容	最大発信速度	1の料金月（臨時第8種総合オープン通信網契約の場合又は料金表通則14に規定する場合が生じたときは利用した期間）において、当社契約者回線から発信される符号の通信速度を一定の時分ごとに測定し、その総測定値から上位5%の測定値を除外した残りの測定値の最大値	最大着信速度	1の料金月（臨時第8種総合オープン通信網契約の場合又は料金表通則14に規定する場合が生じたときは利用した期間）において、当社契約者回線に着信する符号の通信速度を一定の時分ごとに測定し、その総測定値から上位5%の測定値を除外した残りの測定値の最大値
区 分	内 容						
最大発信速度	1の料金月（臨時第8種総合オープン通信網契約の場合又は料金表通則14に規定する場合が生じたときは利用した期間）において、当社契約者回線から発信される符号の通信速度を一定の時分ごとに測定し、その総測定値から上位5%の測定値を除外した残りの測定値の最大値						
最大着信速度	1の料金月（臨時第8種総合オープン通信網契約の場合又は料金表通則14に規定する場合が生じたときは利用した期間）において、当社契約者回線に着信する符号の通信速度を一定の時分ごとに測定し、その総測定値から上位5%の測定値を除外した残りの測定値の最大値						
<p>（5）長期継続利用に係る定額利用料又は利用料の適用</p>	<p>ア 当社は、第8種総合オープン通信網契約者から、第8種総合オープン通信網契約に係る当社契約者回線（臨時第8種総合オープン通信網契約に係る当社契約者回線を除きます。）について、下表に定める期間の継続利用（以下この欄において「長期継続利用」といいます。）の申出があった場合には、その期間における基本利用料については、（2）（料金額）に規定する</p>						

	<p>額から下表に規定する額を減額して得た額を適用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>継続して利用する期間</th> <th>基本利用料の減額（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3年間</td> <td>(2) (料金額)に規定する額に0.1を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 長期継続利用に係る基本利用料については、長期継続利用の申出を当社が承諾した日（第8種総合オープン通信網契約の申込みと同時に長期継続利用の申出があった場合は、その当社契約者回線の提供を開始した日）から適用します。</p> <p>ウ 長期継続利用に係る基本利用料の適用の対象となる期間（以下この欄において「長期継続利用期間」といいます。）には、第8種総合オープン通信網サービスの利用の一時中断及び利用停止があった期間を含むものとします。</p> <p>エ 当社は、長期継続利用に係る当社契約者回線について、第8種総合オープン通信網契約の解除があった場合には、長期継続利用を廃止します。</p> <p>オ 長期継続利用に係る第8種総合オープン通信網契約者は、長期継続利用期間満了後も長期継続利用を継続しようとするときは、長期継続利用期間の満了日の10日前までに、その旨を当社に申出ていただきます。</p> <p>カ 長期継続利用に係る第8種総合オープン通信網契約者は、長期継続利用期間の満了前に長期継続利用の廃止があった場合には、残余の期間に対応する廃止前の定額利用料に0.35を乗じて得た額を当社が別に定める期日までに一括して支払っていただきます。</p> <p>ただし、その廃止が、当社又は第8種総合オープン通信網契約者の責めによらない理由により発生した事態に対処するための措置として行われたもの及び以下に該当する場合にはこの限りではありません。</p> <p>(ア) 第8種総合オープン通信網契約の解除と同時に新たに総合オープン通信網契約の締結を行う場合</p> <p>(イ) その他当社が認めた場合</p>	継続して利用する期間	基本利用料の減額（月額）	3年間	(2) (料金額)に規定する額に0.1を乗じて得た額
継続して利用する期間	基本利用料の減額（月額）				
3年間	(2) (料金額)に規定する額に0.1を乗じて得た額				
(6) 削除	削除				
(7) サービス品質（故障回復時間）に係る料金の適用	<p>ア 当社は、第8種総合オープン通信網契約者（臨時第8種総合オープン通信網契約者を除くもの）に限ります。以下この表の(10)欄までにおいて同じとします。)の責めによらない理由により、その第8種総合オープン通信網サービスを全く利用できない状態（その第8種総合オープン通信網契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下この欄において同じとします。）が生じた場合において、そのことを当社が知った時刻（第105条（総合オープン通信網契約者の切分責任）の規定により、その第8種総合オープン通信網契約者が当社に修理の請求をした時刻（その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その知った時刻とします。）とします。）から起算して15</p>				

分以上その状態が連続したときは、その料金月における第8種総合オープン通信網サービスの基本利用料の額（この表の（1）欄から（6）欄までの適用又は料金表通則13若しくは15の規定（第96条（定額利用料の支払義務）第2項第3号及び第3項第2号の規定に係るものを除きます。）による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において「故障回復時間返還基準額」といいます。）に、下表に規定する料金返還率を乗じて得た額（以下「故障回復時間返還料金額」といいます。）を返還します。

ただし、次の場合は、この限りではありません。この場合の料金の取扱いについては、当社は、第96条（定額利用料の支払義務）第2項及び第3項の規定を適用します。

- （ア）第83条（総合オープン通信網サービスの利用中止）第1項各号の規定により第8種総合オープン通信網サービスの利用を中止する場合であって、当社があらかじめそのことを第8種総合オープン通信網契約者に通知したとき。
- （イ）第84条（総合オープン通信網サービスの利用停止）第1項各号の規定により第8種総合オープン通信網サービスの利用を停止したとき。
- （ウ）第85条（総合オープン通信網サービスの接続休止）の規定により第8種総合オープン通信網サービスについて接続休止としたとき。
- （エ）その第8種総合オープン通信網契約者の責めによらない理由が別に定める第8種総合オープン通信網サービスの提供区間以外の区間において生じたものとき。

全く利用できない状態が連続した時間	料金返還率
15分以上 1時間未満	1 / 30
1時間以上 2時間未満	1 / 15
2時間以上 3時間未満	1 / 10
3時間以上 4時間未満	2 / 15
4時間以上 5時間未満	1 / 6
5時間以上 6時間未満	1 / 5
6時間以上 72時間未満	3 / 7
72時間以上	1

イ 当社は、アの規定により算出した故障回復時間返還料金額の返還にあたっては、その料金月におけるその第8種総合オープン通信網契約に係る基本利用料（故障回復時間返還基準額に係るもの（その料金月において料金表通則13又は15の規定（第96条（定額利用料の支払義務）第2項第3号及び第3項第2号の規定に係るものを除きます。）による場合は、適用した後の額とします。）に限ります。）の額（以下「故障回復時間返還上限額」といいます。）を上限として返還します。

ウ アの場合において、その第8種総合オープン通信網サービスを全く利用できない状態が連続した場合が1の料金月において

	<p>複数回となるときは、当社は、それぞれの故障回復時間返還料金額の合計額を返還します。</p> <p>ただし、その故障回復時間返還料金額の合計額が故障回復時間返還上限額を超える場合は、故障回復時間返還上限額を返還します。</p> <p>エ この欄の規定による料金の返還とこの表の（８）欄、（９）欄又は（１０）欄の規定による料金の返還を１の料金月に同時に行う場合の故障回復時間返還料金額の取扱いについては、（９）欄の規定に定めるところによります。</p>						
<p>（８）サービス品質（遅延時間）に係る料金の適用</p>	<p>ア 当社は、下表に定める提供区間の全ての提供区間において当社が別に定める方法により測定した遅延時間（その１の提供区間の一端から送信されたIPパケットのその提供区間の往復に要する時間をいいます。）の料金月単位での平均時間が、下表に規定する時間を超えた場合は、その料金月における第８種総合オープン通信網サービスの基本利用料の額（この表の（１）欄から（６）欄までの適用又は料金表通則13又は15の規定（第96条（定額利用料の支払義務）第２項第３号及び第３項第２号の規定に係るものを除きます。）による場合は、適用した後の額とします。）に、1/30を乗じて得た額（以下「遅延時間返還料金額」といいます。）をその第８種総合オープン通信網契約者に返還します。</p> <p>ただし、その第８種総合オープン通信網サービスについて、その２の料金月を連続して利用中止、利用停止又は接続休止があったときは、この限りではありません。</p> <table border="1" data-bbox="501 1182 1417 1397"> <thead> <tr> <th>提供区間</th> <th>遅延時間の平均時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当社が別に定める本邦内の提供区間</td> <td>25ミリ秒</td> </tr> <tr> <td>当社が別に定める本邦内とアメリカ合衆国との間の提供区間</td> <td>130ミリ秒</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ この欄の規定による料金の返還を行うこととなる料金月において、この表の（７）欄、（９）欄又は（１０）欄の規定による料金の返還を同時に行う場合の遅延時間返還料金額の取扱いについては、（１０）欄の規定に定めるところによります。</p>	提供区間	遅延時間の平均時間	当社が別に定める本邦内の提供区間	25ミリ秒	当社が別に定める本邦内とアメリカ合衆国との間の提供区間	130ミリ秒
提供区間	遅延時間の平均時間						
当社が別に定める本邦内の提供区間	25ミリ秒						
当社が別に定める本邦内とアメリカ合衆国との間の提供区間	130ミリ秒						
<p>（９）サービス品質（故障通知時間）に係る料金の適用</p>	<p>ア 当社は、第８種総合オープン通信網契約に係る電気通信設備の故障又は滅失（以下この欄において「故障等」といいます。）について当社が知った場合であって、第８種総合オープン通信網契約者の責めによらない理由により、その故障等を当社が知った時刻から起算して30分以内にその故障等をその第８種総合オープン通信網契約者があらかじめ指定した連絡先（当社と第８種総合オープン通信網契約者との協議により定めたものに限ります。以下この欄において同じとします。）に通知しなかったときは、その故障等を当社が知った時刻から起算して30分を超えた時点における基本利用料の額（この表の（１）欄から（６）欄までの適用又は料金表通則13若しくは15の規定（第96</p>						

	<p>条（定額利用料の支払義務）第2項第3号及び第3項第2号の規定に係るものを除きます。）による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において「故障通知時間返還基準額」といいます。）に、1/30を乗じて得た額（以下「故障通知時間返還料金額」といいます。）をその第8種総合オープン通信網契約者に返還します。</p> <p>ただし、次の場合には、この限りではありません。</p> <p>（ア）その故障等を当社が知った時点において、その第8種総合オープン通信網サービスについて利用中止、利用停止又は接続休止としているとき。</p> <p>（イ）連絡先に係る電気通信設備の状況により当社からその連絡先に通知できないとき。</p> <p>イ 当社は、アの規定により算出した故障通知時間返還料金額の返還にあたっては、その料金月におけるその第8種総合オープン通信網契約に係る基本利用料（故障通知時間返還基準額に係るもの（その料金月において料金表通則12又は14の規定（第96条（定額利用料の支払義務）第2項第3号及び第3項第2号の規定に係るものを除きます。）による場合は、適用した後の額とします。）に限ります。）の額（以下「故障通知時間返還上限額」といいます。）を上限として返還します。</p> <p>ウ アの場合において、その故障等を当社が知った時刻から起算して30分以内にその故障等をその第8種総合オープン通信網契約者に通知しなかった場合が1の料金月において複数回となるときは、当社は、それぞれの故障通知時間返還料金額の合計額を返還します。</p> <p>ただし、その故障通知時間返還料金額の合計額が故障通知時間返還上限額を超える場合は、故障通知時間返還上限額を返還します。</p> <p>エ この欄の規定による料金の返還を行うこととなる料金月において、この表の（7）欄、（8）欄又は（10）欄の規定による料金の返還を同時に行う場合の遅延時間返還料金額の取扱いについては、（10）欄の規定に定めるところによります。</p>
<p>（10）サービス品質（パケット損失率）に係る料金の適用</p>	<p>ア 当社は、下表に定める提供区間の全ての提供区間において当社が別に定める方法により測定したパケット損失率（その1の提供区間の一端から送信されたIPパケットのその提供区間における損失率をいいます。）の料金月単位での平均パケット損失率が、下表に規定する時間を超えた場合は、その料金月における第8種総合オープン通信網サービスの基本利用料の額（この表の（1）欄から（6）欄までの適用又は料金表通則13又は15の規定（第96条（定額利用料の支払義務）第2項第3号及び第3項第2号の規定に係るものを除きます。）による場合は、適用した後の額とします。）に、1/30を乗じて得た額（以下「パケット損失率返還料金額」といいます。）をその第8種総合オープン通信網契約者に返還します。</p>

	<p>ただし、その第8種総合オープン通信網サービスについて、その2の料金月を連続して利用中止、利用停止又は接続休止があったときは、この限りではありません。</p> <table border="1" data-bbox="501 315 1439 488"> <thead> <tr> <th data-bbox="501 315 1110 360">提供区間</th> <th data-bbox="1110 315 1439 360">平均パケット損失率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="501 360 1110 405">当社が別に定める本邦内提供区間</td> <td data-bbox="1110 360 1439 405">0.3%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="501 405 1110 488">当社が別に定める本邦内とアメリカ合衆国との間の提供区間</td> <td data-bbox="1110 405 1439 488">0.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ この表の(7)欄から(10)欄までの規定による料金の返還のいずれかを1の料金月に同時に行う場合は、当社は、故障回復時間返還料金額、遅延時間返還料金額、故障通知時間返還料金額及びパケット損失率返還料金額の合計額を返還します。 ただし、その合計額が故障回復時間返還上限額を超える場合は、当社は、故障回復時間返還上限額を返還します。</p>	提供区間	平均パケット損失率	当社が別に定める本邦内提供区間	0.3%	当社が別に定める本邦内とアメリカ合衆国との間の提供区間	0.3%
提供区間	平均パケット損失率						
当社が別に定める本邦内提供区間	0.3%						
当社が別に定める本邦内とアメリカ合衆国との間の提供区間	0.3%						
(11) 品目を変更した場合の料金の取扱い	<p>第8種総合オープン通信網契約者が第8種総合オープン通信網契約の品目を30日以内に2回変更をした場合の利用料は次のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="501 862 1439 987"> <tr> <td data-bbox="501 862 1439 987">1回目の変更以前の品目以下に変更した場合には、1回目の変更から2回目の変更までの期間の1日あたりの料金は、月額料及び利用料の10分の1とします。</td> </tr> </table>	1回目の変更以前の品目以下に変更した場合には、1回目の変更から2回目の変更までの期間の1日あたりの料金は、月額料及び利用料の10分の1とします。					
1回目の変更以前の品目以下に変更した場合には、1回目の変更から2回目の変更までの期間の1日あたりの料金は、月額料及び利用料の10分の1とします。							

(2) 料金額

ア 臨時第8種総合オープン通信網契約以外の契約に関するもの

(ア) タイプI、及びタイプIIのもの

① プランIのもの

a b以外

(a) 10BASE-T又は10BASE-FL接続のもの

定額利用料

1当社契約者回線ごとに月額

区 分	料 金 額 (税抜価格 (税込価格))
1Mb/s	70,000円 (77,000円)
2Mb/s	140,000円 (154,000円)
3Mb/s	210,000円 (231,000円)
4Mb/s	280,000円 (308,000円)
5Mb/s	350,000円 (385,000円)
10Mb/s	420,000円 (462,000円)

(b) 100BASE-TX接続又は100BASE-FX接続のもの

定額利用料

1当社契約者回線ごとに月額

区 分	料 金 額 (税抜価格 (税込価格))
5Mb/s	400,000円 (440,000円)
6Mb/s	460,000円 (506,000円)
7Mb/s	520,000円 (572,000円)
8Mb/s	580,000円 (638,000円)
9Mb/s	640,000円 (704,000円)
10Mb/s	700,000円 (770,000円)
15Mb/s	800,000円 (880,000円)
20Mb/s	900,000円 (990,000円)
25Mb/s	1,000,000円 (1,100,000円)

30Mb/s	1,100,000円 (1,210,000円)
35Mb/s	1,200,000円 (1,320,000円)
40Mb/s	1,300,000円 (1,430,000円)
45Mb/s	1,400,000円 (1,540,000円)
50Mb/s	1,500,000円 (1,650,000円)
55Mb/s	1,600,000円 (1,760,000円)
60Mb/s	1,700,000円 (1,870,000円)
65Mb/s	1,800,000円 (1,980,000円)
100Mb/s	1,900,000円 (2,090,000円)

(c) 1000BASE-SX接続、1000BASE-LX接続又は1000BASE-ZX接続のもの

定額利用料

1 当社契約者回線ごとに月額

区 分	料 金 額 (税抜価格 (税込価格))
100Mb/s	1,800,000円 (1,980,000円)
150Mb/s	2,700,000円 (2,970,000円)
200Mb/s	3,600,000円 (3,960,000円)
250Mb/s	4,500,000円 (4,950,000円)
300Mb/s	5,400,000円 (5,940,000円)
350Mb/s	6,300,000円 (6,930,000円)
400Mb/s	7,200,000円 (7,920,000円)
450Mb/s	8,100,000円 (8,910,000円)
500Mb/s	9,000,000円 (9,900,000円)
550Mb/s	9,900,000円 (10,890,000円)
600Mb/s	10,800,000円

	(11,880,000円)
650Mb/s	11,700,000円 (12,870,000円)
700Mb/s	12,600,000円 (13,860,000円)
750Mb/s	13,500,000円 (14,850,000円)
800Mb/s	14,400,000円 (15,840,000円)
850Mb/s	15,300,000円 (16,830,000円)
900Mb/s	16,200,000円 (17,820,000円)
950Mb/s	17,100,000円 (18,810,000円)
1000Mb/s	18,000,000円 (19,800,000円)

b 当社が提供する電気通信サービスであって、当社が別に定める契約に係る電気通信設備又は当社が別に定める電気通信事業者との通信のみを可能にするもの

定額利用料

1 当社契約者回線ごとに月額

区 分	料 金 額 (税抜価格 (税込価格))
100Mb/s	640,000円 (704,000円)
1000Mb/s	1,640,000円 (1,804,000円)

② プランIIのもの

定額利用料

1 当社契約者回線ごとに月額

区 分	料 金 額 (税抜価格 (税込価格))
10Mb/s	100,000円 (110,000円)
100Mb/s	700,000円 (770,000円)
1000Mb/s	3,000,000円 (3,300,000円)
10Gb/s	16,000,000円 (17,600,000円)
100Gb/s	100,000,000円 (110,000,000円)

利用料

1 当社契約者回線ごと

区 分	料 金 額 (税抜価格 (税込価格))
-----	------------------------

10Mb/s	1Mb/sごとに 82,000円 (90,200円)
100Mb/s	5Mb/sごとに 120,000円 (132,000円)
1000Mb/s	5Mb/sごとに 100,000円 (110,000円)
10Gb/s	50Mb/sごとに 800,000円 (880,000円)
100Gb/s	500Mb/sごとに5,400,000円 (5,940,000円)

イ 臨時第8種総合オープン通信網契約に関するもの

定額利用料

1 当社契約者回線ごとに日額

ア（臨時第8種総合オープン通信網契約以外の契約に関するもの）の料金額の10分の1

9 第9種総合オープン通信網サービスに係るもの

9-1 帯域共有型FTTHアクセスに係るもの

(1) 適用

帯域共有型FTTHアクセスに係る基本利用料の適用については、第96条（定額利用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容						
(1) 品目に 係る料金 の適用	当社は、帯域共有型FTTHアクセスに係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、品目を定めます。						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>品 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1Gベストエフ オート</td> <td>最大1ギガビット/秒までの符号伝送が可能な ものであって符号伝送速度を保証しないもの</td> </tr> </tbody> </table>	品 目	内 容	1Gベストエフ オート	最大1ギガビット/秒までの符号伝送が可能な ものであって符号伝送速度を保証しないもの		
	品 目	内 容					
1Gベストエフ オート	最大1ギガビット/秒までの符号伝送が可能な ものであって符号伝送速度を保証しないもの						
<p>備考</p> <p>帯域共有型FTTHアクセスに係る第9種総合オープン通信網サービスの通信は、相互接続点、端末回線の終端、特定装置、当社契約者回線の終端、アクセスポイント、NSPIXPとの接続点又は分界点との間で行うことができます。この場合において、当社は、相互接続点、端局、特定装置、取扱所交換設備、アクセスポイント、NSPIXPとの接続点又は分界点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証するものではありません。</p>							
(2) プラン に係る料金 の適用 I	ア 当社は、帯域共有型FTTHアクセスに係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、プランを定めます。						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>プラン</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プランⅠ (商品名：固定IP1個)</td> <td>発信端末を特定するIPアドレスについて、あらかじめ1個のIPアドレスを付与するもの</td> </tr> <tr> <td>プランⅡ (商品名：固定IP8個)</td> <td>発信端末を特定するIPアドレスについて、あらかじめ8個のIPアドレスを付与するもの</td> </tr> </tbody> </table>	プラン	内 容	プランⅠ (商品名：固定IP1個)	発信端末を特定するIPアドレスについて、あらかじめ1個のIPアドレスを付与するもの	プランⅡ (商品名：固定IP8個)	発信端末を特定するIPアドレスについて、あらかじめ8個のIPアドレスを付与するもの
	プラン	内 容					
プランⅠ (商品名：固定IP1個)	発信端末を特定するIPアドレスについて、あらかじめ1個のIPアドレスを付与するもの						
プランⅡ (商品名：固定IP8個)	発信端末を特定するIPアドレスについて、あらかじめ8個のIPアドレスを付与するもの						

	<p>イ 帯域共有型FTTHアクセスに係る第9種総合オープン通信網契約者は、プランの変更の請求をすることができます。</p> <p>ウ 当社は、1の端末回線ごとにIPアドレスを付与します。</p> <p>エ 当社は、イの請求があったときは、第67条（第9種総合オープン通信網契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。</p>
--	---

（2）料金額

定額利用料

1加入契約回線ごとに月額

区 分	料 金 額 (税抜価格 (税込価格))
1Gベストエフォート	プランⅠ 18,850円 (20,735円)
	プランⅡ 28,850円 (31,735円)

9-2 帯域共有型フレッツアクセスに係るもの

(1) 適用

帯域共有型フレッツアクセスに係る基本利用料の適用については、第96条（定額利用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容						
(1) コースに係る料金の適用	ア 当社は、帯域共有型フレッツアクセスに係る料金額を適用するにあたってコースを定めます。						
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コースⅠ (商品名：プランF)</td> <td>コースⅡ以外のもの</td> </tr> <tr> <td>コースⅡ (商品名： with F+)</td> <td>端末回線を使用して行うもの</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	コースⅠ (商品名：プランF)	コースⅡ以外のもの	コースⅡ (商品名： with F+)	端末回線を使用して行うもの
	区 分	内 容					
	コースⅠ (商品名：プランF)	コースⅡ以外のもの					
	コースⅡ (商品名： with F+)	端末回線を使用して行うもの					
	備考 1 コースⅡは、本表(2)タイプに係る料金の適用アに定めるタイプⅦに係る端末回線において、本表(4)通信の利用に係る細目の適用に定めるものに限り提供します。 2 コースⅡには以下の保守タイプがありいずれか1の種類を選択していただきます。						
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保守タイプ1</td> <td>午前9時から午後5時までの時間帯以外の時刻に、コースⅡの帯域共有型フレッツアクセスに係る第9種総合オープン通信網契約に係る修理又は復旧の請求を受けたときに、午前9時から午後5時までの時間帯（その受け付けた時刻以後の直近のものとしします。）においてその修理又は復旧を行うもの</td> </tr> <tr> <td>保守タイプ2</td> <td>保守タイプ1以外のもの</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	保守タイプ1	午前9時から午後5時までの時間帯以外の時刻に、コースⅡの帯域共有型フレッツアクセスに係る第9種総合オープン通信網契約に係る修理又は復旧の請求を受けたときに、午前9時から午後5時までの時間帯（その受け付けた時刻以後の直近のものとしします。）においてその修理又は復旧を行うもの	保守タイプ2	保守タイプ1以外のもの
	区 分	内 容					
	保守タイプ1	午前9時から午後5時までの時間帯以外の時刻に、コースⅡの帯域共有型フレッツアクセスに係る第9種総合オープン通信網契約に係る修理又は復旧の請求を受けたときに、午前9時から午後5時までの時間帯（その受け付けた時刻以後の直近のものとしします。）においてその修理又は復旧を行うもの					
	保守タイプ2	保守タイプ1以外のもの					
備考 帯域共有型フレッツアクセスに係る第9種総合オープン通信網契約者は、保守タイプ2を選択する場合、2（料金額）に定める加算額の支払いを要します。							
イ 帯域共有型フレッツアクセスに係る第9種総合オープン通信網契約者は、帯域共有型フレッツアクセスのコースの変更の請求をすることはできません。							
ウ 当社は、帯域共有型フレッツアクセスに係る第9種総合オープン通信網契約者（コースⅡのものに限ります。）に対し、屋内配線を提供します。							
(2) タイプに係る料金の適用	ア 当社は、帯域共有型フレッツアクセスに係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、タイプを定めます。						
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tbody> <tr> <td>タイプⅤ</td> <td>協定事業者の契約約款等に規定するIP通信網サービ</td> </tr> </tbody> </table>	タイプⅤ	協定事業者の契約約款等に規定するIP通信網サービ				
タイプⅤ	協定事業者の契約約款等に規定するIP通信網サービ						

		<p>ス（メニュー５－２のものに限ります。注）に係る利用回線を使用して行うもの</p> <p>注 メニュー５－２のもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 東日本電信電話株式会社に係るもの <ol style="list-style-type: none"> (1) 1Gb/s（フレッツ光ネクスト マンション・ギガラインタイプ）のもの (2) 1Gb/s（無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置を利用するものに限ります。）（フレッツ光ネクスト ギガマンション・スマートタイプ）のもの（以下「ギガマンション・スマート」といいます。） (3) 10Gb/s（フレッツ 光クロス（集合住宅））のもの（以下「光クロス 集合住宅」といいます。） 2. 西日本電信電話株式会社に係るもの <ol style="list-style-type: none"> (1) 1Gb/s（フレッツ光ネクスト マンション・スーパーハイスピードタイプ隼）のもの (2) 10Gb/s（フレッツ 光クロス マンションタイプ）のもの（以下「光クロス マンション」といいます。） 	
	<p>タイプⅦ</p>	<p>協定事業者の契約約款等に規定するIP通信網サービス（メニュー５－１（当社が別に定めるものに限ります。）のものに限ります。）に係る利用回線又はそれに相当する端末回線を使用して行うもの</p> <p>注 当社が別に定めるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 東日本電信電話株式会社に係るもの <ol style="list-style-type: none"> (1) 1Gb/sのプラン3-1（フレッツ 光ネクスト ファミリーギガラインタイプ）のもの（以下「ファミリー・ギガライン」といいます。） (2) 1Gb/sのプラン3-1（無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置を利用するものに限ります。）（フレッツ 光ネクスト ギガファミリー・スマートタイプ）のもの（以下「ギガファミリースマート」といいます。） (3) 10Gb/sのプラン3-1（フレッツ 光クロス）のもの（以下「光クロス」といいます。） 2. 西日本電信電話株式会社に係るもの <ol style="list-style-type: none"> (1) 1Gb/sのプラン3（フレッツ 光ネクスト ファミリー・スーパーハイスピードタイプ隼）のもの（以下「ファミリー・スーパーハイスピード 隼」といいます。） (2) 10Gb/sのプラン3（フレッツ 光クロ 	

	<p style="text-align: center;">ス ファミリー タイプ) のもの (以下「光クロス ファミリー」といいます。)</p> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 帯域共有型フレッツアクセスは、当該総合オープン通信網サービスに係る利用者が利用回線又は端末回線（当社が別に定める協定事業者の付加機能を利用するものを除きます。）を使用して相互接続点又はアクセスポイントに接続した後に、当社が別に定めるところに従って、利用することができるものとします。 2 帯域共有型フレッツアクセスに係る第9種総合オープン通信網サービスの通信は、相互接続点、端末回線の終端、特定装置、当社契約者回線の終端、アクセスポイント、NSPIXPとの接続点、又は分界点との間で行うことができます。この場合において、当社は、相互接続点、端局、特定装置、取扱所交換設備、アクセスポイント、NSPIXPとの接続点又は分界点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証するものではありません。 3 当社は、1の帯域共有型フレッツアクセスに係る第9種総合オープン通信網契約ごとに1のお客様IDを申告していただきます。 4 当社は、お客様IDごとにIPアドレスを付与します。 <p>イ 帯域共有型フレッツアクセスに係る第9種総合オープン通信網契約者は、帯域共有型フレッツアクセスのタイプの変更の請求をすることができます。</p> <p>ウ 当社は、イの請求があったときは、第67条（第9種総合オープン通信網契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。</p>						
<p>(3) プランに係る料金の適用</p>	<p>ア 当社は、帯域共有型フレッツアクセスに係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、プランを定めます。</p> <table border="1" data-bbox="427 1355 1391 1854"> <tr> <td data-bbox="427 1355 869 1523"> <p>プラン0 (商品名：動的IP)</p> </td> <td data-bbox="869 1355 1391 1523"> <p>発信端末を特定するIPアドレスについて、通信の都度、1個のグローバルIPアドレスを動的に付与するもの</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="427 1523 869 1691"> <p>プランI (商品名：1個(／32))</p> </td> <td data-bbox="869 1523 1391 1691"> <p>発信端末を特定するIPアドレスについて、あらかじめ1個のグローバルIPアドレスを付与するもの</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="427 1691 869 1854"> <p>プランII (商品名：8個(／29))</p> </td> <td data-bbox="869 1691 1391 1854"> <p>発信端末を特定するIPアドレスについて、あらかじめ8個のグローバルIPアドレスを付与するもの</p> </td> </tr> </table> <p>イ 帯域共有型フレッツアクセスに係る第9種総合オープン通信網契約者は、帯域共有型フレッツアクセスのプランの変更の請求をすることができます。</p> <p>ウ 当社は、イの請求があったときは、第67条（第9種総合オープン</p>	<p>プラン0 (商品名：動的IP)</p>	<p>発信端末を特定するIPアドレスについて、通信の都度、1個のグローバルIPアドレスを動的に付与するもの</p>	<p>プランI (商品名：1個(／32))</p>	<p>発信端末を特定するIPアドレスについて、あらかじめ1個のグローバルIPアドレスを付与するもの</p>	<p>プランII (商品名：8個(／29))</p>	<p>発信端末を特定するIPアドレスについて、あらかじめ8個のグローバルIPアドレスを付与するもの</p>
<p>プラン0 (商品名：動的IP)</p>	<p>発信端末を特定するIPアドレスについて、通信の都度、1個のグローバルIPアドレスを動的に付与するもの</p>						
<p>プランI (商品名：1個(／32))</p>	<p>発信端末を特定するIPアドレスについて、あらかじめ1個のグローバルIPアドレスを付与するもの</p>						
<p>プランII (商品名：8個(／29))</p>	<p>発信端末を特定するIPアドレスについて、あらかじめ8個のグローバルIPアドレスを付与するもの</p>						

	通信網契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。				
(4) 通信の利用に係る細目の適用	<p>ア 帯域共有型フレッツアクセスは、下表のとおり通信プロトコルを提供します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区別</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>IPoE接続型</td> <td>光アクセス回線に係る通信のプロトコルにIPv4又はIPv6を利用するものであって、IPv4アドレス又はIPv6アドレスでの通信を行うことができるもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 IPoE接続型(プラン0のものに限ります。)は、IPv4パケットにおいて送信元ポート番号に制限がある場合があります。</p>	区別	内容	IPoE接続型	光アクセス回線に係る通信のプロトコルにIPv4又はIPv6を利用するものであって、IPv4アドレス又はIPv6アドレスでの通信を行うことができるもの
区別	内容				
IPoE接続型	光アクセス回線に係る通信のプロトコルにIPv4又はIPv6を利用するものであって、IPv4アドレス又はIPv6アドレスでの通信を行うことができるもの				
(5) 長期継続利用に係る定額利用料の適用	<p>ア 当社は、帯域共有型フレッツアクセスに係る第9種総合オープン通信網契約者(コースIに係るものに限ります。)から、帯域共有型フレッツアクセスに係る第9種総合オープン通信網契約について、下表に定める期間の継続利用(以下この欄において「長期継続利用」といいます。)の申出があった場合には、その期間における定額利用料については、(2)(料金額)に規定する額から下表に規定する額を減額して得た額を適用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>継続して利用する期間</th> <th>定額利用料の減額(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3年間</td> <td>(2)(料金額)に規定する額に0.1を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 長期継続利用に係る定額利用料については、長期継続利用の申出を当社が承諾した日(帯域共有型フレッツアクセスに係る第9種総合オープン通信網契約の申込みと同時に長期継続利用の申出があった場合は、その帯域共有型フレッツアクセスの提供を開始した日)から適用します。</p> <p>ウ 長期継続利用に係る定額利用料の適用の対象となる期間(以下この欄において「長期継続利用期間」といいます。)には、帯域共有型フレッツアクセスに係る第9種総合オープン通信網契約の利用の一時中断及び利用停止があった期間を含むものとします。</p> <p>エ 当社は、長期継続利用に係る帯域共有型フレッツアクセスに係る第9種総合オープン通信網契約の解除があった場合には、長期継続利用を廃止します。</p> <p>オ 長期継続利用に係る帯域共有型フレッツアクセスに係る第9種総合オープン通信網契約者は、長期継続利用期間満了後も長期継続利用を継続しようとするときは、長期継続利用期間の満了日の10日前までに、その旨を当社に申出いただきます。</p> <p>カ 長期継続利用に係る帯域共有型フレッツアクセスに係る第9種総合オープン通信網契約者は、長期継続利用期間の満了前に長期継続利用の廃止があった場合には、残余の期間に対応する廃止前の定額利用料に0.35を乗じて得た額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。</p> <p>ただし、その廃止が、当社又は帯域共有型フレッツアクセス契約者の責めによらない理由により発生した事態に対処するための措置</p>	継続して利用する期間	定額利用料の減額(月額)	3年間	(2)(料金額)に規定する額に0.1を乗じて得た額
継続して利用する期間	定額利用料の減額(月額)				
3年間	(2)(料金額)に規定する額に0.1を乗じて得た額				

	<p>として行われたもの及び以下に該当する場合には、この限りではありません。</p> <p>(ア) 帯域共有型フレッツアクセスに係る第9種総合オープン通信網契約の解除と同時に新たに総合オープン通信網契約の締結を行う場合</p> <p>(イ) その他当社が認めた場合</p>
--	--

(2) 料金額

ア コースⅠに係るもの

(ア) タイプⅤのもの

① ②以外のもの

定額利用料

1 ユーザIDごとに月額

区 分	料 金 額 (税抜価格(税込価格))
プラン0	3,130円 (3,443円)
プランⅠ	9,800円 (10,780円)
プランⅡ	18,800円 (20,680円)

② 光クロス 集合住宅及び光クロス マンションに係るもの

定額利用料

1 ユーザIDごとに月額

区 分	料 金 額 (税抜価格(税込価格))
プラン0	8,000円 (8,800円)
プランⅠ	18,000円 (19,800円)
プランⅡ	28,000円 (30,800円)

(イ) タイプⅦのもの

① ②以外のもの

定額利用料

1 ユーザIDごとに月額

区 分	料 金 額 (税抜価格(税込価格))
プラン0	3,130円 (3,443円)
プランⅠ	9,800円 (10,780円)
プランⅡ	18,800円 (20,680円)

② 光クロス及び光クロス ファミリーに係るもの

定額利用料

1 ユーザIDごとに月額

区 分	料 金 額 (税抜価格(税込価格))
プラン0	8,000円 (8,800円)
プランⅠ	18,000円 (19,800円)
プランⅡ	28,000円 (30,800円)

イ コースⅡに係るもの

(ア) (イ) 以外の部分

① タイプⅦのもの

a b 以外のもの

定額利用料

1 ユーザ ID ごとに月額

区 分	料 金 額 (税抜価格 (税込価格))
プラン 0	4,630円 (5,093円)
プラン I	11,300円 (12,430円)
プラン II	20,300円 (22,330円)

b 光クロス及び光クロス ファミリーに係るもの

定額利用料

1 ユーザ ID ごとに月額

区 分	料 金 額 (税抜価格 (税込価格))
プラン 0	9,500円 (10,450円)
プラン I	19,500円 (21,450円)
プラン II	29,500円 (32,450円)

(イ) 端末回線に係る部分

① 基本額

a 提供区域 1 に係るもの

定額利用料

1 ユーザ ID ごとに月額

区 分	料 金 額 (税抜価格 (税込価格))
タイプⅦ	ファミリー・ギガライン 4,300円 (4,730円)
	光クロス 5,500円 (6,050円)

b 提供区域 2 に係るもの

定額利用料

1 ユーザ ID ごとに月額

区 分	料 金 額 (税抜価格 (税込価格))
タイプⅦ	光クロス ファミリー 6,300円 (6,930円)
	上記以外 4,300円 (4,730円)

② 保守タイプに係る加算額

1 ユーザ ID ごとに月額

区 分	料 金 額 (税抜価格 (税込価格))
保守タイプ2	3,000円 (3,300円)

9-3 帯域確保型に係るもの

(1) 適用

帯域確保型に係る基本利用料の適用については、第96条（定額利用料の支払義務）及び第97条（利用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容																
(1) 品目に係る料金の適用	<p>ア 当社は、帯域確保型に係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、品目を定めます。</p> <p>(ア) LAN型に係る品目</p> <p>① 10メガビット/秒の符号伝送が可能なインターフェースで提供するもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">品 目</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">10Mb/s</td> <td>10メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 100メガビット/秒の符号伝送が可能なインターフェースで提供するもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">品 目</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">100Mb/s</td> <td>100メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 1000メガビット/秒の符号伝送が可能なインターフェースで提供するもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">品 目</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">200Mb/s</td> <td>200メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">300Mb/s</td> <td>300メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1000Mb/s</td> <td>1000メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table>	品 目	内 容	10Mb/s	10メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	品 目	内 容	100Mb/s	100メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	品 目	内 容	200Mb/s	200メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	300Mb/s	300メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	1000Mb/s	1000メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
品 目	内 容																
10Mb/s	10メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																
品 目	内 容																
100Mb/s	100メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																
品 目	内 容																
200Mb/s	200メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																
300Mb/s	300メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																
1000Mb/s	1000メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																
(2) タイプに係る料金の適用	<p>ア 当社は、帯域確保型に係る基本利用料を適用するにあたって、下表のとおり、タイプを定めます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">タイプI</td> <td>帯域確保型に係る第9種総合オープン通信網サービスの通信をIPv4/IPv6デュアルスタック機能により提供するもの</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	タイプI	帯域確保型に係る第9種総合オープン通信網サービスの通信をIPv4/IPv6デュアルスタック機能により提供するもの												
区 分	内 容																
タイプI	帯域確保型に係る第9種総合オープン通信網サービスの通信をIPv4/IPv6デュアルスタック機能により提供するもの																
(3) プランに係る料金の適用	<p>ア 当社は、帯域確保型に係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、プランを定めます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">プランI</td> <td>基本利用料が定額利用料からなるもの</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	プランI	基本利用料が定額利用料からなるもの												
区 分	内 容																
プランI	基本利用料が定額利用料からなるもの																
(4) 長期継続利用に係る定額利用料	<p>ア 当社は、帯域確保型に係る第9種総合オープン通信網契約者から、帯域確保型契約に係る加入契約回線（イーサネット回線を含みます。以下この欄において同じとします。）について、下表に定める期間の継続利用（以下この欄において「長期継続利用」といいます。）の申出があった場合には、その期間における基本利用料については、(2)（料金額）に規定する額から下表に規定する額を減額して得た額を適用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">継続して利用する期間</td> <td style="text-align: center;">基本利用料の減額（月額）</td> </tr> </tbody> </table>	継続して利用する期間	基本利用料の減額（月額）														
継続して利用する期間	基本利用料の減額（月額）																

	3年間	(2) (料金額)に規定する額に0.1を乗じて得た額
(5) サービス品質 (故障回復時間) に係る料金の 適用	<p>イ 長期継続利用に係る基本利用料については、長期継続利用の申出を当社が承諾した日（帯域確保型契約の申込みと同時に長期継続利用の申出があった場合は、その加入契約回線の提供を開始した日）から適用します。</p> <p>ウ 長期継続利用に係る基本利用料の適用の対象となる期間（以下この欄において「長期継続利用期間」といいます。）には、帯域確保型に係る第9種総合オープン通信網サービスの利用の一時中断及び利用停止があった期間を含むものとします。</p> <p>エ 当社は、長期継続利用に係る加入契約回線について、帯域確保型に係る第9種総合オープン通信網契約の解除があった場合には、長期継続利用を廃止します。</p> <p>オ 長期継続利用に係る帯域確保型に係る第9種総合オープン通信網契約者は、長期継続利用期間満了後も長期継続利用を継続しようとするときは、長期継続利用期間の満了日の10日前までに、その旨を当社に申出ていただきます。</p> <p>カ 長期継続利用に係る帯域確保型の第9種総合オープン通信網契約者は、長期継続利用期間の満了前に長期継続利用の廃止があった場合には、残余の期間に対応する廃止前の定額利用料に0.35を乗じて得た額を当社が別に定める期日までに一括して支払っていただきます。</p> <p>ただし、その廃止が、当社又は帯域確保型に係る第9種総合オープン通信網契約者の責めによらない理由により発生した事態に対処するための措置として行われたもの及び以下に該当する場合にはこの限りではありません。</p> <p>(ア) 帯域確保型に係る第9種総合オープン通信網契約の解除と同時に新たに総合オープン通信網契約の締結を行う場合</p> <p>(イ) その他当社が認めた場合</p> <p>ア 当社は、帯域確保型に係る第9種総合オープン通信網契約者のものに限ります。以下この表の(10)欄までにおいて同じとします。)の責めによらない理由(特定他社接続回線に係る区間において生じたものを含みます)により、その帯域確保型に係る第9種総合オープン通信網サービスを全く利用できない状態(その帯域確保型の第9種総合オープン通信網契約サービスに係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下この欄において同じとします。)が生じた場合において、そのことを当社が知った時刻(第105条(総合オープン通信網契約者の切分責任)の規定により、その帯域確保型に係る第9種総合オープン通信網契約者が当社に修理の請求をした時刻(その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その知った時刻とします。))とします。)から起算して15分以上その状態が連続したときは、その料金月における帯域確保型に係る第9種総合オープン通信網サービスの基本利用料</p>	

の額（この表の（１）欄から（４）欄までの適用又は料金表通則13若しくは15の規定（第96条（定額利用料の支払義務）第2項第3号及び第3項第2号の規定に係るものを除きます。）による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において「故障回復時間返還基準額」といいます。）に、下表に規定する料金返還率を乗じて得た額（以下「故障回復時間返還料金額」といいます。）を返還します。

ただし、次の場合は、この限りではありません。この場合の料金の取扱いについては、当社は、第96条（定額利用料の支払義務）第2項及び第3項の規定を適用します。

（ア）第83条（総合オープン通信網サービスの利用中止）第1項各号の規定により帯域確保型に係る第9種総合オープン通信網サービスの利用を中止する場合であって、当社があらかじめそのことを帯域確保型に係る第9種総合オープン通信網契約者に通知したとき。

（イ）第84条（総合オープン通信網サービスの利用停止）第1項各号の規定により帯域確保型に係る第9種総合オープン通信網サービスの利用を停止したとき。

（ウ）第85条（総合オープン通信網サービスの接続休止）の規定により帯域確保型に係る第9種総合オープン通信網サービスについて接続休止としたとき。

（エ）その帯域確保型に係る第9種総合オープン通信網契約者の責めによらない理由が次のいずれかの区間以外の区間において生じたもののとき。

① 別に定める帯域確保型に係る第9種総合オープン通信網の提供区間

② 特定他社接続回線に係る区間

全く利用できない状態が連続した時間	料金返還率
15分以上 1時間未満	1 / 30
1時間以上 2時間未満	1 / 15
2時間以上 3時間未満	1 / 10
3時間以上 4時間未満	2 / 15
4時間以上 5時間未満	1 / 6
5時間以上 6時間未満	1 / 5
6時間以上 72時間未満	3 / 7
72時間以上	1

イ 当社は、アの規定により算出した故障回復時間返還料金額の返還にあたっては、その料金月におけるその帯域確保型に係る第9種総合オープン通信網契約に係る基本利用料（故障回復時間返還基準額に係るもの（その料金月において料金表通則12又は14の規定（第96条（定額利用料の支払義務）第2項第3号及び第3項第2号の規定に係るものを除きます。）による場合は、適用した後の額とします。）に限りません。）の額（以下「故障回復時間返還上限額」といいます。）を上限として返還します。

	<p>ウ アの場合において、その帯域確保型に係る第9種総合オープン通信網サービスを全く利用できない状態が連続した場合が1の料金月において複数回となるときは、当社は、それぞれの故障回復時間返還料金額の合計額を返還します。</p> <p>ただし、その故障回復時間返還料金額の合計額が故障回復時間返還上限額を超える場合は、故障回復時間返還上限額を返還します。</p> <p>エ この欄の規定による料金の返還とこの表の(6)欄、(7)欄又は(8)欄の規定による料金の返還を1の料金月に同時に行う場合の故障回復時間返還料金額の取扱いについては、(8)欄の規定に定めるところによります。</p>						
<p>(6) サービス品質 (遅延時間)に 係る料金の適用</p>	<p>ア 当社は、下表に定める提供区間の全ての提供区間において当社が別に定める方法により測定した遅延時間(その1の提供区間の一端から送信されたIPパケットのその提供区間の往復に要する時間をいいます。)の料金月単位での平均時間が、下表に規定する時間を超えた場合は、その料金月における帯域確保型の基本利用料の額(この表の(1)欄から(4)欄までの適用又は料金表通則13又は15の規定(第96条(定額利用料の支払義務)第2項第3号及び第3項第2号の規定に係るものを除きます。))による場合は、適用した後の額とします。)に、1/30を乗じて得た額(以下「遅延時間返還料金額」といいます。)をその帯域確保型に係る第9種総合オープン通信網契約者に返還します。</p> <p>ただし、その帯域確保型に係る第9種総合オープン通信網契約について、その2の料金月を連続して利用中止、利用停止又は接続休止があったときは、この限りではありません。</p> <table border="1" data-bbox="486 1227 1420 1400"> <thead> <tr> <th>提供区間</th> <th>遅延時間の平均時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当社が別に定める本邦内の提供区間</td> <td>25ミリ秒</td> </tr> <tr> <td>当社が別に定める本邦内アメリカ合衆国内との間の提供区間</td> <td>130ミリ秒</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ この欄の規定による料金の返還を行うこととなる料金月において、この表の(6)欄、(7)欄又は(8)欄の規定による料金の返還を同時に行う場合の遅延時間返還料金額の取扱いについては、(8)欄の規定に定めるところによります。</p>	提供区間	遅延時間の平均時間	当社が別に定める本邦内の提供区間	25ミリ秒	当社が別に定める本邦内アメリカ合衆国内との間の提供区間	130ミリ秒
提供区間	遅延時間の平均時間						
当社が別に定める本邦内の提供区間	25ミリ秒						
当社が別に定める本邦内アメリカ合衆国内との間の提供区間	130ミリ秒						
<p>(7) サービス品質 (故障通知時間) に係る料金の 適用</p>	<p>ア 当社は、帯域確保型の第9種総合オープン通信網契約に係る電気通信設備の故障又は滅失(以下この欄において「故障等」といいます。)について当社が知った場合であって、帯域確保型に係る第9種総合オープン通信網契約者の責めによらない理由により、その故障等を当社が知った時刻から起算して30分以内にその故障等をその帯域確保型に係る第9種総合オープン通信網契約者があらかじめ指定した連絡先(当社と帯域確保型契約者との協議により定めたもの)に限ります。以下この欄において同じとします。)に通知しなかったときは、その故障等を当社が知った時刻から起算して30分を超えた時点における基本利用料(その特定帯域確保型に係る第9種総合オープン通信網サービスが特定他社接続回</p>						

	<p>線を使用して行うもの場合は、その特定他社接続回線に係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。)の額(この表の(1)欄から(4)欄までの適用又は料金表通則13若しくは15の規定(第96条(定額利用料の支払義務)第2項第3号及び第3項第2号の規定に係るものを除きます。)による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において「故障通知時間返還基準額」といいます。)に、1/30を乗じて得た額(以下「故障通知時間返還料金額」といいます。)をその帯域確保型に係る第9種総合オープン通信網契約者に返還します。</p> <p>ただし、次の場合には、この限りではありません。</p> <p>(ア) その故障等を当社が知った時点において、その帯域確保型について利用中止、利用停止又は接続休止としているとき。</p> <p>(イ) 連絡先に係る電気通信設備の状況により当社からその連絡先に通知できないとき。</p> <p>イ 当社は、アの規定により算出した故障通知時間返還料金額の返還にあたっては、その料金月におけるその帯域確保型に係る第9種総合オープン通信網契約に係る基本利用料(故障通知時間返還基準額に係るもの(その料金月において料金表通則13又は15の規定(第96条(定額利用料の支払義務)第2項第3号及び第3項第2号の規定に係るものを除きます。)による場合は、適用した後の額とします。)に限り、)の額(以下「故障通知時間返還上限額」といいます。)を上限として返還します。</p> <p>ウ アの場合において、その故障等を当社が知った時刻から起算して30分以内にその故障等をその帯域確保型に係る第9種総合オープン通信網契約者に通知しなかった場合が1の料金月において複数回となる場合は、当社は、それぞれの故障通知時間返還料金額の合計額を返還します。</p> <p>ただし、その故障通知時間返還料金額の合計額が故障通知時間返還上限額を超える場合は、故障通知時間返還上限額を返還します。</p> <p>エ この欄の規定による料金の返還を行うこととなる料金月において、この表の(6)欄、(7)欄又は(8)欄の規定による料金の返還を同時に行う場合の遅延時間返還料金額の取扱いについては、(8)欄の規定に定めるところによります。</p>
<p>(8) サービス品質 (パケット損失率)に係る料金の適用</p>	<p>ア 当社は、下表に定める提供区間の全ての提供区間において当社が別に定める方法により測定したパケット損失率(その1の提供区間の一端から送信されたIPパケットのその提供区間における損失率をいいます。)の料金月単位での平均パケット損失率が、下表に規定する時間を超えた場合は、その料金月における帯域確保型に係る第9種総合オープン通信網サービスの基本利用料の額(この表の(1)欄から(4)欄までの適用又は料金表通則13又は15の規定(第96条(定額利用料の支払義務)第2項第3号及び第3項第2号の規定に係るものを除きます。)による場合は、適用した後の額とします。)に、1/30を乗じて得た額(以下「パ</p>

	<p>ケット損失率返還料金額」といいます。)をその帯域確保型に係る第9種総合オープン通信網契約者に返還します。</p> <p>ただし、その帯域確保型に係る第9種総合オープン通信網サービスについて、その2の料金月を連続して利用中止、利用停止又は接続休止があったときは、この限りではありません。</p>	
	提供区間	平均パケット損失率
	当社が別に定める本邦内の提供区間	0.3%
	当社が別に定める本邦内とアメリカ合衆国内との間の提供区間	0.3%
	<p>イ この表の(6)欄から(8)欄までの規定による料金の返還のいずれかを1の料金月に同時に行う場合は、当社は、故障回復時間返還料金額、遅延時間返還料金額、故障通知時間返還料金額及びパケット損失率返還料金額の合計額を返還します。</p> <p>ただし、その合計額が故障回復時間返還上限額を超える場合は、当社は、故障回復時間返還上限額を返還します。</p>	

(2) 料金額

ア 帯域確保型契約に関するもの

(ア) LAN型

プランIのもの

(a) イーサネット回線を使用するもの

定額利用料

1加入契約回線ごとに月額

区 分	料 金 額 (税抜価格 (税込価格))
10Mb/s	70,000円 (77,000円)
100Mb/s	205,000円 (225,500円)
200Mb/s	235,000円 (258,500円)
300Mb/s	265,000円 (291,500円)
1000Mb/s	475,000円 (522,500円)

(b) 特定他社接続回線を使用するもの

① 北海道総合通信網株式会社に係る特定他社接続回線を利用するもの

定額利用料

1加入契約回線ごとに月額

区 分	料 金 額 (税抜価格 (税込価格))
10Mb/s	64,000円 (70,400円)
100Mb/s	199,000円 (218,900円)
200Mb/s	175,000円

	(192,500円)
300Mb/s	205,000円 (225,500円)
1000Mb/s	415,000円 (465,500円)

② 株式会社トークネットに係る特定他社接続回線を利用するもの

定額利用料

1 加入契約回線ごとに月額

区 分	料 金 額 (税抜価格 (税込価格))
10Mb/s	63,000円 (69,300円)
100Mb/s	198,000円 (217,800円)
200Mb/s	173,000円 (190,300円)
300Mb/s	265,000円 (291,500円)
1000Mb/s	413,000円 (454,300円)

③ 北陸通信ネットワーク株式会社に係る特定他社接続回線を利用するもの

定額利用料

1 加入契約回線ごとに月額

区 分	料 金 額 (税抜価格 (税込価格))
10Mb/s	63,000円 (69,300円)
100Mb/s	198,000円 (217,800円)
200Mb/s	193,000円 (212,300円)
300Mb/s	265,000円 (291,500円)
1000Mb/s	433,000円 (476,300円)

④ 当社（加入契約回線と相互に接続する電気通信回線がパワードイーサネットサービスに係るアクセス回線であるときに限ります。）

定額利用料

1 加入契約回線ごとに月額

区 分	料 金 額 (税抜価格 (税込価格))
10Mb/s	63,000円 (69,300円)
100Mb/s	198,000円 (217,800円)
200Mb/s	175,000円

	(192,500円)
300Mb/s	265,000円 (291,500円)
1000Mb/s	415,000円 (456,500円)

⑤ 中部テレコミュニケーション株式会社に係る特定他社接続回線を利用するもの

定額利用料		1加入契約回線ごとに月額
区 分	料 金 額 (税抜価格 (税込価格))	
10Mb/s	66,000円 (72,600円)	
100Mb/s	198,000円 (217,800円)	
200Mb/s	175,000円 (192,500円)	
300Mb/s	265,000円 (291,500円)	
1000Mb/s	415,000円 (456,500円)	

⑦ 株式会社オプテージに係る特定他社接続回線を利用するもの

定額利用料		1加入契約回線ごとに月額
区 分	料 金 額 (税抜価格 (税込価格))	
10Mb/s	63,000円 (69,300円)	
100Mb/s	198,000円 (217,800円)	
200Mb/s	173,000円 (190,300円)	
300Mb/s	265,000円 (291,500円)	
1000Mb/s	413,000円 (454,300円)	

⑧ 株式会社エネコムに係る特定他社接続回線を利用するもの

定額利用料		1加入契約回線ごとに月額
区 分	料 金 額 (税抜価格 (税込価格))	
10Mb/s	63,000円 (69,300円)	
100Mb/s	198,000円 (217,800円)	
200Mb/s	173,000円	

	(190,300円)
300Mb/s	265,000円 (291,500円)
1000Mb/s	413,000円 (454,300円)

⑨ 株式会社STNetに係る特定他社接続回線を利用するもの

定額利用料 1加入契約回線ごとに月額

区 分	料 金 額 (税抜価格 (税込価格))
10Mb/s	63,000円 (69,300円)
100Mb/s	198,000円 (217,800円)
200Mb/s	203,000円 (223,300円)
300Mb/s	265,000円 (291,500円)
1000Mb/s	443,000円 (487,300円)

⑩ 株式会社QNetに係る特定他社接続回線を利用するもの

定額利用料 1加入契約回線ごとに月額

区 分	料 金 額 (税抜価格 (税込価格))
10Mb/s	63,000円 (69,300円)
100Mb/s	198,000円 (217,800円)
200Mb/s	173,000円 (190,300円)
300Mb/s	265,000円 (291,500円)
1000Mb/s	413,000円 (454,300円)

⑪ OTNet株式会社に係る特定他社接続回線を利用するもの

定額利用料 1加入契約回線ごとに月額

区 分	料 金 額 (税抜価格 (税込価格))
10Mb/s	63,000円 (69,300円)
100Mb/s	198,000円 (217,800円)
200Mb/s	175,000円 (192,500円)

300Mb/s	265,000円 (291,500円)
1000Mb/s	415,000円 (456,500円)

第2 付加機能利用料

1 適用

付加機能利用料の適用については、第96条（定額利用料の支払義務）及び第97条（利用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容
(1) 音声通信サービスに係る付加機能利用料の算定	音声通信サービスに係る付加機能利用料は、2（料金額）に規定する定額利用料に1の音声通信（通則7の規定の適用に係る音声通信を除きます。）ごとに、（4）で測定した通信時間と2（料金額）の規定とに基づいて算定した利用料（音声通信サービスに係る総合オープン通信網契約者以外の者が当該総合オープン通信網契約者に係る当社契約者回線、他社接続回線、端末回線又は利用回線（以下「総合オープン通信網音声回線」といいます。）から行った音声通信に係る利用料を含みます。以下同じとします。）を加算して算定するものとします。
(2) 音声通信サービスに係る定額利用料の適用	音声通信サービスIに係る定額利用料は、同時通信可能数（総合オープン通信網音声回線と本邦内に係る電気通信設備、本邦外、特定衛星端末、総合オープン通信網音声回線又は当社が別に定める電気通信回線との間で同時に通信を行うことができる数をいいます。以下同じとします。）1ごとに適用します。
(3) 音声通信サービスに係る利用料の特別取扱い	総合オープン通信網契約者は、次の音声通信について、第97条（利用料の支払義務）の規定にかかわらず、利用料の支払いを要しません。 ア 総合オープン通信網音声回線から当社が別に定める電気通信回線又は電気通信サービスに関する問合せ、申込み等のためにそれぞれの業務を行う総合オープン通信網サービス取扱所等に設置されている電気通信設備であって、当社が指定したもへの音声通信 イ 総合オープン通信網音声回線相互間又は総合オープン通信網音声回線から当社が提供する電気通信サービスであって、当社が別に定める契約に係る電気通信設備又は相互接続点（当社が別に定めるものに限ります。）への音声通信 ウ 削除
(4) 音声通信サービスに係る通信時間の測定	ア 音声通信サービスの通信時間は、双方の電気通信回線を接続して音声通信をできる状態にした時刻から起算し、請求者又は対話者による送受話器をかける等の音声通信終了の信号を受けて、その音声通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器（協定事業者の機器を含むことがあります。以下同じとします。）により測定します。 イ 次の時間は、アの通信時間に含みません。 （ア）回線の故障等音声通信の請求者又は対話者の責任によらない理由により、音声通信の途中に一時音声通信ができなかった時間 （イ）回線の故障等音声通信の請求者又は対話者の責任によら

	<p>ない理由により、音声通信を打ち切ったときは、2（料金額）に規定する秒数又は秒数に満たない端数の通信時間</p> <p>ウ イの規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、通信時間の調整は行いません。</p> <p>（ア）音声通信以外の通信が行われた場合において、伝送品質の不良によりその音声通信ができなかったとき。 ただし、音声通信ができない状態であったときは、この限りではありません。</p> <p>（イ）総合オープン通信網音声回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、総合オープン通信網音声回線に当社又は当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続し、音声通信が行われた場合において、その接続を原因とする伝送品質の不良によりその音声通信ができなかったとき。</p> <p>（ウ）地下駐車場、トンネル、ビルの陰、山間部等電波の伝わりにくいところで音声通信が行われた場合において、伝送品質の不良によりその音声通信ができなかったとき。</p> <p>エ 電気通信設備の障害、業務上の過誤その他請求者又は対話者の責めによらない理由により、音声通信に中断があったときは、請求者は、直ちにその旨を当社電話交換局に申告してください。</p> <p>オ 当社は、エの規定により中断等の申告を受けた音声通信の通信時間を、イ及びウの規定に従って調整します。</p> <p>カ エに規定する中断等の場合において、請求者及び対話者の責めによらない理由により、直ちにその旨の申告ができなかったときは、当社は、その音声通信に係る請求書の発行日から起算して6か月以内に限り、申告に応じ、オに規定する調整すべき通信時間に対応する利用料を減額又は返還します。</p>
<p>（5）当社の機器の故障等により正しく算定することができなかつた場合の音声通信サービスに係る利用料の取扱い</p>	<p>当社の機器の故障等により正しく算定することができなかつた場合の音声通信サービスに係る利用料は、次のとおりとします。</p> <p>ア 過去1年間の実績を把握することができる場合 当社の機器の故障等により正しく算定することができなかつた日の初日（初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して当社の機器の故障等があつたと認められる日）が属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額</p> <p>イ ア以外の場合 把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額</p> <p>（注）イの「当社が別に定める方法」は、原則として、次のと</p>

	<p>おりとします。</p> <p>(ア) 過去2か月以上の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった 日前の実績が把握できる各料金月における1日平均の利用 料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じ て得た額</p> <p>(イ) 過去2か月間の実績を把握することができない場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった 日前の実績が把握できる期間における1日平均の利用料又 は故障等の回復後の7日間における1日平均の利用料のう ち低いものの値に、算定できなかった期間の日数を乗じて 得た額</p>				
<p>(6) 選択制による音 声通信利用料の月 極割引の適用 (タ イプ1)</p>	<p>ア 当社は、音声通信サービスIに係る総合オープン通信網契 約者から申出があったときは音声通信サービスIに係る1の 総合オープン通信網音声回線ごとに、下表の定額利用料の支 払いがあることを条件に、当社が別に定める携帯・自動車電 話事業者に係る本邦内に係る電気通信設備への通話に係る音 声通信の利用料を料金月単位に累積し、その累積した利用料 (以下「月間累積利用料」といいます。)の額から、その月 間累積利用料の額に下表の割引率を乗じて得た額を割り引く 取扱い(以下「月極割引タイプ1」といいます。)を行います。</p> <table border="1" data-bbox="531 1104 1437 1317"> <thead> <tr> <th data-bbox="531 1104 965 1189">定額利用料の額 (月額) 税抜価格 (税込価格)</th> <th data-bbox="965 1104 1437 1189">割 引 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="531 1189 965 1317">300円 (330円)</td> <td data-bbox="965 1189 1437 1317">その月間累積利用料の額に 15.0%を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 「当社が別に定める携帯・自動車電話事業者」は、当社 又は沖縄セルラー電話株式会社とします。また、「当社が別 に定める携帯・自動車電話事業者に係る本邦内に係る電気通 信設備への通話」には当社又は沖縄セルラー電話株式会社よ り電気通信役務の提供を受けて提供するMVNOサービスに 係る通話を含み、当社及び沖縄セルラー電話株式会社の副回 線通信サービス利用規約に定める副回線に係る通話は除きま す。</p> <p>イ 月極割引タイプ1の適用は、申出があったことを当社が総 合オープン通信網サービス取扱所において確認した日の属す る料金月の初日から開始します。 ただし、その料金月の初日に、その音声通信サービスIが 提供されていない場合は、その音声通信サービスIの提供開 始日(提供開始日が料金月の末日である場合は、その料金月 の翌料金月の初日)より月極割引タイプ1の適用を開始しま す。</p> <p>ウ 月極割引タイプ1の適用の終了の申出があった場合は、そ</p>	定額利用料の額 (月額) 税抜価格 (税込価格)	割 引 額	300円 (330円)	その月間累積利用料の額に 15.0%を乗じて得た額
定額利用料の額 (月額) 税抜価格 (税込価格)	割 引 額				
300円 (330円)	その月間累積利用料の額に 15.0%を乗じて得た額				

	<p>の申出があったことを当社が総合オープン通信網サービス取扱所において確認した日の属する料金月の末日（月極割引タイプ1の適用を受けている総合オープン通信網契約者に係る音声通信サービスIの廃止があったときは、その廃止日）をもって月極割引タイプ1の適用を終了します。</p> <p>エ 当社は、次に該当する場合、月極割引タイプ1の取扱いは終了したものとします。</p> <p>（ア）月極割引タイプ1の取扱いをを受けている総合オープン通信網契約者に係る総合オープン通信網契約の解除があったとき。</p> <p>（イ）月極割引タイプ1の取扱いをを受けている総合オープン通信網契約者から、（7）欄の月極割引タイプ2の取扱いの申出があったとき。</p> <p>オ 月極割引タイプ1の取扱いをを受けている総合オープン通信網契約者は、1の料金月を通じて当社が別に定める携帯・自動車電話事業者に係る本邦内に係る電気通信設備への音声通信を全く行わなかった場合においても、定額利用料を支払っていただきます。</p> <p>カ 定額利用料については、日割は行いません。</p> <p>キ 2（料金額）テ欄に掲げる番号変換サービスに係る総合オープン通信網契約者から申出があったときは、定額利用料の支払いは要しないこととし、割引率15.0%に代えて、20.0%を適用します。</p> <p>ク 当社は、その総合オープン通信網契約者が2（料金額）テ欄に掲げる番号変換サービスに係るものではなくなったことを確認したときは、その確認した日の属する料金月の翌料金月の初日から、この月極割引タイプ1の取扱いは終了したものとします。</p> <p>ケ 月間累積利用料の額に一定の割引率を乗じて得た額に1円未満の端数が生じた場合は、料金表通則の規定にかかわらず、その端数は切り上げます。</p>
<p>（7）選択制による音声通信利用料の月極割引の適用（タイプ2）</p>	<p>ア 当社は、音声通信サービスIに係る総合オープン通信網契約者から請求があったときは、音声通信サービスIに係る1の総合オープン通信網音声回線ごとに、当社が別に定める携帯・自動車電話事業者に係る本邦内に係る電気通信設備への通話に係る音声通信の利用料を料金月単位に累積し、その累積した利用料（以下この欄において「月間累積利用料」といいます。）の額から、その月間累積利用料の額に50%を乗じて得た額を割引く取扱い（以下「月極割引タイプ2」といいます。）を行います。</p> <p>（注）「当社が別に定める携帯・自動車電話事業者」は、当社又は沖縄セルラー電話株式会社とします。また、「当社が別に定める携帯・自動車電話事業者に係る本邦内に係る電気通</p>

信設備への通話」には当社又は沖縄セルラー電話株式会社より電気通信役務の提供を受けて提供するMVNOサービスに係る通話を含み、当社及び沖縄セルラー電話株式会社の副回線通信サービス利用規約に定める副回線に係る通話は除きます。

イ 月極割引タイプ2を選択する総合オープン通信網契約者は、月極割引タイプ2を選択する音声通信サービスIに係る1の総合オープン通信網音声回線を指定して当社に申出いただきます。この場合において、総合オープン通信網契約者は、1のau契約者回線（au約款に定める契約者回線（5Gサービス、LTEサービス又はローミングに係るもの）に限ります。以下同じとします。）又はUQm契約者回線に係る電気通信番号を当社に申告していただきます。

ウ 当社は、イに規定する申出があったときは、次に該当する場合を除いて、これを承諾します。

（ア）申告のあったau契約者回線がpovo1.0通信サービス契約約款若しくはpovo2.0通信サービス契約約款又はプリペイド電話に係るものであるとき。

（イ）その申出があった時点において、申告のあったau契約者回線又はUQm契約者回線の契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）でないとき。

（ウ）その申出があった時点において、申告のあったau契約者回線又はUQm契約者回線の契約者名義が、月極割引タイプ2の適用を受けようとする本サービスに係る1の総合オープン通信網音声回線の総合オープン通信網契約者名義と異なるとき（当社が別に定める基準に適合する場合があります。）。

（エ）申告のあったau契約者回線に係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

（オ）その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

エ 月極割引タイプ2は、イに規定する申出につき当社が承諾した日（以下この欄において「承諾日」といいます。）の属する料金月の初日から開始することとし、その次料金月以降においても、総合オープン通信網契約者からの月極割引タイプ2の終了の申出がない限り、従前と同様の条件により、月極割引タイプ2は継続するものとします。

なお、承諾日において、音声通信サービスIの提供が開始されていない場合は、音声通信サービスIの提供開始日（音声通信サービスIの提供開始日が、料金月の末日である場合は翌料金月の初日）より月極割引タイプ2の提供を開始することとします。

オ 月極割引タイプ2の終了の申出があった場合は、その申出

	<p>に係る確認日の属する料金月の末日までの間、月極割引タイプ2は継続するものとします。</p> <p>カ 当社は、次に該当する場合、月極割引タイプ2は終了したものとします。</p> <p>(ア) 月極割引タイプ2の取扱いを受けている総合オープン通信網契約者に係る総合オープン通信網契約の解除があったとき。</p> <p>(イ) 月極割引タイプ2の取扱いを受けている総合オープン通信網契約者から、月極割引タイプ1の取扱いの申出があったとき。</p> <p>キ 月間累積利用料の額にアに規定する割引率を乗じて得た額に1円未満の端数が生じた場合は、料金表通則の規定にかかわらず、その端数は切り上げます。</p>				
<p>(8) 特定のa u契約者回線への音声通信に対する定額料の適用</p>	<p>ア 当社は、音声通信サービスIに係る総合オープン通信網契約者から請求があったときは、音声通信サービスIに係る1の総合オープン通信網音声回線ごとに、a u契約者回線への音声通信に対する定額料の適用（定額対象回線群（総合オープン通信網契約者が当該総合オープン通信網契約者に係る総合オープン通信網音声回線からの特定のa u契約者回線への音声通信に対する定額料の適用（以下この欄において「本定額適用」といいます。）を選択するために指定したa u契約者回線又はU Q m契約者回線により構成される回線群をいいます。以下この欄において同じとします。）を構成するa u契約者回線又はU Q m契約者回線への音声通信（以下この欄において「定額対象通信」といいます。）に関する利用料（その通信を開始した時点から90分以内の部分に係るもの）に限ります。以下この欄において「定額対象部分」といいます。）の月額累計額について、2（料金額）の規定にかかわらず、本定額適用を選択する総合オープン通信網音声回線に係る同時通信可能数の数（料金月の末日時点（料金月の末日以外の日に本定額適用が終了した場合は、その日時点）の数とします。）に下表に規定する同時通信可能数1ごとの定額料を乗じて得た額を適用する取扱いをいいます。以下この欄において同じとします。）を行います。</p> <table border="1" data-bbox="529 1639 1437 1854"> <thead> <tr> <th data-bbox="529 1639 1018 1765">単 位</th> <th data-bbox="1018 1639 1437 1765">定額料 (税抜価格 (税込価格))</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="529 1765 1018 1854">同時通信可能数1ごとに月額</td> <td data-bbox="1018 1765 1437 1854">900円 (990円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 本定額適用を選択する総合オープン通信網契約者は、本定額適用を選択する音声通信サービスIに係る総合オープン通信網音声回線及び1の定額対象回線群を指定して当社に申出させていただきます。この場合において、総合オープン通信網契</p>	単 位	定額料 (税抜価格 (税込価格))	同時通信可能数1ごとに月額	900円 (990円)
単 位	定額料 (税抜価格 (税込価格))				
同時通信可能数1ごとに月額	900円 (990円)				

約者は、当社が別に定める書面により本定額適用の利用態様をあらかじめ当社に申告していただくことがあります。

ウ 当社は、イに規定する申出があったときは、次に該当する場合を除いて、これを承諾します。

(ア) 定額対象回線群を構成する a u 契約者回線が p o v o 1 . 0 通信サービス契約約款若しくは p o v o 2 . 0 通信サービス契約約款又はプリペイド電話に係るものであるとき。

(イ) 定額対象回線群を構成する a u 契約者回線又は U Q m 契約者回線の契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。以下この欄において同じとします。）でないとき。

(ウ) 定額対象回線群を構成する a u 契約者回線又は U Q m 契約者回線の契約者名義が、本定額適用を受けようとする音声通信サービス I に係る 1 の総合オープン通信網音声回線の総合オープン通信網契約者名義と異なるとき（当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。）。

(エ) その申出が新たに定額対象回線群を構成する申出であって、指定した定額対象回線群を構成する a u 契約者回線又は U Q m 契約者回線の数が 1 以上でないとき。

(オ) 定額対象回線群を構成する a u 契約者回線の契約者がその a u 契約者回線に係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(カ) その総合オープン通信網契約者以外の者（その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合するものを除きます。）の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。

(キ) その総合オープン通信網契約者がイの規定により申告した本定額適用の利用態様により、当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備の利用若しくは運営に支障が生じると当社が判断したとき。

(ク) その定額対象回線群を構成する a u 契約者回線又は U Q m 契約者回線の数が 1,001 以上となるとき。

(ケ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

エ 本定額適用を受ける総合オープン通信網契約者は、イの規定により申出た内容に変更が生じるときは、イの規定に準じてあらかじめ当社に申出て当社の承諾を得るものとします。この場合、当社はその申出をウの規定に準じて取扱います。

オ 本定額適用は、イに規定する申出があったことを当社が承諾した日（以下この欄において「承諾日」といいます。）から開始することとし、承諾日の属する料金月の次料金月以降においても、総合オープン通信網契約者から本定額適用の取扱いの終了の申出がない限り、従前と同様の条件により、本定額適用は継続するものとします。

	<p>カ 本定額適用の終了の申出があった場合は、その申出があったことを当社が総合オープン通信網サービス取扱所において確認した日の属する料金月の末日までの間、本定額適用は継続するものとします。</p> <p>キ 当社は、本定額適用を受けている総合オープン通信網契約の解除があった場合には、本定額適用を終了します。</p> <p>ク 本定額適用を受けている総合オープン通信網契約者は、1の料金月を通じて定額対象通信を全く行わなかった場合又は1の料金月の日数に満たない期間の利用の場合であっても、アに規定する定額料を支払っていただきます。</p> <p>ただし、オに規定する承諾日が属する料金月（本定額適用が終了した料金月である場合を除きます。）は、定額料の支払いを要しないものとします。</p> <p>ケ 定額料については、日割は行いません。</p> <p>コ 当社は、本定額適用を受けている総合オープン通信網契約者に係る総合オープン通信網音声回線からの定額対象通信がイの規定により総合オープン通信網契約者が申告した本定額適用の利用態様から著しく乖離する態様で発生する等により、当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備の利用若しくは運営に支障が生じると判断した場合、その他ウに規定する承諾条件を満たさなくなった場合は、その回線について、本定額適用を廃止することがあります。この場合において、当社はこのことをあらかじめ総合オープン通信網契約者に通知します。</p> <p>ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。</p> <p>サ 当社は、本定額適用を受けている総合オープン通信網契約者が本定額適用を受けている総合オープン通信網契約者に係る総合オープン通信網音声回線に係る料金その他の債務について当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないときは、その回線について本定額適用を廃止することがあります。</p>				
<p>(9) 番号変換サービスを利用したau契約者回線への音声通信に係る利用料の減免</p>	<p>総合オープン通信網契約者は、2（料金額）テ欄に規定する番号変換サービスのオンネット機能を利用して行われたau契約者回線への音声通信に係る利用料について、第97条（利用料の支払義務）の規定にかかわらず、その支払いを要しません。</p>				
<p>(10) 番号変換サービスに係る付加機能使用料の算定</p>	<p>番号変換サービスに係る付加機能使用料は、2（料金額）に規定するCUG定額利用料、オンネット機能定額利用料及びサブネット機能定額利用料を合計して算定するものとします。</p>				
<p>(11) DDoS対策サービスのプランに係る付加機能利用料の適用</p>	<p>ア 当社は、DDoS対策サービスに係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、プランを定めます。</p> <table border="1" data-bbox="534 1926 1436 2016"> <thead> <tr> <th data-bbox="534 1926 726 1971">区 分</th> <th data-bbox="726 1926 1436 1971">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="534 1971 726 2016">プランI</td> <td data-bbox="726 1971 1436 2016">付加機能利用料が定額利用料からなるもの</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	プランI	付加機能利用料が定額利用料からなるもの
区 分	内 容				
プランI	付加機能利用料が定額利用料からなるもの				

	プランⅡ	付加機能利用料が定額利用料と利用料からなるもの
	備考 当社は、バックアップサービスⅠに係る予備の加入契約回線等については、プランⅡの提供は行いません。	
	イ DD○S対策サービスに係る総合オープン通信網契約者は、同一の料金月内において1回に限り、アのプランの変更の請求をすることができます。	
	ウ 当社は、イの請求があったときは、第59条（第7種総合オープン通信網契約申込の承諾）又は第63条（第8種総合オープン通信網契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。	
(12) DD○S対策サービスの品目に係る付加機能利用料の適用	ア 当社は、DD○S対策サービスに係る料金額を適用するにあたって、DD○S対策サービスの利用の請求をした総合オープン通信網契約者に係る総合オープン通信網サービス又はバックアップサービスⅠの品目に応じて、下表のとおり、品目を定めます。	
	(ア) 第7種総合オープン通信網サービス及び第8種総合オープン通信網サービスの品目に応じて定めるもの	
	品 目	総合オープン通信網サービスの品目
	10BASE	10BASE-T接続のもの、10BASE-FL接続のもの又は10メガビット/秒の符号伝送が可能なインターフェースで提供するもの
	100BASE	100BASE-TX接続のもの、100BASE-FX接続のもの又は100メガビット/秒の符号伝送が可能なインターフェースで提供するもの
	1000BASE	1000BASE-SX接続、1000BASE-LX接続、1000BASE-ZX接続のもの又は1000メガビット/秒の符号伝送が可能なインターフェースで提供するもの
	10GBASE	10GBASE-LR接続のもの又は10ギガビット/秒の符号伝送が可能なインターフェースで提供するもの
	100GBASE	100GBASE-LR接続のもの又は100ギガビット/秒の符号伝送が可能なインターフェースで提供するもの
	(イ) 第7種総合オープン通信網サービス及び第8種総合オープン通信網サービスに係るバックアップサービスⅠの品目に応じて定めるもの	

	品 目	バックアップサービスⅠの品目
	10BASE	10Mb/sのもの
	100BASE	100Mb/sのもの
	1000BASE	1000Mb/sのもの
	10GBASE	10Gb/sのもの
	100GBASE	100Gb/sのもの
	(ウ) 第1種総合オープン通信網サービスの品目に応じて定めるもの	
	品 目	内 容
	100Mベストエフォート	最大100メガビット/秒までの符号伝送が可能なものであって符号伝送速度を保証しないもの
	1Gベストエフォート	最大1ギガビット/秒までの符号伝送が可能なものであって符号伝送速度を保証しないもの
(13) DDoS対策サービスに係る付加機能利用料の算定	<p>ア DDoS対策サービス（プランⅡのものに限ります。）に係る付加機能利用料は、2（料金額）に定める定額利用料に利用料を加算して算定するものとします。この場合において、利用料は、月間累積制御時間（1加入契約回線等ごとに（14）欄に定めるところにより測定した制御時間を料金月単位の累積したものをいいます。以下同じとします。）が30分を超えた場合に限り、月間累積制御時間が30分を超える10分までごとに支払いを要するものとします。</p> <p>イ アの場合において、総合オープン通信網契約者は、定額利用料に利用料を加算して得た額が下表に定める品目ごとの上限額を超える場合は、その上限額を超える部分について、その支払いを要しません。</p>	
	品 目	上 限 額 (税抜価格 (税込価格))
	10BASE	300,000円 (330,000円)
	100BASE	600,000円 (660,000円)
	1000BASE	1,200,000円 (1,320,000円)
	10GBASE	2,400,000円 (2,640,000円)
	100GBASE	2,400,000円 (2,640,000円)
(14) DDoS対策サービスに係る制御時間の測定	<p>制御時間は、当社所定の方法により、DDoS対策サービスの提供を受ける加入契約回線等に宛てた大量のトラフィックを当社の検知装置（総合オープン通信網契約者があらかじめ指定した条件に基づき、大量のトラフィックを検知等するために、当社が設置した電気通信設備をいいます。以下同じとします。）によ</p>	

	<p>り検知し、当社の軽減装置（総合オープン通信網契約者があらかじめ指定した条件に基づき、大量のトラフィックに係るIPパケットを破棄等するために、当社が設置した電気通信設備をいいます。以下同じとします。）に対して、そのトラフィックに係るIPパケットの破棄等をできる状態（以下「制御状態」といいます。）にするための信号を送出した時刻から起算し、検知装置がその制御状態を解除する信号を軽減装置に送出した時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。この場合において、当社の機器の故障等により正しく測定することができなかった制御時間は、月間累積制御時間に含まれません。</p>
<p>(15) DD○S対策サービスに係る付加機能利用料の日割</p>	<p>ア 当社は、料金表通則13から16までの定めにかかわらず、次の場合が生じたときに、DD○S対策サービスに係る付加機能利用料をその利用日数に応じて日割します。</p> <p>(ア) 料金月の初日以外の日でDD○S対策サービスの提供の開始があったとき。</p> <p>(イ) 料金月の初日以外の日でDD○S対策サービスの廃止があったとき。</p> <p>(ウ) DD○S対策サービスに係るプラン又は品目の変更があったとき。</p> <p>(エ) 第96条（定額利用料の支払義務）第2項第3号の表の左欄又は同条第3項第2号の表の左欄に該当するとき。</p> <p>(オ) 料金月の初日にDD○S対策サービスの提供を開始し、その日にそのDD○S対策サービスの廃止があったとき。</p> <p>イ アの規定による付加機能利用料の日割は、料金月の日数により行います。この場合において、第96条（定額利用料の支払義務）第2項第3号の表の1欄又は同条第3項第2号の表の1欄に規定する定額利用料の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する日とみなします。</p>
<p>(16) 最低利用期間内にDD○S対策サービスの廃止があった場合の付加機能利用料の適用</p>	<p>ア DD○S対策サービスには、最低利用期間があります。</p> <p>イ アの最低利用期間は、DD○S対策サービスの提供を開始した日から起算して1年間とします。</p> <p>ウ DD○S対策サービスに係る総合オープン通信網契約者は、最低利用期間内にDD○S対策サービスの廃止があった場合は、第96条（定額利用料の支払義務）、第97条（利用料の支払義務）及びこの料金表の定めにかかわらず、残余の期間に対応する定額利用料に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p>

2 料金額

(1) (2) 以外のもの

区 分		単 位	料 金 額 (税抜価格 (税込価格))	
ア バックアップサービスI	第7種総合オープン通信網サービス（LAN型のものに限りません。以下この欄において同じとします。）又は第8種総合オープン通信網サービスに係る加入契約回線等（第7種総合オープン通信網サービスと一体的に利用する当社又は協定事業者の電気通信サービスに係る電気通信設備を含みます。）に障害が生じ、全く利用できない状態が生じた場合に、その第7種総合オープン通信網契約者又は第8種総合オープン通信網契約者からの請求により、当社があらかじめ設置した予備の加入契約回線等を使用してその第7種総合オープン通信網サービス又は第8種総合オープン通信網サービスを利用することができるもの		イーサネット回線を使用するもの	イーサネット回線以外の電気通信回線を使用するもの
	① ②以外のもの			
	(ア) 10Mb/s（定額利用料）	1加入契約者回線等ごとに月額	135,000円 (148,500円)	25,000円 (27,500円)
	(イ) 100Mb/s（定額利用料）	1加入契約者回線等ごとに月額	385,000円 (423,500円)	135,000円 (148,500円)
	(ウ) 1000Mb/s（定額利用料）	1加入契約者回線等ごとに月額	1,365,000円 (1,501,500円)	495,000円 (544,500円)
	(エ) 10Gb/s（定額利用料）	1加入契約者回線等ごとに月額	3,395,800円 (3,735,380円)	985,000円 (1,083,500円)
	(オ) 100Gb/s（定額利用料）	1加入契約者回線等ごとに月額	8,450,000円 (9,295,000円)	2,450,000円 (2,695,000円)
	② 第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスと接続するもの			

	(ア) 100Mb/s (定額利用料)	1加入契約者 回線等ごとに 月額	-	135,000円 (148,500円)
	(イ) 1000Mb/s (定額利用料)	1加入契約者 回線等ごとに 月額	-	495,000円 (544,500円)
備考	(ア) 本サービスは、第7種総合オープン通信網契約者(LAN型のものに限ります。)又は第8種総合オープン通信網契約者に限り提供します。			
	(イ) 当社は、本サービスの料金額を適用するにあたって、下表のとおり、品目を定めます。			
	品目		内容	
	10Mb/s		10メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	
	100Mb/s		100メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	
	1000Mb/s		1000メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	
	10Gb/s		10ギガビット/秒の符号伝送が可能なもの	
	100Gb/s		100ギガビット/秒の符号伝送が可能なもの	
	(ウ) 本サービスの品目は、第7種総合オープン通信網サービス又は第8種総合オープン通信網サービスの品目と同一のものに限ります。			
	(エ) 本サービスに関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。			
イ〜ク 削除				
ケ 音声通信サービスI	本サービスの利用の請求をした総合オープン通信網契約者に係る他社接続回線、端末回線又は利用回線から本邦内に係る電気通信設備(当社が別に定める契約に基づいて設置される電気通信設備をいいます。以下同じとします。)、本邦外又は特定衛星端末に係る電気通信設備へ音声通信(インターネットプロトコルにより音響を伝送交換する通信をいいます。以下同じとします。)を行うことができるもの			
	(ア) 定額利用料		同時通信可能数 1ごとに月額	600円 (660円)
	(イ) 利用料			
	① ②及び③以外の通信に係るもの a b、c及びd以外のもの		3分までごとに	8円 (8.8円)

b 携帯・自動車電話事業者に係る本邦内に係る電気通信設備へのもの	60秒までごとに	16円
(a) (b)以外のもの	に	(16.5円)
(b) 当社又は沖縄セルラー電話株式会社に係るもの	60秒までごとに	15.5円
(注) ここに定める「当社又は沖縄セルラー電話株式会社に係るもの」には、当社又は沖縄セルラー電話株式会社より電気通信役務の提供を受けて提供するMVNOサービスに係る電気通信回線を含み、当社及び沖縄セルラー電話株式会社の副回線通信サービス利用規約に定める副回線に係る通話は除きます。	に	(17.05円)
c 削除		
d 株式会社NTTドコモが提供するワイドスターⅡ（陸上）（同社が、ワイドスターⅡの名称で主として船舶その他海上を移動するもの以外のものに対して提供する衛星電話サービスであって、利用契約回線からの音声通信に係る利用料を当社が設定するものをいいます。）又はワイドスターⅢ（同社がワイドスターⅢの名称で提供する衛星電話サービスをいいます。以下同じとします。）に係る電気通信設備へのもの	30秒までごとに	161円
	に	(177.1円)
② 本邦外への通信に係るもの		
a アジア		
(a) アジア1	1分までごとに	30円
(b) アジア2	1分までごとに	35円
(c) アジア3	1分までごとに	45円
(d) アジア4	1分までごとに	50円
(e) アジア5	1分までごとに	55円
(f) アジア6	1分までごとに	60円
(g) アジア7	1分までごとに	62円
(h) アジア8	1分までごとに	70円
(i) アジア9	1分までごとに	75円

(j) アジア10	1分までごとに	80円
(k) アジア11	1分までごとに	85円
(l) アジア12	1分までごとに	90円
(m) アジア13	1分までごとに	105円
(n) アジア14	1分までごとに	106円
(o) アジア15	1分までごとに	110円
(p) アジア16	1分までごとに	112円
(q) アジア17	1分までごとに	126円
(r) アジア18	1分までごとに	129円
(s) アジア19	1分までごとに	140円
(t) アジア20	1分までごとに	160円
(u) アジア21	1分までごとに	225円
b アフリカ		
(a) アフリカ1	1分までごとに	45円
(b) アフリカ2	1分までごとに	50円
(c) アフリカ3	1分までごとに	55円
(d) アフリカ4	1分までごとに	70円
(e) アフリカ5	1分までごとに	75円
(f) アフリカ6	1分までごとに	80円
(g) アフリカ7	1分までごとに	110円
(h) アフリカ8	1分までごとに	115円
(i) アフリカ9	1分までごとに	120円
(j) アフリカ10	1分までごとに	125円
(k) アフリカ11	1分までごとに	127円
(l) アフリカ12	1分までごとに	150円
(m) アフリカ13	1分までごとに	160円
(n) アフリカ14	1分までごとに	175円
(o) アフリカ15	1分までごとに	200円
(p) アフリカ16	1分までごとに	250円
(q) アフリカ17	1分までごとに	180円
(r) アフリカ18	1分までごとに	128円
(s) アフリカ19	1分までごとに	257円
c アメリカ		
(a) アメリカ1	1分までごとに	9円
(b) アメリカ2	1分までごとに	10円
(c) アメリカ3	1分までごとに	20円
(d) アメリカ4	1分までごとに	30円
(e) アメリカ5	1分までごとに	35円
(f) アメリカ6	1分までごとに	40円
(g) アメリカ7	1分までごとに	45円
(h) アメリカ8	1分までごとに	50円
(i) アメリカ9	1分までごとに	55円
(j) アメリカ10	1分までごとに	60円
(k) アメリカ11	1分までごとに	65円

(l) アメリカ12	1分までごとに	70円
(m) アメリカ13	1分までごとに	75円
(n) アメリカ14	1分までごとに	80円
(o) アメリカ15	1分までごとに	112円
(p) アメリカ16	1分までごとに	190円
(q) アメリカ17	1分までごとに	113円
(r) アメリカ18	1分までごとに	115円
d オセアニア		
(a) オセアニア1	1分までごとに	20円
(b) オセアニア2	1分までごとに	9円
(c) オセアニア3	1分までごとに	25円
(d) オセアニア4	1分までごとに	30円
(e) オセアニア5	1分までごとに	50円
(f) オセアニア6	1分までごとに	79円
(g) オセアニア7	1分までごとに	80円
(h) オセアニア8	1分までごとに	100円
(i) オセアニア9	1分までごとに	105円
(j) オセアニア10	1分までごとに	110円
(k) オセアニア11	1分までごとに	120円
(l) オセアニア12	1分までごとに	155円
(m) オセアニア13	1分までごとに	159円
(n) オセアニア14	1分までごとに	160円
e ヨーロッパ		
(a) ヨーロッパ1	1分までごとに	20円
(b) ヨーロッパ2	1分までごとに	25円
(c) ヨーロッパ3	1分までごとに	30円
(d) ヨーロッパ4	1分までごとに	35円
(e) ヨーロッパ5	1分までごとに	40円
(f) ヨーロッパ6	1分までごとに	41円
(g) ヨーロッパ7	1分までごとに	45円
(h) ヨーロッパ8	1分までごとに	50円
(i) ヨーロッパ9	1分までごとに	60円
(j) ヨーロッパ10	1分までごとに	70円
(k) ヨーロッパ11	1分までごとに	75円
(l) ヨーロッパ12	1分までごとに	80円
(m) ヨーロッパ13	1分までごとに	90円
(n) ヨーロッパ14	1分までごとに	91円
(o) ヨーロッパ15	1分までごとに	100円
(p) ヨーロッパ16	1分までごとに	101円
(q) ヨーロッパ17	1分までごとに	110円
(r) ヨーロッパ18	1分までごとに	120円
(s) ヨーロッパ19	1分までごとに	140円
(t) ヨーロッパ20	1分までごとに	202円
(u) ヨーロッパ21	1分までごとに	102円

③ 特定衛星端末への通信に係るもの		
a 特定衛星端末 1	1分までごとに	273円
b 特定衛星端末 2	1分までごとに	378円
c 特定衛星端末 3	1分までごとに	—
d 削除	削除	削除
e 削除	削除	削除
f 特定衛星端末 6	1分までごとに	209円
g 特定衛星端末 7	1分までごとに	686円
h 国際ネットワーク 1	1分までごとに	20円

備考

- (ア) 本サービスは、第5種総合オープン通信網契約者（タイプⅡ（その利用回線に係る協定事業者のIP通信網サービスの品目が1.5Mb/sのもの若しくはその端末回線の品目が1.5Mb/sのものを除きます。）、タイプⅥ又はタイプⅦのもので通常利用型（IPoE接続型を除きます。）又は音声通信限定利用型に係る場合に限ります。）又は第7種総合オープン通信網契約者（第7種総合オープン通信網サービス（その加入契約者回線が第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスに接続するものは除き、タイプⅠのものに限ります。）に係る品目が5Mb/s以上のものに限ります。）に限り提供します。
- (イ) 当社は、本サービスに係る音声通信番号を当社が別に定めるところにより付与します。
- (ウ) 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、本サービスに係る音声通信番号を変更することがあります。この場合には、あらかじめ、そのことを本サービスに係る総合オープン通信網契約者にお知らせします。
- (エ) 本サービスに係る総合オープン通信網契約者は、同時通信可能数を当社に届出いただきます。
- (オ) 同時通信可能数の上限は、当社が別に定めるところによります。
- (カ) 本サービスは、臨時付加機能については提供しません。
- (キ) 当社は、本サービスの利用の一時中断を行いません。
- (ク) 本邦外又は特定衛星端末への通信に係る取扱地域等は、別表3に定めるところによります。
- (ケ) 当社は、本サービス（H.323プロトコルを使用して行うものに限ります。）に係る総合オープン通信網契約者から請求があったときは、SIPプロトコルへの変更を行います。
- (コ) 当社は、本サービス（H.323プロトコルを使用して行うものを除きます。）に係る総合オープン通信網契約者（以下「音声通信サービスⅠ利用者」といいます。）から請求があったときは、以下この表のシ欄からチ欄及びテ欄に掲げる追加サービス（追加して利用することができる付加機能をいいます。以下同じとします。）を提供します。

	<p>(注1) 本サービス (H.323プロトコルを使用して行うものに限ります。) に係る総合オープン通信網契約者は、携帯・自動車電話事業者に係る本邦内に係る電気通信設備への音声通信を行うことはできません。</p> <p>(注2) 本邦から本邦外へ発信する音声通信 (その通信の料金を着信者側で支払うことを条件として行われる通信に限ります。) の料金は、着信側事業者の定めるところによります。</p>		
コ IP v 6 ト ン ネ リ ン グ サ ー ビ ス	<p>IP v 6 トンネリング装置 (IP v 4 対応設備 (IP v 4 パケットの送受信が可能な電気通信設備をいいます。以下同じとします。)) と IP v 6 対応設備 (IP v 6 パケットの送受信が可能な電気通信設備をいいます。以下同じとします。)) との間に設置される電気通信設備であつて、IP v 6 パケットを IP v 4 パケットに格納し、又は格納された IP v 6 パケットを IP v 4 パケットから抽出する機能を有するものをいいます。以下同じとします。) により、IP v 4 対応設備を介して IP v 6 パケットに係る通信を行うことができるもの</p> <p>(ア) 削除</p> <p>(イ) 第5種総合オープン通信網サービスに係るもの (定額利用料)</p> <p>① タイプ I 又はタイプ II のもの</p> <p>a プラン I のもの</p> <p>b プラン II のもの</p> <p>c プラン III のもの</p> <p>② タイプ VII のもの</p> <p>a プラン I のもの (プライオ 1 のものを除きます。)</p> <p>b プラン II のもの (プライオ 1 のものを除きます。)</p> <p>c プラン III のもの (プライオ 1 のものを除きます。)</p> <p>d プラン I のもの (プライオ 1 のものに限ります。)</p> <p>e プラン II のもの (プライオ 1 のものに限ります。)</p> <p>f プラン III のもの (プライオ 1 のものに限ります。)</p>	<p>削除</p>	<p>削除</p> <p>1 ユーザ ID ごとに月額 2,500円 (2,750円)</p> <p>1 ユーザ ID ごとに月額 3,000円 (3,300円)</p> <p>1 ユーザ ID ごとに月額 3,500円 (3,850円)</p> <p>1 ユーザ ID ごとに月額 3,000円 (3,300円)</p> <p>1 ユーザ ID ごとに月額 4,000円 (4,400円)</p> <p>1 ユーザ ID ごとに月額 4,000円 (4,400円)</p> <p>1 ユーザ ID ごとに月額 4,000円 (4,400円)</p> <p>1 ユーザ ID ごとに月額 6,000円 (6,600円)</p> <p>1 ユーザ ID ごとに月額 6,000円 (6,600円)</p>

	<p>③ 削除</p> <p>④ タイプVのもの</p> <p> a プランIのもの</p> <p> b プランIIのもの</p> <p>⑤ タイプVIのもの</p> <p> a プランIのもの</p> <p> b プランIIのもの</p> <p> c プランIIIのもの</p> <p> d プランIVのもの</p> <p> e プランVのもの</p> <p>(ウ) 削除</p> <p>(エ) 削除</p>	<p>1ユーザIDごと に月額</p> <p>3,000円 (3,300円)</p> <p>1ユーザIDごと に月額</p> <p>3,000円 (3,300円)</p> <p>1ユーザIDごと に月額</p> <p>7,000円 (7,700円)</p> <p>1ユーザIDごと に月額</p> <p>14,000円 (15,400円)</p> <p>1ユーザIDごと に月額</p> <p>25,000円 (27,500円)</p> <p>1ユーザIDごと に月額</p> <p>27,000円 (29,700円)</p> <p>1ユーザIDごと に月額</p> <p>29,000円 (31,900円)</p> <p>削除</p> <p>削除</p>	<p>削除</p> <p>削除</p>
備考	本サービスは、第5種総合オープン通信網契約者（タイプI、タイプIIの通常利用型又はタイプV、タイプVI若しくはタイプVIIのPPPoE接続型に係るもの）に限り提供します。		
サ	削除		
シ	本サービスの利用の請求をした総合オープン通信網契約者が、あらかじめ指定した当該総合オープン通信網契約者に係る他社接続回線、端末回線、当社契約者回線又は利用回線から本邦外及び特定衛星端末への音声通信を行うことができないようにするもの (国際利用休止)	—	—
備考	<p>(ア) 本サービスは、音声通信サービスに係る総合オープン通信網契約者に限り提供します。</p> <p>(イ) 当社は、本サービスに係る総合オープン通信網契約者の音声通信番号が変更となった場合は、本サービスを廃止したのものとして取り扱います。</p>		

ス 発信電気通信番号非通知サービス	本サービスの利用の請求をした音声通信サービス I 利用者に係る他社接続回線、端末回線又は利用回線（以下「音声通信サービス I 利用回線」といいます。）から行う音声通信（当社が別に定める方法により行う通信を除きます。）について、その音声通信サービス I 利用回線に係る音声通信番号を着信先へ通知しないようにするもの	—	—
備考	本サービスは、音声通信サービス I 利用者に限り提供します。		
セ 発信電気通信番号通知要請サービス	音声通信サービス I 利用回線への発信電気通信番号が通知されない通信に対して、その発信電気通信番号を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答するもの （定額利用料）	1 音声通信サービス I 利用回線ごとに月額	500円 （550円）
備考	（ア）本サービスは、音声通信サービス I 利用者に限り提供します。 （イ）当社は、発信電気通信番号を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答する通信について、着信した時刻から一定時間経過後、その通信を打ち切ります。		
ソ 特定通着信規制サービス	本サービスの利用の請求をした音声通信サービス I 利用者があらかじめ指定した特定の電気通信番号からの着信に対して、おことわりする旨の案内により自動的に応答するもの （定額利用料）	1 音声通信サービス I 利用回線ごとに月額	500円 （550円）

備考	<p>(ア) 本サービスは、音声通信サービス I 利用者に限り提供します。</p> <p>(イ) 本サービスの利用の請求をした音声通信サービス I 利用者は、当社が別に定めるところにより、あらかじめ、特定の電気通信番号を指定していただきます。</p> <p>(ウ) 当社は、おことわりする旨の案内により自動的に応答する通信について、着信した時刻から一定時間経過後、その通信を打ち切ります。</p> <p>(エ) 当社は、本サービスの利用に伴い発生する損害については、当社に故意又は重過失がない限り、責任を負いません。</p>		
タ 代表サービス	<p>代表音声通信番号（音声通信サービス I 利用回線に係る 2 以上の音声通信番号を代表とする音声通信番号をいいます。）に着信があった場合に、通信中でないいずれか 1 の音声通信番号（代表音声通信番号を除きます。）に着信することができるもの</p>	—	—
備考	<p>(ア) 本サービスは、音声通信サービス I 利用者に限り提供します。</p> <p>(イ) 本サービスの利用の請求をした音声通信サービス I 利用者は、当社が別に定めるところにより、あらかじめ、代表音声通信番号等を指定していただきます。</p> <p>(ウ) 本サービスの利用者は、この表のチ欄に規定する番号情報送出サービス I を利用することはできません。</p>		
チ 番号情報送出サービス I	<p>音声通信サービス I 利用回線に係る音声通信番号に着信があった場合に、本サービスの利用の請求をした音声通信サービス I 利用者があらかじめ指定した追加番号の情報を、その音声通信サービス I 利用回線に接続される端末設備又は自営電気通信設備に送出するもの（定額利用料）</p>	1 音声通信サービス I 利用回線ごとに月額	2,000円 (2,200円)
備考	<p>(ア) 本サービスは、音声通信サービス I 利用者に限り提供します。</p> <p>(イ) 本サービスの利用の請求をした音声通信サービス I 利用者は、当社が別に定めるところにより、あらかじめ、追加番号を指定していただきます。</p> <p>(ウ) 当社は、本サービスを利用している音声通信サービス I 利用者（以下「番号情報送出サービス I 利用者」といいます。）から請求があったときは、以下この表のツ欄に掲げる追加サービスを提供します。</p> <p>(エ) 番号情報送出サービス I 利用者は、代表サービスを利用することはできません。</p>		

ツ 番号追加サービス	音声通信サービス I により当社が付与した音声通信番号の他に音声通信番号を追加することができるもの (定額利用料)	追加する 1 の音声通信番号ごとに月額	300円 (330円)
	備考	<p>(ア) 本サービスは、番号情報送出サービス I 利用者に関り提供します。</p> <p>(イ) 本サービスにおいて追加することができる音声通信番号の数は、当社が別に定めるところによります。</p> <p>(ウ) 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、音声通信番号を変更することがあります。この場合には、あらかじめ、そのことを番号情報送出サービス I 利用者にお知らせします。</p>	

テ 番号変換サービス	本サービスの提供を受ける音声通信サービス I 利用者（以下「番号変換サービス利用者」といいます。）が音声通信サービス I 利用回線からの音声通信の発信時に、次の機能により番号変換を行うことができるもの		
	オンネット機能	<p>その音声通信サービス I 利用回線からの音声通信の発信時に、内線番号（通常のダイヤル方法における接続先の電気通信番号に代わる短桁の番号（当社が別に定める基準に適合するものに限ります。））であって、あらかじめ当社の電気通信設備に登録されているものをいいます。以下同じとします。）のダイヤルがあった場合に、当社の電気通信設備により、通常の電気通信番号に変換し、その通常の電気通信番号に対応するユーザグループ構成回線（その音声通信サービス I 利用回線が所属するユーザグループ（次表に規定するユーザグループタイプ 1 又はユーザグループタイプ 2 をいいます。以下同じとします。）を構成する特定回線（当社が別に定める電気通信回線をいいます。以下同じとします。））に接続することができるようにする機能</p>	

(注) 「当社が別に定める電気通信回線」とは、別表7に定める電気通信回線とします。

ユーザグループの種類	内容
ユーザグループタイプ1 (固定回線プランに係るもの)	内線番号により相互に音声通信の発信が可能な特定回線 (a u 契約者回線以外のものに限ります。) によって構成される回線群
ユーザグループタイプ2 (FMCプランに係るもの)	内線番号により相互に音声通信の発信が可能な特定回線によって構成される回線群 (2以上のa u 契約者回線が含まれるものに限ります。)

サブネット機能
その音声通信サービス I 利用回線から内線番号のダイヤルがあった場合に、当社の電気通信設備により通常の電気通信番号に変換し、その通常の電気通信番号に対応するユーザグループ構成回線以外の本邦内に係る電気通信設備、本邦外に係る電気通信回線、特定衛星端末又は当社が別に定める電気通信回線に接続する機能

(ア) CUG 定額利用料	1 ユーザグループごとに月額	2,000円 (2,200円)
(イ) オンネット機能定額利用料	同時通信可能数 1 (オンネット機能による番号変換に係るものに限ります。) ごとに月額	400円 (440円)
(ウ) サブネット機能定額利用料	—	—

備考 (ア) 本サービスは、音声通信サービス I 利用者に限り提供します。
(イ) 本サービスの利用の請求をする音声通信サービス I 利用者は、1 のユーザグループ、内線番号として登録する短桁の番号及びその他当社が指定する事項を指定して、当社に申出ていただきます。
この場合において、その申出が新たにユーザグループを構成する申出であるときは、そのユーザグループについて、ユーザグループの種別及び1のユーザグループ代表回線 (そのユーザグループを代表する1のユーザグループ

構成回線をいいます。以下同じとします。)を指定していただきます。

(ウ) 当社は、(イ)に規定する申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

- ① その音声通信サービス I 利用回線に係る契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）でないとき。
- ② 指定したユーザグループがユーザグループタイプ 1 のときは、そのユーザグループ構成回線の数 が 1 以上でないとき又はそのユーザグループに a u 契約者回線が含まれるとき。
- ③ 指定したユーザグループがユーザグループタイプ 2 のときは、その音声通信サービス I 利用回線に係る契約者名義が、そのユーザグループの他のユーザグループ構成回線に係る契約者名義と異なるとき（当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。）又はそのユーザグループに 2 以上の a u 契約者回線が含まれないとき。
- ④ 指定したユーザグループに係るユーザグループ代表者（当社又は沖縄セルラー電話株式会社とユーザグループ代表回線に係る契約を締結しているものをいいます。以下同じとします。）から承認が得られないとき。
- ⑤ その音声通信サービス I 利用者が、この約款に定める料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- ⑥ ユーザグループ代表者が、そのユーザグループについて、この約款又はユーザグループ構成回線に係る他の契約約款の規定に基づき支払いを要することとされた料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- ⑦ その音声通信サービス I 利用回線について、接続休止が行われているとき。
- ⑧ その申出の内容に不備があるとき。
- ⑨ その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

(エ) 当社は、本サービスの提供を受けている音声通信サービス I 利用回線について、その音声通信サービス I 利用者から本サービスの提供を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当することとなった場合には、本サービスの提供を廃止します。ただし、③に定める(ウ)の⑨の場合にあっては可能な限り事前に通知を行うものとします。

- ① その音声通信サービス I 利用回線に係る総合オープン通信網契約者の地位の承継があったとき。
- ② その音声通信サービス I 利用回線に係る総合オープン通信網契約の解除があったとき。
- ③ (ウ)の①から⑨までのいずれかに該当することとなったとき。
- ④ このテ欄の規定に反し、又は反することとなるとき。

(オ) ユーザグループ代表回線を変更したとき、又はユーザグループ代表回線について本サービス（そのユーザグループ代表回線が当社の他の契約約款（a u 約款を除きます。）に規定する特定回線であるときは同契約約款に定める番号変換サービス、そのユーザグループ代表回線が a u 契約者回線であるときはその a u 約款に定める番号変換機能をいいます。）の廃止があったときは、そのユーザグループ構成回線のうちいずれか 1 のものをユーザグループ代表回線として指定していただきます。

- (カ) 番号変換サービス利用者は、当社が別に定める方法により所属するユーザグループ、内線番号、ユーザグループ代表回線その他当社が指定する事項の変更の請求をすることができます。この場合、当社は、その請求の承諾について、(ウ)の規定に準じて取扱います。
- (キ) (オ) 又は (カ) の場合において、変更後のユーザグループ、内線番号、ユーザグループ代表回線その他当社が指定する事項は、その請求を当社が承諾した日から適用します。

(ク) 番号変換サービス利用者は、第96条（定額利用料の支払義務）の規定にかかわらず、その番号変換サービスの提供を開始した日の翌日から起算してその番号変換サービスの提供の廃止があった日までの期間について、その料金月の末日（その料金月中に番号変換サービスの廃止（そのユーザグループに係るユーザグループ構成回線の数に0となるものに限ります。）があったときは、その廃止日とします。以下この欄において同じとします。）においてユーザグループ代表者である場合、そのユーザグループに係るCUG定額利用料の支払いを要します。

ただし、その番号変換サービスの提供を開始した日と番号変換サービスの廃止又は音声通信サービスI利用回線に係る総合オープン通信網契約の解除があった日が同一の日である場合（その日にそのユーザグループに係るユーザグループ構成回線の数に0となる場合を除きます。）はその支払いを要しないものとします。

(ケ) 番号変換サービス利用者は、第96条（定額利用料の支払義務）の規定にかかわらず、番号変換サービスの提供を開始した日の翌日から起算してその番号変換サービスの廃止があった日までの期間について、その音声通信サービスI利用回線に係るものについて、オンネット機能に係る登録を受けている場合、その登録日数に応じてオンネット機能定額利用料の支払いを要するものとします。

ただし、料金月の初日以外の日、番号変換サービスの提供を開始し、かつその日に番号変換サービスの提供の廃止があったときは、その支払いを要しません。

(コ) 番号変換サービス利用者は、その料金月の末日においてユーザグループ代表者である場合、所属するユーザグループについて、この約款又はユーザグループ構成回線に係る他の契約約款（当社又は沖縄セルラー電話株式会社の契約約款をいいます。）の規定に基づき、ユーザグループ代表者が請求を受けることとなった料金その他の債務を支払っていただきます。

ただし、その料金月の末日において、ユーザグループ代表回線が指定されていないときは、ユーザグループ構成回線に係る契約を締結している全ての者が連帯してその支払いを要するものとします。

(サ) (コ)に定めるほか、番号変換サービス利用者は、au約款に定める番号変換文字メッセージ送受信機能(WEB)の規定に基づき、請求を受けることとなった料金その他の債務を支払っていただきます。

(シ) 技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、内線番号を変更していただくことがあります。この場合、当社は、あらかじめ、そのことを番号変換サービス利用者にお知らせします。

(ス) 当社は、番号変換サービス利用者から請求があったときは、以下この表のト欄に掲げる付加機能を提供します。

(セ) 本サービスに関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

ト 番号情報送サービスⅡ	<p>本サービスの利用の請求をした番号変換サービス利用者に係る音声通信サービスⅠ利用回線から内線番号及び追加番号（以下「内線番号等」といいます。）をダイヤルして行われる音声通信が当社若しくは協定事業者の総合デジタル通信サービスに係る電気通信回線又は当社が別に定める電気通信回線に着信があった場合に、その内線番号等又は追加番号の情報を、その電気通信回線に接続される当社が別に定める端末設備又は自営電気通信設備に送出するもの （定額利用料）</p>	1の内線番号ごとに月額	2,000円 (2,200円)
備考	<p>（ア）本サービスは、番号変換サービス利用者に限り提供します。 （イ）追加番号の指定方法等は、当社が別に定めるところによります。 （ウ）当社は、本サービスを利用している番号変換サービス利用者（以下「番号情報送サービスⅡ利用者」といいます。）から請求があったときは、以下この表の又欄に掲げる追加サービスを提供します。</p>		
ナ 削除			
ニ セキュリティサービス	<p>a. 削除 b. 削除 c. 削除 d. 削除 e. 削除 f. 削除 g. 削除 h. 透過型URLフィルタリング機能（特定のホームページへのアクセスを総合オープン通信網契約者があらかじめ設定した条件に基づき、プロキシサーバを経由することなく制限する機能） プラン1 削除 プラン2 削除 プラン3 削除 プラン4 削除 プラン5 削除 プラン6 削除 プラン8 削除 プラン9 削除 プラン10 hの機能を利用できるもの 接続する端末設備の数が999台までのとき</p>	1の端末設備ごとに月額	150円 (165円)

	<p>接続する端末設備の数が4999台までのとき</p> <p>接続する端末設備の数が9999台までのとき</p> <p>接続する端末設備の数が10000台を超えるとき</p>	<p>1の端末設備ごとに月額</p> <p>1の端末設備ごとに月額</p> <p>1の端末設備ごとに月額</p>	<p>100円 (110円)</p> <p>70円 (77円)</p> <p>50円 (55円)</p>
備考	<p>(ア) 削除</p> <p>(イ) 削除</p> <p>(ウ) 削除</p> <p>(エ) 本サービス（プラン10に限ります。以下（カ）までにおいて同じとします。）は、第1種総合オープン通信網契約者（タイプⅣ（プランⅠ（1Gベストエフォートのものに限ります。）のものに限ります。）の第1種総合オープン通信網サービスに係るものに限ります。）に限り提供します。</p> <p>(オ) 本サービスの付加機能利用料は、第1種総合オープン通信網契約者からあらかじめ申出のあった端末設備の数により計算します。</p> <p>(カ) 第1種総合オープン通信網契約者（タイプⅣの第1種総合オープン通信網サービスに係るものに限ります。）は、接続する端末設備の数に変更が生じるときは、あらかじめ当社に申出ていただきます。</p> <p>(キ) 当社は、本サービスの提供により生じた損害については、当社に故意又は重過失がない限り、一切の責任を負わないものとします。</p> <p>(ク) 本サービスに関するその他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。</p>		
又 番号 情報 送 出 サ ー ビ ス Ⅲ	<p>本サービスの利用の請求をした番号情報送サービスⅡ利用者に係る音声通信サービスⅠ利用回線から内線番号等をダイヤルして行われる音声通信が、当社がVネットサービス契約約款に規定するサービスに係る電気通信回線に着信があった場合に、その内線番号等又は追加番号の情報を、その電気通信回線に接続される当社が別に定める端末設備又は自営電気通信設備に送出するもの (定額利用料)</p>	<p>1の内線番号ごとに月額</p>	<p>2,000円 (2,200円)</p>
備考	<p>本サービスは、番号情報送サービスⅡ利用者に限り提供します。</p>		
ネ～ハ	<p>削除</p>		

ヒ D M Z サ ー ビ ス	第1種総合オープン通信網契約者に係る加入契約回線と相互接続点との間に次の機能を具備した仮想サーバ（サーバとして機能する情報処理装置をいいます。以下同じとします。）を設置し、その仮想サーバを介してインターネットに接続することを可能にするもの			
	仮想ウェブ機能	主に第1種総合オープン通信網契約者が製作するウェブサイトに係る情報の蓄積、閲覧、消去等が可能な仮想サーバ上の記憶領域を利用することができるもの		
	ウェブサイト公開機能	第1種総合オープン通信網契約者が製作したウェブサイトをインターネット上に公開等することができるもの		
	電子メール中継機能	第1種総合オープン通信網契約者が、あらかじめ指定するドメイン名にインターネットを介して送信されてくる電子メールを、その総合オープン通信網契約者が指定したメール蓄積装置（以下「指定メール蓄積装置」といいます。）に代わって当社のメール中継装置において受信し、それを指定メール蓄積装置に転送することができるもの		
	(ア) 仮想ウェブ機能を具備した仮想サーバを介して提供するもの	1の仮想サーバごとに月額	23,700円 (26,070円)	
	(イ) ウェブサイト公開機能を具備した仮想サーバを介して提供するもの	1の仮想サーバごとに月額	23,700円 (26,070円)	
	(ウ) 電子メール中継機能を具備した仮想サーバを介して提供するもの	1の仮想サーバごとに月額	23,700円 (26,070円)	
備考	<p>(ア) 本サービスは、第1種総合オープン通信網契約者（タイプⅣのものに限ります。）に限り提供します。</p> <p>(イ) 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときその他当社の業務の遂行上著しい支障があるときは、現に仮想サーバに蓄積している情報の転送を停止し、又は消去することがあります。</p> <p>(ウ) 第84条（総合オープン通信網サービスの利用停止）に定めるほか、当社は、別記6（総合オープン通信網契約者の禁止行為）に反する態様で仮想サーバが利用されていると認められた場合は、現に蓄積している仮想サーバの情報の転送の停止を行うことがあります。</p> <p>(エ) 当社は、(ウ)の規定により現に蓄積している仮想サーバの情報の転送の停止をされた総合オープン通信網契約者が、なおその事実を解消しないとき</p>			

	<p>は、その総合オープン通信網契約者に係る本サービスの利用の廃止を行うことがあります。</p> <p>(オ) 本サービスにより割当てられた記憶領域に蓄積された情報は、消去後復元できません。</p> <p>(カ) メール中継装置が対象電子メールを受信した時刻（メール中継装置に記録された時刻とします。）から起算して72時間に限り、当社は、所定の条件に従って、当該対象電子メールを指定メール蓄積装置に宛てて転送するものとし、指定メール蓄積装置への転送が完了したと認めた時点又は当該時間が経過した時点のいずれか早く到来した時点をもって当該対象電子メールを破棄します。</p> <p>(キ) (カ)の規定にかかわらず、当社は、メール中継装置からの転送が完了した対象電子メールが指定メール蓄積装置に確実に到達することを保証するものではありません。</p> <p>(ク) 当社は、本サービスを利用した場合に生じた情報の破損若しくは滅失による損害又は仮想サーバの記憶領域に蓄積された情報等に起因する損害等、本サービスの利用に伴い発生する損害については、当社に故意又は重過失がない限り、その原因の如何によらず一切の責任を負わないものとします。</p> <p>(ケ) 本サービスに関するその他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。</p>
--	--

フ 削除

へ D D S 対 策 サ ー ビ ス	<p>当社が、本サービスの利用の請求をした第1種総合オープン通信網契約者、第7種総合オープン通信網契約者又は第8種総合オープン通信網契約者に係る加入契約回線等に宛てた大量のトラヒックを検知した場合に、その総合オープン通信網契約者があらかじめ指定した方法により当該トラヒックに係るIPパケットを破棄等するもの</p> <p>(ア) プランIのもの（定額利用料）</p> <p>(a) 第7種総合オープン通信網サービス及び第8種総合オープン通信網サービスに係るもの</p> <p>① ②以外の加入契約回線等に係るもの</p> <p>a 10BASE</p> <p>b 100BASE</p> <p>c 1000BASE</p> <p>d 10GBASE</p> <p>e 100GBASE</p>		
		<p>1 加入契約回線等ごとに月額</p> <p>1 加入契約回線等ごとに月額</p> <p>1 加入契約回線等ごとに月額</p> <p>1 加入契約回線等ごとに月額</p> <p>1 加入契約回線等ごとに月額</p>	<p>200,000円 (220,000円)</p> <p>400,000円 (440,000円)</p> <p>800,000円 (880,000円)</p> <p>1,600,000円 (1,760,000円)</p> <p>1,600,000円 (1,760,000円)</p>

② バックアップサービスⅠに係る予備の加入契約回線等に係るもの		
a 10BASE	1 加入契約回線等ごとに月額	20,000円 (22,000円)
b 100BASE	1 加入契約回線等ごとに月額	40,000円 (44,000円)
c 1000BASE	1 加入契約回線等ごとに月額	80,000円 (88,000円)
d 10GBASE	1 加入契約回線等ごとに月額	160,000円 (176,000円)
e 100GBASE	1 加入契約回線等ごとに月額	160,000円 (176,000円)
(b) 第1種総合オープン通信網サービスに係るもの(定額利用料)		
a 100Mベストエフォート	1 加入契約回線等ごとに月額	250,000円 (275,000円)
b 1Gベストエフォート	1 加入契約回線等ごとに月額	500,000円 (550,000円)
(イ) プランⅡのもの		
① 定額利用料		
a 10BASE	1 加入契約回線等ごとに月額	50,000円 (550,000円)
b 100BASE	1 加入契約回線等ごとに月額	100,000円 (110,000円)
c 1000BASE	1 加入契約回線等ごとに月額	200,000円 (220,000円)
d 10GBASE	1 加入契約回線等ごとに月額	400,000円 (440,000円)
e 100GBASE	1 加入契約回線等ごとに月額	400,000円 (440,000円)
② 利用料		
a 10BASE	10分までごとに	25,000円 (27,500円)
b 100BASE	10分までごとに	50,000円 (55,000円)
c 1000BASE	10分までごとに	100,000円 (110,000円)
d 10GBASE	10分までごとに	200,000円 (220,000円)
e 100GBASE	10分までごとに	200,000円

(220,000円)

備考

- (ア) 本サービスは、第1種総合オープン通信網契約者（タイプⅡに係るものに限ります。）、第7種総合オープン通信網契約者（LAN型のものに限ります。）又は第8種総合オープン通信網契約者（以下この欄において「DDoS対策サービス利用者」といいます。）に限り提供します。
- (イ) 本サービスは、臨時付加機能については提供しません。
- (ウ) 当社は、そのDDoS対策サービス利用者がバックアップサービスⅠの提供を受けるときは、そのDDoS対策サービス利用者に係る加入契約回線等とその加入契約回線等に係る予備の加入契約回線等（バックアップサービスⅠのものに限ります。）について、本サービスを提供するものとします。
- (エ) 第83条（総合オープン通信網サービスの利用中止）に定めるほか、当社は、本サービスに係る電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときは、本サービスの全部又は一部の利用を中止することがあります。
- (オ) 第84条（総合オープン通信網サービスの利用停止）に定めるほか、当社は、別記6（総合オープン通信網契約者の禁止行為）に反する態様で本サービスが利用されていると認めた場合は、本サービスの利用を停止することがあります。
- (カ) 当社は、（オ）の規定により本サービスの利用の停止をされたDDoS対策サービス利用者が、なおその事実を解消しないときは、そのDDoS対策サービス利用者に係る本サービスの利用の廃止を行うことがあります。
- (キ) 当社は、本サービスに係る第1種総合オープン通信網契約、第7種総合オープン通信網契約又は第8種総合オープン通信網契約の解除があったときは、本サービスを廃止します。
- (ク) 当社は、本サービスを利用した場合に生じた情報の破損若しくは滅失による損害等、本サービスの利用に伴い発生する損害については、当社に故意又は重過失がない限り、その原因の如何によらず一切の責任を負わないものとします。
- (ケ) 当社は、DDoS対策サービス利用者があらかじめ指定した条件に基づき、検知装置による大量のトラヒックの検知等、制御状態に係る信号の送出等の検知をしたときは、その旨をDDoS対策サービス利用者へ通知します。
- (コ) 第1種総合オープン通信網契約者による本サービスの利用は、プランⅠのものに限り提供します。
- (サ) 本サービスに関するその他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。

(2) 臨時付加機能に係るもの

定額利用料

日額

料金額（税抜価格）

(1) (2)以外のもの)の料金額の10分の1

第3 削除

第4 工事費

1 第1種総合オープン通信網サービスに係るもの

(1) 適用

第1種総合オープン通信網サービスに係る工事費の適用については、第98条（工事費の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

工 事 費 の 適 用							
(1) 工事費の適用	<p>当社は、第1種総合オープン通信網サービスに係る工事費の適用にあたり、次表のとおり、工事費の種類を定めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>工 事 費 の 適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加入契約回線関係新設工事費</td> <td>加入契約回線を設置し、又は当社が提供する回線接続装置若しくは当社が提供する配線設備を設置する場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>加入契約回線関係変更工事費</td> <td>加入契約回線について、その品目等の変更若しくは移転、当社が提供する回線接続装置の移転若しくは当社が提供する配線設備の移転又は一時中断若しくは一時中断の再利用を行う場合に適用します。</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ その加入契約回線と接続する他社接続回線又は端末回線が変更となるときは、加入契約回線関係新設工事費を適用します。</p> <p>ウ 加入契約回線関係変更工事費のうち、品目等の変更の場合の工事費は、変更後の品目等に対応する設備に関する工事について、移転の場合の工事費は、移転先の取付けに関する工事について、それぞれ適用します。</p> <p>エ 削除</p> <p>オ タイプIVに係る工事費は、新たにタイプIVに係る加入契約回線を設置する場合の加入契約回線関係新設工事費及びタイプIVに係る加入契約回線（100Mベストエフォートのものに限り）において基本機能（ファイアウォール機能に限り）の利用を開始することに伴う加入契約回線関係変更工事費に限って適用します。</p> <p>カ 第13条（端末回線の収容）第2項の規定により当社が端末回線を収容する総合オープン通信網サービス取扱所（端局を含みます。）を変更したことに伴って端末回線又は当社契約者回線を移転する場合であって、同時に他の工事を施工しないときは、加入契約回線関係変更工事費の支払いを要しません。</p>	種 類	工 事 費 の 適 用	加入契約回線関係新設工事費	加入契約回線を設置し、又は当社が提供する回線接続装置若しくは当社が提供する配線設備を設置する場合に適用します。	加入契約回線関係変更工事費	加入契約回線について、その品目等の変更若しくは移転、当社が提供する回線接続装置の移転若しくは当社が提供する配線設備の移転又は一時中断若しくは一時中断の再利用を行う場合に適用します。
	種 類	工 事 費 の 適 用					
	加入契約回線関係新設工事費	加入契約回線を設置し、又は当社が提供する回線接続装置若しくは当社が提供する配線設備を設置する場合に適用します。					
	加入契約回線関係変更工事費	加入契約回線について、その品目等の変更若しくは移転、当社が提供する回線接続装置の移転若しくは当社が提供する配線設備の移転又は一時中断若しくは一時中断の再利用を行う場合に適用します。					
(2) タイプIに係る工事費の適用	<p>当社は、(1)に定める加入契約回線関係変更工事費（タイプIに係るものに限り）の適用にあたり、次の細目を定めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>加入契約回線関係変更工事費の細目</th> <th>工 事 費 の 適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他の工事費</td> <td>加入契約回線関係変更工事費の適用に係る工事のうち、イ又はウ以外のものについて適用します。</td> </tr> <tr> <td>配線設備に係る工事</td> <td>配線設備の移転を行う場合に適用しま</td> </tr> </tbody> </table>	加入契約回線関係変更工事費の細目	工 事 費 の 適 用	その他の工事費	加入契約回線関係変更工事費の適用に係る工事のうち、イ又はウ以外のものについて適用します。	配線設備に係る工事	配線設備の移転を行う場合に適用しま
加入契約回線関係変更工事費の細目	工 事 費 の 適 用						
その他の工事費	加入契約回線関係変更工事費の適用に係る工事のうち、イ又はウ以外のものについて適用します。						
配線設備に係る工事	配線設備の移転を行う場合に適用しま						

	費	す。																
(3) タイプⅡに係る工事費の適用	<p>当社は、(1)に定める工事費(タイプⅡに係るものに限ります。)の適用にあたり、次の細目を定めます。</p> <p>(ア) 加入契約回線関係新設工事費</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>工 事 費 の 適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 回線接続工事費</td> <td>加入契約者回線の設置の際に、総合オープン通信網サービス取扱所の交換機、主配線盤又は蓄積装置等において工事を要する場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>イ 回線接続装置に係る工事費</td> <td>当社が提供する回線接続装置の設置の工事を要する場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>ウ 配線設備に係る工事費</td> <td>当社が提供する配線設備の設置の工事を要する場合に適用します。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 加入契約回線関係変更工事費</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>工 事 費 の 適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 回線変更工事費</td> <td>加入契約者回線の品目等の変更、一時中断又は一時中断の再利用の際に、総合オープン通信網サービス取扱所の交換機、主配線盤又は蓄積装置等において工事を要する場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>イ 回線接続装置に係る工事費</td> <td>当社が提供する回線接続装置の移転の工事又は一時中断若しくは一時中断の再利用等を行う場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>ウ 配線設備に係る工事費</td> <td>当社が提供する配線設備の移転又は一時中断若しくは一時中断の再利用等を行う場合に適用します。</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	工 事 費 の 適 用	ア 回線接続工事費	加入契約者回線の設置の際に、総合オープン通信網サービス取扱所の交換機、主配線盤又は蓄積装置等において工事を要する場合に適用します。	イ 回線接続装置に係る工事費	当社が提供する回線接続装置の設置の工事を要する場合に適用します。	ウ 配線設備に係る工事費	当社が提供する配線設備の設置の工事を要する場合に適用します。	区 分	工 事 費 の 適 用	ア 回線変更工事費	加入契約者回線の品目等の変更、一時中断又は一時中断の再利用の際に、総合オープン通信網サービス取扱所の交換機、主配線盤又は蓄積装置等において工事を要する場合に適用します。	イ 回線接続装置に係る工事費	当社が提供する回線接続装置の移転の工事又は一時中断若しくは一時中断の再利用等を行う場合に適用します。	ウ 配線設備に係る工事費	当社が提供する配線設備の移転又は一時中断若しくは一時中断の再利用等を行う場合に適用します。
区 分	工 事 費 の 適 用																	
ア 回線接続工事費	加入契約者回線の設置の際に、総合オープン通信網サービス取扱所の交換機、主配線盤又は蓄積装置等において工事を要する場合に適用します。																	
イ 回線接続装置に係る工事費	当社が提供する回線接続装置の設置の工事を要する場合に適用します。																	
ウ 配線設備に係る工事費	当社が提供する配線設備の設置の工事を要する場合に適用します。																	
区 分	工 事 費 の 適 用																	
ア 回線変更工事費	加入契約者回線の品目等の変更、一時中断又は一時中断の再利用の際に、総合オープン通信網サービス取扱所の交換機、主配線盤又は蓄積装置等において工事を要する場合に適用します。																	
イ 回線接続装置に係る工事費	当社が提供する回線接続装置の移転の工事又は一時中断若しくは一時中断の再利用等を行う場合に適用します。																	
ウ 配線設備に係る工事費	当社が提供する配線設備の移転又は一時中断若しくは一時中断の再利用等を行う場合に適用します。																	
(4) 端末設備の設置等の場合の工事費の適用	<p>端末設備の設置等の場合の工事費は、端末設備の設置に係る請求その他の変更等に関する工事について、適用します。</p>																	

(2) 工事費の額

ア 加入契約回線関係新設工事費

区 分		単 位	工事費の額 (税抜価格 (税込価格))
タイプⅠ及びタイプⅠa		1 加入契約回線ごとに	30,000 円 (33,000円)
タイプⅡ	回線接続工事	(ア) (イ) 以外のもの	2,500 円 (2,750円)
		(イ) 交換機又は蓄積装置に係るもの	3,000 円 (3,300円)
	回線接続装置に係る工事	光配線の場合	1 の工事ごとに 8,000 円 (8,800円)
	配線設備に係る工事	光配線の場合	1 の工事ごとに 12,000 円 (13,200円)
タイプⅣ (ア) 100Mベストエフォートのもの		1 加入契約回線ごとに	10,000 円 (11,000円)
(イ) 1Gベストエフォートのもの		1 加入契約回線ごとに	100,000 円 (110,000円)

イ 加入契約回線関係変更工事費

区 分		単 位	工事費の額 (税抜価格 (税込価格))
タイプⅠ	その他の工事費	1 加入契約回線ごとに	3,000 円 (3,300円)
	配線設備に係る工事費	1 配線設備ごとに	20,000 円 (22,000円)
タイプⅠa	移転に係る工事費	1 加入契約回線ごとに	30,000 円 (33,000円)
タイプⅡ	回線接続工事	(ア) (イ) 以外のもの	1 の工事ごとに 2,500 円 (2,750円)
		(イ) 交換機又は蓄積装置に係るもの	3,000 円 (3,300円)
	回線接続装置に係る工事	光配線の場合	1 の工事ごとに 8,000 円 (8,800円)
	配線設備に係る工事	光配線の場合	1 の工事ごとに 12,000 円 (13,200円)
タイプⅣ		1 加入契約回線ごとに	5,000 円 (5,500円)

- 2 削除
- 3 削除
- 4 削除

5 第5種総合オープン通信網サービスに係るもの

(1) 適用

第5種総合オープン通信網サービスに係る工事費の適用については、第98条（工事費の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

工 事 費 の 適 用											
ア 工事費の適用	<p>工事費は、以下の工事ごとに適用します。</p> <p>(ア) 利用の開始に関する工事（プラン0及び特定通信限定利用型に係るものを除きます。）</p> <p>(イ) タイプ等の変更に関する工事</p> <p>(ウ) 端末回線に関する工事</p>										
イ タイプ等の変更に関する工事費	<p>タイプ等の変更に関する工事費は、タイプ、接続型又はプランの変更（プランIに係る種類の変更を含みます。）を行ったときに適用します。</p> <p>ただし、同一のタイプにおいて、プランIからプランVまでのものをプラン0に変更する場合は、その工事費の支払いを要しません。</p>										
ウ 端末回線に関する工事費	<p>ア 端末回線に関する工事費は、次の場合に適用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>工 事 費 の 適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設置に関する工事</td> <td>端末回線の設置の場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>品目の変更に関する工事</td> <td>端末回線に係る品目の変更を行う場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>敷地内移設に関する工事</td> <td>同一の構内又は同一の建物内において端末回線の移転を行う場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>時刻指定に関する工事</td> <td>設置及び移転に関する工事の時刻を指定する場合（当社が別に定める時刻に限ります。以下「指定時刻」といいます。）に適用します。</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 端末回線に関する工事費は、第5種総合オープン通信網サービス（コースIIに係るものに限ります。）に係る端末回線の工事について適用します。</p> <p>2 品目の変更に関する工事費は、第5種総合オープン通信網サービス（タイプIIに係るものに限ります。）に係る端末回線の工事について適用します。</p> <p>3 時刻指定に関する工事費は、第5種総合オープン通信網サービス（コースII（タイプVI及びタイプVII（フレッツ 光ネクスト ファミリー、フレッツ 光ネクスト ファミリー・ハイスピード、フレッツ 光ネクスト ファミリーギガラインタイプ、フレッツ 光ネクスト プライオ1及びフレッツ 光ネクスト ファミリー・スーパーハイスピード準）に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）に係る端末回</p>	区 分	工 事 費 の 適 用	設置に関する工事	端末回線の設置の場合に適用します。	品目の変更に関する工事	端末回線に係る品目の変更を行う場合に適用します。	敷地内移設に関する工事	同一の構内又は同一の建物内において端末回線の移転を行う場合に適用します。	時刻指定に関する工事	設置及び移転に関する工事の時刻を指定する場合（当社が別に定める時刻に限ります。以下「指定時刻」といいます。）に適用します。
区 分	工 事 費 の 適 用										
設置に関する工事	端末回線の設置の場合に適用します。										
品目の変更に関する工事	端末回線に係る品目の変更を行う場合に適用します。										
敷地内移設に関する工事	同一の構内又は同一の建物内において端末回線の移転を行う場合に適用します。										
時刻指定に関する工事	設置及び移転に関する工事の時刻を指定する場合（当社が別に定める時刻に限ります。以下「指定時刻」といいます。）に適用します。										

	<p>線の工事について適用します。</p> <p>4 時刻指定に関する工事費は、契約者から時刻指定に関する工事費を支払うことを条件にその契約者が指定時刻に工事を行ってほしい旨の申出があった場合であって、当社が指定時刻にその工事を行う場所に到着した場合（その申出をした契約者の責めにより当社が指定時刻にその工事を行う場所に到着できなかった場合を含みます。）に、（２）のウの（イ）に定める時間指定に関する工事費の額を適用します。</p> <p>ただし、当社の責めに帰すべき事由によりその工事が完了しなかった場合は、この限りではありません。</p>								
	<p>イ 第５種総合オープン通信網サービス（タイプⅡに係るものに限ります。）に係る端末回線の設置に関する工事について、屋内配線に関する工事又は端末設備の設置に関する工事を伴わない場合は、１の工事ごとに（２）（工事費の額）に規定する工事費の額から下表に定める額を減額して適用します。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">工事費の減額 （税抜価格 （税込価格））</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋内配線に関する工事及び端末設備の設置に関する工事を伴わない場合</td> <td style="text-align: right;">13,800円 (15,180円)</td> </tr> <tr> <td>屋内配線に関する工事を伴わない場合</td> <td style="text-align: right;">4,800円 (5,280円)</td> </tr> <tr> <td>端末設備の設置に関する工事を伴わない場合</td> <td style="text-align: right;">5,500円 (6,050円)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	工事費の減額 （税抜価格 （税込価格））	屋内配線に関する工事及び端末設備の設置に関する工事を伴わない場合	13,800円 (15,180円)	屋内配線に関する工事を伴わない場合	4,800円 (5,280円)	端末設備の設置に関する工事を伴わない場合	5,500円 (6,050円)
区 分	工事費の減額 （税抜価格 （税込価格））								
屋内配線に関する工事及び端末設備の設置に関する工事を伴わない場合	13,800円 (15,180円)								
屋内配線に関する工事を伴わない場合	4,800円 (5,280円)								
端末設備の設置に関する工事を伴わない場合	5,500円 (6,050円)								

（２）工事費の額

区 分	単 位	工事費の額 （税抜価格 （税込価格））
ア 利用の開始に関する工事	１のユーザ I D 又はお客様 I D ごとに	3,000円 (3,300円)
イ タイプ等の変更に関する工事	１のユーザ I D 又はお客様 I D ごとに	3,000円 (3,300円)
ウ 端末回線に関する工事	（ア）タイプⅡに係るもの 設置に関する工事	1の工事ごとに 16,800円 (18,480円)
	品目の変更に関する工事	1の工事ごとに 2,200円 (2,420円)
	敷地内移設に関する	1の工事ごとに 9,300円

		る工事	に	(10,230円)
	(イ) (ア) 以外のもの	設置に関する工事	1の工事ごとに	27,900円 (30,690円)
		敷地内移設に関する工事	1の工事ごとに	9,300円 (10,230円)
		時刻指定に関する工事費	1の工事ごとに	13,000円 (14,300円)

6 削除

7 第7種総合オープン通信網サービスに係るもの

(1) 適用

第7種総合オープン通信網サービスに係る工事費の適用については、第98条（工事費の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

工 事 費 の 適 用		
ア 工事費の適用	工事費は、次の工事ごとに適用します。 (ア) 加入契約回線関連工事 (イ) イーサネット回線関連工事	
イ イーサネット回線に係る基本工事費、回線工事費、屋内配線工事費及び回線終端装置工事費	区分	工事費の適用
	ア 基本工事費	回線工事費、屋内配線工事費又は回線終端装置工事費の支払いを要する場合に適用します。
	イ 回線工事費	イーサネット回線の工事を要する場合に適用します。
	ウ 屋内配線工事費	当社が提供する配線設備の工事を要する場合に適用します。 (ア) イーサネット回線の終端からジャック又はローゼットまでの間の配線 (イ) 1のジャック又はローゼットから他のジャック又はローゼットでの間の配線
	エ 回線終端装置設置工事費	当社が提供する回線終端装置の工事を要する場合に適用します。
ウ 同時に2以上の工事を施工する場合の工事費の適用	1の第7種総合オープン通信網契約者からの申込み又は請求により同時に2以上のイーサネット回線に係る工事を施行する場合は、1のイーサネット回線を除く他のイーサネット回線に係る工事の部分については、基本工事費の支払いを要しません。	
エ 第7種総合オープン通信網サービスの品目等の変更、加入契約回線等若しくは端末回線の移転、他社接続回線接続変更又は回線相互接続の場合の工事費の適用	第7種総合オープン通信網サービスの品目等の変更の場合の工事費は、変更後の品目等に対応する設備に関する工事について、移転の場合の工事費は、移転先の取付けに関する工事について、他社接続回線接続変更の場合の工事費は、接続変更先の取付けに関する工事について、回線相互接続の場合の工事費は、回線相互接続に関する工事について、それぞれ適用します。 ただし、加入契約回線の移転が、相互接続協定に基づき相互接続点の所在場所を変更したことに伴うものである場合であって、同時に他の工事を施工しないとき、又は端末回線若しくは当社契約者回線の移転が、第13条（端末回線の収容）第2項の規定により当社が端末回線を収容する総合オープン通信網サービス取扱所（端局を含みます。）を変更したことに伴うものである場合であって、同時に他の工事を施工しないときは、工事費の支払いを要しません。	
オ 端末設備の設置等の場合の工	端末設備の設置等の場合の工事費は、端末設備の設置に係る請求その他の変更等に関する工事について、適用します。	

事費の適用	
-------	--

(2) 工事費の額

ア 加入契約回線関連工事

区 分	単 位	工 事 費 の 額 (税抜価格 (税込価格))
ア 加入契約回線の設置、第7種総合オープン通信網サービスの品目等の変更、加入契約回線の移転又は第7種総合オープン通信網サービスの利用の一時中断若しくは再取付けに関する加入契約回線関連工事	1 加入契約回線ごとに	3,000円 (3,300円)
イ 他社接続回線接続変更に関する相互接続点関連工事	1 相互接続点ごとに	3,000円 (3,300円)

イ イーサネット回線関連工事

区 分	単 位	工 事 費 の 額 (税抜価格 (税込価格))
(ア) 基本工事費	1 工事ごとに	2,000円 (2,200円)
(イ) 回線工事費	1 イーサネット回線の終端ごとに	2,000円 (2,200円)
(ウ) 屋内配線工事費	1 屋内配線ごとに	40,000円 (44,000円)
(エ) 回線終端装置設置工事費	1 回線終端装置ごとに	10,000円 (11,000円)

8 第8種総合オープン通信網サービスに係るもの

(1) 適用

第8種総合オープン通信網サービスに係る工事費の適用については、第98条（工事費の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

工 事 費 の 適 用	
ア 工事費の適用	工事費は、当社契約者回線ごとに適用します。
イ 第8種総合オープン通信網サービスの品目等の変更、当社契約者回線の移転又は回線相互接続の場合の工事費の適用	<p>第8種総合オープン通信網サービスの品目等の変更の場合の工事費は、変更後の品目等に対応する設備に関する工事について、移転の場合の工事費は、移転先の取付けに関する工事について、回線相互接続の場合の工事費は、回線相互接続に関する工事について、それぞれ適用します。</p> <p>ただし、当社契約者回線の移転が、第64条の3（当社契約者回線の收容）第2項の規定により当社が当社契約者回線を收容する総合オープン通信網サービス取扱所を変更したことに伴うものである場合であって、同時に他の工事を施工しないときは、工事費の支払いを要しません。</p>

(2) 工事費の額

区 分	単 位	工 事 費 の 額 (税抜価格 (税込価格))
当社契約者回線の設置、第8種総合オープン通信網サービスの品目等の変更、当社契約者回線の移転又は第8種総合オープン通信網サービスの利用の一時中断若しくは再取付けに関する当社契約者回線関連工事	1 当社契約者回線ごとに	3,000円 (3,300円)

9 第9種総合オープン通信網サービスに係るもの

(1) 適用

(ア) 帯域共有型FTTHアクセスに係る工事費の適用については、第98条（工事費の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

工 事 費 の 適 用							
(1) 工事費の適用	<p>ア 当社は、帯域共有型FTTHアクセスに係る工事費の適用にあたり、次表のとおり、工事費の種類を定めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>工 事 費 の 適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加入契約回線関係新設工事費</td> <td>加入契約回線を設置し、又は当社が提供する回線接続装置若しくは当社が提供する配線設備を設置する場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>加入契約回線関係変更工事費</td> <td>加入契約回線について、その品目等の変更若しくは移転、当社が提供する回線接続装置の移転若しくは当社が提供する配線設備の移転又は一時中断若しくは一時中断の再利用を行う場合に適用します。</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ その加入契約回線と接続する他社接続回線又は端末回線が変更となる場合は、加入契約回線関係新設工事費を適用します。</p> <p>ウ 加入契約回線関係変更工事費のうち、品目等の変更の場合の工事費は、変更後の品目等に対応する設備に関する工事について、移転の場合の工事費は、移転先の取付けに関する工事について、それぞれ適用します。</p> <p>エ 第13条（端末回線の收容）第2項の規定により当社が端末回線を收容する総合オープン通信網サービス取扱所（端局を含みます。）を変更したことに伴って端末回線又は当社契約者回線を移転する場合であって、同時に他の工事を施工しないときは、加入契約回線関係変更工事費の支払いを要しません。</p>	種 類	工 事 費 の 適 用	加入契約回線関係新設工事費	加入契約回線を設置し、又は当社が提供する回線接続装置若しくは当社が提供する配線設備を設置する場合に適用します。	加入契約回線関係変更工事費	加入契約回線について、その品目等の変更若しくは移転、当社が提供する回線接続装置の移転若しくは当社が提供する配線設備の移転又は一時中断若しくは一時中断の再利用を行う場合に適用します。
	種 類	工 事 費 の 適 用					
	加入契約回線関係新設工事費	加入契約回線を設置し、又は当社が提供する回線接続装置若しくは当社が提供する配線設備を設置する場合に適用します。					
加入契約回線関係変更工事費	加入契約回線について、その品目等の変更若しくは移転、当社が提供する回線接続装置の移転若しくは当社が提供する配線設備の移転又は一時中断若しくは一時中断の再利用を行う場合に適用します。						
(2) 加入契約回線関係変更工事費に係る工事費の適用	<p>当社は、(1)に定める加入契約回線関係変更工事費の適用にあたり、次の細目を定めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>加入契約回線関係変更工事費の細目</th> <th>工 事 費 の 適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他の工事費</td> <td>加入契約回線関係変更工事費の適用に係る工事のうち、イ又はウ以外のものに</td> </tr> </tbody> </table>	加入契約回線関係変更工事費の細目	工 事 費 の 適 用	その他の工事費	加入契約回線関係変更工事費の適用に係る工事のうち、イ又はウ以外のものに		
加入契約回線関係変更工事費の細目	工 事 費 の 適 用						
その他の工事費	加入契約回線関係変更工事費の適用に係る工事のうち、イ又はウ以外のものに						

		ついて適用します。
	配線設備に係る工事費	配線設備の移転を行う場合に適用しません。
(4) 端末設備の設置等の場合の工事費の適用	端末設備の設置等の場合の工事費は、端末設備の設置に係る請求その他の変更等に関する工事について、適用します。	

(2) 工事費の額

ア 加入契約回線関係新設工事費

単 位	工事費の額 (税抜価格 (税込価格))
1 加入契約回線ごとに	30,000 円 (33,000円)

イ 加入契約回線関係変更工事費

区 分	単 位	工事費の額 (税抜価格 (税込価格))
その他の工事費	1 加入契約回線ごとに	3,000 円 (3,300円)
配線設備に係る工事費	1 配線設備ごとに	20,000 円 (22,000円)

(イ) 帯域共有型フレッツアクセスに係るもの

(1) 適用

帯域共有型フレッツアクセスに係る工事費の適用については、第98条（工事費の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

工 事 費 の 適 用					
ア 工事費の適用	工事費は、以下の工事ごとに適用します。 (ア) 利用の開始に関する工事（プラン0に係るものを除きます。） (イ) タイプ等の変更に関する工事 (ウ) 端末回線に関する工事				
イ タイプ等の変更に関する工事費	タイプ等の変更に関する工事費は、タイプ、接続型又はプランの変更（プランIに係る種類の変更を含みます。）を行ったときに適用します。 ただし、同一のタイプにおいて、プランI又はプランIIのものをプラン0に変更する場合は、その工事費の支払いを要しません。				
ウ 端末回線に関する工事費	ア 端末回線に関する工事費は、次の場合に適用します。 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>工 事 費 の 適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設置に関する工事</td> <td>端末回線の設置の場合に適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	工 事 費 の 適 用	設置に関する工事	端末回線の設置の場合に適用します。
区 分	工 事 費 の 適 用				
設置に関する工事	端末回線の設置の場合に適用します。				

	品目の変更に関する工事	端末回線に係る品目の変更を行う場合に適用します。
	敷地内移設に関する工事	同一の構内又は同一の建物内において端末回線の移転を行う場合に適用します。
	時刻指定に関する工事	設置及び移転に関する工事の時刻を指定する場合（当社が別に定める時刻に限ります。以下「指定時刻」といいます。）に適用します。
	<p>備考</p> <p>1 端末回線に関する工事費は、帯域共有型フレッツアクセスの第9種総合オープン通信網サービス（コースⅡに係るものに限ります。）に係る端末回線の工事について適用します。</p> <p>2 品目の変更に関する工事費は、帯域共有型フレッツアクセスの第9種総合オープン通信網サービス（タイプⅡに係るものに限ります。）に係る端末回線の工事について適用します。</p> <p>3 時刻指定に関する工事費は、帯域共有型フレッツアクセス（コースⅡ（タイプⅥ及びタイプⅦ（フレッツ 光ネクストファミリー、フレッツ 光ネクスト ファミリー・ハイスピード、フレッツ 光ネクスト ファミリーギガラインタイプ、フレッツ 光ネクスト フレッツ 光ネクスト ファミリー・スーパーハイスピード隼）に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）に係る端末回線の工事について適用します。</p> <p>4 時刻指定に関する工事費は、契約者から時刻指定に関する工事費を支払うことを条件にその契約者が指定時刻に工事を行ってほしい旨の申出があった場合であって、当社が指定時刻にその工事を行う場所に到着した場合（その申出をした契約者の責めにより当社が指定時刻にその工事を行う場所に到着できなかった場合を含みます。）に、（2）のウの（イ）に定める時間指定に関する工事費の額を適用します。 ただし、当社の責めに帰すべき事由によりその工事が完了しなかった場合は、この限りではありません。</p>	

（2）工事費の額

区 分	単 位	工事費の額 （税抜価格 （税込価格））
ア 利用の開始に関する工事	1のユーザID又はお客様IDごとに	3,000円 (3,300円)
イ タイプ等の変更に関する工事	1のユーザID又はお客様	3,000円 (3,300円)

			IDごとに	
ウ 端末回線に関する工事	(イ) (ア) 以外のもの	設置に関する工事	1の工事ごとに	27,900円 (30,690円)
		敷地内移設に関する工事	1の工事ごとに	9,300円 (10,230円)
		時刻指定に関する工事費	1の工事ごとに	13,000円 (14,300円)

(ウ) 帯域確保型に係るもの

(1) 適用

帯域確保型に係る工事費の適用については、第98条（工事費の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

工 事 費 の 適 用		
ア 工事費の適用	工事費は、次の工事ごとに適用します。 (ア) 加入契約回線関連工事 (イ) イーサネット回線を使用する加入契約回線に係る工事	
イ イーサネット回線を使用する加入契約回線に係る基本工事費、回線工事費、屋内配線工事費及び回線終端装置工事費	イーサネット回線を使用する加入契約回線に係る基本工事費、回線工事費、屋内配線工事費及び回線終端装置工事費は、次の場合に適用します。	
	区 分	工 事 費 の 適 用
	ア 基本工事費	回線工事費、屋内配線工事費又は回線終端装置工事費の支払いを要する場合に適用します。
	イ 回線工事費	イーサネット回線を使用する加入契約回線の工事を要する場合に適用します。
	ウ 屋内配線工事費	当社が提供する配線設備の工事を要する場合に適用します。 (ア) イーサネット回線を使用する加入契約回線の終端からジャック又はローゼットまでの間の配線 (イ) 1のジャック又はローゼットから他のジャック又はローゼットでの間の配線
エ 回線終端装置設置工事費	当社が提供する回線終端装置の工事を要する場合に適用します。	
ウ 同時に2以上の工事を施工する場合の工事費の適用	1の帯域確保型契約者からの申込み又は請求により同時に2以上のイーサネット回線を使用する加入契約回線に係る工事を施行する場合は、1のイーサネット回線を使用する加入契約回線を除く他のイーサネット回線を使用する加入契約回線に係る工事の部分については、基本工事費の支払いを要しません。	
エ 帯域確保型に係る第9種総合オープン通信網サービスの品目	帯域確保型に係る第9種総合オープン通信網サービスの品目等の変更の場合の工事費は、変更後の品目等に対応する設備に関する工事について、移転の場合の工事費は、移転先の取付けに関する工事について、他社接続回線接続変更の場合の工事費は、接続変更先の取	

等の変更、加入契約回線等若しくは端末回線の移転、他社接続回線接続変更又は回線相互接続の場合の工事費の適用	付けに関する工事について、回線相互接続の場合の工事費は、回線相互接続に関する工事について、それぞれ適用します。 ただし、加入契約回線の移転が、相互接続協定に基づき相互接続点の所在場所を変更したことに伴うものである場合であって、同時に他の工事を施工しないとき、又は端末回線若しくは当社契約者回線の移転が、第13条（端末回線の収容）第2項の規定により当社が端末回線を収容する総合オープン通信網サービス取扱所（端局を含みます。）を変更したことに伴うものである場合であって、同時に他の工事を施工しないときは、工事費の支払いを要しません。
オ 端末設備の設置等の場合の工事費の適用	端末設備の設置等の場合の工事費は、端末設備の設置に係る請求その他の変更等に関する工事について、適用します。

(2) 工事費の額

ア 加入契約回線関連工事

区 分	単 位	工 事 費 の 額 (税抜価格 (税込価格))
ア 加入契約回線の設置、帯域確保型の品目等の変更、加入契約回線の移転又は帯域確保型の第9種総合オープン通信網サービスの利用の一時中断若しくは再取り付けに関する加入契約回線関連工事	1 加入契約回線ごとに	3,000円 (3,300円)
イ 他社接続回線接続変更に関する相互接続点関連工事	1 相互接続点ごとに	3,000円 (3,300円)

イ イーサネット回線を使用する加入契約回線

区 分	単 位	工 事 費 の 額 (税抜価格 (税込価格))
(ア) 基本工事費	1 工事ごとに	2,000円 (2,200円)
(イ) 回線工事費	1 イーサネット回線を使用する加入契約回線の終端ごとに	2,000円 (2,200円)
(ウ) 屋内配線工事費		
① 10Mb/s	1 屋内配線ごとに	11,500円 (12,650円)
② 100Mb/s	1 屋内配線ごとに	11,500円 (12,650円)
③ 200Mb/s	1 屋内配線ごとに	21,500円 (23,650円)
④ 300Mb/s	1 屋内配線ごとに	21,500円 (23,650円)
⑤ 1000Mb/s	1 屋内配線ごと	21,500円

	に	(23,650円)
(工) 回線終端装置設置工事費		
① 10Mb/s	1回線終端装置ごとに	10,000円 (11,000円)
② 100Mb/s	1回線終端装置ごとに	10,000円 (11,000円)
③ 200Mb/s	1回線終端装置ごとに	—
④ 300Mb/s	1回線終端装置ごとに	—
⑤ 1000Mb/s	1回線終端装置ごとに	—

10~12 削除

13 付加機能に係るもの

(1) 適用

付加機能に係る工事費の適用については、第98条（工事費の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

工 事 費 の 適 用	
工事費の適用	工事費は、付加機能の利用の開始、利用内容の変更ごとに適用します。

(2) 工事費の額

区 分	単 位	工 事 費 の 額 (税抜価格 (税込価格))
ア CGIサービス	1の工事ごとに	1,000円 (1,100円)
イ 削除		
ウ SSLサービス	1の工事ごとに	5,000円 (5,500円)
エ 削除		
オ 削除		
カ 削除		
キ 削除		
ク 音声通信サービス I (ア) 利用の開始に関する工事	1の工事ごとに	2,000円 (2,200円)
(イ) 同時通信可能数の設定変更に関する工事	1の工事ごとに	1,000円 (1,100円)
(ウ) 音声通信番号の指定に関する工事	1の音声通信番号ごとに	1,000円 (1,100円)
ケ IPv6トンネリングサービス	1の工事ごとに	3,000円 (3,300円)

コ 削除		
サ 番号追加サービス (ア) 音声通信番号の追加に関する工事 (イ) 削除	1の音声通信番号ごとに 削除	1,000円 (1,100円) 削除
シ 番号変換サービス (ア) ユーザグループの設定に関する工事 (イ) 内線番号の設定又は変更に関する工事 ① オンネット機能に係るもの ② サブネット機能に係るもの	1のユーザグループごとに 1の内線番号ごとに 1の内線番号ごとに	10,000円 (11,000円) 1,000円 (1,100円) 300円 (330円)
ス 番号情報送付サービスⅢ (ア) 利用の開始に関する工事 (イ) 削除	1のユーザグループごとに 削除	10,000円 (11,000円) 削除
セ 削除	削除	削除
ソ DDoS対策サービス (ア) 利用の開始に関する工事 ① ③以外の第7種総合オープン通信網サービス及び第8種総合オープン通信網サービスの加入契約回線等に係るもの ② 第1種総合オープン通信網サービスの加入契約回線等に係るもの ③ バックアップサービスⅠに係る予備の加入契約回線等に係るもの (イ) プランの変更に関する工事	1の工事ごとに 1の工事ごとに 1の工事ごとに 1の工事ごとに	200,000円 (220,000円) 100,000円 (110,000円) 40,000円 (44,000円) 3,000円 (3,300円)
備考 1 削除 2 番号変換サービスに係るユーザグループの設定に関する工事に係る工事費については、第98条の規定にかかわらず、その料金月の末日（その料金月中に番号変換サービスの廃止（そのユーザグループに係るユーザグループ構成回線の数に限り、）があったときは、その廃止日とします。以下この欄において同じとします。）において、そのユーザグループに係るユーザグループ代表者である場合に限り支払いを要するものとします。 3 番号変換サービスに係る内線番号の設定又は変更に関する工事に係る工事費については、その番号変換サービスの提供を開始した日と番号変換サービスの廃止があった日が同一の日である場合は、その支払いを要しないものとします。		

第5 附帯サービスに関する料金等

1 手数料

(1) 適用

手数料の適用については、別記17（IPアドレス又はドメイン名に係る申請手続きの代行等）の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容
手数料の適用	<p>ア JPNICが割当てるIPv6アドレスについては、第1種総合オープン通信網契約者（タイプIIのものに限ります。）、第7種総合オープン通信網契約者、第8種総合オープン通信網契約者、第9種総合オープン通信網サービス（帯域確保型のものに限ります。）又はIPv6トンネリングサービスに係る総合オープン通信網契約者に限り、そのIPv6アドレスの申請手続きの代行等を行います。</p> <p>イ 削除</p> <p>ウ JPRSが割当てる汎用JPドメイン名を変更することはできません。</p> <p>エ 当社は、ドメイン名維持管理料については、日割は行いません。</p>

(2) 料金額

ア JPNICが割当てるIPアドレスに係るもの

(ア) 申請手数料

区 分	単 位	手 数 料 の 額 (税抜価格 (税込価格))
IPアドレスの割当てに係るもの		
① IPアドレスの数が255個までのもの	1の申請ごとに	6,000円 (6,600円)
② IPアドレスの数が255個を超えるもの	1の申請ごとに	10,000円 (11,000円)

イ JPNICが割当てるIPv6アドレスに係るもの

(ア) 申請手数料

区 分	単 位	手 数 料 の 額 (税抜価格 (税込価格))
申請手数料	1の申請ごとに	1,000円 (1,100円)

ウ 削除

エ JPRSが割当てるドメイン名に係るもの

(ア) 申請手数料

区 分	単 位	手 数 料 の 額 (税抜価格 (税込価格))
ドメイン名の割当てに係るもの	1ドメイン名ごとに	6,000円 (6,600円)
ドメイン名の変更又は移転に係るもの	1ドメイン名ごとに	30,000円 (33,000円)

指定事業者（JPRSが定める指定事業者をいいます。）の変更に係るもの	1ドメイン名ごとに	3,000円 (3,300円)
------------------------------------	-----------	--------------------

(イ) ドメイン名維持管理料

区 分	単 位	手 数 料 の 額 (税抜価格 (税込価格))
ドメイン名維持管理料	1ドメイン名ごとに年額	3,600円 (3,960円)

2 発行料等

(1) 発行料

ア 適用

発行料の適用については、別記19（利用明細書等の発行）の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容
利用明細書に係る発行料の適用	ア 利用明細書は、音声通信サービス I に係る総合オープン通信網契約者に限り、その発行を行います。 イ 発行料については、日割は行いません。
支払証明書に係る発行料の適用	総合オープン通信網契約者は、イ（料金額）の規定にかかわらず、当社が別に定める頻度又は態様等により支払証明書の発行の請求を行った場合を除き、支払証明書発行料の支払いを要しません。

イ 料金額

(ア) 利用明細書に係るもの

区 分	単 位	発 行 料 の 額 (税抜価格 (税込価格))
音声通信サービス I に係るもの	1の総合オープン通信網契約ごとに月額	500円 (550円)

(イ) 支払証明書に係るもの

区 分	単 位	発 行 料 の 額 (税抜価格 (税込価格))
① 支払証明書発行料	支払証明書の発行1回ごとに	400円 (440円)

(注) 支払証明書の発行を受けようとするときは、上記手数料のほか、印紙代及び郵送料が必要な場合があります。

(2) 発行の開始に係る工事に関する費用

ア 適用

発行の開始に係る工事に関する費用の適用については、別記19（利用明細書の発行）の規定によるとおりとします。

イ 発行の開始に係る工事に関する費用の額

(ア) 利用明細書に係るもの

区 分	単 位	工事に関する費用の額 (税抜価格 (税込価格))
音声通信サービス I に係るもの	1 の総合オープン 通信網契約ごとに	1,000円 (1,100円)

3 端末設備に係る料金等

(1) 端末設備に係る料金

ア 適用

端末設備に係る料金の適用については、別記21（端末設備の提供）及び別表8（当社が提供する端末設備の提供条件）の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容
ア 音声通信アダプタに係る料金の適用	<p>(ア) 別表8に定める音声通信アダプタ（以下「音声通信アダプタ」といいます。）の提供を受けている総合オープン通信網契約者は、(2)（料金額）に規定する音声通信アダプタの料金の支払いを要します。</p> <p>(イ) 総合オープン通信網契約者は、音声通信アダプタに故意若しくは重過失又は通常の使用態様に反する使用による損耗等が生じた場合、又は音声通信アダプタの廃止（総合オープン通信網契約の解除、音声通信サービス I の廃止その他の理由によるその音声アダプタの提供の終了をいいます。以下同じとします。）から当社が別に定める期間内に当該音声通信アダプタの返還がないときは、当社が別に定める音声通信アダプタに係る賠償金の支払いを要します。</p>
イ 第1種総合オープン通信網契約者（タイプ I a に係るものに限ります。）への端末設備に係る料金の適用	<p>(ア) 当社は、第1種総合オープン通信網契約者（タイプ I a に係るものに限ります。以下、この欄において同じとします。）に対し、当社が別に定めるところにより、端末設備を提供します。</p> <p>(イ) 端末設備の提供を受ける第1種総合オープン通信網契約者は、善良な管理者の注意をもって当該特定端末設備を保管していただきます。</p> <p>(ウ) 第1種総合オープン通信網契約者は、当該端末設備に故意又は重過失その他通常の使用を超えるような使用による損耗等が生じた場合、又は第1種総合オープン通信網契約者の解除から当社が別に定める期間内に当該端末設備の返還がないときは、(エ)に定める端末設備に係る賠償金の支払いを要します。</p> <p>(エ) 端末設備に係る賠償金の額は、1装置ごとに税抜価格25,000円とします。</p> <p>(オ) 端末設備の利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。</p>
ウ 回線終端装置及び屋内配線に係る料金の適用	<p>(ア) 回線終端装置の利用に係る料金は回線終端装置利用料とし、第5種総合オープン通信網サービス（コース II のものに限ります。）に係る端末回線ごとに適用します。</p> <p>(イ) 屋内配線に係る料金は、端末回線の終端からジャック又は</p>

	ローゼット（ジャック又はローゼットが設置されていない場合には宅内機器とします。）ごとに適用します。
--	---

イ 料金額

（ア）第1種総合オープン通信網サービス（タイプI aのものに限ります）に係るもの

区 分	単 位	料 金 額 （税抜価格 （税込価格））
1台のとき	1の第1総合オープン通信網 契約ごとに月額	700円 (770円)

（イ）音声通信サービスIに係るもの

区 分	単 位	料 金 額 （税抜価格 （税込価格））
音声通信アダプタ		
① COT型又はBRI型のもの	1装置ごとに月額	2,500円 (2,750円)
② OD型のもの	1装置ごとに月額	5,000円 (5,500円)
③ PRI型のもの	1装置ごとに月額	57,000円 (62,700円)

（ウ）第5種総合オープン通信網サービス（コースIIのものに限ります。）及び第9種総合オープン通信網サービス（帯域共有型フレッツアクセスのものに限ります。）に係るもの

区 分	単 位	料 金 額 （税抜価格 （税込価格））
回線終端装置利用料		
① タイプII（1.5M、8M、12M、24Mに限る）のもの	1装置ごとに月額	440円 (484円)
② タイプII（端末回線（その終端（取扱所交換設備に係るものを除きます。以下この表において同じとします。）の場所が提供区域1内であるものに限ります。）に係る品目が40M、47Mのもの）	1装置ごとに月額	490円 (539円)
③ タイプVII（光クロス及び光クロスファミリーに限ります。）	1装置ごとに月額	-
④ 上記以外のもの	1装置ごとに月額	900円 (990円)

屋内配線に係る料金（端末回線の終端の場所が提供区域1内であるもの）		
① タイプⅡのもの	1装置ごとに月額	60円 (66円)
② タイプⅥ、タイプⅦ（プライオ1のものに限ります。）のもの	1装置ごとに月額	1,000円 (1,100円)
③タイプⅦ（光クロスに限ります。）のもの	1装置ごとに月額	-
④ 上記以外のもの	1装置ごとに月額	200円 (220円)
屋内配線に係る料金（端末回線の終端の場所が提供区域2内であるもの）		
①タイプⅡのもの	1装置ごとに月額	60円 (66円)
②タイプⅦ（光クロス ファミリーに限ります。）のもの	1装置ごとに月額	-
③上記以外のもの	1装置ごとに月額	200円 (220円)

(2) 端末設備に係る工事に関する費用

ア 適用

端末設備に係る工事に関する費用の適用については、別記21（端末設備の提供）の規定によるほか、次のとおりとします。

工 事 費 の 適 用	
ア 音声通信アダプタに係る工事費の適用	<p>(ア) 音声通信アダプタに係る工事費は、音声通信アダプタに係る基本工事費と音声通信アダプタに係る付加工事費の合計額とします。</p> <p>(イ) 音声通信アダプタに係る基本工事費は、音声通信アダプタに係る工事（当社の係員の派遣を要するものに限ります。）が発生する場合に、1の工事ごとにイ（音声通信サービスⅠに係る工事費の額）に定める工事費の額を適用します。</p> <p>(ウ) 音声通信アダプタに係る付加工事費は、音声通信アダプタに係る工事が発生する場合に、1の装置ごとにイ（音声通信サービスⅠに係る工事費の額）に定める工事費の額を適用します。</p>
イ 第1種総合オープン通信網契約者（タイプⅠaに係るものに限ります。）への端末設備に係る工事費の適用	<p>端末設備に係る工事費は、当社が提供する特定端末設備の設定変更等（設定若しくは種類の変更等又は撤去をいいます。以下同じとします。）の工事を要する場合に適用します。</p>

イ 工事費の額

イー1 第1種総合オープン通信網サービス（タイプⅠaに係るものに限ります。）に係るもの

(ア) 特定端末設備に係る工事費の額

区 分	単 位	工事費の額 (税抜価格 (税込価格))
設定変更等に関する工事	1 工事ごとに	8,000円 (8,800円)

イー2 音声通信サービス I に係るもの

(イ) 音声通信アダプタに係る付加工事費

区 分	単 位	工事費の額 (税抜価格 (税込価格))
音声通信アダプタに係る付加工事費		
(ア) COT型 (4ch/8ch) のもの		
① 利用の開始 (番号変換サービスの利用の開始を伴うものを含みます。以下この表において同じとします。)	1 装置ごとに	29,000円 (31,900円)
② 移転、増設又は番号変換サービスの利用の開始 (音声通信アダプタの利用の開始を伴うものを除きます。以下この表において同じとします。)	1 装置ごとに	17,000円 (18,700円)
③ 撤去又は設定変更 (番号変換サービスに係る設定変更を除きます。以下この表において同じとします。)	1 装置ごとに	6,000円 (6,600円)
(イ) BRI型 (4ch/8ch) のもの		
① 利用の開始に関する工事費	1 装置ごとに	29,000円 (31,900円)
② 移転、増設又は番号変換サービスの利用の開始若しくは設定変更に関する工事費	1 装置ごとに	17,000円 (18,700円)
③ 撤去又は設定変更に関する工事費	1 装置ごとに	6,000円 (6,600円)
(ウ) PRI型のもの		
① 利用の開始に関する工事	1 装置ごとに	80,000円 (88,000円)
② 移転、増設又は番号変換サービスの利用の開始若しくは設定変更に関する工事費	1 装置ごとに	37,000円 (40,700円)
③ 撤去又は設定変更に関する工事費	1 装置ごとに	17,000円 (18,700円)

(エ) ODT型のもの		
① 利用の開始に関する工事費	1 装置ごとに	29,000円 (31,900円)
② 移転、増設又は番号変換サービスの利用の開始若しくは設定変更に関する工事費	1 装置ごとに	17,000円 (18,700円)
③ 撤去又は設定変更に関する工事費	1 装置ごとに	6,000円 (6,600円)

第6 ユニバーサルサービス料

1 適用

ユニバーサルサービス料の適用については、第96条の2（ユニバーサルサービス料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容
(1) ユニバーサルサービス料の適用	<p>ア 料金表第2（付加機能利用料）の音声通信サービスⅠの備考（イ）又は音声通信サービスⅢ（当社が別に定めるところにより付与した音声通信番号を利用して行うもの）に限ります。以下この条において同じとします。）の備考（イ）の規定に定める1の電気通信番号ごとに適用します。</p> <p>イ ユニバーサルサービス料は適用対象の電気通信番号のうち、暦月末日に利用されている電気通信番号に適用します。</p>
(2) 料金月の期間中に契約開始・契約解除があった場合の料金の適用	<p>ア ユニバーサルサービス料の日割は行いません。</p> <p>イ 暦月の末日に契約の解除若しくは接続休止があったとき、解除若しくは接続休止の電気通信番号はユニバーサルサービス料を適用しません。</p>

2 料金表

区 分	料 金 額
ユニバーサルサービス料	ユニバーサルサービス制度について定めた当社のホームページに規定する「ユニバーサルサービス料」の額

(注) ユニバーサルサービス制度について定めた当社のホームページは、次のとおりです。

<https://www.kddi.com/corporate/kddi/public/universal/>

第7 電話リレーサービス料

1 適用

電話リレーサービス料の適用については、第96条の3（電話リレーサービス料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容
(1) 電話リレーサービス料の適用	ア 料金表第2（付加機能利用料）の音声通信サービスⅠの備考（イ）又は音声通信サービスⅢ（当社が別に定めるところにより付与した音声通信番号を利用して行うものに限ります。以下この条において同じとします。）の備考（イ）の規定に定める1の電気通信番号ごとに適用します。 イ 電話リレーサービス料は適用対象の電気通信番号のうち、暦月末日に利用されている電気通信番号に適用しません。
(2) 料金月の期間中に契約開始・契約解除があった場合の料金の適用	ア 電話リレーサービス料の日割は行いません。 イ 暦月の末日に契約の解除若しくは接続休止があったとき、解除若しくは接続休止の電気通信番号は電話リレーサービス料を適用しません。

2 料金表

区 分	料 金 額
電話リレーサービス料	電話リレーサービス制度について定めた当社のホームページに規定する「電話リレーサービス料」の額

(注) 電話リレーサービス制度について定めた当社のホームページは、次のとおりです。

<https://www.kddi.com/corporate/kddi/public/telephonerelay/>

料金表別表 削除

別表1 総合オープン通信網サービスにおける基本的な技術的事項

- 1 削除
- 2 削除
- 3 第7種総合オープン通信網サービス

ア 削除

イ LAN型に係るイーサネット回線を使用する場合

区 別	規 格
10メガビット/秒の符号伝送が可能なインターフェースで提供するもの	IEEE802.3 10BASE-T標準
100メガビット/秒の符号伝送が可能なインターフェースで提供するもの	IEEE802.3u 100BASE-T標準
1000メガビット/秒の符号伝送が可能なインターフェースで提供するもの	IEEE802.3z 1000BASE-SX標準 IEEE802.3z 1000BASE-LX標準
10ギガビット/秒の符号伝送が可能なインターフェースで提供するもの	IEEE802.3ae 10GBASE-LR標準
100ギガビット/秒の符号伝送が可能なインターフェースで提供するもの	IEEE802.3ba 100GBASE-LR標準

4 第8種総合オープン通信網サービス

区 別	規 格
10BASE-T接続のもの	IEEE802.3 10BASE-T標準
10BASE-FL接続のもの	IEEE802.3 10BASE-FL標準
100BASE-FX接続のもの	IEEE802.3u 100BASE-FX標準
100BASE-T接続のもの	IEEE802.3u 100BASE-T標準
1000BASE-SX接続のもの	IEEE802.3z 1000BASE-SX標準
1000BASE-LX接続のもの	IEEE802.3z 1000BASE-LX標準
10GBASE-LR接続のもの	IEEE802.3ae 10GBASE-LR標準
100GBASE-LR接続のもの	IEEE802.3ba 100GBASE-LR標準

別表2 削除

別表3 音声通信サービスIにおける本邦外又は特定衛星端末への通信に係る取扱地域等

区 分	取 扱 地 域
アジア1	イスラエル国、シンガポール共和国、台湾、大韓民国、中華人民共和国（香港及びマカオを除きます。）、香港、マレーシア
アジア2	フィリピン共和国
アジア3	インドネシア共和国、キプロス共和国、タイ王国
アジア4	アラブ首長国連邦
アジア5	マカオ
アジア6	モンゴル国
アジア7	ブルネイ・ダルサラーム国
アジア8	パキスタン・イスラム共和国、バングラデシュ人民共和国、ブータン王国
アジア9	スリランカ民主社会主義共和国
アジア10	イラン・イスラム共和国、インド、オマーン国、クウェート国、サウジアラビア王国、バーレーン国
アジア11	ベトナム社会主義共和国
アジア12	カンボジア王国、ミャンマー連邦共和国
アジア13	モルディブ共和国、ラオス人民民主共和国
アジア14	ネパール王国
アジア15	シリア・アラブ共和国、ヨルダン・ハシェミット王国
アジア16	カタール国、レバノン共和国
アジア17	東ティモール
アジア18	朝鮮民主主義人民共和国
アジア19	イエメン共和国
アジア20	アフガニスタン・イスラム共和国
アジア21	イラク共和国
アフリカ1	アンゴラ共和国、エスワティニ王国
アフリカ2	ウガンダ共和国
アフリカ3	マリ共和国
アフリカ4	ガーナ共和国、ガボン共和国、ギニア共和国、社会主義人民リビア・アラブ国、ザンビア共和国、ジンバブエ共和国、チュニジア共和国、ニジェール共和国、ブルンジ共和国、モーリシャス共和国、モロッコ王国、レソト王国、レユニオン
アフリカ5	エジプト・アラブ共和国、カーボベルデ共和国、ケニア共和国、コンゴ民主共和国、ボツワナ共和国、南アフリカ共和国、リベリア共和国
アフリカ6	カメルーン共和国、コモロ連合、コートジボワール共和国、タンザニア連合共和国、ナイジェリア連邦共和国、ナミビア共和国、ブルキナファソ、ベナン共和国、モーリタニア・イスラム共和国、マイヨット島
アフリカ7	トーゴ共和国
アフリカ8	ガンビア共和国
アフリカ9	赤道ギニア共和国

アフリカ10	エリトリア国、ジブチ共和国、スーダン共和国、セネガル共和国、ソマリア共和国、南スーダン共和国、ルワンダ共和国
アフリカ11	アルジェリア民主人民共和国、マラウイ共和国、モザンビーク共和国
アフリカ12	エチオピア連邦民主共和国、コンゴ共和国
アフリカ13	マダガスカル共和国
アフリカ14	シエラレオネ共和国
アフリカ15	サントメ・プリンシペ民主共和国
アフリカ16	チャド共和国
アフリカ17	アセンション島、セーシェル共和国、ディエゴ・ガルシア
アフリカ18	中央アフリカ共和国、セントヘレナ島
アフリカ19	ギニアビウ共和国
アメリカ1	アメリカ合衆国(アラスカ及びハワイを除きます。)、アラスカ
アメリカ2	カナダ
アメリカ3	米領バージン諸島
アメリカ4	ブラジル連邦共和国
アメリカ5	コスタリカ共和国、チリ共和国、ドミニカ共和国、バハマ国、メキシコ合衆国
アメリカ6	プエルト・リーコ
アメリカ7	コロンビア共和国
アメリカ8	アルゼンチン共和国、グアテマラ共和国、サンピエール島・ミクロン島、バミューダ諸島、フランス領ギアナ、ベネズエラ・ボリバル共和国
アメリカ9	グレート・ブリテン領ヴァージン諸島、トリニダード・トバゴ共和国、ニカラグア共和国、パナマ共和国、ベリーズ、ペルー共和国、ボリビア共和国、マルティニク
アメリカ10	エクアドル共和国、エルサルバドル共和国、ウルグアイ東方共和国、パラグアイ共和国
アメリカ11	ホンジュラス共和国
アメリカ12	オランダ領アンティール、オランダ領セントマーチン、ケイマン諸島
アメリカ13	グアドループ、ジャマイカ、ハイチ共和国、バルバドス
アメリカ14	アルバ、アンギラ、アンティグア・バーブーダ、スリナム共和国、セント・ビンセント及びグレナディーン諸島
アメリカ15	キューバ共和国
アメリカ16	フォークランド諸島
アメリカ17	ドミニカ国、グレナダ、モンセラット、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、タークス及びカイコス諸島
アメリカ18	ガイアナ共和国
オセアニア1	オーストラリア、グアム、クリスマス島、ココス・キーリング諸島
オセアニア2	ハワイ
オセアニア3	ニュージーランド

オセアニア4	サイパン
オセアニア5	パプアニューギニア共和国、フィジー共和国、フランス領ポリネシア、米領サモア
オセアニア6	ノーフォーク島、ミクロネシア連邦
オセアニア7	サモア独立国
オセアニア8	ニュー・カレドニア、パラオ共和国
オセアニア9	トンガ王国
オセアニア10	ナウル共和国、マーシャル諸島共和国
オセアニア11	ツバル
オセアニア12	クック諸島、キリバス共和国
オセアニア13	ソロモン諸島、トケラウ諸島、バヌアツ共和国
オセアニア14	ニウエ
ヨーロッパ1	アイルランド、イタリア共和国、オランダ王国、グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国、スウェーデン王国、ドイツ連邦共和国、ノルウェー王国、バチカン市国、フランス共和国、ベルギー王国
ヨーロッパ2	モナコ公国
ヨーロッパ3	オーストリア共和国、カナリア諸島、スペイン、スペイン領北アフリカ、デンマーク王国、フィンランド共和国、リヒテンシュタイン公国
ヨーロッパ4	アゾールス諸島、ギリシャ共和国、ハンガリー共和国、ポルトガル共和国、マディラ諸島、ルクセンブルク大公国
ヨーロッパ5	スイス連邦、ポーランド共和国
ヨーロッパ6	アンドラ公国
ヨーロッパ7	スロバキア共和国、チェコ共和国、トルコ共和国、ロシア連邦
ヨーロッパ8	ウクライナ
ヨーロッパ9	サンマリノ共和国、タジキスタン共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、リトアニア共和国、ルーマニア
ヨーロッパ10	アイスランド共和国、アゼルバイジャン共和国、カザフスタン共和国、マルタ共和国
ヨーロッパ11	フェロー諸島
ヨーロッパ12	エストニア共和国、ブルガリア共和国、ベラルーシ共和国、マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国
ヨーロッパ13	ジブラルタル、ラトビア共和国
ヨーロッパ14	グリーンランド
ヨーロッパ15	ウズベキスタン共和国、スロベニア共和国
ヨーロッパ16	ジョージア、クロアチア共和国
ヨーロッパ17	トルクメニスタン
ヨーロッパ18	アルバニア共和国、コソボ共和国、セルビア共和国、モンテネグロ共和国
ヨーロッパ19	キルギス共和国
ヨーロッパ20	アルメニア共和国
ヨーロッパ21	モルドバ共和国

特定衛星端末	特定衛星端末 1	スラヤー
	特定衛星端末 2	イリジウム
	特定衛星端末 6	インマルサット（4 k b p s 回線交換の音声通信及びVoIPによる音声通信に係る場合に限ります。）
	特定衛星端末 7	インマルサット（6 4 k b p s の A u d i o / S p e e c h のモードの場合に限ります。）
国際ネットワーク 1	Orange S. A. が提供する国際ネットワーク	

別表4 削除

別表5 削除

別表6 基本機能

区分	提供条件
セキュリティ機能	<ol style="list-style-type: none">1 ファイアウォール機能 契約者が設定したTCP/UDPポート番号以外へのアクセスを防止する機能2 不正侵入防御機能 当社が別に定める方式による不正侵入、攻撃を検知しアクセスを防止する機能3 ワーム対策機能 当社が別に定めるウィルスなどによる自動感染動作をチェックする機能4 P2P抑止機能 当社が別に定めるアプリケーションの利用を制限する機能5 セキュリティ監視機能 当社が検知したセキュリティ上の問題（当社が別に定めるものに限ります。）を総合オープン通信網契約者に通知する機能6 透過型ウイルス対策機能 コンピュータウイルス（当社が別に定めるものに限ります。）が検知されたホームページへのアクセスを、プロキシサーバを経由することなく制限する機能7 透過型スパイウェア対策機能 スパイウェア（主に通信やコンピュータ等の情報を搾取するためのプログラムであって、当社が別に定めるものをいいます。以下同じとします。）が検知された通信を総合オープン通信網契約者があらかじめ設定した条件に基づき、プロキシサーバを経由することなく制限する機能
備考	<p>（1）本基本機能は、第1種総合オープン通信網サービス契約者（タイプIVのものに限ります。）に限り、提供します。 ただし、100Mベストエフォートのものについては、セキュリティ監視機能は提供しません。</p> <p>（2）当社は、本基本機能の提供により生じた損害については、当社に故意又は重過失がない限り、一切の責任を負わないものとします。</p> <p>（3）本基本機能に関する提供条件は、当社が別に定めるところによります。</p>

別表7 当社が別に定める電気通信回線（番号変換サービスに係るもの）

電 気 通 信 回 線 の 名 称
音声通信サービス I 利用回線（番号変換サービスの提供に係るものに限りませう。）
当社の光ダイレクトサービス契約約款に定める光ダイレクト接続回線（同契約約款に定める番号変換サービスの提供に係るものに限りませう。）
当社のイントラネット I P 電話サービス契約約款に定めるイントラネット I P 電話利用回線（同契約約款に定める番号変換サービスの提供に係るものに限りませう。）
a u 契約者回線（a u 約款に定める番号変換機能の提供に係るものに限りませう。）
当社のCisco Webex Callingサービス契約約款に定める特定装置接続回線（同契約約款に定める番号変換連携サービスの提供に係るものに限りませう。）

別表8 当社が提供する端末設備の提供条件

区 分	内 容												
ア 音声通信アダプタの提供	<p>(ア) 当社は音声通信サービス I に係る総合オープン通信網契約者から申出があったときは、音声通信アダプタ（次表に定める符号化・復号化装置及びプロトコル変換装置であって、音声通信サービス I に係る端末設備として当社が指定したものに限りません。以下同じとします。）を提供します。</p>												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="480 488 699 517">種 別</th> <th data-bbox="699 488 1417 517">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="480 517 699 651">C O T 型</td> <td data-bbox="699 517 1417 651">アナログ電話端末（端末設備等規則第 2 条第 2 項に定めるものをいいます。以下同じとします。）に係るインターフェースのもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 651 699 1021">B R I 型</td> <td data-bbox="699 651 1417 1021">総合デジタル通信端末（端末設備等規則第 2 条第 2 項に定めるものをいいます。以下同じとします。）に係るインターフェース（2 の B チャンネル（64kbit/s で信号を伝送することが可能なチャンネルをいいます。以下同じとします。）及び 1 の D 16 チャンネル（16kbit/s で主として制御信号を伝送することが可能なチャンネルをいいます。以下同じとします。）を利用して行うものに限ります。）のもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 1021 699 1234">P R I 型</td> <td data-bbox="699 1021 1417 1234">総合デジタル通信端末に係るインターフェース（23 の B チャンネル及び 1 の D 64 チャンネル（64kbit/s で主として制御信号を伝送することが可能なチャンネルをいいます。）又は 24 の B チャンネルを利用して行うものに限ります。）のもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 1234 699 1317">O D T 型のもの</td> <td data-bbox="699 1234 1417 1317">アナログ電話用設備に係るインターフェース（4 線式のものに限ります。）のもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 1317 699 1529">T T C 2 M 型のもの</td> <td data-bbox="699 1317 1417 1529">専用通信回線設備等端末（端末設備等規則第 2 条第 2 項に定めるものをいいます。以下同じとします。）に係るインターフェース（TTC 標準 JJ-20.10 等に規定する時分割多重に係るものに限ります。）のもの</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	内 容	C O T 型	アナログ電話端末（端末設備等規則第 2 条第 2 項に定めるものをいいます。以下同じとします。）に係るインターフェースのもの	B R I 型	総合デジタル通信端末（端末設備等規則第 2 条第 2 項に定めるものをいいます。以下同じとします。）に係るインターフェース（2 の B チャンネル（64kbit/s で信号を伝送することが可能なチャンネルをいいます。以下同じとします。）及び 1 の D 16 チャンネル（16kbit/s で主として制御信号を伝送することが可能なチャンネルをいいます。以下同じとします。）を利用して行うものに限ります。）のもの	P R I 型	総合デジタル通信端末に係るインターフェース（23 の B チャンネル及び 1 の D 64 チャンネル（64kbit/s で主として制御信号を伝送することが可能なチャンネルをいいます。）又は 24 の B チャンネルを利用して行うものに限ります。）のもの	O D T 型のもの	アナログ電話用設備に係るインターフェース（4 線式のものに限ります。）のもの	T T C 2 M 型のもの	専用通信回線設備等端末（端末設備等規則第 2 条第 2 項に定めるものをいいます。以下同じとします。）に係るインターフェース（TTC 標準 JJ-20.10 等に規定する時分割多重に係るものに限ります。）のもの
種 別	内 容												
C O T 型	アナログ電話端末（端末設備等規則第 2 条第 2 項に定めるものをいいます。以下同じとします。）に係るインターフェースのもの												
B R I 型	総合デジタル通信端末（端末設備等規則第 2 条第 2 項に定めるものをいいます。以下同じとします。）に係るインターフェース（2 の B チャンネル（64kbit/s で信号を伝送することが可能なチャンネルをいいます。以下同じとします。）及び 1 の D 16 チャンネル（16kbit/s で主として制御信号を伝送することが可能なチャンネルをいいます。以下同じとします。）を利用して行うものに限ります。）のもの												
P R I 型	総合デジタル通信端末に係るインターフェース（23 の B チャンネル及び 1 の D 64 チャンネル（64kbit/s で主として制御信号を伝送することが可能なチャンネルをいいます。）又は 24 の B チャンネルを利用して行うものに限ります。）のもの												
O D T 型のもの	アナログ電話用設備に係るインターフェース（4 線式のものに限ります。）のもの												
T T C 2 M 型のもの	専用通信回線設備等端末（端末設備等規則第 2 条第 2 項に定めるものをいいます。以下同じとします。）に係るインターフェース（TTC 標準 JJ-20.10 等に規定する時分割多重に係るものに限ります。）のもの												
	<p>備考</p> <p>ア 当社は、C O T 型又は B R I 型については、1 台の音声通信アダプタで同時に同時に 8 又は 4 の B チャンネルに係る音声通信 c h を同時に利用することができるものを提供します。</p> <p>イ 当社は、T T C 2 M 型については、1 台の音声通信アダプタで同時に同時に 16 c h 又は 30 c h の音声通信 c h を同時に利用することができるものを提供します。</p>												
	<p>(イ) 音声通信アダプタの利用の申込をした総合オープン通信網契約者は、善良な管理者の注意をもって当該音声通信アダプタを保管していただきます。</p> <p>(ウ) 削除</p> <p>(エ) 当社は、総合オープン通信網契約者から特段の申し出があつ</p>												

	<p>た場合のほか、その総合オープン通信網契約が解除された場合 又はその音声通信サービス I の廃止があった場合、その音声通 信アダプタの提供を終了します。</p> <p>(オ) 音声アダプタに関するその他の提供条件については、当社が 別に定めるところによります。</p>
--	--

附 則

(実施期日)

この約款は、平成9年7月1日から実施します。

ただし、電子メール及びホームページ独自ドメインサービスに関する規定については、当社が別に定める日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成9年10月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成9年11月1日から実施します。

ただし、第4種総合オープン通信網サービス（協定事業者である携帯・自動車電話事業者の電話サービスに係る契約者回線を使用して行うものに限ります。）に関する改正規定については、当社が別に定める日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成9年12月8日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成10年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款の規定により当社と第4種総合オープン通信網契約を締結しているものは、この改正規定実施の日において、この改正規定による改正後の約款の規定により当社と一般第4種総合オープン通信網契約を締結しているものとみなします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成10年7月21日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款に規定する下表の左欄の付加機能は、この改正規定実施の日において、この改正規定による改正後の約款に規定する下表の右欄の付加機能とみなします。

メールアドレス追加サービス	メールアドレス追加サービス I
メールリングリストサービス	メールリングリストサービス I
ホームページ独自ドメインサービス	独自ドメインサービス I

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成10年8月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款に規定する下表の左欄の付加機能は、この改正規定実施の日において、この改正規定による改正後の約款に規定する下表の右欄の付加機能とみなします。

メーリングリストサービス I	メーリングリストサービス
独自ドメインサービス I	独自ドメインサービス

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成10年10月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、当社が提供している第5種総合オープン通信網サービスに係る総合オープン通信網契約者については、この改正規定実施の日において、この改正規定による改正後の約款に規定する第5種総合オープン通信網サービスに係る料金(プランI)を選択しているものとみなします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成10年10月21日から実施します。

- 2 削除

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成10年11月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成10年12月1日から実施します。

ただし、NSPIXP及び端末回線等に関する改正規定については、当社が別に定める日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款(以下「改正前約款」といいます。)の規定により当社と下表の左欄の総合オープン通信網契約を締結しているものは、この改正規定実施の日において、この改正規定による改正後の約款(以下「改正後約款」といいます。)の規定により当社と下表の右欄の総合オープン通信網契約を締結しているものとみなします。

一般第4種総合オープン通信網契約	一般第4種総合オープン通信網契約(タイプIのものに限ります。)
第5種総合オープン通信網契約	一般第4種総合オープン通信網契約(タイプIIのものに限ります。)

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

- 4 この改正規定実施前に、改正前約款の規定により行った手続きその他の行為は、この附

則に規定するもののほか、改正後約款中にこれに相当する規定があるときは、改正後約款の規定に基づき行ったものとみなします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成11年1月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成11年7月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成11年9月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、総合オープン通信網契約者から要請のあった特定他社接続回線については、当社が別に定める日までの間、この改正規定による改正後の約款の規定(第3条(用語の定義)の表の10欄の規定を除きます。)は適用がないものとし、その特定他社接続回線については、なお従前のおり取り扱います。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成11年9月9日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款(以下「改正前約款」といいます。)に規定する一般第4種総合オープン通信網サービス(タイプⅡのもの)は、この改正規定実施の日において、この改正規定による改正後の約款(以下「改正後約款」といいます。)に規定する一般第4種総合オープン通信網サービス(タイプⅢのもの)とみなします。
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。
- 5 この改正規定実施前に、改正前約款の規定により行った手続きその他の行為は、この附則に規定するもののほか、改正後約款中にこれに相当する規定があるときは、改正後約款の規定に基づき行ったものとみなします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成11年11月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成11年12月1日から実施します。
- 2 削除

附 則
(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成12年1月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
(実施期日)

この改正規定は、平成12年1月7日から実施します。

附 則
(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成12年3月10日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に、この改正規定による改正前の約款(以下「改正前約款」といいます。)第44条(電子メールの利用)、第45条(ホームページの利用)、及び第47条(その他の提供条件)の規定により、電子メール又はホームページを利用している総合オープン通信網契約者は、この改正規定実施の日において、この改正規定による改正後の約款(以下「改正後約款」といいます。)に規定するサーバパックサービスを利用しているものとみなします。この場合において、そのメールアドレス又はホームページ容量は、サーバパックサービスに係るメールアドレス又はホームページ容量とみなします。
- 3 この改正規定実施の際現に、改正前約款の規定により下表の左欄のメールアドレス追加サービス(メーリングリストサービス又は独自ドメインサービスを含みます。)を利用している総合オープン通信網契約者は、この改正規定実施の日において、改正後約款に規定する下表の右欄のサーバパックサービスを利用しているものとみなします。この場合において、独自ドメインサービスにより独自ドメイン名を登録している総合オープン通信網契約者は、サーバパックサービスにより独自ドメイン名を登録しているものとみなします。

メールアドレスパック10	サーバパック10
メールアドレスパック50	サーバパック50

- 4 この改正規定実施前に、改正前約款の規定により行った手続きその他の行為は、この附則に規定するもののほか、改正後約款にこれに相当する規定があるときは、改正後約款の規定に基づき行ったものとみなします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成12年4月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成12年4月4日から実施します。
- 2 削除
- 3 削除
- 4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
- 6 この改正規定実施前に、改正前約款の規定により行った手続きその他の行為は、この附則に規定するもののほか、改正後約款中にこれに相当する規定があるときは、改正後約款の規定に基づき行ったものとみなします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成12年4月21日から実施します。
(経過措置)
- 2 削除
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前に、改正前約款の規定により行った手続きその他の行為は、この附則に規定するもののほか、改正後約款にこれに相当する規定があるときは、改正後約款の規定に基づき行ったものとみなします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成12年6月1日から実施します。
- 2 削除

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成12年7月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款（以下「改正前約款」といいます。）の規定する下表の左欄の総合オープン通信網サービスは、この改正規定実施の日において、この改正規定による改正後の約款（以下「改正後約款」といいます。）に規定する下表の右欄の総合オープン通信網サービスとみなします。

タイプⅡに係る一般第4種総合オープン通信網サービス	タイプⅠ（コースⅡのものに限ります。）に係る一般第4種総合オープン通信網サービス
タイプⅢに係る一般第4種総合オープン通信網サービス	タイプⅡ（コースⅡのものに限ります。）に係る一般第4種総合オープン通信網サービス

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前に、改正前約款の規定により行った手続きその他の行為は、この附則に規定するもののほか、改正後約款中にこれに相当する規定があるときは、改正後約款の規定に基づき行ったものとみなします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成12年8月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成12年9月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 削除
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前に、改正前約款の規定により行った手続きその他の行為は、この附則に規定するもののほか、改正後約款中にこれに相当する規定があるときは、改正後約款の規定に基づき行ったものとみなします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成12年10月1日から実施します。
ただし、電子メール容量追加サービス、ホームページ公開サービスに関する規定については、当社が別に定める日から実施します。
(旧ケイディ株式会社)の契約約款の廃止)
- 2 旧ケイディ株式会社のIPルーティングサービス契約約款、サーバホスティングサービス契約約款及びインターネットゲートウェイサービス契約約款は、廃止します。
(電子メール容量追加サービスに関する経過措置)
- 3 電子メール容量追加サービスは、当社が別に定める日以前に当社が割当てたメールアドレスについては提供しません。
(契約に関する経過措置)
- 4 この改正規定実施の際現に、当社が下表の(1)欄の廃止前の契約約款(以下「廃止前約款」といいます。)の規定により締結している下表の(2)欄の契約は、この改正規定実施の日において、この改正規定による改正後の約款(以下「改正後約款」といいます。)に規定する下表の(3)欄の契約を締結しているものとみなします。

(1) 廃止前約款	(2) 廃止前約款の規定により締結している契約	(3) 改正後約款の規定により締結する契約
IPルーティングサービス契約約款	β 1種契約	タイプIIに係る一般第4種総合オープン通信網契約(コースIのものに限ります。)
	タイプIに係るβ 2種契約	タイプIに係る一般第4種総合オープン通信網契約(コースIIIのものに限ります。)
	タイプIに係るβ 2種契約(プランIのものに限ります。)	タイプIに係る一般第4種総合オープン通信網契約(コースVのものに限ります。)
	タイプIに係るβ 2種契約(プランIIのものに限ります。)	タイプIに係る一般第4種総合オープン通信網契約(コースVIのものに限ります。)

(付加機能に関する経過措置)

- 5 この改正規定実施の際現に、当社が(1)欄の廃止前約款の規定により提供している下表の(2)欄の付加機能は、この改正規定実施の日において、改正後約款に規定する下表の(3)欄の付加機能とみなして提供します。

(1) 廃止前約款	(2) 廃止前約款の規定により提供している付加機能	(3) 改正後約款の規定により提供する付加機能
インターネットゲートウェイサービス契約約款	バックアップ機能	バックアップサービス

(端末設備に関する経過措置)

- 6 この改正規定実施の際現に、当社が廃止前約款の規定により提供している端末設備は、この改正規定実施の日において、改正後約款に規定する端末設備を提供しているものとみなします。

(整理品目に関する経過措置)

7 削除

8 削除

(料金等の支払いに関する経過措置)

9 この改正規定実施前に、この改正規定による改正前の約款(以下「改正前約款」といいます。)又は廃止前約款の規定により、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(損害賠償に関する経過措置)

10 この改正規定実施前に、改正前約款又は廃止前約款の規定により、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

(この改正約款実施前に行った手続きの効力等)

11 この改正規定実施前に、改正前約款又は廃止前約款の規定により行った手続きその他の行為は、この附則に規定する場合のほか、改正後約款にこれに相当する規定があるときは、改正後約款の規定に基づき行ったものとみなします

12 この改正規定実施前に、改正前約款又は廃止前約款の規定により提供している電気通信サービスは、この附則に規定する場合のほか、改正後約款にこれに相当する規定があるときは、改正後約款の規定に基づき提供しているものとみなします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成12年11月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成13年1月1日から実施します。

ただし、一般第4種総合オープン通信網サービス(タイプⅡ(コースⅢのものに限ります。))のものに限ります。)に関する規定については、当社が別に定める日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款(以下「改正前約款」といいます。)に規定する第9種総合オープン通信網サービスは、この改正規定実施の日において、この改正規定による改正後の約款(以下「改正後約款」といいます。)に規定するタイプⅠに係る第9種総合オープン通信網サービスとみなします。

3 削除

4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

6 この改正規定実施前に、改正前約款の規定により行った手続きその他の行為は、この附則に規定するもののほか、改正後約款にこれに相当する規定があるときは、改正後約款の規定に基づき行ったものとみなします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成13年2月22日から実施します。
(事前登録に係る申請手数料に関する経過措置)
- 2 JPRSが割当てするドメイン名の事前登録(JPRSが定める事前登録をいいます。)に係る申請手数料は、下表のとおりとします。

区 分	単 位	手数料の額 (税抜価格)
第1区分	1のドメイン名ごとに	3,000円
第2区分	1のドメイン名ごとに	10,000円
第3区分	1のドメイン名ごとに	1,000円
備考		
<ol style="list-style-type: none"> 1 第1区分、第2区分、第3区分は、それぞれJPRSが定める第1区分、第2区分、第3区分をいいます。 2 上記に規定する料金のほか、料金表第6(手数料)に規定する料金を支払っていただきます。 3 事前登録に係るドメイン名がJPRSに登録されない場合であっても、上記に規定する料金の支払いを要します。 		

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成13年3月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成13年3月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 削除
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前に、「ADSL利用型総合オープン通信網サービス」の試験サービスに関する契約約款の規定により行った手続きその他の行為は、この附則に規定するもののほか、この改正規定による改正後の約款(以下「改正後約款」といいます。)にこれに相当する規定があるときは、改正後約款の規定に基づき行ったものとみなします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成12年3月15日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成13年4月1日から実施します。
(契約に関する経過措置)
- 2 削除
- 3 削除
- 4 この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の料金表（以下「改正前料金表」といいます。）の規定により当社と下表の左欄の総合オープン通信網契約を締結しているものは、この改正規定実施の日において、この改正規定による改正後の料金表（以下「改正後料金表」といいます。）の規定により当社と右欄の総合オープン通信網契約を締結しているものとみなします。

一般第4種総合オープン通信網サービス タイプI・コースII	一般第4種総合オープン通信網サービス タイプI・コースI
一般第4種総合オープン通信網サービス タイプI・コースIV	一般第4種総合オープン通信網サービス タイプI・コースII

- 5 削除
(整理品目に関する経過措置)
- 6 削除
- 7 削除
(料金等の支払に関する経過措置)
- 8 この改正規定実施前に、改正前料金表の規定により、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
(損害賠償に関する経過措置)
- 9 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
(この改正規定実施前に行った手続きの効力等)
- 10 この改正規定実施前に、改正前料金表の規定により行った手続きその他の行為は、この附則に規定するもののほか、改正後料金表にこれに相当する規定があるときは、改正後料金表の規定に基づき行ったものとみなします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成13年4月18日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成13年4月23日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成13年5月28日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成13年6月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成13年6月11日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成13年7月20日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成13年7月25日から実施します。

(契約に関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款（以下「改正前約款」といいます。）に規定する下表の左欄の総合オープン通信網サービスは、この改正規定実施の日において、この改正規定による改正後の約款（以下「改正後約款」といいます。）に規定する下表の右欄の総合オープン通信網サービスとみなします。

タイプⅢに係る第7種総合オープン通信網サービス	タイプⅠに係る第7種総合オープン通信網サービス
-------------------------	-------------------------

3 削除

4 削除

(料金等の支払いに関する経過措置)

5 この改正規定実施前に、改正前約款の規定により、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(損害賠償に関する経過措置)

6 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

(この改正規定実施前に行った手続きの効力等)

7 この改正規定実施前に、改正前約款の規定により行った手続きその他の行為は、この附則に規定するもののほか、改正後約款にこれに相当する規定があるときは、改正後約款の規定に基づき行ったものとみなします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成13年8月20日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成13年9月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成13年9月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、「光・IP利用型総合オープン通信網サービス」の試験サービスに関する契約約款の規定により当社と光・IP利用型総合オープン通信網契約を締結しているものはこの改正規定実施の日において、この改正規定による改正後の約款(以下「改正後約款」といいます。)の規定により当社とタイプⅢに係る第9種総合オープン通信網契約を締結しているものとみなして取り扱います。
- 3 この改正規定実施前に、「光・IP利用型総合オープン通信網サービス」の試験サービスに関する契約約款の規定により支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前に、「光・IP利用型総合オープン通信網サービス」の試験サービスに関する契約約款の規定により行った手続きその他の行為は、この附則に規定するもののほか、改正後約款にこれに相当する規定があるときは、改正後約款の規定に基づき行ったものとみなします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成13年9月8日から実施します。
(経過措置)
- 2 平成13年9月7日までに総合オープン通信網サービスの提供を開始した一般第4種総合オープン通信網契約者(タイプⅡ(コースⅡのものに限ります。))のものに限ります。)、第9種総合オープン通信網契約者から当該総合オープン通信網契約の解除の申出があったときは、その申出のあった日の属する料金月の末日までの間、当該総合オープン通信網サービスの提供は継続するものとして取り扱います。
ただし、申出のあった日の属する料金月の末日以外の日に当該総合オープン通信網契約の解除をしようとするときは、定額利用料(当該総合オープン通信網契約者が利用してい

るメールアドレス追加サービス、ホームページ公開サービス、パケット通信アクセスサービス、電子メール着信規制サービス若しくは電子メール転送規制サービス又はDSL装置に係るものを含みます。)の日割を申出でいただいたうえで、日割後の料金(その定額利用料をその利用日数に応じて日割した料金をいいます。)を支払っていただきます。

- 3 この附則の2の場合において、平成13年9月8日以降に、総合オープン通信網サービスの種類等の変更を行った場合はこの限りではありません。
- 4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成13年9月8日から実施します。
(契約に関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款(以下「改正前約款」といいます。)に規定する下表の左欄の総合オープン通信網サービスは、この改正規定実施の日において、この改正規定による改正後の約款(以下「改正後約款」といいます。)に規定する下表の右欄の総合オープン通信網サービスとみなします。

一般第4種総合オープン通信網サービス タイプⅡ・コースⅡ	一般第4種総合オープン通信網サービス タイプⅡ・コースⅠ
一般第4種総合オープン通信網サービス タイプⅡ・コースⅢ	一般第4種総合オープン通信網サービス タイプⅡ・コースⅡ

- 3 削除
- 4 削除
(料金等の支払に関する経過措置)
- 5 この改正規定実施前に、改正前約款の規定により、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
(損害賠償に関する経過措置)
- 6 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
(この改正規定実施前に行った手続きの効力等)
- 7 この改正規定実施前に、改正前約款の規定により行った手続きその他の行為は、この附則に規定するもののほか、改正後約款にこれに相当する規定があるときは、改正後約款の規定に基づき行ったものとみなします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成13年10月1日から実施します。
ただし、優先接続との複合利用に関する部分については、平成13年11月下旬から平成13年12月上旬までの間で当社が別に定める日から実施します。
(料金等の支払に関する経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(損害賠償に関する経過措置)

- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

(この改正規定実施前に行った手続きの効力等)

- 5 この改正規定実施前に、改正前約款の規定により行った手続きその他の行為は、この附則に規定するもののほか、改正後約款にこれに相当する規定があるときは、改正後約款の規定に基づき行ったものとみなします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成13年10月1日から実施します。

(契約に関する経過措置)

- 2 削除

(料金等の支払に関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に、改正前約款の規定により、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(損害賠償に関する経過措置)

- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

(この改正規定実施前に行った手続きの効力等)

- 5 この改正規定実施前に、改正前約款の規定により行った手続きその他の行為は、この附則に規定するもののほか、改正後約款にこれに相当する規定があるときは、改正後約款の規定に基づき行ったものとみなします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成13年11月1日から実施します。

- 2 削除

(経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成13年11月16日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成13年11月29日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成13年12月1日から実施します。
- 2 削除
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成13年12月3日から実施します。
- (経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
 - 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成13年12月7日から実施します。
- (経過措置)
- 2 当社は、当社が別に定める日以前に当社が割当てたメールアドレスについては、電子メールの利用内容の変更（メールアカウントの変更に係るものに限ります。）を行いません。
 - 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
 - 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成13年12月17日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成14年1月1日から実施します。
- (経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
 - 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成14年1月21日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成14年2月1日から実施します。
(契約に関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款（以下「改正前約款」といいます。）に規定する下表の左欄の総合オープン通信網サービスは、この改正規定実施の日において、この改正規定による改正後の約款（以下「改正後約款」といいます。）に規定する下表の右欄の総合オープン通信網サービスとみなします。

第9種総合オープン通信網サービス タイプⅠ	第9種総合オープン通信網サービス タイプⅠ・コースⅠ
第9種総合オープン通信網サービス タイプⅡ	第9種総合オープン通信網サービス タイプⅡ・コースⅠ
第9種総合オープン通信網サービス タイプⅢ	第9種総合オープン通信網サービス タイプⅢ・コースⅠ

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成14年3月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成14年3月19日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成14年3月27日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成14年3月29日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成14年4月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成14年4月2日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成14年4月16日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成14年5月1日から実施します。
(契約に関する経過措置)
- 2 削除
- 3 削除
(料金等の支払に関する経過措置)
- 4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
(損害賠償に関する経過措置)
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成14年5月30日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成14年6月1日から実施します。

(契約に関する経過措置)

2 削除

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成14年6月19日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成14年6月20日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成14年7月1日から実施します。

2 削除

3 削除

(経過措置)

4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成14年7月15日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款に規定する下表の左欄の第9種総合オープン通信網サービスは、この改正規定実施の日において、この改正規定による改正後の約款に規定する下表の右欄の第9種総合オープン通信網サービスとみなします。

タイプⅢ（協定事業者の契約約款又は料金表に規定するIP通信網サービス（メニュー5-1（プラン3のものに限ります。）のものに限ります。）に係る利用回線を使用して行うものに限ります。）・コースⅠ	タイプⅦ・コースⅠ
---	-----------

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成14年8月14日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成14年8月28日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成14年9月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成14年9月2日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款により当社が提供している旧オリジナルメール・ウェブ及び旧サーバパックサービスは、平成15年3月31日をもって廃止します。
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成14年9月6日から実施します。

ただし、付加機能利用料に関する部分については、平成14年10月8日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成14年10月9日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成14年10月23日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成14年11月1日から実施します。

ただし、この日において、平成14年9月30日付の電気通信番号申請に係る電気通信番号の指定を受けていない場合は、当該電気通信番号の指定後すみやかに実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の日の前日に、総合オープン通信網サービスにおける「音声通信に関する付加機能」の試験サービスに係る契約約款の規定により、当社と音声通信サービスに係る契約を締結していた総合オープン通信網契約者は、この改正規定実施の日において、この改正規定による改正後の約款（以下「改正後約款」といいます。）の規定により音声通信サービスの提供を受けているものとみなして取り扱います。

3 この附則の2の場合において、当社はその総合オープン通信網契約者に、改正後約款に規定する音声通信アダプタを提供しているものとみなします。この場合において、その音声通信アダプタの最低利用期間は、この約款の規定にかかわらず、総合オープン通信網サービスにおける「音声通信に関する付加機能」の試験サービスに係る契約約款の規定により、当社がその音声通信アダプタの提供を開始した日から起算して1年間とします。

4 この改正規定実施前に、総合オープン通信網サービスにおける「音声通信に関する付加機能」の試験サービスに係る契約約款の規定により支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

5 この改正規定実施前にその事由が生じた総合オープン通信網サービスにおける「音声通信に関する付加機能」の試験サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

6 この改正規定実施前に、総合オープン通信網サービスにおける「音声通信に関する付加機能」の試験サービスに係る契約約款の規定により行った手続きその他の行為は、この附則に規定するもののほか、改正後約款にこれに相当する規定があるときは、改正後約款の規定に基づき行ったものとみなします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成14年11月1日から実施します。

2 削除

(経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成14年11月6日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成14年11月20日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款（以下「改正前約款」といいます。）に規定する下表の左欄の総合オープン通信網サービスは、この改正規定実施の日において、この改正規定による改正後の約款（以下「改正後約款」といいます。）に規定する下表の右欄の総合オープン通信網サービスとみなします。

第11種総合オープン通信網サービス プランⅠ	第11種総合オープン通信網サービス タイプⅠ・プランⅠ
第11種総合オープン通信網サービス プランⅡ	第11種総合オープン通信網サービス タイプⅠ・プランⅡ
第12種総合オープン通信網サービス プランⅠ	第12種総合オープン通信網サービス タイプⅠ・プランⅠ
第12種総合オープン通信網サービス プランⅡ	第12種総合オープン通信網サービス タイプⅠ・プランⅡ

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成14年11月22日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成14年11月27日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成14年12月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成14年12月11日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成15年1月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 削除

- 3 この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の料金表の規定により当社が提供している下表の左欄の端末設備は、この改正規定実施の日において、この改正規定による改正後の料金表に規定する下表の右欄の端末設備とみなします。

DSL装置（一般第4種総合オープン通信網契約に係るもの）	DSL装置・低速型（一般第4種総合オープン通信網契約に係るもの）
------------------------------	----------------------------------

- 4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成15年1月7日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の料金表に定める（料金前払いに伴う料金の減額）の規定により料金の一時払いを行った総合オープン通信網契約者に係る総合オープン通信網サービスについて、支払いを受けた料金の対象期間の終了前に次の場合が生じたときは、その料金はそれぞれ次のとおりとします。

区 分	料 金 の 取 扱 い	
品目の変更又は総合オープン通信網サービスの料金の改定等料金の変更があったとき。	月額料金の額が増加したとき。	支払いを受けた料金の対象期間中の料金を一時払いがなされなかったものとみなして算定し、その額を料金支払時に適用した割引率で減額した額と支払いを受けた料金額との差額を支払っていただきます。
	月額料金の額が減少したとき。	支払いを受けた料金の対象期間中の料金を一時払いがなされなかったものとみなして算定し、その額を料金支払時に適用した割引率で減額した額と支払いを受けた料金額との差額を返還します。
総合オープン通信網契約者が現に利用している総合オープン通信網サービスに係る総合オープン通信網契約を解除すると同時に、新たに総合オープン通信網契約を締結してその場所で総合オープン通信網サービスの提供を受けるとき。	新たに提供を受ける総合オープン通信網サービスの料金の額が、解除する総合オープン通信網サービスの料金の額より多いとき。	支払いを受けた料金の対象期間の初日から総合オープン通信網契約の解除があった日の前日までの解除された総合オープン通信網サービスの料金及び総合オープン通信網契約の解除があった日から支払いを受けた料金の対象期間の終日までの新たに提供を受ける総合オープン通信網サービスの料金を一時払いがなされなかったものとみなして算定し、その額を料金支払時に適用した割引率で減額した額と支払いを受けた料金

		額との差額を支払っていただきます。
	新たに提供を受ける総合オープン通信網サービスの料金の額が、解除する総合オープン通信網サービスの料金の額より少ないとき。	支払いを受けた料金の対象期間の初日から総合オープン通信網契約の解除があった日の前日までの解除された総合オープン通信網サービスの料金及び総合オープン通信網契約の解除があった日から支払いを受けた料金の対象期間の終日までの新たに提供を受ける総合オープン通信網サービスの料金を一時払いがなされなかったものとみなして算定し、その額を料金支払時に適用した割引率で減額した額と支払いを受けた料金額との差額を返還します。
総合オープン通信網サービスの接続休止があったとき。		支払いを受けた料金の対象期間の初日から接続休止があった日の前日までの料金を一時払いがなされなかったものとみなして算定し、その額を料金支払時に適用した割引率で減額した額と支払いを受けた料金額との差額を返還します。
総合オープン通信網契約の解除があったとき。		支払いを受けた料金の対象期間の初日から総合オープン通信網契約の解除があった日の前日までの料金を一時払いがなされなかったものとみなして算定し、その額と支払いを受けた料金額との差額を返還します。

3 この附則の2の表の場合を除いて、その月額料金を日割で算定する場合（これに準じた算定をする場合を含みます。）は、料金の一時払いがなされなかったものとみなします。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成15年1月20日から実施します。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成15年1月29日から実施します。

附 則

（実施期日）

1 この改正規定は、平成15年2月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成15年2月3日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成15年2月14日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成15年3月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の日から平成16年4月30日までの間において、第9種総合オープン通信網契約(タイプⅡ(コースⅠのものに限ります。))のものに限ります。)の申込みをしたものは、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の翌々料金月までの間における定額利用料について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

3 この改正規定実施の日から平成16年4月30日までの間において、第47条(総合オープン通信網サービスの種類の変更)、第81条(総合オープン通信網サービスの種類の変更)又は料金表の規定により第9種総合オープン通信網サービス(タイプⅡ(コースⅠのものに限ります。))のものに限ります。)への種類等の変更(タイプの変更を含みます。以下この附則において同じとします。)の請求をし、その承諾を受けた一般第4種総合オープン通信網契約者又は第9種総合オープン通信網契約者(タイプⅠのものに限ります。)は、当社がその種類等の変更をした日からその変更をした日の属する料金月の翌々料金月までの間における定額利用料について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成15年3月12日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成15年3月13日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の日から平成16年4月30日までの間において、第9種総合オープン通信網契約(タイプⅢ(コースⅠのものに限ります。))若しくはタイプⅦ(コースⅠのものに限ります。)のものに限ります。)の申込みをしたもの又はこの改正規定実施の日から平成15年5月31日までの間において、第15種総合オープン通信網契約(プランⅠのものに限ります。)の申込みをしたものは、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の翌々料金月までの間における基本利用料及び第15種総合オ

ーブン通信網サービスの利用の開始に関する工事（契約に関する工事、他社接続回線の設置に関する工事、他社接続回線の収容に関する工事及び回線終端装置の設置に関する工事をいいます。以下この附則において同じとします。）に係る工事費（第15種総合オープン通信網契約の申込みをしたものに限り、）について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

- 3 この改正規定実施の日から平成16年4月30日までの間において、第47条（総合オープン通信網サービスの種類の変更）、第103条（総合オープン通信網サービスの種類の変更）、第108条（総合オープン通信網サービスの種類の変更）又は料金表の規定により第9種総合オープン通信網サービス（タイプⅢ（コースⅠのものに限り、以下この附則において同じとします。）若しくはタイプⅦ（コースⅠのものに限り、以下この附則において同じとします。）のものに限り、）への種類等の変更（タイプの変更を含みます。以下この附則において同じとします。）の請求をし、その承諾を受けた総合オープン通信網契約者は、当社がその種類等の変更をした日からその変更をした日の属する料金月の翌々料金月までの間における基本利用料について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

ただし、第9種総合オープン通信網サービスのタイプⅢとタイプⅦとの間のタイプの変更については、この限りではありません。

4 削除

- 5 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 6 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成15年3月19日から実施します。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年4月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款に規定する下表の左欄のサービスは、この改正規定実施の日において、この改正規定による改正後の約款（以下「改正後約款」といいます。）に規定する下表の右欄のサービスとみなします。

音声通信サービス	音声通信サービスⅠ
バックアップサービス	バックアップサービスⅠ

- 3 この改正規定実施の日の前日に、総合オープン通信網サービスにおける付加機能「IP電話サービス」の試験サービスに関する契約約款の規定により、当社とIP電話サービスに係る契約を締結していた第9種総合オープン通信網契約者（タイプⅠ又はコースⅡのものを除きます。）又は第15種総合オープン通信網契約者に限り、）は、この改正規定実施の日において、改正後約款の規定により音声通信サービスⅡの提供を受けているものとみなして取り扱います。

ただし、この改正規定実施の日の前日までに、その総合オープン通信網契約者から音声通信サービスⅡを利用しない旨の意思表示があったときは、この限りではありません。

- 4 この改正規定実施前に、総合オープン通信網サービスにおける付加機能「IP電話サービス」の試験サービスに関する契約約款の規定により支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた総合オープン通信網サービスにおける付加機能「IP電話サービス」の試験サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
- 6 この改正規定実施前に、総合オープン通信網サービスにおける付加機能「IP電話サービス」の試験サービスに関する契約約款の規定により行った手続きその他の行為は、この附則に規定するもののほか、改正後約款にこれに相当する規定があるときは、改正後約款の規定に基づき行ったものとみなします。
- 7 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 8 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成15年4月8日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成15年4月10日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成15年4月14日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成15年4月23日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成15年5月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 第47条（総合オープン通信網サービスの種類の変更）若しくは第81条（総合オープン通信網サービスの種類の変更）への種類の変更の請求をし、その承諾を受けた総合オープン通信網契約者が、第103条（総合オープン通信網サービスの種類の変更）の規定により一般第4種総合オープン通信網サービス、第9種総合オープン通信網サービス（コースIの

ものに限ります。)若しくは第15種総合オープン通信網サービスへの種類の変更の請求をし、その承諾を受けたときは、当該総合オープン通信網契約を解除した日及び工事費(契約に関する工事に係るものに限ります。)について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。この場合において、支払いを要しないこととされた料金又は工事費が既に支払われているときは、当社は、その料金又は工事費を返還します。

- 3 平成15年1月1日実施の改正規定附則第3項又はこの附則の2の取扱いを受けたものは、当社が別に定める場合を除いて、再びその取扱いを受けることはできないものとします。
- 4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成15年5月28日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成15年6月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 削除
- 3 この改正規定実施の日から平成16年4月30日までの間において、第15種総合オープン通信網契約(プランIのものに限ります。)の申込みをしたもの又は第47条(総合オープン通信網サービスの種類の変更)、第76条(総合オープン通信網サービスの種類の変更)又は第108条(総合オープン通信網サービスの種類の変更)の規定により第15種総合オープン通信網サービス(プランIのものに限ります。)への種類の変更の請求をし、その承諾を受けた総合オープン通信網契約者は、第15種総合オープン通信網サービスの利用の開始に関する工事(契約に関する工事、他社接続回線の設置に関する工事、他社接続回線の収容に関する工事及び回線終端装置の設置に関する工事をいいます。以下この附則において同じとします。)に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。
- 4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成15年6月3日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成15年6月6日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成15年6月20日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成15年7月1日から実施します。

(経過措置)

2 削除

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成15年7月9日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成15年7月15日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成15年7月24日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成15年8月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成15年8月8日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成15年8月15日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成15年8月18日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成15年8月22日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成15年8月27日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成15年9月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成15年9月4日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成15年9月5日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成15年9月19日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成15年10月1日から実施します。

(経過措置)

2 削除

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金

その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成15年10月8日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成15年10月21日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成15年10月29日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成15年10月31日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成15年11月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成15年11月4日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成15年11月7日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成15年11月20日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成15年11月21日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成15年11月28日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款に規定する下表の左欄の総合オープン通信網サービスは、この改正規定実施の日において、この改正規定による改正後の約款に規定する下表の右欄の総合オープン通信網サービスとみなします。

第9種総合オープン通信網サービス タイプⅡ・コースⅠ	第9種総合オープン通信網サービス タイプⅡ・コースⅠ・プランⅠ
-------------------------------	------------------------------------

3 この改正規定実施の日から平成16年1月31日までの間において、第9種総合オープン通信網契約（タイプⅡ（コースⅠ（プランⅡのものに限ります。）のものに限ります。）のものに限ります。）の申込みをしたもの又は第47条（総合オープン通信網サービスの種類の変更）、第103条（総合オープン通信網サービスの種類の変更）、第113条（総合オープン通信網サービスの種類の変更）若しくは料金表の規定により第9種総合オープン通信網サービス（タイプⅡ（コースⅠ（プランⅡのものに限ります。）のものに限ります。）のものに限ります。以下この付則において同じとします。）への種類、タイプ若しくはプランの変更の請求をし、その承諾を受けた総合オープン通信網契約者は、この約款の規定にかかわらず、この改正規定実施の日から平成16年7月31日までの間における音声通信アダプタ（第9種総合オープン通信網サービスに係るものに限ります。）に係る月額料金の支払いを要しません。

4 この改正料金表実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

5 この改正料金表実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成15年12月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の日から平成16年4月30日までの間において、第15種総合オープン通信網契約（プランⅠのものに限ります。）の申込みをしたものは、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の翌々料金月までの間における基本利用料について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

3 この改正規定実施の日から平成16年4月30日までの間において、第47条（総合オープン通信網サービスの種類の変更）、第76条（総合オープン通信網サービスの種類の変更）又は第103条（総合オープン通信網サービスの種類の変更）の規定により第15種総合オープン通信網サービス（プランⅠのものに限ります。）への種類の変更の請求をし、その承諾を受けた総合オープン通信網契約者は、当社がその種類の変更をした日からその変更を

した日の属する料金月の翌々料金月までの間における基本利用料について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

- 4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成15年12月19日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款の規定により当社が提供しているDSL装置、スプリッタ、旧DSL装置及び旧スプリッタは、この改正規定実施の日において、当社が別に定める提供条件により提供するものとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成16年1月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、当社イーサネット通信サービス契約約款の規定により当社と下表の左欄のイーサネット通信サービスに係る契約を締結しているものは、この改正規定実施の日において、この改正規定による改正後の約款の規定により当社と下表の右欄の総合オープン通信網サービスに係る契約を締結しているものとみなします。

第2種イーサネット通信サービス（第1種総合オープン通信網サービスに係る電気通信回線と相互に接続するもの（イーサネットアクセス回線を利用するものに係るものに限ります。）に係るものに限ります。）	第1種総合オープン通信網サービス（LAN型（イーサネット回線を使用して行うものに限ります。）のものに限ります。）
---	--

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成16年1月9日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成16年1月30日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成16年2月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款に規定する下表の左欄の総合オープン通信網サービスは、この改正規定実施の日において、この改正規定による改正後の約款に規定する下表の右欄の総合オープン通信網サービスとみなします。

番号情報送出サービス	番号情報送出サービス I
------------	--------------

- 3 第8種総合オープン通信網サービス(タイプI又はタイプIIのものに限ります。)に係る基本利用料の算定において、平成16年1月31日までに当社から割当てを受けた又は第8種総合オープン通信網契約者(タイプI又はタイプIIのものに限ります。)から割当ての請求があった接続先URL又は接続先ドメイン名の数が3を超える場合は、その3を超える部分に係る1接続先URLまでごと又は1接続先ドメイン名までごとの加算額の適用はないものとします。
- 4 この改正規定実施の日から平成16年7月31日までの間において、音声通信サービスIIに係る第9種総合オープン通信網契約者(タイプII(コースI(プランIのものに限ります。))のものに限ります。)は、音声通信サービスIIに係る付加機能利用料(定額利用料の部分に限ります。)及び工事費(利用の開始に関する工事に係るものに限ります。)について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

附 則

(実施期日)

この改正料金表は、平成16年2月17日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成16年2月20日から実施します。
(経過措置)
- 2 削除

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成16年3月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 削除
- 3 この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款の規定により当社が提供している音声通信アダプタは、この改正規定実施の日において、この改正規定による改正後の約款に規定する音声通信アダプタ(COT型)とみなします。
- 4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成16年3月25日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成16年4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 削除
3 削除
4 削除
5 削除
6 削除

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成16年5月1日から実施します。

(契約に関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款（以下「改正前約款」といいます。）に規定する下表の左欄の総合オープン通信網サービスは、この改正規定実施の日において、この改正規定による改正後の約款に規定する下表の右欄の総合オープン通信網サービスとみなします。

第7種総合オープン通信網サービス・タイプⅠ	第4種総合オープン通信網サービス・タイプⅠ
第9種総合オープン通信網サービス・コースⅡ	第5種総合オープン通信網サービス
第11種総合オープン通信網サービス	第7種総合オープン通信網サービス
第12種総合オープン通信網サービス	第8種総合オープン通信網サービス
第17種総合オープン通信網サービス	第10種総合オープン通信網サービス

- 3 この改正規定実施の際現に、改正前約款に規定する下表の左欄の総合オープン通信網サービスに係る契約を締結しているものは、この改正規定実施の日において、当社のインターネット接続サービス契約約款に規定する下表の右欄のインターネット接続サービスに係る契約を締結しているものとし、その提供条件は、インターネット接続サービス契約約款に定めるところによります。

第4種総合オープン通信網サービス	ダイヤルアップサービス
一般第4種総合オープン通信網サービスタイプⅠ	第1種ダイヤルアップサービスタイプⅠ
一般第4種総合オープン通信網サービスタイプⅡ	第1種ダイヤルアップサービスタイプⅡ
第9種総合オープン通信網サービスタイプⅠ・コースⅠ	フレッツ対応サービスタイプⅠ
第9種総合オープン通信網サービスタイプⅡ・コースⅠ	フレッツ対応サービスタイプⅡ
第9種総合オープン通信網サービスタイプⅢ・コースⅠ	フレッツ対応サービスタイプⅢ
第9種総合オープン通信網サービス	フレッツ対応サービス

タイプⅣ・コースⅠ	タイプⅣ
第9種総合オープン通信網サービス タイプⅤ・コースⅠ	フレッツ対応サービス タイプⅤ
第9種総合オープン通信網サービス タイプⅦ・コースⅠ	フレッツ対応サービス タイプⅥ
第15種総合オープン通信網サービス	TEPCOひかり対応サービス
メールアドレス追加サービス	電子メールアドレス追加サービス
電子メール容量追加サービス	電子メール容量追加サービス
ホームページ公開サービス	ホームページアカウント追加サービス
ホームページ容量追加サービス	ホームページ容量追加サービス
パケット通信アクセスサービス	パケット通信アクセスサービス
電子メール着信規制サービス	電子メール条件着信サービス
電子メール転送規制サービス	電子メール条件転送サービス
音声通信サービスⅡ	IP電話サービスⅠ
特定音声通信発信規制サービス	国際発信規制サービス
送信電子メールウィルスチェックサービス	送信電子メールウィルスチェックサービス

4 この改正規定実施の際限に、改正前約款に規定する下表の左欄の総合オープン通信網サービスに係る契約を締結しているものは、この改正規定実施の日において、当社のリモートアクセスサービス契約約款に規定する下表の右欄のリモートアクセスサービスに係る契約を締結しているものとし、その提供条件は、リモートアクセスサービス契約約款に定めるところによります。

第7種総合オープン通信網サービス・タイプⅣ	EZムービーホスティングサービス
第8種総合オープン通信網サービス・タイプⅠ	リモートアクセスサービス・タイプⅠ
第8種総合オープン通信網サービス・タイプⅡ	リモートアクセスサービス・タイプⅡ
第8種総合オープン通信網サービス・タイプⅢ	リモートアクセスサービス・タイプⅢ
第8種総合オープン通信網サービス・タイプⅣ	リモートアクセスサービス・タイプⅣ
パケット通信ID認証接続サービス	パケット通信ID認証接続サービス
端末番号認証接続サービス	端末番号認証接続サービス
着信課金サービス	着信課金サービス
バックアップサービスⅡ	バックアップサービス
ワンタイムパスワード認証接続サービス	ワンタイムパスワード認証接続サービス

5 削除

6 削除

7 この改正規定実施前に、改正前約款の規定により、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとし、(損害賠償に関する経過措置)

8 この改正規定実施前に、改正前約款の規定により、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとし、(この改正約款実施前に行った手続きの効力等)

- 9 この改正規定実施前に、改正前約款の規定により行った手続きその他の行為は、この附則に規定する場合のほか、改正後約款にこれに相当する規定があるときは、改正後約款の規定に基づき行ったものとみなします
- 10 この改正規定実施前に、改正前約款の規定により提供している電気通信サービスは、この附則に規定する場合のほか、改正後約款にこれに相当する規定があるときは、改正後約款の規定に基づき提供しているものとみなします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成16年5月27日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成16年7月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成16年7月7日から実施します。
(経過措置)
- 2 ウェブメールサービスの利用の請求をし、その提供を受けた総合オープン通信網契約者は、この改正規定実施の日から平成16年8月31日までの間におけるウェブメールサービスに係る付加機能利用料及び工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成16年7月22日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成16年9月15日から実施します。
- 2 削除
- 3 削除

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成16年10月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款（以下「改正前約款」と

いいます。)の規定する下表の左欄の総合オープン通信網サービスは、この改正規定実施の日において、この改正規定による改正後の約款(以下「改正後約款」といいます。)に規定する下表の右欄の総合オープン通信網サービスとみなします。

第5種総合オープン通信網サービス(タイプⅣ(プランⅡ(IPアドレスを16個付与するものに限り、)に係るものに限り、)に係るものに限り、)に係るものに限り、)	第5種総合オープン通信網サービス(タイプⅣ(プランⅢに係るものに限り、)に係るものに限り、)
第5種総合オープン通信網サービス(タイプⅣ(プランⅡ(IPアドレスを32個付与するものに限り、)に係るものに限り、)に係るものに限り、)に係るものに限り、)	第5種総合オープン通信網サービス(タイプⅣ(プランⅣに係るものに限り、)に係るものに限り、)
第5種総合オープン通信網サービス(タイプⅣ(プランⅡ(IPアドレスを64個付与するものに限り、)に係るものに限り、)に係るものに限り、)に係るものに限り、)	第5種総合オープン通信網サービス(タイプⅣ(プランⅤに係るものに限り、)に係るものに限り、)
第5種総合オープン通信網サービス(タイプⅦプランⅡ(IPアドレスを16個付与するものに限り、)に係るものに限り、)に係るものに限り、)	第5種総合オープン通信網サービス(タイプⅦ(プランⅢに係るものに限り、)に係るものに限り、)

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前に、改正前約款の規定により行った手続きその他の行為は、この附則に規定するもののほか、改正後約款中にこれに相当する規定があるときは、改正後約款の規定に基づき行ったものとみなします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成16年10月18日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成16年11月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成16年11月10日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成16年12月1日から実施します。
- 2 削除

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成16年12月20日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成16年12月21日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成16年12月22日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成17年2月9日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成17年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

4 この改正料金表実施の際、現に、当社イーサネット通信サービス契約約款の規定により当社と下表の左欄のイーサネット通信サービスに係る契約を締結しているものは、この改正規定実施の日において、この改正規定による改正後の料金表の規定により当社と下表右欄の総合オープン通信網サービスに係る契約を締結しているものとみなします。

第2種イーサネット通信サービス（第7種総合オープン通信網サービスに係る電気通信回線と相互に接続するもの（イーサネットアクセス回線を利用するものに係るものに限ります。）に係るものに限ります。）	第7種総合オープン通信網サービス（LAN型（イーサネット回線を使用して行うものに限ります。）のものに限ります。）
---	--

5 この改正料金表実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

6 この改正料金表実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成17年4月25日から実施します。

2 削除

3 この改正料金表実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの

料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 4 この改正料金表実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成17年5月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成17年5月18日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成17年5月20日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成17年8月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成17年8月23日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成17年8月25日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成17年9月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成17年10月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成17年10月5日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成17年11月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成17年11月10日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成17年11月20日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成18年1月1日から実施します。
- 2 削除

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成18年3月27日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成18年4月25日から実施します。
- 2 削除
- 3 削除

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成18年6月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成18年6月19日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正約款は、平成18年7月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成18年8月1日から実施します。
- 2 削除

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成18年10月5日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成18年11月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正料金表は、平成19年1月1日から実施します。

(経過措置)

2 削除

3 この改正料金表実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正料金表実施前にその事由の生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成19年4月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前約款の規定により、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(損害賠償に関する経過措置)

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

(この改正規定実施前に行った手続きの効力等)

4 この改正規定実施前に、改正前約款の規定により行った手続きその他の行為は、この附則に規定するもののほか、改正後約款にこれに相当する規定があるときは、改正後約款の規定に基づき行ったものとみなします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成19年7月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前約款の規定により、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(損害賠償に関する経過措置)

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

(この改正規定実施前に行った手続きの効力等)

4 この改正規定実施前に、改正前約款の規定により行った手続きその他の行為は、この附

則に規定するもののほか、改正後約款にこれに相当する規定があるときは、改正後約款の規定に基づき行ったものとみなします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成19年8月20日から実施します。

附 則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成19年9月20日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成19年11月1日から実施します。

附 則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成19年11月13日から実施します。
ただし、料金表第2(付加機能利用料)2(1)ケ欄の備考(テ)及び(ト)に係る改正規定は、平成20年2月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附 則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成19年12月10日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附 則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成20年1月1日から実施します。
(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成20年2月16日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成20年3月28日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成20年4月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成20年12月25日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成21年4月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成21年7月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成21年10月1日から実施します。
- 2 削除

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成21年11月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成21年12月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成22年2月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成22年3月14日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成22年4月1日から実施します。
ただし、第1種総合オープン通信網サービス(タイプⅣのものに限ります。)に係る規定及びセキュリティサービス(プラン7、プラン8及びプラン9のものに限ります。)に係る規定については、当社が別に定める日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、当社のコンピュータ通信網サービス契約約款の規定により締結しているコンピュータ通信網サービスに係る契約(当社が別に定めるものに限ります。)は、コンピュータ通信網サービス契約者との協議により定めた日(この改正規定実施日以降の日に限ります。)において、この約款の相当する規定により締結した総合オープン通信網契約に移行したものとします。
- 3 この改正規定実施の際現に、当社のコンピュータ通信網サービス契約約款の規定により提供しているコンピュータ通信網サービスの付加機能は、前項で定めた日において、次表を含むこの約款の相当する規定により提供する総合オープン通信網サービスの付加機能に移行したものとします。
(1) 付加機能利用料
料金額

区 分		単 位	料金額
ア ユーザド メイン 機能	総合オープン通信網契約者が所有するドメイン名（サブドメイン名（そのドメイン名を更に階層構造的に細かく分割するために、その総合オープン通信網契約者がそのドメイン名に付加した名称をいいます。）を含みます。以下同じとします。）を当社の取扱所交換設備に登録することによって、そのドメイン名に係るデータを利用することができるようにする機能	1ドメインごとに	税抜価格 10,000 円
	備考	1 本機能において登録することのできるドメイン名の数は1に限ります。 2 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。	
イ ユーザド メイン メール 機能	ユーザドメイン機能を利用することにより、利用に関わる電子メール機能などを、そのドメイン名により利用することができる機能	アドレスごとに	税抜価格 100 円
	備考	1 本機能は、ユーザドメイン機能を提供している契約者に限り提供します。 2 本機能により付与される1メールアドレスにおいて利用することができるメール蓄積装置の容量は、20MBytesまでとします。 3 料金表通則の規定にかかわらず、本機能に係る付加機能利用料の日割は行いません。 4 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。	

ウ ユーザドメインホームページ機能	ユーザドメイン機能を利用することにより、利用に関わるホームページを使用して総合オープン通信網サービス取扱所に設置する情報蓄積装置により情報の蓄積及び公開を行うことができる機能を、そのドメイン名により利用することができる機能	1アカウントごとに	税抜価格 250 円
備考	<ol style="list-style-type: none"> 1 本機能は、ユーザドメイン機能を提供している契約者に限り提供します。 2 本機能により1のホームページのアカウント（以下「ホームページアカウント」といいます。）がホームページオーナーアカウントとして付与されます。 3 本機能により付与される1ホームページオーナーアカウントにおいて利用することができる情報蓄積装置の容量は、20MBytesまでとします。 4 総合オープン通信網契約者は、ホームページオーナーアカウントの変更、ホームページアカウントの数の変更その他本機能の利用内容の変更の請求を行うことができます。 5 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときその他当社の業務の遂行上著しい支障があるときは、現に蓄積している情報の公開を停止し、又は消去することがあります。 6 当社は、違法な態様、公序良俗に反する態様又は別記6に定める禁止事項に抵触する態様で本機能が利用されていると認めた場合は、現に蓄積している情報の公開の停止を行うことがあります。 7 当社は、この6の規定により現に蓄積している情報の公開の停止をされた総合オープン通信網契約者が、なおその事実を解消しないときは、本機能の廃止を行うことがあります。 8 この5から7までの規定により現に蓄積している情報の公開の停止若しくは消去又は本機能の廃止を行う場合は、当社はあらかじめそのことを総合オープン通信網契約者にお知らせします。 ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。 9 当社は、総合オープン通信網契約者が一定期間情報を蓄積していないときは、本機能を廃止することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことを総合オープン通信網契約者にお知らせします。 10 当社は、本機能の利用に伴い発生する損害（この5から7までの規定及び9の規定により現に蓄積している情報の公開の停止若しくは消去又は本機能の廃止を行ったことに伴い発生するものを含みます。）については、当社に故意又は重過失がない限り、責任を負いません。 11 料金表通則の規定にかかわらず、本機能に係る付加機能利用料の日割は行いません。 12 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。 		

エ ユーザードメイン メーリングリスト機能	ユーザードメイン機能を利用することにより、利用に関わる仮想メールアドレス（その総合オープン通信網契約者があらかじめ当社の取扱所交換設備に登録したメール着信先の一覧（以下「メーリングリスト」といいます。）に対して当社が割当てたメールアドレスをいいます。以下この欄において同じとします。）宛に送られたメールを、その仮想メールアドレスに対応するメーリングリストに係る着信者に配信する機能などを、そのドメイン名により利用することができる機能	1 リストごとに	税抜価格 800 円
備考	<ol style="list-style-type: none"> 1 本機能は、ユーザードメインメール機能を提供している契約者に限り提供します。 2 当社は、1のメーリングリストに対して1の仮想メールアドレスを割当てます。 3 本機能において利用することができるメール蓄積装置の容量は、1のメーリングリストについて50MBytesまでとします。 4 メーリングリストに係る着信先登録及び変更は、当社が別に定める方法により行っていただきます。 5 料金表通則の規定にかかわらず、本機能に係る付加機能利用料の日割は行いません。 6 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。 		
オ ユーザードメイン ホームページ追加機能	ユーザードメインホームページ機能により付加されたホームページオーナーアカウントの階層下にホームページアカウントを追加する機能	1 アカウントごとに	税抜価格 250 円
備考	<ol style="list-style-type: none"> 1 本機能は、ユーザードメインホームページ機能を提供している契約者に限り提供します。 2 料金表通則の規定にかかわらず、本機能に係る付加機能利用料の日割は行いません。 3 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。 		

カ メ ー ル ア ド レ ス 追 加 機 能	ユーザードメインメール機能により付与されたメールアドレスの他にメールアドレスを追加する機能	1アドレスごとに	税抜価格 100円
	備考	<p>1 本機能は、ユーザードメインメール機能を提供している契約者に限り提供します。</p> <p>2 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、メールアドレスの変更をすることがあります。この場合には、当社は、あらかじめそのことを総合オープン通信網契約者にお知らせします。</p> <p>3 料金表通則の規定にかかわらず、本機能に係る付加機能利用料の日割は行いません。</p> <p>4 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>	
キ メ ー ル ボ ツ ク ス 容 量 変 更 機 能	ユーザードメインメール機能又はメールアドレス追加機能により付与されたメール蓄積装置の容量を変更できる機能	5 MBytesごとに	税抜価格 50円
	備考	<p>1 本機能は、ユーザードメインメール機能を提供している契約者に限り提供します。</p> <p>2 1のメールアドレスごとに5MBytes単位で最大500MBytesまでメール蓄積装置の容量を変更することができます。</p> <p>3 料金表通則の規定にかかわらず、本機能に係る付加機能利用料の日割は行いません。</p> <p>4 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>	
ク ホ ー ム ペ ー ジ 容 量 変 更 機 能	ユーザードメインホームページ機能又はユーザードメインホームページ追加機能により付与された情報蓄積装置の容量を変更することができる機能	5 MBytesごとに	税抜価格 100円
	備考	<p>1 本機能は、ユーザードメインホームページ機能を提供している契約者に限り提供します。</p> <p>2 1のホームページアカウントごとに5MBytes単位で最大1GBytesまで情報蓄積装置の容量を変更することができます。</p> <p>3 料金表通則の規定にかかわらず、本機能に係る付加機能利用料の日割は行いません。</p> <p>4 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>	

<p>ユーザードメインメーリングリスト機能により付与されたメール蓄積装置の容量を変更することができる機能</p>	<p>50MBytesごとに</p>		<p>税抜価格 800円</p>
<p>備考</p>	<p>1 本機能は、ユーザードメインメーリングリスト機能を提供している契約者に限り提供します。</p> <p>2 1のメーリングリストごとに50MBytes単位で最大200MBytesまでメール蓄積装置の容量を変更することができます。</p> <p>3 料金表通則の規定にかかわらず、本機能に係る付加機能利用料の日割は行いません。</p> <p>4 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>		
<p>コ メ ー ル ウ ィ ル ス チ ェ ッ ク 機 能</p>	<p>総合オープン通信網契約者が、あらかじめ指定するドメイン名に係るメールアドレスを使用して送信又は受信する電子メールにコンピュータウイルス（通信やコンピュータ等の機能に妨害を与えるためのプログラムであって、当社が別に定めるものをいいます。以下同じとします。）が含まれている場合に、その総合オープン通信網契約者があらかじめ指定した内容に応じて、そのコンピュータウイルスの削除等を行うことができる機能</p> <p>1のドメイン名に係るメールアドレスの数（サブドメイン名を利用している場合は、それに係るメールアドレスの数を含みます。以下この欄において同じとします。）が10個までのもの</p> <p>1のドメイン名に係るメールアドレスの数が10個を超えて50個までのもの</p> <p>1のドメイン名に係るメールアドレスの数が50個を超えて60個までのもの</p> <p>1のドメイン名に係るメールアドレスの数が60個を超えて100個までのもの</p>		
<p>1の本機能ごとに月額</p>			<p>税抜価格 2,000円</p>
<p>1の本機能ごとに月額</p>			<p>税抜価格 2,000円に、10個を超える10個ごとに税抜価格2,000円を加算した額</p>
<p>1の本機能ごとに月額</p>			<p>税抜価格 10,400円</p>
<p>1の本機能ごとに月額</p>			<p>税抜価格 10,400円に、60個を超える10個ごとに税抜価格1,400円</p>

			を加算した額
	1のドメイン名に係るメールアドレスの数が100個を超えて200個までのもの	1の本機能ごとに月額	税抜価格 30,000円
	1のドメイン名に係るメールアドレスの数が200個を超えて1,000個までのもの	1の本機能ごとに月額	税抜価格 30,000円に、 200個を超える 100個ごとに税 抜価格14,000 円を加算した 額
	1のドメイン名に係るメールアドレスの数が1,000個を超えて2,000個までのもの	1の本機能ごとに月額	税抜価格 232,000円
	1のドメイン名に係るメールアドレスの数が2,000個を超えて10,000個までのもの	1の本機能ごとに月額	税抜価格 232,000円に、 税抜価格2,000 個を超える 1,000個ごとに 税抜価格 90,000円を加 算した額
	1のドメイン名に係るメールアドレスの数が10,000個を超えて11,000個までのもの	1の本機能ごとに月額	税抜価格 1,045,000円
	1のドメイン名に係るメールアドレスの数が11,000個を超えるもの	1の本機能ごとに月額	税抜価格 1,045,000円に 、11,000個を 超える1,000個 ごとに税抜価 格47,000円を 加算した額

	<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当社は、1のドメイン名につき、1の本機能を提供します。 2 本機能は、次のドメイン名に限り提供します。 (1) ユーザードメインメール機能において利用されるドメイン名 (2) 本機能の提供を受けるために必要な設定を行うことができるメール蓄積装置で、当社の総合オープン通信網サービス取扱所に設置するもの以外のものに登録されたドメイン名 3 本機能において、総合オープン通信網契約者があらかじめ指定することのできる内容は、当社が別に定めるところによります。 4 当社は、本機能の利用に伴い発生する損害については、当社に故意又は重過失がない限り、責任を負いません。 5 料金表通則の規定にかかわらず、本機能に係る付加機能利用料の日割は行いません。 6 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。 		
サ リ レ ー メ ー ル 機 能	<p>総合オープン通信網契約者が、あらかじめ指定するドメイン名にインターネットを介して送信されてくる電子メールを、その総合オープン通信網契約者が指定したメール蓄積装置（以下「指定メール蓄積装置」といいます。）に代わって当社のメール中継装置において受信し、それを指定メール蓄積装置に転送する機能</p>	1ドメインごとに月額	税抜価格 5,000円
	<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当社は、1のドメイン名につき、1の本機能を提供します。 2 当社は、メール中継装置が対象電子メールを受信した時刻（メール中継装置に記録された時刻とします。）から起算して120時間に限り、当社が別に定める条件に従って当該対象電子メールの指定メール蓄積装置への転送を試みるものとし、当該対象電子メールを指定メール蓄積装置へ転送した時点又は当該時間が満了した時点のいずれか早く到来した時点をもって当該対象電子メールを破棄します。 3 2の規定にかかわらず、当社は、メール中継装置が転送した対象電子メールが指定メール蓄積装置に到達することを確認及び保証するものではなく、万一、対象電子メールを指定メール蓄積装置に転送できなかった場合であって、そのことを当社が了知したときは、その旨を当該対象電子メールの送信元アドレス（以下この欄において「送信メールアドレス」といいます。）に電子メールで1回送信し、当該対象電子メールを直ちに破棄します。 4 当社は、2、3で規定するほか、対象電子メールの保管を一切行いません。 5 当社は、本機能の利用に伴い発生する損害については、当社に故意又は重過失がない限り、責任を負いません。 6 料金表通則の規定にかかわらず、本機能に係る付加機能利用料の日割は行いません。 7 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。 		

シ セ カ ン ダ リ メ ー ル 機 能	総合オープン通信網契約者のメール蓄積装置にインターネットを介して送信されてくる電子メールの一時保存をすることができる機能	—	—
	<p>備考</p> <p>1 当社は、1のドメイン名につき、1の本機能を提供します。</p> <p>2 当社は、総合オープン通信網契約者のメール蓄積装置に故障、不具合等が発生した場合に限り、その総合オープン通信網契約者のメール蓄積装置に送信された電子メールを受信します。</p> <p>3 当社は、本機能の利用に伴い発生する損害については、当社に故意又は重過失がない限り、責任を負いません。</p> <p>4 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>		
ス U R L フ ィ ル タ リ ン グ 機 能	<p>総合オープン通信網契約者が、URL（インターネット上に接続されている特定のファイルの場所を指定する文字列をいいます。）に係るカテゴリの情報（以下、「有害サイト」といいます。）をあらかじめ指定することにより、その有害サイトへの接続を行った場合に、その総合オープン通信網契約者があらかじめ指定した内容に応じて、有害サイトへの接続を遮断することのできる機能をいいます。</p> <p>利用可能なアカウントの数が50個までのもの</p> <p>利用可能なアカウントの数が50個を超えて100個までのもの</p> <p>利用可能なアカウントの数が100個を超えて200個までのもの</p> <p>利用可能なアカウントの数が200個を超えて300個までのもの</p> <p>利用可能なアカウントの数が300個を超えて400個までのもの</p> <p>利用可能なアカウントの数が400個を超えて500個までのもの</p> <p>利用可能なアカウントの数が500個を超えて600個までのもの</p> <p>利用可能なアカウントの数が600個を超えて700個までのもの</p> <p>利用可能なアカウントの数が700個を超えて800個までのもの</p> <p>利用可能なアカウントの数が800個を超えて900個までのもの</p> <p>利用可能なアカウントの数が900個を超えて1000個までのもの</p>	<p>1の本機能ごとに月額</p>	<p>税抜価格 45,000 円</p> <p>税抜価格 55,000 円</p> <p>税抜価格 65,000 円</p> <p>税抜価格 75,000 円</p> <p>税抜価格 84,500 円</p> <p>税抜価格 94,000 円</p> <p>税抜価格 103,000 円</p> <p>税抜価格 112,000 円</p> <p>税抜価格 120,000 円</p> <p>税抜価格 127,000 円</p> <p>税抜価格 133,000 円</p>

<p>利用可能なアカウントの数が1000個を超えて1500個までのもの</p> <p>利用可能なアカウントの数が1500個を超えて2000個までのもの</p> <p>利用可能なアカウントの数が2000個を超えて3000個までのもの</p> <p>利用可能なアカウントの数が3000個を超えて4000個までのもの</p> <p>利用可能なアカウントの数が4000個を超えて5000個までのもの</p> <p>利用可能なアカウントの数が5000個を超えるもの</p>	<p>1の本機能ごとに月額</p> <p>1の本機能ごとに月額</p> <p>1の本機能ごとに月額</p> <p>1の本機能ごとに月額</p> <p>1の本機能ごとに月額</p> <p>1の本機能ごとに月額</p> <p>1の本機能ごとに月額</p>	<p>税抜価格 173,000円</p> <p>税抜価格 210,000円</p> <p>税抜価格 283,000円</p> <p>税抜価格 352,000円</p> <p>税抜価格 425,000円</p> <p>税抜価格 425,000円に 5000個を超える 1000個ごとに税 抜価格81,000円 を加算した額</p>
<p>備考</p>	<p>1 当社は1の加入契約回線につき、1の本機能を提供します。</p> <p>2 当社は、本機能の利用に伴い発生する損害については、当社に故意又は重過失がない限り、当社は責任を負いません。</p> <p>3 料金表通則の規定にかかわらず、本機能に係る付加機能利用料の日割は行いません。</p> <p>4 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>	

セ W e b ウ ィ ル ス チ エ ィ ク 機 能	総合オープン通信網契約者がホームページ等を開覧の際、そのホームページ等にコンピュータウイルス（通信やコンピュータ等の機能に妨害を与えるためのプログラムであって、当社が別に定めるものをいいます。以下この欄において同じとします。）が含まれている場合に、そのコンピュータウイルスの削除等を行うことのできる機能をいいます。		
	利用可能なアカウントの数が50個までのもの	1の本機能ごとに月額	税抜価格 35,000円
	利用可能なアカウントの数が50個を超えて100個までのもの	1の本機能ごとに月額	税抜価格 43,000円
	利用可能なアカウントの数が100個を超えて200個までのもの	1の本機能ごとに月額	税抜価格 52,000円
	利用可能なアカウントの数が200個を超えて300個までのもの	1の本機能ごとに月額	税抜価格 60,000円
	利用可能なアカウントの数が300個を超えて400個までのもの	1の本機能ごとに月額	税抜価格 67,000円
	利用可能なアカウントの数が400個を超えて500個までのもの	1の本機能ごとに月額	税抜価格 73,500円
	利用可能なアカウントの数が500個を超えて600個までのもの	1の本機能ごとに月額	税抜価格 79,500円
	利用可能なアカウントの数が600個を超えて700個までのもの	1の本機能ごとに月額	税抜価格 84,000円
	利用可能なアカウントの数が700個を超えて800個までのもの	1の本機能ごとに月額	税抜価格 88,000円
	利用可能なアカウントの数が800個を超えて900個までのもの	1の本機能ごとに月額	税抜価格 90,500円
	利用可能なアカウントの数が900個を超えて1000個までのもの	1の本機能ごとに月額	税抜価格 92,500円
	利用可能なアカウントの数が1000個を超えて1500個までのもの	1の本機能ごとに月額	税抜価格 114,000円
	利用可能なアカウントの数が1500個を超えて2000個までのもの	1の本機能ごとに月額	税抜価格 135,000円
	利用可能なアカウントの数が2000個を超えて3000個までのもの	1の本機能ごとに月額	税抜価格 186,000円
	利用可能なアカウントの数が3000個を超えて4000個までのもの	1の本機能ごとに月額	税抜価格 239,000円
	利用可能なアカウントの数が4000個を超えて5000個までのもの	1の本機能ごとに月額	税抜価格 292,000円
利用可能なアカウントの数が5000個を超えるもの	1の本機能ごとに月額	税抜価格 292,000円に 5000個を超える 1000個ごとに税	

			抜価格52,000円 を加算した額
備考	1 当社は、1の加入契約回線につき、1の本機能を提供します。 2 当社は、本機能の利用に伴い発生する損害については、当社に故意又は重過失がない限り、責任を負いません。 3 料金表通則の規定にかかわらず、本機能に係る付加機能利用料の日割は行いません。 4 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。		

(2) 付加機能に係る工事費

区 分		単 位	工事費の額 (税抜価格)
ユーザードメイン機能	下記以外の場合	1の工事ごとに	5,000円
	変更又は追加の場合	1の工事ごとに	3,000円
ユーザードメインメール機能		1の工事ごとに	3,000円
ユーザードメインホームページ機能		1の工事ごとに	3,000円
ユーザードメインメーリングリスト機能	下記以外の場合	1の工事ごとに	3,000円
	変更の場合	1の工事ごとに	500円
メールアドレス追加機能		1の工事ごとに	150円
メールボックス容量変更機能		1の工事ごとに	150円
ホームページ容量変更機能		1の工事ごとに	150円
メーリングリスト容量変更機能		1の工事ごとに	150円
メールウイルスチェック機能	下記以外の場合	1の機能ごとに	3,000円
	メールアドレス数の変更の場合	1の機能ごとに	150円
リレーメール機能に係る工事		1の工事ごとに	3,000円
セカンダリメール機能に係る工事		1の工事ごとに	3,000円
URLフィルタリング機能に係る工事	下記以外の場合	1の機能ごとに	30,000円
	サーバ設定の変更の場合	1の工事ごとに	3,000円
	アカウント数の変更の場合	1の工事ごとに	150円
Webウイルスチェック機能に係る工事	下記以外の場合	1の機能ごとに	30,000円
	サーバ設定の変更の場合	1の工事ごとに	3,000円
	アカウント数の変更の場合	1の工事ごとに	150円

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成22年4月12日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成22年4月20日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成22年4月23日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成22年4月28日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成22年5月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成22年7月12日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成22年8月1日から実施します。

附 則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成22年10月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施の日から平成23年8月31日までの間に、支払証明書の発行の請求をし、その承諾を受けたときは、総合オープン通信網契約者は、別記19の(2)の規定にかかわらず、その請求に係る料金表第5(附帯サービスに関する料金等)に規定する支払証明書発行料の支払いを要しません。
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料

金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成23年2月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

(実施時期)

この改正規定は、平成23年3月15日から実施します。

附 則

(実施時期)

この改正規定は、平成23年3月31日から実施します。

附 則

(実施時期)

この改正規定は、平成23年4月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成23年4月21日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成23年6月30日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成23年7月1日から実施します。
- 2 この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款に規定する下表の左欄の第1種総合オープン通信網サービスに係る総合オープン通信網契約は、この改正規定実施の日において、この改正規定による改正後の約款（以下「改正後約款」といいます。）に規定する下表の右欄の第1種総合オープン通信網サービスに係る総合オープン通信網契約に移行したものとします。

第1種総合オープン通信網サービス タイプⅡ（ベストエフォート）	第1種総合オープン通信網サービス タイプⅡ（100Mベストエフォート）
第1種総合オープン通信網サービス タイプⅣ（ベストエフォート）	第1種総合オープン通信網サービス タイプⅣ（1Gベストエフォート）

- 3 この改正規定実施の際現に、当社のコンピュータ通信網サービス契約約款に規定する下表の左欄のコンピュータ通信網サービスに係るコンピュータ通信網契約は、この改正規定実施の日において、改正後約款に規定する下表の右欄の総合オープン通信網サービスに係

る総合オープン通信網契約に移行したものとします。

旧第5区域第1種契約に係るコンピュータ通信網サービス（下表に定める品目等のものに限ります。）		第1種総合オープン通信網サービスタイプⅡ（1Gベストエフォート）
品目	イーサネット方式のもの（対称型のものに限ります。）	
通信の様による細目	IPアドレス数による区別	コース2のもの
	回線収容部による区別	共用型（プラン2）のもの
	加入契約回線インタフェースの区別	1000BASE-SXのもの
料金の適用方法による細目	タイプ1のもの	

4 削除

- 5 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 6 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成23年7月13日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成23年7月25日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款に規定する下表の左欄の第1種総合オープン通信網サービスに係る総合オープン通信網契約は、この改正規定実施の日において、この改正規定による改正後の約款に規定する下表の右欄の第1種総合オープン通信網サービスに係る総合オープン通信網契約に移行したものとします。

第1種総合オープン通信網サービス	第1種総合オープン通信網サービス
------------------	------------------

タイプⅣ	タイプⅣ・プランⅠ
------	-----------

3 この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款に規定する下表の左欄の付加機能は、この改正規定実施の日において、この改正規定による改正後の約款に規定する下表の右欄の基本機能に移行したものとします。

セキュリティサービス・プラン7 ・ファイアウォール機能 ・不正侵入防御機能 ・ワーム対策機能 ・P2P抑止機能 ・セキュリティ監視機能	セキュリティ機能 ・ファイアウォール機能 ・不正侵入防御機能 ・ワーム対策機能 ・P2P抑止機能 ・セキュリティ監視機能
--	---

4 この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款に規定する下表の左欄の付加機能は、この改正規定実施の日において、この改正規定による改正後の約款に規定する下表の右欄の付加機能に移行したものとします。

セキュリティサービス ウイルス対策機能	セキュリティサービス プロキシ型ウイルス対策機能
セキュリティサービス URLフィルタリング機能	セキュリティサービス プロキシ型URLフィルタリング機能

5 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

6 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成23年9月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成23年10月3日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成23年12月6日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年1月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年4月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款（以下この附則において「改正前約款」といいます。）に規定する第12種総合オープン通信網サービスに係る総合オープン通信網契約は、この改正規定実施の日において、当社のauひかりビジネスサービス契約約款（以下この附則において「移行先約款」といいます。）に規定する一般auひかりビジネスサービス（タイプⅡのものに限ります。以下この附則において同じとします。）に係る一般auひかりビジネス契約に移行したものとします。
- 3 この附則の2の場合において、その一般auひかりビジネスサービスに係る最低利用期間は、移行先約款の規定にかかわらず、改正前約款の規定により、当社がその第12種総合オープン通信網サービスの提供を開始した日から起算して1年間とします。
- 4 この改正規定実施前に、改正前約款の規定により行った手続きその他の行為は、この附則に規定するもののほか、移行先約款にこれに相当する規定があるときは、移行先約款の規定に基づき行ったものとみなします。
- 5 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 6 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成24年6月18日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年7月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年7月23日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年9月21日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年10月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 当社の他の契約約款において、当該他の契約約款に定める契約（以下この附則において「移行前契約」といいます。）の契約者が、この改正規定実施の日をもって第1種総合オープン通信網サービス（タイプⅡのものに限ります。）又は第7種総合オープン通信網サービス（タイプⅠ（プランⅠのものに限ります。）のものに限ります。）に係る総合オープン通信網契約に移行したもとする規定がある場合、移行前契約は、この改正規定実施の日をもって、当該総合オープン通信網契約に移行したものとします。この場合において、当該移行に関する条件等は、当該他の契約約款に定めるところによります。
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成24年11月26日から実施します。

附 則

(実施時期)

この改正規定は、平成24年12月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成25年1月1日から実施します。
(平成23年7月1日付附則の改正)

2 平成23年7月1日付附則第4項を削除します。

附 則

(実施時期)

この改正規定は、平成25年2月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成26年3月1日から実施します。

(附則の改正等)

2 次表の左欄に定める規定について、右欄に定める取扱いを行います。

平成12年4月4日付附則第2項及び第3項	削除します。
<p>平成12年10月1日付附則</p> <p>第4項の表中、(1)廃止前約款がIPルーティングサービス契約約款のものうち、(2)廃止前約款の規定により締結している契約が次のもの</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>タイプIに係るγ契約、タイプIに係る臨時γ契約、タイプIIに係るγ契約(100Mb/sの品目に係るものに限ります。)、タイプIIに係る臨時γ契約(100Mb/sの品目に係るものに限ります。)及びδ契約</p> </div> <p>第4項の表中、(1)廃止前約款がサーバホスティングサービス契約約款のもの</p> <p>第8項第1号から第12号 第8項第13号の表の備考欄(ア)</p>	<p>削除します。</p> <p>削除します。</p> <p>削除します。</p> <p>次のとおり改めます。 (ア)本機能は、当社が別に定める日以前に総合オープン通信網サービスを利用している一般第4種総合オープン通信網契約者(タイプI(コースIII、コースV又はコースVIのものに限ります。))又はタイプII(コースIのものに限ります。))のものに限ります。)に限り提供します。</p>
平成13年1月1日付附則第3項	削除します。
平成13年4月23日付附則	ただし書きを削ります。

平成13年7月25日付附則 第2項の表	次のとおりに改めます。				
	<table border="1"> <tr> <td>タイプⅢに係る第7種総合オープン通信網サービス</td> <td>タイプⅠに係る第7種総合オープン通信網サービス</td> </tr> <tr> <td>タイプⅣに係る第7種総合オープン通信網サービス</td> <td>タイプⅡに係る第7種総合オープン通信網サービス</td> </tr> </table>	タイプⅢに係る第7種総合オープン通信網サービス	タイプⅠに係る第7種総合オープン通信網サービス	タイプⅣに係る第7種総合オープン通信網サービス	タイプⅡに係る第7種総合オープン通信網サービス
タイプⅢに係る第7種総合オープン通信網サービス	タイプⅠに係る第7種総合オープン通信網サービス				
タイプⅣに係る第7種総合オープン通信網サービス	タイプⅡに係る第7種総合オープン通信網サービス				
第3項及び第4項	削除します。				
平成13年12月1日付附則第2項	削除します。				
平成15年1月1日付附則第1項	ただし書きを削ります。				
平成16年5月1日付附則第2項の表	その左欄が「第7種総合オープン通信網サービス・タイプⅢ」及び「第10種総合オープン通信網サービス」のものを削ります。				
平成18年4月25日付附則第2項及び第3項	削除します。				

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

(損害賠償に関する経過措置)

- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成26年6月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成26年7月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成26年7月20日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定にかかわらず、この改正規定実施の際現に提供している付加機能(料金表

第2（付加機能利用料）2（料金額）（1）ナ（ウェブメールサービス）に定めるものに限ります。）の取扱い（付加機能利用料の変更に係る部分に限ります。）については、平成26年7月31日までの間、なお従前のおりとしします。

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成26年10月1日から実施します。
（附則の改正等）
- 2 平成13年7月25日付附則第2項の表について、その左欄が「タイプⅣに係る第7種総合オープン通信網サービス」のものを削ります。
- 3 平成15年4月1日付附則第2項の表について、その左欄が「第7種総合オープン通信網サービス タイプⅡ」のものを削ります。
- 4 平成16年5月1日付附則第2項の表について、その左欄が「第7種総合オープン通信網サービス・タイプⅡ」のものを削ります。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 5 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成26年11月1日から実施します。
- 2 削除

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成27年1月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成27年2月20日から実施します。
（経過措置）
- 2 削除
- 3 削除
- 4 削除
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 5 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成27年4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 削除

- 3 削除

(附則の改正)

- 4 平成17年4月25日付附則第2項を「削除」に改めます。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 5 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成27年5月1日から実施します。

- 2 削除

- 3 削除

- 4 削除

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 5 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成27年5月31日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成27年6月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成27年8月18日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成27年9月24日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料

金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成27年10月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成27年11月1日から実施します。
- 2 削除
- 3 削除
(経過措置)
- 4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成28年2月1日から実施します。
(附則の改正)
- 2 次表の左欄に定める規定について、右欄に定める取扱いを行います。

規 定	取 扱 い
平成10年10月21日付附則 第2項	「削除」に改めます。
平成11年12月1日付附則 第2項 第3項及び第4項	「削除」に改めます。 削ります。
平成12年6月1日付附則 第2項 第3項から第5項	「削除」に改めます。 削ります。
平成12年10月1日付附則 第4項の表の「インターネットゲートウェイサービス契約約款」欄及び「国内専用サービス契約約款」欄	削ります。
平成16年9月15日付附則 第2項 第3項から第6項	「削除」に改めます。 削ります。
平成16年12月1日付附則 第2項 第3項から第7項	「削除」に改めます。 削ります。
平成18年1月1日付附則 第2項 第3項から第7項	「削除」に改めます。 削ります。
平成18年8月1日付附則 第2項	「削除」に改めます。

第3項から第7項	削ります。
平成21年10月1日付附則 第2項 第3項及び第6項	「削除」に改めます。 削ります。
平成23年7月1日付附則 第7項及び第8項	削ります。
平成25年1月1日付附則 第3項	削ります。
平成26年3月1日付附則 第2項の表中「平成18年1月1日付附則」欄 第5項	削ります。 削ります。
平成26年11月1日付附則 第2項 第3項及び第4項	「削除」に改めます。 削ります。
平成27年11月1日付附則 第2項及び第3項	「削除」に改めます。
附則別表	削ります。

(経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成28年2月26日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成28年2月29日から実施します。
(経過措置)
- 2 削除
- 3 削除
- 4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成28年4月1日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成28年5月21日から実施します。

附 則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成28年7月1日から実施します。
- 2 削除
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成28年8月24日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成28年9月1日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成28年10月3日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成28年11月1日から実施します。
(附則の改正)
- 2 次表左欄の規定について、次表右欄に定める取扱いを行います。

規定	取扱い
平成12年4月21日付附則第2項	「削除」に改めます。
平成12年7月1日付附則第2項 表の左欄が「タイプIに係る一般第4種総合オープン通信網サービス」の行	削ります。
平成12年9月1日付附則第1項ただし書きの規定	削ります。

第2項	「削除」に改めます。
平成12年10月1日付附則 第1項	「ただし、電子メール容量追加サービス、ホームページ公開サービスに関する規定については、当社が別に定める日から実施します。」に改めます。
第5項 表の左欄が「IPルーティングサービス契約約款」の行 第7項及び第8項	削ります。 「削除」に改めます。
平成13年1月1日付附則 第1項ただし書きの規定	「ただし、一般第4種総合オープン通信網サービス（タイプⅡ（コースⅢのものに限ります。）のものに限ります。）に関する規定については、当社が別に定める日から実施します。」に改めます。
平成13年4月1日付附則 第1項ただし書きの規定 第6項及び第7項	削ります。 「削除」に改めます。
平成13年9月8日付附則（その第2項の題名が経過措置のものに限ります。）	「平成13年9月7日までに総合オープン通信網サービスの提供を開始した一般第4種総合オープン通信網契約者（タイプⅡ（コースⅡのものに限ります。）のものに限ります。）、第9種総合オープン通信網契約者から当該総合オープン通信網契約の解除の申出があったときは、その申出のあった日の属する料金月の末日までの間、当該総合オープン通信網サービスの提供は継続するものとして取り扱います。」に改めます。
平成13年9月8日付附則（その第2項の題名が契約に関する経過措置のものに限ります。） 左の表が「ローミングサービスⅠ」及び「ローミングサービスⅡ」の行 第3項及び第4項	削ります。 「削除」に改めます。
平成13年10月1日付附則第2項	「削除」に改めます。
平成14年5月1日付附則第2項	「削除」に改めます。
平成14年6月1日付附則第2項	「削除」に改めます。
平成14年12月11日付附則 ただし書きの規定	削ります。
平成15年1月1日付附則第2項	「削除」に改めます。
平成15年3月1日付附則	

第2項	「この改正規定実施の日から平成16年4月30日までの間において、第9種総合オープン通信網契約（タイプⅡ（コースⅠのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みをしたもの」に改めます。 「この改正規定実施の日から平成16年4月30日までの間において、第47条（総合オープン通信網サービスの種類の変更）、第81条（総合オープン通信網サービスの種類の変更）又は料金表の規定により第9種総合オープン通信網サービス（タイプⅡ（コースⅠのものに限ります。）のものに限ります。）への種類等の変更（タイプの変更を含みます。以下この附則において同じとします。）の請求をし、その承諾を受けた一般第4種総合オープン通信網契約者又は第9種総合オープン通信網契約者（タイプⅠのものに限ります。）」に改めます。
第3項	
平成15年4月1日付附則第3項	「当社とIP電話サービスに係る契約を締結していた第9種総合オープン通信網契約者（タイプⅠ又はコースⅡのものを除きます。）又は第15種総合オープン通信網契約者に限ります。」に改めます。
平成15年5月1日付附則第2項	「第47条（総合オープン通信網サービスの種類の変更）若しくは第81条（総合オープン通信網サービスの種類の変更）への種類の変更の請求をし、その承諾を受けた総合オープン通信網契約者」に改めます。
平成15年6月1日付附則第2項	「削除」に改めます。
平成16年1月30日付ただし書きの規定	削ります。
平成16年2月20日付附則第2項	「削除」に改めます。
平成16年3月1日付附則第2項	「削除」に改めます。
平成16年4月1日付附則第2項から第6項まで	「削除」に改めます。
平成16年5月1日付附則第3項 表の左欄 「一般第4種総合オープン通信網サービス」 「タイプⅢ・プランⅠ」の行 「タイプⅢ・プランⅡ」の行 「タイプⅢ・プランⅢ」の行	削ります。 削ります。 削ります。

「特定第4種総合オープン通信網サービス」の行	削ります。
「第5種総合オープン通信網サービス」の行	削ります。
「第6種総合オープン通信網サービス」の行	削ります。
「第13種総合オープン通信網サービス」	
「タイプⅠ・コースⅠ」の行	削ります。
「タイプⅠ・コースⅡ」の行	削ります。
「タイプⅡ」の行	削ります。
「第16種総合オープン通信網サービス」の行	削ります。
「ローミングサービス」の行	削ります。
第5項及び第6項	「削除」に改めます。
平成19年1月1日付附則第2項	「削除」に改めます。
平成26年3月1日付附則 第2項 第7項の表 第8項第14号の表の備考欄（ア）の規定 第8項第16号（表の部分を除きます。）	削ります。 削ります。 削ります。
平成27年5月1日付附則 第2項から第4項まで	「削除」に改めます。
平成28年7月1日付附則第2項	「削除」に改めます。

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします

附 則

（実施時期）

- この改正規定は、平成29年1月1日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施時期）

- この改正規定は、平成29年4月1日から実施します。
（経過措置）
- この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款（以下この附則において「旧約款」といいます。）の規定により当社が提供している付帯サービス（次表左欄の端末設備の提供に係るのものに限ります。）は、この改正規定実施の日において、次表右欄の付帯サービス（次表右欄の端末設備の提供に係るのものに限ります。以下この附則にお

いて「旧付帯サービス」といいます。)に移行したものとします。

端末設備（音声通信アダプタ（TTC2M型のものに限ります。）のものに限ります。） 16chのもの 30chのもの	旧端末設備（旧音声通信アダプタ（旧TTC2M型のものとします。）のものとして） 旧16chのもの 旧30chのもの
--	---

3 前項の規定により提供する旧付帯サービスの提供条件は、次に掲げるものを除き、なお従前のおりとしします。

(1) 旧端末設備に係る料金

ア 適用

旧端末設備に係る料金の適用については、料金表第5（付帯サービスに関する料金等）4（端末設備に係る料金）（1）適用に定めるとおりとしします。

イ 料金額

(ア) 旧音声通信アダプタに係る月額利用料

区 分	単 位	料 金 額 (税抜価格)
(i) 旧TTC2M型(16ch)のもの	1装置ごとに月額	61,000円
(ii) 旧TTC2M型(30ch)のもの	1装置ごとに月額	84,300円

(イ) 旧音声通信アダプタに係る賠償金

区 分	単 位	料 金 額 (税抜価格)
(i) 旧TTC2M型(16ch)のもの	1装置ごとに	600,000円
(ii) 旧TTC2M型(30ch)のもの	1装置ごとに	900,000円

(2) 旧端末設備の工事等に関する料金等

ア 適用

旧端末設備の工事等の適用については、料金表第5（付帯サービスに関する料金等）5（端末設備の工事等に関する料金等）（1）適用に定めるとおりとしします。

イ 料金等の額

(ア) 旧音声通信アダプタ等に係る工事費の額

① 基本工事費

区 分	単 位	工事費の額 (税抜価格)
旧音声通信アダプタに係る基本工事費	1工事ごとに	8,000円

② 付加工事費

区 分	単 位	工事費の額 (税抜価格)
旧音声通信アダプタに係る付加工事費 旧TTC2M型(16ch/30ch)のもの		
(i) 利用の開始に関する工事費	1装置ごとに	80,000円
(ii) 移転、増設又は番号	1装置ごとに	37,000円

変換サービスの利用の開始 若しくは設定変更に関する 工事費 (iii) 撤去又は設定変更に 関する工事費	1 装置ごとに	17,000円
--	---------	---------

(最低利用期間に関する経過措置)

- 4 第2項の規定により第2項の表の左欄に定める附帯サービスから移行した旧附帯サービスについて、この約款の規定にかかわらず、旧附帯サービスに係る旧音声通信アダプタの最低利用期間は、当該左欄に定める附帯サービスの提供を開始した日から起算して1年間とします。

(附則の改正)

- 5 次表左欄の規定について、次表右欄に定める取扱いを行います。

規定	取扱い
平成13年3月1日付附則第2項	「削除」に改めます。
平成13年4月1日付附則 第2項及び第3項 第4項(表中の左欄が「第14種総合オープン通信網サービス タイプI」及び「第14種総合オープン通信網サービス タイプII」の行) 第5項	「削除」に改めます。 削ります。 「削除」に改めます。
平成13年10月1日付附則第1項ただし書中「及び第14種総合オープン通信網サービスの8Mb/sに関する部分」	削ります。
平成13年11月1日付附則第1項ただし書	削ります。
平成15年3月1日付附則第2項及び第3項中「(第14種総合オープン通信網サービスにあっては、協定事業者の契約約款等に規定するDSL等接続専用サービスに係る他社接続回線の部分に係るものを除きます。)」	削ります。
平成15年5月1日付附則第2項中「当社がその第14種総合オープン通信網サービスの提供を開始した日から起算して30日の間に当該総合オープン通信網契約の解除の申出をしたとき又は」及び「又は当該総合オープン通信網サービスの種類の変更をした日までの間における第14種総合オープン通信網サービスに係る基本利用料(定額利用料に限ります。)」	削ります。
平成15年7月1日付附則第2項	「削除」に改めます。
平成15年10月1日付附則第2項	「削除」に改めます。
平成15年11月7日付附則第1項ただし	削ります。

書の規定	
平成16年2月20日付附則第3項から第5項	削ります。
平成16年5月1日付附則第2項 表中の左欄が「第14種総合オープン通信網サービス・タイプI」の行	削ります。
平成27年4月1日付附則第2項及び第3項	「削除」に改めます。
平成28年11月1日付附則第2項 表中の左欄が「平成16年2月20日付附則」の行の左欄 表中の左欄が「平成16年2月20日付附則」の行の右欄 表中の左欄が「平成16年5月1日付附則」の行の左欄中「「第14種総合オープン通信網サービス」」から「「タイプIV」の行」までの部分並びに同行の右欄中の当該部分に回答する部分 表中の左欄が「平成27年4月1日付附則3項」の行	「第2項及び第3項」とあるのは「第2項」に改めるとともに「第4項」及び第5項」を削ります。 「「削除」に改めます。」に改めます。 削ります。 削ります。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 6 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成29年7月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成29年9月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成29年10月30日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成29年12月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金

その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成30年1月1日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成30年2月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成30年5月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成30年10月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成30年12月5日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成31年1月1日から実施します。
(附則の改正)
- 2 平成28年2月1日付附則第2項の左欄が「平成13年4月1日付附則」の部分を削ります。
- 3 削除
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成31年1月29日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款に規定する第5種総合オープン通信網サービスにおける通信プロトコルは、この改正規定実施の日において、この改正規定による改正後の約款に規定する第5種総合オープン通信網サービスに係る「

PPP○E接続型」に名称を変更したものとみなします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成31年2月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成31年4月1日から実施します。
(附則の改正)
- 2 次表左欄の規定について、次表右欄に定める取扱いを行います。

規定	取扱い
平成31年1月1日付附則第3項	「削除」に改めます。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、令和元年5月20日から実施します。

附 則

(実施時期)

この改正規定は、令和元年5月22日から実施します。

附 則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、令和元年6月28日から実施します。
- 2 この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款（以下「改正前約款」といいます。）に規定する下表の左欄の第5種総合オープン通信網サービスは、この改正規定実施の日において、この改正規定による改正後の約款（以下「改正後約款」といいます。）に規定する下表の右欄の第5種総合オープン通信網サービスに変更したものとみなします。

改正前					改正後				
コース I	タイプ I	プラン I		PPP○E接続型	コース I	タイプ I	プラン I		
		プラン II		PPP○E接続型			プラン II		
	タイプ II	プラン I	通常利用型	PPP○E接続型	タイプ II	プラン I	通常利用型		
		プラン I	音声通信限定利用型	PPP○E接続型		プラン I	音声通信限定利用型		
		プラン I	特定通信限定利用型	PPP○E接続型		プラン I	特定通信限定利用型		
		プラン II		PPP○E接続型		プラン II	通常利用型		
		プラン III		PPP○E接続型		プラン III	通常利用型		
		タイプ IV	プラン I	音声通信限定利用型		PPP○E接続型	タイプ IV	プラン I	音声通信限定利用型

		プランⅠ	特定通信限定利用型	PPP○E接続型			プランⅠ	特定通信限定利用型	
		プランⅡ		PPP○E接続型			プランⅡ	通常利用型	PPP○E接続型
		プランⅢ		PPP○E接続型			プランⅢ	通常利用型	PPP○E接続型
		プランⅣ		PPP○E接続型			プランⅣ	通常利用型	PPP○E接続型
		プランⅤ		PPP○E接続型			プランⅤ	通常利用型	PPP○E接続型
	タイプⅤ	プランⅥ		PPP○E接続型		タイプⅤ	プランⅥ	通常利用型	PPP○E接続型
		プランⅦ	特定通信限定利用型	PPP○E接続型			プランⅦ	特定通信限定利用型	
		プランⅧ		PPP○E接続型			プランⅧ	通常利用型	PPP○E接続型
	タイプⅥ	プランⅧ		PPP○E接続型		タイプⅥ	プランⅧ	通常利用型	PPP○E接続型
		プランⅨ		PPP○E接続型			プランⅨ	通常利用型	PPP○E接続型
		プランⅩ		PPP○E接続型			プランⅩ	通常利用型	PPP○E接続型
		プランⅪ		PPP○E接続型			プランⅪ	通常利用型	PPP○E接続型
		プランⅫ		PPP○E接続型			プランⅫ	通常利用型	PPP○E接続型

		プランV		PPP○E接続型			プランV	通常利用型	PPP○E接続型
	タイプVII	プランO		PPP○E接続型		タイプVII	プランO	通常利用型	PPP○E接続型
		プランI	音声通信限定利用型	PPP○E接続型			プランI	音声通信限定利用型	
		プランI	特定通信限定利用型	PPP○E接続型			プランI	特定通信限定利用型	
		プランII		PPP○E接続型			プランII	通常利用型	PPP○E接続型
		プランIII		PPP○E接続型			プランIII	通常利用型	PPP○E接続型
	タイプV	プランO		IP○E接続型		タイプV	プランO	通常利用型	IP○E接続型
		プランII		IP○E接続型			プランII	通常利用型	IP○E接続型
	タイプVII	プランO		IP○E接続型		タイプVII	プランO	通常利用型	IP○E接続型
		プランII		IP○E接続型			プランII	通常利用型	IP○E接続型
		プランIII		IP○E接続型			プランIII	通常利用型	IP○E接続型
コースII	タイプII	プランI	通常利用型	PPP○E接続型	コースII	タイプII	プランI	通常利用型	
		プランI	音声通信限定利用型	PPP○E接続型			プランI	音声通信限定利用型	

		プラン I	特定通信限定利 用型	PPP○E接続 型			プラン I	特定通信限定利 用型	
		プラン II		PPP○E接続 型			プラン II	通常利用型	
		プラン III		PPP○E接続 型			プラン III	通常利用型	
	タイプ IV	プラン I	音声通信限定利 用型	PPP○E接続 型			プラン I	音声通信限定利 用型	
		プラン I	特定通信限定利 用型	PPP○E接続 型			プラン I	特定通信限定利 用型	
		プラン II		PPP○E接続 型			プラン II	通常利用型	PPP○E接続 型
		プラン III		PPP○E接続 型			プラン III	通常利用型	PPP○E接続 型
		プラン IV		PPP○E接続 型			プラン IV	通常利用型	PPP○E接続 型
		プラン V		PPP○E接続 型			プラン V	通常利用型	PPP○E接続 型
	タイプ VI	プラン 0		PPP○E接続 型			プラン 0	通常利用型	PPP○E接続 型
		プラン I		PPP○E接続 型			プラン I	通常利用型	PPP○E接続 型
		プラン II		PPP○E接続 型			プラン II	通常利用型	PPP○E接続 型
		プラン III		PPP○E接続 型			プラン III	通常利用型	PPP○E接続 型

		プランⅣ		PPP○E接続型		プランⅣ	通常利用型	PPP○E接続型
		プランⅤ		PPP○E接続型		プランⅤ	通常利用型	PPP○E接続型
	タイプⅦ	プラン〇		PPP○E接続型		プラン〇	通常利用型	PPP○E接続型
		プランⅠ	音声通信限定利用型	PPP○E接続型		プランⅠ	音声通信限定利用型	
		プランⅠ	特定通信限定利用型	PPP○E接続型		プランⅠ	特定通信限定利用型	
		プランⅡ		PPP○E接続型		プランⅡ	通常利用型	PPP○E接続型
		プランⅢ		PPP○E接続型		プランⅢ	通常利用型	PPP○E接続型
		タイプⅧ	プラン〇		IP○E接続型		プラン〇	通常利用型
	プランⅠ			IP○E接続型		プランⅠ	通常利用型	IP○E接続型
	プランⅡ			IP○E接続型		プランⅡ	通常利用型	IP○E接続型
	プランⅢ			IP○E接続型		プランⅢ	通常利用型	IP○E接続型

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和元年7月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和元年10月1日から実施します。
(附則の改正)
- 2 平成28年2月29日付附則第2項、第3項及び第4項を「削除」に改めます。
(経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施時期)

この改正規定は、令和2年1月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和2年2月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、令和2年3月26日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和2年4月1日から実施します。
(附則の改正)
- 2 次表左欄の規定について、次表右欄に定める取扱いを行います。

規定	取扱い
平成27年2月20日付附則 第2項 第3項 第4項	「削除」に改めます。 「削除」に改めます。 「削除」に改めます。
平成28年11月1日付附則第2項に定める規定欄中「平成27年2月20日付附則第4項」の部分	削ります。

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
(契約に関する経過措置)
- 4 この改正規定実施の際現に、次表の左欄に定める当社のauひかりビジネスサービス（以下「旧auひかりビジネスサービス」といいます。）に係るauひかりビジネスサービス契約（以下「旧auひかりビジネスサービス契約」といいます。）は、この改正規定実

施の日において、次表の右欄に定める総合オープン通信網サービスに係る総合オープン通信網契約に移行したものとみなしたものとします。

旧 a u ひかりビジネスサービス契約 一般 a u ひかりビジネスサービス タイプ I 及びタイプ III	第 1 種総合オープン通信網契約 第 1 種総合オープン通信網サービス タイプ I a
--	---

(取扱所交換設備に関する経過措置)

- 5 この約款実施の際現に、旧 a u ひかりビジネスサービス契約約款の規定により提供している取扱所交換設備は、この約款実施の日において、附則第 2 項の規定により、それぞれこの約款の規定により提供する取扱所交換設備に移行したものとします。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 6 この約款実施前に、旧 a u ひかりビジネスサービス契約約款の規定により生じた料金その他の債務に係る債権については、附則第 2 項の規定により、この約款実施の日において、総合オープン通信網契約が旧 a u ひかりビジネスサービス契約から引き継ぐものとし、その請求その他の取扱いについては、この約款の規定に準じて取扱います。

- 7 附則 2 項 (契約に関する経過措置) 及び第 3 項 (取扱所交換設備に関する経過措置) までの規定により、この約款実施前から継続して提供されることとなる電気通信サービスの料金のうち、この約款実施の日を含む料金月を単位として計算される、基本利用料、付加機能料及びその他旧 a u ひかりビジネスサービスに係る料金並びに総合オープン通信網サービスに係る料金については、旧 a u ひかりビジネスサービスと当社が提供する総合オープン通信網サービスを合わせて旧 a u ひかりビジネスサービス契約約款に規定する料金を適用するものとします。

(前受金に関する経過措置)

- 8 この約款実施前に、旧 a u ひかりビジネスサービス契約約款の規定により預け入れた前受金については、附則第 2 項の規定により、この約款実施の日において、総合オープン通信網サービス契約が旧 a u ひかりビジネスサービス契約から引き継ぐものとし、その取扱いについては、なお従前のとおりとします。

(損害賠償に関する経過措置)

- 9 この約款実施前に、旧 a u ひかりビジネスサービス契約約款の規定によりその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、附則第 2 項の規定により、この約款実施の日において、総合オープン通信網サービス契約が旧 a u ひかりビジネスサービス契約から引き継ぐものとし、その取扱いについては、なお従前のとおりとします。

(継続利用に係る料金等の控除の取扱い)

- 10 この約款実施前に、旧 a u ひかりビジネスサービス契約約款の規定により継続利用に係る料金等の控除の取扱いを受けている旧 a u ひかりビジネスサービス契約は、附則第 2 項の規定により、この約款実施の日において、総合オープン通信網サービス契約が旧 a u ひかりビジネスサービス契約からその取扱いを引き継ぐものとし、旧 a u ひかりビジネスサービス契約約款に規定していた継続利用期間の満了月の前料金月までにその取扱いの廃止があった場合、その取扱いについては、なお従前のとおりとします

(この約款実施前に行った手続きの効力等)

- 11 この約款実施前に、総合オープン通信網サービス契約に対し旧 a u ひかりビジネスサービス契約約款の規定により行った手続きその他の行為のうち、当社が提供する総合オープン通信網サービスに相当する部分については、この附則に規定する場合のほか、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて提供している

ものとしします。

- 12 この約款実施の際現に、総合オープン通信網サービス契約が旧 a u ひかりビジネスサービス契約約款の規定により提供している電気通信サービスのうち、当社が提供する総合オープン通信網サービスに相当する部分については、この附則に規定する場合のほか、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて提供しているものとしします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、令和2年9月28日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和2年10月1日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとしします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、令和2年11月4日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和2年12月1日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとしします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、令和2年12月24日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和3年2月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款（以下「改正前約款」といいます。）に規定する下表の左欄の第5種総合オープン通信網サービスに係る総合オープン通信網サービス契約は、この改正規定実施の日において、この改正規定による改正後の約款（以下「改正後約款」といいます。）に規定する下表の右欄の第5種総合オープン通信網サービスに係る総合オープン通信網サービス契約に移行したものとみなします。
ただし、この改正規定実施の日の前日までに、下表の左欄のサービスを利用する契約者から特段の請求があったときは、この限りではありません。

第5種総合オープン通信網サービス タイプⅣ	第5種総合オープン通信網サービス タイプⅦ 200Mb/s（フレッツ 光ネクスト ファミリー・ハイスピードタイプ）のもの
タイプⅥ Bフレッツ ビジネスのもの	タイプⅥ 1Gb/s プラン5（フレッツ 光ネクスト ビジネスタイプ）のもの

3 この改正規定実施の際現に、改正前約款に規定する下表の左欄の第5種総合オープン通信網サービスに係るタイプⅣのプランは、この改正規定実施の日において、改正後約款に規定する下表の右欄の第5種総合オープン通信網サービスに係るタイプⅦのプランに移行したものとみなします。

第5種総合オープン通信網サービス タイプⅣ プランⅠ プランⅡ プランⅢ プランⅣ プランⅤ	第5種総合オープン通信網サービス タイプⅦ プランⅠ プランⅡ プランⅢ プランⅣ プランⅤ
--	--

4 第3項の場合において、第5種総合オープン通信網サービスに係るタイプⅦのプランⅣ及びプランⅤの基本利用料は、下表に定めるとおりとします。

ア コースⅠに係るもの

(ア)タイプⅦのもの

定額利用料

1ユーザIDごとに月額

区 分		料 金 額 (税抜価格)
プランⅣ	通常利用型	18,800円
プランⅤ	通常利用型	18,800円

イ コースⅡに係るもの

(ア)端末回線に係る部分以外の部分

①タイプⅦのもの

定額利用料

1ユーザIDごとに月額

区 分		料 金 額 (税抜価格)
プランⅣ	通常利用型	20,300円
プランⅤ	通常利用型	20,300円

(料金等の支払いに関する経過措置)

5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、令和3年3月23日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、令和3年7月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、令和3年9月2日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和3年9月29日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和3年10月1日から実施します。
(附則の改正)
- 2 次表左欄の規定を次表右欄のとおりとします。
平成23年7月1日付附則第2項
左蘭が「第1種総合オープン通信網サービス タイプⅢ（ベストエフォート）」の行
(料金等の支払いに関する経過措置)
削ります。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、令和3年11月19日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和4年4月1日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和4年10月1日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和5年1月1日から実施します。ただし、第49条第3項の規定は、令和5年2月1日から効力を有するものとしします。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和5年1月4日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和5年2月1日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和5年2月15日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和5年2月28日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和5年3月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和5年3月29日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和5年4月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、令和5年7月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和5年8月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和6年1月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和6年2月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、令和6年3月4日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和6年4月1日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。